

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会会議録目次

第1号(2月21日)

| | |
|-----------------------------------|----|
| 議事日程..... | 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 |
| 出席議員..... | 3 |
| 欠席議員..... | 3 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 3 |
| 開会宣告..... | 4 |
| 開議宣告..... | 4 |
| 議事日程説明..... | 4 |
| 会議録署名議員の指名..... | 4 |
| 会期の決定..... | 4 |
| 諸般の報告..... | 5 |
| 市長施政方針..... | 8 |
| 報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑..... | 10 |
| 議案第1号～議案第3号の上程、説明..... | 15 |
| 議案第4号の上程、説明..... | 20 |
| 議案第5号～議案第20号の上程、説明..... | 25 |
| 議案第21号～議案第37号の上程、説明..... | 34 |
| 議案第38号の上程、説明..... | 45 |
| 議案第39号の上程、説明..... | 46 |
| 議案第40号の上程、説明..... | 47 |
| 議案第41号の上程、説明..... | 48 |
| 諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決..... | 49 |
| 散会宣告..... | 52 |

第2号(2月28日)

| | |
|----------------------------------|----|
| 議事日程..... | 53 |
| 本日の会議に付した事件..... | 54 |
| 出席議員..... | 54 |
| 欠席議員..... | 55 |
| 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名..... | 55 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 55 |

| | |
|-----------------------------------|-------|
| 開議宣告..... | 5 6 |
| 議事日程説明..... | 5 6 |
| 諸般の報告..... | 5 6 |
| 議案第 1 号～議案第 3 号の質疑、委員会付託..... | 5 6 |
| 議案第 4 号の質疑、委員会付託..... | 6 3 |
| 議案第 5 号～議案第 2 0 号の質疑、委員会付託..... | 1 1 7 |
| 議案第 2 1 号～議案第 3 7 号の質疑、委員会付託..... | 1 2 0 |
| 議案第 3 8 号の質疑、委員会付託..... | 1 2 7 |
| 議案第 3 9 号の質疑、委員会付託..... | 1 3 1 |
| 議案第 4 0 号の質疑、委員会付託..... | 1 3 1 |
| 議案第 4 1 号の質疑、委員会付託..... | 1 3 1 |
| 散会宣告..... | 1 3 6 |

第 3 号 (3 月 9 日)

| | |
|---|-------|
| 議事日程..... | 1 3 7 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 3 8 |
| 出席議員..... | 1 3 8 |
| 欠席議員..... | 1 3 8 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 1 3 8 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 1 3 8 |
| 開議宣告..... | 1 3 9 |
| 議事日程説明..... | 1 3 9 |
| 議案第 1 号～議案第 3 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 3 9 |
| 議案第 2 1 号～議案第 3 7 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 4 2 |
| 議案第 3 9 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 5 4 |
| 議案第 4 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 5 5 |
| 議案第 4 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 1 5 6 |
| 散会宣告..... | 1 5 9 |

第 4 号 (3 月 1 2 日)

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 議事日程..... | 1 6 1 |
| 本日の会議に付した事件..... | 1 6 1 |
| 出席議員..... | 1 6 1 |
| 欠席議員..... | 1 6 1 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 1 6 1 |

| | |
|---------------------|-------|
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 1 6 1 |
| 開議宣告..... | 1 6 2 |
| 議事日程説明..... | 1 6 2 |
| 一般質問..... | 1 6 2 |
| 青 木 靖 君..... | 1 6 2 |
| 山 口 繁 君..... | 1 7 7 |
| 小長谷 順 二 君..... | 2 0 0 |
| 西 島 信 也 君..... | 2 1 7 |
| 杉 山 武 司 君..... | 2 3 7 |
| 延会宣告..... | 2 4 7 |

第 5 号 (3月13日)

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 議事日程..... | 2 4 9 |
| 本日の会議に付した事件..... | 2 4 9 |
| 出席議員..... | 2 4 9 |
| 欠席議員..... | 2 4 9 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 2 4 9 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 2 4 9 |
| 開議宣告..... | 2 5 0 |
| 一般質問..... | 2 5 0 |
| 下 山 祥 二 君..... | 2 5 0 |
| 杉 山 誠 君..... | 2 6 5 |
| 星 谷 和 馬 君..... | 2 8 0 |
| 木 村 建 一 君..... | 2 9 3 |
| 波多野 靖 明 君..... | 3 1 1 |
| 延会宣告..... | 3 2 1 |

第 6 号 (3月14日)

| | |
|--------------------------------------|-------|
| 議事日程..... | 3 2 3 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 2 3 |
| 出席議員..... | 3 2 3 |
| 欠席議員..... | 3 2 3 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 2 3 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 3 2 3 |
| 開議宣告..... | 3 2 4 |

| | |
|------------|-------|
| 一般質問..... | 3 2 4 |
| 鈴木正人君..... | 3 2 4 |
| 森良雄君..... | 3 4 2 |
| 散会宣告..... | 3 6 5 |

第 7 号 (3月22日)

| | |
|---------------------------------------|-------|
| 議事日程..... | 3 6 7 |
| 本日の会議に付した事件..... | 3 6 7 |
| 出席議員..... | 3 6 8 |
| 欠席議員..... | 3 6 8 |
| 地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名..... | 3 6 8 |
| 職務のため出席した者の職氏名..... | 3 6 8 |
| 開議宣告..... | 3 6 9 |
| 議事日程説明..... | 3 6 9 |
| 諸般の報告..... | 3 6 9 |
| 議案第 4 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 3 7 0 |
| 議案第 5 号～議案第 2 0 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 3 8 2 |
| 議案第 3 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決..... | 3 9 0 |
| 日程の追加..... | 3 9 2 |
| 報告第 4 号及び報告第 5 号の上程、説明、質疑..... | 3 9 3 |
| 報告第 6 号の上程、説明、質疑..... | 3 9 6 |
| 報告第 7 号の上程、説明、質疑..... | 3 9 7 |
| 議案第 4 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 0 0 |
| 議案第 4 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 0 2 |
| 議案第 4 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 0 5 |
| 議案第 4 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 0 7 |
| 議案第 4 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決..... | 4 1 2 |
| 閉会宣告..... | 4 1 4 |
| 署名議員..... | 4 1 7 |

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第1号)

平成30年2月21日(水曜日)午前9時30分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市長施政方針
- 日程第 5 報告第 1号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解について)
- 日程第 6 報告第 2号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について)
- 日程第 7 報告第 3号 専決処分の報告について(訴えの提起について)
- 日程第 8 議案第 1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第8回)
- 日程第 9 議案第 2号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第10 議案第 3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第11 議案第 4号 平成30年度伊豆市一般会計予算
- 日程第12 議案第 5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第13 議案第 6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第 7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第15 議案第 8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第16 議案第 9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第17 議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第19 議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第20 議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算
- 日程第21 議案第14号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第15号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第23 議案第16号 平成30年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第24 議案第17号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第25 議案第18号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第26 議案第19号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第27 議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算

- 日程第 2 8 議案第 2 1 号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 9 議案第 2 2 号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 3 号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 2 4 号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 2 5 号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 2 6 号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 2 7 号 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 3 5 議案第 2 8 号 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第 3 6 議案第 2 9 号 伊豆市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について
- 日程第 3 7 議案第 3 0 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 8 議案第 3 1 号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第 3 9 議案第 3 2 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 4 0 議案第 3 3 号 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 1 議案第 3 4 号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 2 議案第 3 5 号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 4 3 議案第 3 6 号 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 4 4 議案第 3 7 号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 5 議案第 3 8 号 第 2 次伊豆市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 4 6 議案第 3 9 号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 4 7 議案第 4 0 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第 4 8 議案第 4 1 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更について
- 日程第 4 9 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 靖明君 | 2番 | 山口 繁君 |
| 3番 | 星谷 和馬君 | 4番 | 間野 みどり君 |
| 5番 | 鈴木 正人君 | 6番 | 下山 祥二君 |
| 7番 | 杉山 武司君 | 8番 | 三田 忠男君 |
| 9番 | 青木 靖君 | 10番 | 永岡 康司君 |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君 | 14番 | 杉山 誠君 |
| 15番 | 森 良雄君 | 16番 | 木村 建一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開会 午前 9時30分

開会宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回伊豆市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

開議宣告

議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告を申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

会議録署名議員の指名

議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長において指名いたします。11番小長谷順二議員、12番小長谷朗夫議員を指名いたします。

会期の決定

議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月22日までの30日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの30日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してありますので、会期日程表のとおりでございますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

諸般の報告

議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、昨年11月22日に、静岡県厚生農業協同組合連合会経営管理委員会に対して行った「リハビリテーション中伊豆温泉病院の市内存続についての要望書」に対しまして、本年1月29日付静厚業第153号で回答がありましたので、掲示板に掲示しましたので報告いたします。

次に、去る12月定例会において可決されました「ゴルフ場利用税の堅持を求める意見書」につきましては、関係方面に提出いたしました。

次に、監査委員からの法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりです。

次に、昨日までに受理した陳情は1件です。既に配付してあります「原発事故被災者への支援拡充と放射能汚染基準の見直しに関する意見書の提出を求める陳情」については、第2委員会に審査を要請いたします。

次に、過日行われました組合議会等などの報告の申し出がありますので、これを許します。

まず、伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会について、4番、間野みどり議員、お願いいたします。

〔4番 間野みどり君登壇〕

4番（間野みどり君） おはようございます。4番、間野みどりでございます。よろしくお願いたします。

平成30年2月5日月曜日午後3時より、伊豆市役所本所2階議場において平成30年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会が開催されましたので、報告いたします。

議席の指定、会議録署名議員の指名、会期の決定後、管理者の行政報告が行われました。

続いて、1件の議案について審査を行いました。

議案第1号 平成30年度伊豆市沼津市衛生施設組合予算について上程され、平成30年度歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,958万4,000円と定めるものです。

質疑討論はなく、会議一致で原案どおり可決されました。

以上、報告いたします。

議長（三田忠男君） 次に、駿東伊豆消防組合議会定例会について、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

11番（小長谷順二君） おはようございます。11番、小長谷順二です。

それでは、駿東伊豆消防組合議会についての報告をさせていただきます。

駿東伊豆消防組合議会が平成29年12月21日と今月8日、沼津市寿町にある消防本部で開か

れ、杉山武司議員と私 2 人で出席をいたしました。

12月21日の第 1 回駿東伊豆消防組合議会臨時会の報告について、議第 9 号 駿東伊豆消防組合職員の育児休暇等に関する条例の一部改正についてです。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部の改正の施行に伴い、非常勤職員が育児休業に係る子が 2 歳に達する日まで育児休業をすることができる、特に必要と認められた場合を定めるためのものです。

議第10号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例の一部改正について。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改正等に準じ、一部を改正するものでした。

議第11号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 2 回）について。歳入歳出予算の総額を歳入歳出3,892万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ59億2,912万4,000円とするもので、人事院勧告に基づく補正となります。

次に、2月8日の平成30年第 1 回駿東伊豆消防組合議会定例会の報告をいたします。

平成29年中の火災の内容について。平成29年中の火災件数は166件、前年比よりプラス36件。伊豆市の火災件数は16件で、昨年よりプラス7件ということになりました。おおむね2.2日に1件の割合で火災が発生しているということです。

救急概要について報告します。

救急出動件数は2万3,984件で、前年比プラス1,796件、伊豆市の状況は1,908件で、昨年より61件ふえおります。

議第 1 号 平成29年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第 3 回）について報告します。

地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる13事項の債務負担行為の補正でありました。

議第 2 号 金融機関の指定について。平成30年6月1日から平成33年5月31日までの間における本組合の公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関をスルガ銀行株式会社に指定をすることです。

議第 3 号 駿東伊豆消防組合基金条例の一部改正について。駿東伊豆消防組合の運営経費は、構成市町からの負担金が主な財源ですが、その運営経費に剰余金が生じた場合は、共通経費は共同消防基金に積み立て、個別経費は個別の基金に積み立てるか、負担金を支出した構成市町に返金をしているところであります。

ここで伊東市及び東伊豆町が負担する個別経費については、予算不足の際の財政補填を目的に個別基金を設置する方針が示されたため、新たに伊東市及び東伊豆町の消防個別経費基金を設置する改正となりました。

議第 4 号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について。地方公共団体の手数料の標準に関する政令に定められている手数料の標準額の改定に乗じて一部を改正するものです。

議第 5 号 平成30年度駿東伊豆消防組合会計予算について。歳入歳出の予算総額はそれぞれ60億6,987万2,000円と定め、伊豆市の負担金は共通経費7,919万7,000円、個別経費4億

9,261万4,000円、その他の経費5,764万7,000円で、トータル6億2,945万8,000円となります。

これらの議案は全会一致で承認をされました。

議会終了後、駿東伊豆消防組合第一方面、沼津送水管理センター、清水町消防署、消防指令センターを視察いたしました。

以上、報告を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会について、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。2番、山口繁です。

議長の許可をいただきましたので、報告させていただきます。

三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会が2月7日水曜日午前10時より三島市役所で開催されました。

運営委員会の位置づけは、その後に開催される3市の市長で構成される協議会の前段での意見を聞く場という設定であります。伊豆市からは森議員、鈴木議員、そして私3名で出席をしております。

提案された議案は、1つは平成30年度のセンター協議会の事業計画案、2つ目に平成30年度予算案、3つ目にセンター協議会に対する各市の負担金案、そして4つ目は平成30年度監査委員の指定案であります。

事業計画では、前年度に引き続き社会保障税番号制度への対応や税業務、住民記録業務、国民健康保険業務、福祉系業務など、基幹業務の共同電算処理を実施するとともに、3市の情報担当部門、民間の計算センターと連携し、コンピューター機器の更新及び管理を行うとされています。

予算案では、歳入歳出予算6億3,079万6,000円でありまして、前年度の予算に対し、2,046万8,000円の増加となっております。

3市それぞれの分担金は、三島市3億4,655万9,000円、伊豆市1億1,658万2,000円、伊豆の国市1億4,665万4,000円となっていて、前年度との比較においては、三島市が190万円程度の増、伊豆市が190万円弱の増、伊豆の国市は市の独自負担金があるということで、1,660万円の増となっております。

監査委員は3市で2人ずつ各日交代で務めることになっておりまして、今期は三島市から服部正平議員、伊豆の国市からは久保武彦議員が候補者となっております。

情報システム業務はシステムそのものやデータの安全管理、とりわけ大災害時への対応をどのようにするかという点に関心が集まります。現在のデータ保存に関する安全対策は、愛知県にあるNTT系のバックアップセンターに週に1度のサイクルでバックアップをしているとのことで、ではその1週間のサイクルの間はどうなるのかということですが、これに関しては、庁内で毎日バックアップをしているとのことでした。この点につきましては、

災害時の情報システム業務の継続と国の推進する地方公共団体のクラウド導入に対応するため、3市の関係部署職員を中心に検討部会を設置し、平成31年度導入に向けた計画策定をす
るとしてあります。

以上、協議会にかける幾つかの議案が提起されましたが、いずれも原案どおり協議会に付
していくことが確認をされました。

これをもって三島市・伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会運営委員会の報告といた
します。

以上であります。

議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

市長施政方針

議長（三田忠男君） 日程第4、市長施政方針。提案理由の説明に先立ち、施政方針に関す
る市長の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回伊豆市議会定例会の冒頭に当たり、施政方針を申し述べます。

今年度、第2次伊豆市総合計画の見直しを行いました。伊豆市では、総合計画を戦略的、
体系的に策定しています。したがって、総合計画に定めた諸施策を着実に実行することが、
市の発展に直結するものと考えております。

平成30年度は、重点目標達成のため、次のような具体的事業を進めてまいります。

重点目標1「魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保」。

政策1「機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成」について。

今年度旧湯ヶ島幼稚園の改修工事が完了し、4月2日に天城湯ヶ島支所、社会福祉協議会
天城湯ヶ島支所、天城湯ヶ島地区地域包括支援センターの移転、開所式を予定しています。
来年度は旧湯ヶ島小学校の施設改修を行い、天城湯ヶ島地区の新たな拠点づくりを進めてま
いります。また、（仮称）天城湯ヶ島インターチェンジに隣接して設置する道の駅整備事業
を進め、地域経済の活性化を図るとともに、地域住民の皆様も心地よく憩えるような施設整
備を行います。

天城北道路の完成と同時に完了する国道136号改良事業の受益地である土肥の振興につい
ては、義務教育学校の設置によって廃止される土肥小学校の跡地活用に関する構想策定に着
手いたします。

東京2020大会後を見据えた長期的施策の重要な柱である景観整備については、新年度は景
観まちづくり重点地区の計画策定に入ります。

政策2「まちの骨格となる総合的な交通環境の創出」について。

長年の地元要望であった市道矢熊筏場線改良工事を着実に進めてまいります。天城北道路にアクセスするこの道路は、八岳地区の未来づくりに大きく貢献するものと期待しています。

重点目標 2 「安全で心地よい生活環境の創出」。

政策 1 「生涯健康の創造」について。

現在伊豆赤十字病院で年間約700回救急車を受け入れています。県から医師配置の御配慮をいただき、若い医師の皆さんが地域医療に情熱を持って取り組んでいただいています。この状況を維持するため、老朽化したMRI、X線テレビの換装などに必要な補助金を計上いたしました。これが結果として、順天堂大学静岡病院の負担軽減にも寄与するものと考えています。

政策 2 「心地よい環境づくり」について。

都市計画を見直した成果を具現化するため、牧之郷地区の地区計画策定を予定しております。これにより、現に住んでいる皆様の住環境を保全するとともに、鉄道駅を活用した定住促進を図ります。

重点目標 3 「産業力の強化」。

政策 1 「観光交流を中心とした地域産業の振興」について。

東京2020大会の開催に必須のアクセス道路整備を行うとともに、市民の大会機運醸成や国内外への情報発信を強化します。

また、新年度は、県を挙げて実施するデスティネーションキャンペーンのプレキャンペーンの年に当たり、伊豆市では産業振興協議会がDMOとして機能するように体制を強化いたします。

海と共に生きる観光防災まちづくり事業を進める土肥地区において、一定の方向性が固まりました。土肥への道路アクセスが格段に改善するこのタイミングであり、土肥の地域振興を強化する絶好のチャンスです。観光防災グランドデザインを策定するための検討作業に入ります。

政策 2 「企業誘致や雇用創出に向けた取り組みの強化」について。

子育て支援策として、祝日保育実施の結果を検証して、休日・祝日保育を実現いたしました。父子家庭、母子家庭の方がサービス業に従事していただくための環境が整いつつあることから、シングルペアレントの移住促進を図ります。厳しい労働力不足に直面している観光産業の労働環境改善につながるものと期待しています。

重点目標 4 「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」。

政策 1 「個性的な市民文化・都市文化の創造」について。

昨年秋、日本ペンクラブのイベントが伊豆市で開催され、改めて当市が有する文学の薫りを実感いたしました。天城北道路が完成する新年度は、湯ヶ島地区の将来構想を戦略的かつ総合的に検討する作業として文学の郷構想の策定を進めてまいります。

政策 2 「まちの個性づくりと情報発信」について。

静岡水わさびが日本農業遺産に認定され、現在、世界農業遺産認定の審査結果を待っているところです。最大のマーケット・シェアを誇る伊豆市のワサビ産業のさらなる発展を目指して、わさびの郷構想を作成いたします。今後は近隣市町との連携も視野に入れ、伊豆半島全体の振興に貢献することを目指します。

最後に、重点目標5「少子化対策と次代を担う人材の育成」。

政策1「子育て支援の充実」について。

既に議会で御承認いただいた修善寺東こども園の移転、建てかえ事業を着実に進めてまいります。保護者の方々や地元の期待も大きく、また財源に期限もあることから、今後の事業進捗において、議会の御理解、御支援を引き続きよろしくお願い申し上げます。

以上、平成30年度施政方針について、総合計画における位置づけと予算づけによって御説明申し上げました。ただし、4月には世界ジオパークと世界農業遺産の認定の可否が判明し、5月には教育振興審議会の答申がまとまるなど、大きな変動要素があります。それぞれ結果が明らかになった際には柔軟かつ機動的に対応してまいりますので、伊豆市がこのような状況にあることを議員の皆様におかれましても御理解いただきますよう、お願い申し上げます。

以上、施政方針を報告申し上げます。

報告第1号～報告第3号の上程、説明、質疑

議長（三田忠男君） 日程第5、報告第1号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解について）から、日程第7、報告第3号 専決処分の報告について（訴えの提起について）までの3件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第1号から報告第3号までの3件について一括して提案理由を申し上げます。

報告第1号は、市道管理事故に伴う和解について、平成29年12月26日に専決処分したものです。

報告第2号は、施設管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、平成29年12月28日に専決処分したものです。

報告第3号は、市営住宅使用料滞納者に対して、市営住宅の明け渡し等を請求する訴訟を提起するため、平成30年1月29日に専決処分したものです。

以上、3件について地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細について担当する部長から説明をさせます。

議長（三田忠男君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

まず、報告第1号及び報告第3号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） おはようございます。

それでは、私のほうから報告第1号と報告第3号について補足説明をさせていただきます。

まず、報告第1号でございますけれども、議案書の2ページをお願いします。

事故は、平成29年11月24日金曜日午前11時ごろ、場所は4ページにあります幸泉荘より熊坂に下った伊豆市堀切93番地の北東180メートル地点の市道熊坂ニュータウン線路上に落木がありまして、走行していた相手方の自動車が当該落木に乗り上げて、バンパーを損傷しました。

相手方は、記載してありますように市外にお住まいの方で、この事故に伴う和解につきましては、この方と話し合いの中で、損傷が小さいとの理由で本件事故に関する損害賠償請求を放棄し、一切請求を行わないということで示談となりました。

事故となりました落木は、市道ののり面に生えていた雑木が風の影響により折れまして、市道に落木したということであります。現在はその周辺ののり面の雑木を伐採し、落木がないように対応しております。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

続きまして、報告第3号、12ページをお願いします。

この専決処分でございますが、市営住宅の使用料滞納者に対して支払いと明け渡しを請求するため、訴訟を提起したものでございます。

当滞納者は、昭和62年5月に入居後、平成11年10月分から家賃を再三の催告にもかかわらず、何ら弁済することがなく、訪問等をして面会することができなかったことから、平成28年9月28日付の内容証明郵便により、最終通告として平成29年3月31日限りで市営住宅を明け渡すよう請求をいたしました。が、いまだ明け渡そうとしておりません。

以上のことから専決処分をし、平成30年2月6日に静岡地方裁判所沼津支部に訴状を提出いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告いたします。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 続いて、報告第2号について、総務部長。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私からは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。

議案書の8ページの専決処分書をお願いいたします。

こちらにつきましては、まず事故の概要ですが、平成29年6月2日午前10時ごろ、湯ヶ島の旧湯ヶ島幼稚園グラウンド北側に設置してあります観音開きの門、これが通常横棒を差すかんぬき型の鍵になっていたのですが、この日は施錠がされておりませんで、10ページを見

ていただきたいと思います。こちら被害に遭われた方の自宅から、車が門扉に向かってバックで出ておりました。このときに、突風、風が吹きまして、この門扉が道路側に開いたところで、相手側の車両のバンパー左前方を破損したという事故でございます。これにつきましては、車の修理代15万4,364円が損害賠償の額として専決しております。

なお、この門扉につきましては、現在は修繕いたしまして、道路側には開かないような措置をしております。

補足につきましては、以上でございます。

議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

報告何号ですか。

〔「2号」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 2号ですね。報告2号について、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

報告第2号について質問させていただきます。

この旧湯ヶ島小学校の門扉の施錠がよろしくなかったということなんですけれども、ここを現在使っている人がいるのではないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。もしいるのだったら、現状注意でもいいですけれども、その責任を追及したのかどうか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この旧湯ヶ島幼稚園につきましては、特にそういうかんぬき状の鍵を開ければ誰でも出入りできるような状況になっていたと。特に出入り禁止ということで厳重な施錠をしていたということではございません。その当日近辺にどなたかが使っていたかということまでは、把握はしてございません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 常時使っている人はいないんですか、ここを。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 日常的に常時使っている方がいるということは、把握しておりません。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにどうでしょうか。

13番、西島信也議員。

報告何号でしょうか。

〔「1番目と3番目」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 1番と3番についてです。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

専決処分の報告第1号のほうですけれども、これは要するに熊坂からニュータウンへ上がる道のところで落木があって、車が乗り上げてバンパーを損傷したということの説明なんですけれども、これ被害額とかそういうものはわかっているのか。バンパーを損傷したといいますから、そういうものは計算したんでしょうか。

それが1つと、それからもう一つですけれども、和解して損害賠償請求権を放棄し一切の請求を行わないということなんですけれども、何で一切の請求を行わないのか、その理由ですね。うんと損害が軽微だったからとか、一応これは警察へ届けたとかそういうことで当局側というか市側も知ったと思うんですけれども、どういうわけで一切の請求を行わないのかお伺いをいたします。それが1番目。

それから、報告の3号です。立野団地の家賃滞納、明け渡しと支払い請求ですけれども、これは1つは、これは要するに訴訟を起こしたと、そういうことですね。それで、損害金が1カ月当たり4万7,900円というんですからこれは家賃だと思うんですけれども、滞納額が390万幾らあるわけですけれども、これは何年も前から、計算すれば七、八年前からずっと滞納しているということだと思うんですけれども、損害金の括弧に平成29年4月1日から明け渡し済みまでとなって1年間ですね。これはどういうことで損害金、1年間しか請求する訴訟にならないのかということですね。

それから、滞納しているわけで、建物を出ていってくれとそういう請求だと思うんですけれども、その見通しとか、そういうものはもう裁判が始まって、どういうことに今現在なっているのでしょうか。お伺いします。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

報告第1号からいきましょうか。両方ですか。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、報告第1号から、まず、被害額が出してあるかというところなんですけれども、要するに見た感じにというか、車を見て損傷が本当に小さかったものですから、そういうものは出していないということで、本人も本当に小規模な傷なので、そういうところは一切請求しないということで、お互いの話し合いの中で和解しました。

報告3号の住宅のほうですけれども、最終通告が平成29年3月31日ということで請求していますので、それ以後にいたときには1カ月当たり、この記載している額を1カ月ごとに払

ってくださいと、加算してください、滞納分イコール払ってくださいということで請求をしております。

あとは裁判が平成30年3月15日の10時から行われますので、その判決によりましては、今後弁護士と相談していきたいと思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。よろしいですか。

ほかにございませんですか。

15番、森良雄議員。

何号でしょう。

〔「3号」と言う人あり〕

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 専決処分について、訴えの提起について質問させていただきます。

これ立野の市営住宅にお住まいの方に対する専決処分ですよね。市営住宅に入っている方では、これは財産もない、恐らく収入もないと、そういう方ではないかと思うんです。こういう方に対する対処、どうするかということをもまず伊豆市は考えるべきだと思うんです。私は常々政治は愛だと言っていますけれども、中には愛だなんて言うとアイダとも言うよなんて笑っていた者もいますけれども、これは愛がなければ解決できません。私の経験からいくと、過去に民生委員をやっていたことがあるんですけれども、やっぱりこれは大勢の人を巻き込んで、この人が退去できるようにしてやらなければこれは解決できません。だって、行き先を考えてやっていないんでしょう。まずその辺を考えているかどうか。この人が出られるようにしてやらないと、この問題は解決しないと思います。裁判費用をどうするのかという問題も発生してくると思いますので、その辺を考えているかどうか伺いたい。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 市営住宅ですので、家賃というのはその収入状況に応じて金額を決めているところでございます。

行き先とかという今話がありましたけれども、まずは平成30年3月15日10時から裁判が行われますので、その判決によりまして弁護士と相談して、今後の対応を決めていきたいと思っています。

以上です。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第1号から報告第3号を終わります。

議案第1号～議案第3号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第8、議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）から日程第10、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）までの3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第1号から議案第3号まで一括して提案理由を申し上げます。

一般会計補正予算につきましては、歳出において、平成28年度で事業終了した臨時福祉給付金の精算に伴う国庫返還金、利用者の増加による障害児通所給付費、財政調整基金の運用益の積み立てなどを増額する一方、国や県の事業採択が見送られたために事業の執行を見送った工事費を減額いたします。歳入においては、執行を見送った事業に充当していた国・県補助金や地方債を減額するなど総額4億9,689万8,000円を減額し、歳入歳出予算額を169億502万1,000円とするものです。

国民健康保険特別会計補正予算については、当初見込みを上回る保険給付費が必要なため、療養給付費と高額療養費合わせて8,462万9,000円を増額し、歳入歳出予算額を51億9,852万6,000円とするものです。

介護保険特別会計補正予算については、平成28年度の歳計剰余金について、当初見込みを上回ったために基金の繰り入れを取りやめるとともに、残余分を介護給付費準備基金に積み立てることとし、総額6,435万7,000円を増額し、歳入歳出予算額を32億6,814万6,000円とするものです。

詳細についてそれぞれ担当する部長に説明させますので、よろしく願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第1号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の14、15ページをお願いします。

こちら今回補正させていただきます4億9,689万8,000円の減額に対する各款、項のそれぞれの金額でございます。

16、17ページをお願いします。

まず、16ページの第2表、継続費の補正でございます。

こちら7款1項の道の駅整備事業、こちらにつきましては、執行年度の変更によりまして、今年度の執行予算がなくなりました。このため執行ゼロということで継続費で設定しており

ました5億8,520万円を廃止するものでございます。

なお、こちらの継続費につきましては、新年度予算でまた新たに設定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、17ページの第3表、繰越明許費の補正、こちら10件の繰越明許費を補正させていただきます。

まず、6款2項の治山事業でございますが、こちらは工事に伴う立ち木の伐採等に日数を要して、年度内完了が見込めないものでございます。

次の7款1項萬城の滝基本設計業務委託でございますが、地元関係団体等との調整に時間を要しておりまして、これも年度内完成が見込めないということで、500万円の繰り越し。

次の7款1項道の駅整備事業につきましては、こちらは建築と土木造成の実設計業務、これと土地購入に係る経費でございます。先ほど継続費の廃止のところでも申しました全体スケジュールが変更になっておりますので、年度内の業務の完了と用地の購入が見込めないために、1億6,139万4,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

8款2項市道整備事業でございます。こちらの工事につきましては、市道駅前柏久保線改良工事、こちらの年度内の見込みが立たないということと、あと市道中ノ沢線に係る土地購入費と物件移転補償費3路線分を合わせまして、5,815万円の繰り越しをお願いするものでございます。

同じく8款2項県単独道路橋梁整備事業負担金、こちらは県営事業でございます136号下船原バイパスの工事が繰り越しをされることに伴い、負担金も合わせて2,000万円繰り越しをさせていただきます。

9款1項消火栓改修関連工事でございますが、こちらは修善寺温泉場地区の消火栓の改修工事を行うに当たり、舗装の復旧が必要になります。ただ舗装の復旧につきましては、1カ月以上の養生が必要になるということで、この舗装復旧分46万9,000円を繰り越しをさせていただくものでございます。

10款3項土肥小中一貫校建設事業、こちらは既に御説明させていただいております外構工事になります。本体工事との工程調整の結果、外構工事と備品購入費が年度内完成が見込めないということで、3,847万5,000円を繰り越しをさせていただくものでございます。

11款1項の農地災害復旧事業から11款2項の河川災害復旧事業につきましては、この災害復旧3事業につきまして、進入路の調整や用地買収等に日数を要し、年度内完成が見込めないということで、それぞれ400万円、250万円、2,065万3,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、18ページ、第4表、債務負担行為補正でございます。新たに2件の債務負担の追加をお願いするものでございます。

1件目が、定住促進事業補助金、こちらは平成30年度、平成31年度の2カ年の家賃補助に係る債務負担170万円。

次に、バス路線維持事業補助金、こちらは平成30年度運行分につきまして、今年度中に平成30年度分の覚書を締結するために、債務負担行為5,294万3,000円をお願いするものでございます。

続きまして、19ページ、第5表、地方債補正。

まず、追加でございます。災害復旧債、こちらは牧之郷の事業河川田沢川の災害復旧工事に係る財源措置として、790万円の起債を新たをお願いするものでございます。

下の変更につきましては、歳出のほうでまた御説明させていただきますが、国の交付金や県費補助の未採択事業は、今回事業の執行を見送っているものについては、補正で減額をさせていただきます。それぞれ各事業の減額に伴い、起債を変更するものでございます。

また、2つ目の観光施設整備事業、こちらにつきましては、道の駅の関連の合併特例債ということで国の交付金等とは関係ないのでございますが、減額ということでございます。

続いて、歳出について説明させていただきます。

30ページ、31ページをお願いします。

先ほど市長の提案理由で申しました臨時福祉給付金給付事業でございますが、これは事業の実績に伴う精算ということで、国庫へ705万円を返還するものでございます。

障害者総合支援事業、こちらサービス利用者が増加したことに伴い、給付費1,225万円の増額。

国民健康保険事業につきましては、国民健康保険特別会計において、繰越金による財源振りかえをしております。その分一般会計からの繰出金を1,300万円減額するものでございます。

3款2項の保育所費、保育園一般事業でございますが、修善寺保育園と私立こども園の保育園分、こちらの運営費負担金につきましては、園児の当初見込みより園児の減少により、こちらの負担金、合わせまして881万9,000円を減額するものでございます。

続きまして、32、33ページ、6款1項の中山間地域総合整備事業、こちらは県営事業の負担金が確定したことに伴う314万5,000円の増。

6款2項の治山事業につきましては、こちら入ノ洞工事につきましては、県費の補助がつかなかったということで、事業を見送ってございます。1,050万円の減額。

7款1項のその他観光施設管理事業につきましては、旧営林署の跡地の基本計画につきましては、来年度の文学の郷構想を踏まえた位置づけとすることで、今年度の計画策定を見送りました。600万円の減。

道の駅整備事業につきましては、先ほど申したとおり、全体計画の変更に伴いまして、今回継続費の平成29年度分1億3,190万円を減額するものでございます。

34、35ページ、8款2項の市道整備事業、舗装修繕工事から22-06の物件移転補償、こちらにつきましては、社会資本総合整備交付金の未採択といたしますか、交付決定がなされなかったことにより事業の実施を見送るもので、総額2億9,600万円の減額。

国・県関連事業につきましては、県営事業の負担金の確定に伴い、1,861万円の増額。

天城北道路関連事業の発生土処理場関連工事につきましては、これ大平地区の天北関連の残土処理場の排水路工事について、当初市が施工する予定で予算計上をしておりましたが、国が施工したということで、その工事分として2,160万円を減額。

8款4項の急傾斜地崩壊対策事業につきましては、こちらも市内7カ所の急傾斜地の対策工事の県営の事業費の負担額が確定しました。それにより864万3,000円が減額となります。

36、37ページの8款5項の県単港湾改良事業の負担金、こちらも県営事業の負担金の確定に伴い、3,159万6,000円の減額。

10款4項の幼稚園一般事務事業、私立こども園の幼稚園分の運営費負担金につきましては、先ほどの保育園分と同様に、園児の減少に伴い1,641万4,000円を減額するものでございます。

これら歳出の補正に伴う歳入につきまして御説明させていただきます。

予算書戻りまして、24、25ページをお願いいたします。

まず、国庫支出金の国庫負担金でございます。こちらの障害児施設措置費給付費の国庫負担金につきましては、先ほど歳出で利用者の増に伴い、1,225万円の増額をさせていただきました。その2分の1が国庫ということで、612万5,000円。

施設給付費の負担金、こちらは修善寺保育園と私立こども園の保育園分に対する運営負担金が減額してございますので、その減額分と合わせて国費を再計算したことによる2,239万4,000円の減額。

14款の支出金のうちの国庫補助金につきましては、こちらも市道整備等に係る社会資本整備総合交付金と防災安全交付金事業の未採択ということで、合計で1億6,887万9,000円の減額。

15款県支出金につきましては、先ほどの障害児施設の措置費給付費の県費分になります。1,225万円の4分の1が県費となります。306万2,000円の増額。

児童福祉費負担金は、こちらは先ほどのこども園等の減額と同様、県費分について1,119万7,000円の減額。

県費補助でございますが、こちらは施設給付費補助金は私立こども園の幼稚園分の児童園児減に伴う負担金を減額してございます。それに伴う県費分が223万7,000円の減額。

県単治山事業費の補助につきましては、事業不採択による県費補助が見込まれないということで、減額してございます。

続いて、26、27ページにつきましては、基金の利子651万9,000円。

基金繰り入れ、これにつきましては、事業費の減額補正と繰越金による財源振りかえによりまして、基金からの繰り入れを1億8,357万5,000円減額。

繰越金につきましては、財源調整として1億5,771万3,000円。

雑収入としまして、県市町村振興協会市町交付金につきましては、交付金の確定に伴いまして、133万5,000円を減額するものでございます。

28、29ページの市債でございます。

こちら、まず2つ目の観光施設整備事業債につきましては、道の駅整備に係る合併特例債を予定しておりましたが、こちらの事業を今年度予算執行しないということで、1億2,530万円の減額。その他治山事業債から港湾事業債につきましては、事業の未執行等による減額に伴い、起債額もあわせて減額してございます。

最後の災害復旧債につきましては、先ほど申したとおり財源の措置ということで790万円でございます。

補正予算の補足説明は以上となります。

議長（三田忠男君） ここで10分間、40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第2号及び議案第3号について、健康福祉部長、お願いします。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

健康福祉部長（村井克代君） 私のほうからは議案第2号、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）の補足説明です。

議案書の50ページをお開きください。

初めに、歳出から説明させていただきます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費ですが、11月診療分から療養費が増加傾向にあり、実績から推移した結果、6,547万6,000円を増額するものです。

また、2項1目一般被保険者高額療養費及び2目退職被保険者等高額療養費につきましては、当初見込みを上回る支出となったため、一般と退職を合わせて1,915万3,000円増額するものです。

続きまして、歳入について説明させていただきます。

議案書の48ページをごらんください。

繰越金が当初見込みを上回ったため、9款1項一般会計繰入金及び2項基金繰入金を合わせて2,301万5,000円減額するとともに、先ほど説明しました歳出の財源として、10款繰越金を1億764万4,000円増額するものです。

続きまして、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）の補足説明をさせていただきます。

議案書の60ページをお開きください。

歳入から説明させていただきます。

繰越金が当初見込みを上回ったため、7款2項基金繰入金を428万4,000円減額するとともに、歳出の財源として8款繰越金を6,864万1,000円増額するものです。

続きまして、歳出につきまして説明させていただきます。

議案書の62から65ページをごらんください。

2款保険給付費、3款地域支援事業費ですが、財源の振りかえに伴う財源内訳の変更となります。

また、4款1項基金積立金ですが、剰余金が見込めるため、介護給付費準備基金積立金として6,435万7,000円増額するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第3号までの3議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第4号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第11、議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第4号について提案理由を申し上げます。

施政方針で申し上げましたとおり、第2次伊豆市総合計画の5つのまちづくり重点目標に掲げた具体的な施策や事業を着実に進めてまいります。一言で総括すれば、「未来に向けた着実な一歩」を踏み出す予算といたしました。総額は168億2,000万円で、前年度比1億3,252万円、率にして0.8%の増、伊豆市としては過去2番目の当初予算の規模となりました。まず、歳入について。

市税は、本市を取り巻く環境は引き続き厳しいものがありますが、各税目について、ここ数年の収入状況を精査し想定収納率の改善を見込むなど、全体としては対前年度1,222万円、率にして0.3%増の41億3,211万円を見込みました。

次に、普通交付税とそしてその振りかえ措置である臨時財政対策債の合計額は48億3,000万円で、対前年度7,000万円の減額です。普通交付税は、特例措置終了に伴う縮減期間の4年目を迎え段階的な減額を見込む一方で、過去に借り入れた合併特例債の償還に応じた交付税算入を加え、全体として7,000万円の減額を見込んでおります。

その一方で、事業実施の財源確保のために、国・県支出金は、対前年度8,325万円増の27

億7,564万円を、市債は、将来負担と後年度の交付税措置を勘案しつつ、合併特例債や緊急防災・減災事業債を活用し、16億8,590万円を予算措置いたしました。

次に、歳出について。

施政方針で申し述べました具体的な事業について、その事業費を説明申し上げます。

まず、重点目標1の「魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保」については、旧湯ヶ島小学校の改修事業に1億6,620万円、月ヶ瀬の道の駅整備事業に2億5,262万円、土肥小学校の活用構想策定に1,000万円を計上いたしました。

なお、道の駅整備事業については、先ほどの補正予算の提案理由で申し上げましたとおり、執行年度の変更に伴い、平成31年度にわたる事業として改めて継続費を設定しております。

重点目標2「安全で心地よい生活環境の創出」については、伊豆赤十字病院が更新を予定しているMRIなどの医療機器整備費補助に3,436万円、お試し住宅の整備を初めとした移住・定住促進事業に5,296万円を計上いたしました。

先ほど、伊豆赤十字病院で約700回救急車を受け入れていると申し上げましたが、このMRIなどの医療機器があるために、例えば脳梗塞の診断ができるために受け入れができるというような状況のようです。これが老朽化して使えなくなると診断できないものですから、重篤でない救急患者も全て順天堂に直接お送りしなければいけない。そういった意味で今伊豆赤十字病院で勤務しているお医者様たちが必要としていること、そしてその結果によって順天堂の負担を軽減することにつながっていること、このようなことが赤十字病院からありましたことから、医療機器の換装のために補助をお願いしているところです。

重点目標3「産業力の強化」について。

東京2020大会関連事業として、情報発信などソフト事業に1,710万円、駅前地区や大野地区のアクセス道路改修事業に3億1,000万円。

産業振興として、伊豆市産業振興協議会にユニバーサルツーリズムの推進などを委託する事業として事業費2,563万円。

また、新規事業としては、土肥地区の観光と防災を両立させるランドデザインの検討に794万円。就業支援、子育て支援、移住・定住を組み合わせ、求人と求職のアンマッチを解消する若者・女性・シングルペアレント移住施策に1,412万円を計上いたしました。

重点目標4の「まちへの誇りの醸成とブランド力の向上」については、7つの地域づくり協議会の実施する事業への補助金4,294万円、また、ふるさと納税促進事業に1億834万円を計上してございます。

重点目標5の「少子化対策と次代を担う人材の育成」については、新たに産後初期段階における母子の支援を強化するため産婦健康診査事業に133万円を計上するとともに、新こども園建設事業に8,615万円、また、こども医療の医療費の助成金8,913万円を計上いたしました。

歳出予算のほか、道の駅整備事業については2カ年の、修善寺温泉の御幸橋整備のための

市道越路嵐山線改良事業については3カ年の継続費を、県営土地改良事業の内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業など7件については債務負担行為を設定させていただきました。

地方債につきましては、旧湯ヶ島小学校施設改修事業、新こども園建設事業、道の駅整備事業への合併特例債、普通交付税の振りかえ措置である臨時財政対策債など、総額16億8,590万円の借り入れを予定しております。

詳細についてそれぞれ担当する部長から説明をさせます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案第4号の平成30年度伊豆市一般会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書の68、69ページの第1表でございます。こちらは平成30年度総額168億2,000万円のそれぞれの款項の予算の歳入の内訳でございます。

70、71ページがそれぞれ款項の歳出の内訳となっております。

それでは、72ページからお願いいたします。

まず、第2表、継続費の設定でございます。

7款1項道の駅整備事業、こちら先ほど平成29年度の補正予算で一旦廃止をさせていただきました道の駅整備事業につきまして、新たに平成30年度、平成31年度の2カ年の継続費を設定させていただくものでございます。総額6億3,012万円、平成30年度が2億5,262万円、平成31年度が3億7,750万円、平成29年度の廃止の事業費より4,492万円増額してございます。この増額につきましては、整備工事に当たりまして3,994万円を増額し、施設の管理運営支援業務の委託料を新たに平成31年度に458万円を設定、工事費の増額に伴います施工管理委託料に40万円の増額をし、合計で4,492万円増額とさせていただいております。

8款2項市道越路嵐山線改良工事につきましては、これは御幸橋の整備事業に伴う3カ年の継続費総額3億円、平成30年度6,000万円、平成31年度9,000万円、平成32年度1億5,000万円を設定させていただくものでございます。

73ページの第3表、債務負担行為でございます。こちら7件の債務負担をお願いするものでございます。

1点目の定住促進事業補助金、平成31、32年度分の家賃補助を設定させていただくものでございます。

2点目の新戸籍システム更新事業につきましては、現在使用しております戸籍システムが平成31年6月で使用期間が終了しますので、平成31年7月から5年間新たなシステムに移行するために、5年間の債務負担を設定させていただくものでございます。

3点目の子ども・子育て支援事業の計画策定業務委託でございますが、こちら平成30年度、平成31年度の2カ年で基礎調査、また計画策定を委託するということで294万円。

子育て支援情報発信委託につきましても、県のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業、こちらを活用して平成30年度、平成31年度で子育て情報誌を発行するものでございます。200万9,000円。

二次救急病院設備整備費補助金、伊豆赤十字病院へのMRIの施設整備の補助金、こちらは平成30年度、平成31、平成32年度の3カ年で年間2,000万円ずつ計6,000万円。債務負担行為としましては、平成31、平成32年度の4,000万円の設定となります。

指定ごみ袋の製造運搬業務、こちらは平成31年度のごみ袋の製造運搬業務を平成30年度中に発注するために1,937万3,000円。

県営土地改良事業の内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業につきましては、大平の現在残土処理の整備をしております換地による創設企業用地取得のために、平成31年度の取得を見込んでおります。2億4,700万円の設定をさせていただきます。

次に、74ページの地方債でございます。

こちらにつきましては、先ほど市長が申しましたとおり、それぞれ財源措置として合計16億8,590万円でございます。この市債のうち、合併特例債は5億8,990万円。また継続費として既に設定してあります旧湯ヶ島幼稚園、旧湯ヶ島小学校改修事業や道の駅整備事業、市道矢熊筏場線改良事業、これらに合併特例債を充てます。

また、公共事業公債は3億4,580万円。主なものとしましては、やはり東京オリンピック・パラリンピック関連のアクセス道路となります駅前市道柏久保線や大野中ノ沢線の改良工事等の起債を計画しております。

続きまして、予算書をお願いいたします。

予算書の3ページからが歳入となります。

予算書3ページ、4ページの1款の市税でございます。

全体としましては、先ほど市長が申しましたとおり、前年度比1,222万円増の41億3,211万円を見込んでおります。

それぞれの市税でございますが、まず、個人市民税につきましては、人口流出等が著しいことから減少が見込まれるところでございますが、現年課税分につきましては、収納率の改善を見込んでおりまして、前年比1,700万円増の12億7,000万円を見込んでおります。

法人市民税につきましては、全体的に横ばい状況と判断しておりまして、対前年比100万円増の1億6,000万円を見込んでおります。

市民税全体で対前年比2,040万円増の14億4,830万円を計上してございます。

次に固定資産税でございますが、3%前後の下落が続いている状況でございますが、固定資産税全体としては収納率の改善を見込み、対前年比1,627万5,000円減の22億4,301万8,000円としております。

次に、軽自動車税、これにつきましては、13年経過による重課、これによりまして前年度比210万円増の9,600万円を見込んでおります。

次に、5ページ、6ページのたばこ税になります。こちらは本数の減少が見込まれることから、対前年比150万円減の2億2,750万円。

入湯税につきましては、宿泊施設におけます部屋の定員の減少や立ち寄り湯施設の入湯客数の減少傾向が予想されるところでございますが、収納率の改善を見込んでおり、700万増額の1億1,500万円を見込んでおります。

続きまして、19ページから24ページの14款をお願いします。

14款の国庫支出金でございますが、このうち1項の国庫負担金、こちらは土肥小中一貫校の整備が終了したことなどにより、総額で3,969万円減となっております。

2項の国庫補助金につきましては、自転車まちづくり推進事業やIT企業進出支援、お試し住宅整備のための市有施設の改修などに充当する地方創生推進交付金3,500万円を計上したほか、新たに土肥小学校の活用構想策定に充てるための過疎地域等自立活性化推進交付金を1,000万円、オリンピック関連道路整備を含む社会資本整備総合交付金の増額などで4,208万円の増額となっております。国庫支出金の総額としては、17億4,822万円となっております。

次に、23ページからの15款県支出金でございます。

県支出金につきましては、独鈷の湯公園整備、昭和の森の道の駅トイレの整備、(仮称)天城湯ヶ島インターチェンジの道の駅整備など、観光施設整備事業に対する補助金が増額したことなどから、8,173万円増の10億2,741万円を計上してございます。

続いて、33ページからの17款の寄附金でございますが、こちらのふるさと伊豆寄附金でございます。平成29年度と同額の3億円を目標としております。

18款の繰入金でございます。2項の基金繰入金につきましては、市営住宅中里団地等の外壁防水修繕に充てるための社会基盤整備基金2,900万円。伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合負担金のうち、新施設整備事業費に充てるための環境衛生施設整備基金1,397万円、ふるさと納税で寄附していただいた方が指定した基礎事業に充てるためのふるさと応援基金3億円、このほか緊急に実施する事業や年度間財源調整のための財政調整基金5億1,380万円の繰り入れを見込んでおります。その結果、繰入金は総額で8億5,677万円となっております。

続いて、43ページからの21款の市債でございます。

市債につきましては、先ほど予算書の第4表の内訳で説明したとおりとなりますが、全体では対前年比1億1,650万円減の16億8,590万円となっております。

以上が主な歳入となります。

続いて歳出でございますが、歳出につきましては、詳細を本定例会の終了後とあすそれぞれの担当から詳細を説明させていただきますので、私からはこの当初予算案資料に基づきま

して、性質別の説明とさせていただきます。

当初予算資料の3ページをお願いします。

こちらに歳出の性質別の歳出を計上してございます。

まず、義務的経費でございます。こちら人件費につきましては、対前年度比3,600万4,000円の減、合計で29億7,799万8,000円。扶助費につきましては、私立こども園、保育園分の運営費負担金や生活保護に係る扶助費の増により21億8,612万3,000円。対前年比で3.5%の増となっております。

公債費につきましては、平成26年度事業として実施しました新し尿処理施設建設事業や光ファイバ網整備補助事業、修善寺駅周辺整備事業などのために借入れを起こしました合併特例債の元金償還が始まるため14億8,160万円、対前年度比で8,260万円、5.9%の増額となっております。

以上から、義務的経費合計では66億4,572万1,000円、対前年度比で1億5,362万円、2.4%の増額となっております。

続きまして、投資的経費でございます。

投資的経費は、継続事業となっております旧湯ヶ島幼稚園、旧湯ヶ島小学校の改修事業や道の駅整備、市道整備事業が増加する一方、土肥の小中一貫校建設事業の終了などにより、25億5,567万2,000円、対前年度比では2,118万8,000円の減となっております。

その他の経費としまして、物件費につきましては、一般廃棄物収集運搬業務委託料の増額などにより、合計で28億3,117万2,000円、対前年度比3,405万円の増。

補助費につきましては、駿東伊豆広域消防組合など一部事務組合に対する負担金の増額など、また二次救急病院に対する設備整備費の補助金の新規計上などにより、合計で22億8,710万6,000円、対前年度比5,200万1,000円の増額となっております。

繰出金につきましては、国民健康保険特別会計や下水道事業特別会計に対する繰出金が減額となったことで、合計17億9,779万2,000円の減となっております。

以上、一般会計の補足説明とさせていただきます。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第5号～議案第20号の上程、説明

議長（三田忠男君） 続いて、日程第12、議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第27、議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第5号から議案第20号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、平成30年度の特別会計について、公共用地取得事業特別会計は、土地の貸付収入の減少により、対前年度108万円減の44万円、国民健康保険特別会計は平成30年度から財政運営の責任主体が静岡県となります。このため、県から示された療養給付費や国民健康保険事業費納付金等の見込み額に基づき算定した結果、対前年度7億3,200万円減の43億7,000万円、後期高齢者医療特別会計は被保険者数の増加、保険料率の改定や保険料軽減特例の見直しに伴う保険料の増などにより、対前年度3,460万円増の4億4,090万円、介護保険特別会計は、介護報酬改定に伴う報酬単価の上昇や居宅介護サービス利用者の増加などにより、対前年度1億3,000万円増の32億5,000万円、簡易水道事業特別会計は、施設の維持管理、配水管の布設替えの継続に加え、土肥地区の簡易水道施設改修事業などのために借り入れた地方債の元金償還が始まったことにより、対前年度800万円増の1億6,100万円、下水道事業特別会計は、流域下水道維持管理負担金が増額となる一方、湯ヶ島クリーンセンターの長寿命化計画に基づく改築更新工事や地方債償還金の減額により、対前年度6,900万円減の15億4,600万円、農業集落排水事業特別会計は、処理場施設の機能診断業務を行うほか、施設の維持管理や設備修繕により、対前年度200万円増の1億4,900万円をそれぞれ計上いたしました。

企業会計のうち水道事業会計について、水道使用量は、人口減少や節水型衛生器具の普及等により年々減少しており、平成30年度は対前年度1.5%減の430万立方メートルを、また事業収益は、対前年度0.3%減の5億9,034万円を見込みました。

温泉事業特別会計は、施設の維持管理や源泉施設の設備について、経年劣化により故障のおそれがあるポンプ等の修繕を行っていきます。事業収益は、対前年度1.4%減の7,910万円を見込みました。

各財産区特別会計については、山林の維持管理や管理会経費など、必要な予算を措置しております。

詳細についてそれぞれ担当部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第5号及び議案第14号から議案第20号までの8議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは議案第5号と議案第14号から議案第20号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第5号、特別会計予算書の3ページからになります。

平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算につきましては、歳入歳出44万円と定めております。

11ページをお願いいたします。

主な収入は、普通財産の貸し付けでございます。42万3,000円。こちらにつきましては、御幸橋駐車場につきまして毎年120万円を計上させていただいております。来年度につきましては、御幸橋の整備、この事業の準備にかかるために、この御幸橋駐車場につきましては、4月と5月の2カ月分の使用貸付料を見込んでおり、6月以降につきましては、市に返却をしていただくということで、予算のほうは2カ月分を計上しております。

続きまして、議案第14号から議案第20号までの財産区につきましては、すみません、こちらの予算資料をまたお願いいたします。こちらの6ページの下に各財産区の予算額を計上してございます。

まず、議案第14号、持越財産区特別会計につきましては、歳入歳出総額を140万円としております。歳入の主なものは、土地等の貸付金と前年度からの繰越金となっております。

続きまして、議案第15号、市山財産区特別会計につきましては、予算総額24万円、主な歳入は前年度からの繰越金です。

続きまして、議案第16号、門野原財産区特別会計、予算総額10万円、こちら前年度からの繰越金が主な歳入となっております。

議案第17号、吉奈財産区特別会計、予算総額180万円、こちらの歳入の主なものは、土地等の財産の貸付と前年度からの繰越金でございます。

議案第18号、月ヶ瀬財産区特別会計、予算総額180万円、こちら主な歳入としましては土地等の貸付金と前年度からの繰越金。

議案第19号、田沢財産区特別会計につきましては、総額11万円、こちら主なものとして、区からの寄附金10万円を見込んでおります。

続きまして、議案第20号、矢熊財産区特別会計につきましては、総額16万円、歳入としましては、前年度からの繰越金となっております。

歳出につきましては、いずれの財産区も財産区管理会の経費と財産の管理に関する経費となっております。

財産区特別会計の総額としては、合計で561万円となっております。

私からは以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、議案第6号から議案第8号までの3議案について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

健康福祉部長（村井克代君） それでは、初めに、議案第6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書は79ページから、そして特別会計予算書のほうは15ページからになります。

国民健康保険事業につきましては、平成30年度から財政運営の責任主体が静岡県となり、予算編成が大きく変わります。

歳入は、療養給付に係る国庫負担金や前期高齢者交付金は市へ交付されず、県の収入とな

り、新たに保険給付費等交付金として療養給付に対する費用の全額が県より交付されることとなります。

また、歳出は、新たに国民健康保険事業費納付金として、国民健康保険税を主な財源に静岡県へ納付することとなります。

よって、保険給付費及び保険事業費は微増であります。予算増額としては7億3,200万円の減となります。

それでは、歳入のほうから説明させていただきます。

特別会計予算書の24ページをお願いいたします。

1 款の国民健康保険税は、一般被保険者及び退職被保険者の減少により、前年度より4,848万6,000円の減となっております。

3 款の国庫支出金は、先ほど説明しましたとおり、療養給付費等負担金及び財政調整交付金が県の特別会計への歳入となるため、前年度より8億1,610万2,000円の減となっております。

4 款の療養給付費等交付金につきましても、県の特別会計の歳入となるため、過年度精算の形式計上分1,000円を見込み、前年度より1億1,991万3,000円の減となっております。

5 款の県支出金は、保険給付や特定保健検査等に対して県から交付されるもので、新たに保険給付費等交付金として31億3,534万2,000円を見込みました。

また、県の財政調整交付金につきましては、県の特別会計への繰り入れとなるため、廃目といたしました。

7 款の繰入金は、一般会計からの繰入金と保険給付費等支払準備基金からの繰入金です。

一般会計からの繰入金のうち、法定繰入金は、前年度とほぼ同額で、その他繰入金は前年度より2,000万円減となっております。

基金繰入金は、国保事業費納付金の支払いに充てるためのもので、前年度より3,306万円減となっております。

9 款の諸収入の主なものは、後期高齢者医療広域連合から受託している75歳以上の健康診査に係る受託料でございます。

なお、前期高齢者交付金は県の特別会計への歳入となり、共同事業交付金につきましては、制度廃止に伴い廃目といたしております。

次に、歳出につきまして説明させていただきます。

予算書のほうは38ページをごらんください。

1 款の総務費は、国民健康保険を管理運営するために要する経費ですが、主なものは一般管理費で、国保事務に携わる職員7名分の人件費、電算センター協議会への負担金などがございます。

2 款の保険給付費は、一般被保険者、退職被保険者等に係る療養給付費、療養費、高額療養費等の給付費です。一般被保険者療養給付費及び退職被保険者等療養給付費は、ともに被

保険者数は減少しておりますが、1人当たりの医療費が緩やかな増加傾向にあり、前年度より4,162万1,000円増となっております。高額療養費につきましては、被保険者数が減少していることから、前年度より498万7,000円の減となっております。出産育児一時金、葬祭費は、過去の実績に基づき、前年と同額を見込みました。

3款の国民健康保険事業費納付金ですが、歳入の5款の県交付金に係る県の特別会計の財源に充てるため、新たに市から県へ納付するもので、国民健康保険税を主な財源として、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせて11億1,178万4,000円を見込みました。

5款の保険事業費は、40歳から74歳の被保険者を対象に実施する特定健診、特定保健指導事業と後期高齢者広域連合から受託している75歳以上の方を対象の後期高齢者健康診査事業と人間ドックに対する助成が主なものです。両事業とも医療機関への健診委託料が主なものです。

また、後期高齢者支援金等及び介護保険給付金は、科目の再編成により、前期高齢者納付金は県の特別会計への計上により、共同事業拠出金は制度廃止により、それぞれ廃目となっております。

続きまして、議案第7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは83ページから、そして特別会計予算書は65ページからになります。

総額は、前年度と比べ3,460万円の増となっております。

まず、歳入ですが、特別会計予算書の74ページをお開きください。

1款の後期高齢者医療保険料につきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合で賦課決定し、各市町で徴収することとなっております。保険料全体では、前年度より2,811万9,000円の増となっております。

次に、3款の繰入金ですが、一般会計からの繰入金で、事務費繰入金として435万円、保険基盤安定繰入金として9,723万9,000円を見込みました。

続きまして、歳出でございますが、78ページをお願いいたします。

1款の総務費ですが、電算センター協議会への負担金、保険料の賦課徴収に係る経費が主なものでございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金ですが、徴収した保険料や保険料軽減分を広域連合に納付するものでございます。これにつきましては、被保険者数の増加と保険税率の改定及び保険料軽減特例の見直しに伴う保険料の増により、前年度より3,428万2,000円の増となりました。

3款の諸支出金ですが、被保険者が死亡したことなどにより、過年度の保険料を還付するためのものでございます。

続きまして、議案第8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは87ページから、そして特別会計予算書のほうは83ページからになります。総額は、前年と比較し、1億3,000万円の増となっております。

まず、歳入でございますが、特別会計予算書の92ページをお願いいたします。

1款の保険料ですが、65歳以上の第1号被保険者数を1万2,110人とし、第7期介護保険事業計画に基づき保険料の見直しを行い、月額基準額を4,800円として算定し、前年度より4,193万3,000円の増となっております。

次に、3款から5款につきましては、介護給付や地域支援事業、総合事業に対する国や県、社会保険診療報酬支払基金の法定的な負担分でございます。

7款の繰入金ですが、法定分であります一般会計からの繰入金と介護給付費準備基金の取り崩し分となっております。

続きまして、歳出でございますが、102ページをお開きください。

1款の総務費は、前年度より55万1,000円の増となっております。これは認定件数の増加に伴い、在宅調査員の報酬及び費用弁償の増額が主な要因です。

2款の保険給付費は、前年度より1億1,689万4,000円の増となっております。主な要因につきましては、現時点で公表されている報酬単価の上昇率を勘案し、また認定者の増加に伴う居宅介護サービス費等の増加を見込みました。

施設介護サービス等給付費の増は、転換予定であった介護療養型医療施設が第6期介護保険事業計画期間内で転換しないこととなり、継続して給付が見込まれるためです。

3款の地域支援事業は、前年度より1,248万2,000円の増となっております。これは、総合事業のサービス利用の増加に伴い、訪問型サービス費、通所型サービス費及び計画を作成するためのケアマネジメント費について増加を見込みました。

6款の諸支出金ですが、被保険者が死亡したことなどにより、過年度の保険料を還付するためのものがございます。

私からの補足説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（三田忠男君） 次に、議案第9号から議案第13号までの5議案について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、私から建設部所管の5つの特別会計について補足説明をさせていただきます。

黄色いファイルの特別会計予算書で説明をさせていただきます。

まず、議案第9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計の予算でございますが、127ページからになります。

歳入歳出の総額を1億6,100万円とするものでございます。

主な歳入につきましては、予算書の134ページ、135ページをお願いします。

2款1項の使用料を4,180万円と決めました。また、3款1項の一般会計からの繰入金につきましては2,960万円とし、起債の元利償還に充てる予定でございます。

136ページ、137ページをお願いします。

6 款の市債の5,000万円につきましては、4,000万円を簡易水道配水管の布設替え工事に、1,000万円を公営企業移行事業に充当する予定でございます。

歳出でございますが、138ページ、139ページをお願いします。

1 款の総務管理費の12節役務費の簡易水道料金徴収事務委託手数料389万5,000円でございますが、これは料金徴収事務手数料としまして水道会計に支払うものでございます。

次に、140ページ、141ページをお願いします。

2 款の簡易水道費の12節役務費、12 - 40になりますけれども、簡易水道漏水管理事務手数料582万6,000円でございますが、漏水管理事務手数料として水道会計に支払うものでございます。

13節の委託料、13 - 44公営企業会計移行支援業務1,000万円につきましては、簡易水道事業を平成32年度から公営企業とするための支援業務となります。

また、15節の工事請負費、15 - 40、施設改良費4,000万円でございますが、柿木地区、八木沢地区、小下田地区の配水管布設替え工事と市道大平柿木線の改良工事に伴う排水管布設替え工事に充てる予定でございます。

その他につきましては、通常の維持管理業務として計上しております。

続きまして、議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計の予算でございます。

153ページからになります。

歳入歳出を15億4,600万円と定めております。

160ページ、161ページをお願いします。

主な歳入になりますが、2 款 1 項の使用料、下水道使用料 3 億3,701万2,000円を見込んでおります。これは平成30年度より使用料を改定するため、5,725万3,000円の増となっております。

続きまして、162ページ、163ページをお願いします。

3 款 1 項の国庫補助金、1 億8,663万円を見込んでおります。これは、湯ヶ島クリーンセンターの改築の更新工事に係るものと大平地区の管渠工事、新たに白岩浄化センターの耐震実施設計、管渠の実実施設計等の下水道事業に充当いたします。

次に、166ページ、167ページをお願いします。

8 款 1 項の市債でございます。2 億280万円。これらにつきましては、国庫補助金の受け入れ事業の補助残分に充てるもののほか、流域下水道建設費の負担金、さらに公営企業会計移行事業に係るものに充当する予定でございます。

続きまして、歳出でございます。

168ページ、169ページをお願いします。

1 款 1 項の下水道建設費、2 目の単独事業費の15節工事請負費2,282万円でございますが、管渠工事や公共ますの取り出し工事、また舗装関連としまして、マンホールふたの調整工事

などを予定しております。

3目の流域下水道事業費19節の負担金補助及び交付金の19-40流域下水道建設費負担金1,254万3,000円でございますが、狩野川流域東部浄化センターの施設の更新工事に係る伊豆市の負担金になるものでございます。

続きまして、170ページ、171ページをお願いします。

4目の特定環境保全公共下水道事業におけます13節の委託料1億9,090万円と、あと15節の工事請負費2億1,160万円。これらにつきましては、先ほど申し上げております湯ヶ島クリーンセンターの改修更新工事や大平管渠整備工事、白岩浄化センターの耐震設計業務、管渠実施設計業務委託等を予定しております。

172ページ、173ページをお願いします。

1款2項下水道管理費、1目の業務費の12節の役務費1,337万4,000円と13節の委託料3,163万6,000円ですが、175ページにあります役務費の12-40下水道料金徴収事務手数料、水道会計に支払うものでございます。

委託料の13-40の地方公営企業会計移行業務委託につきましては、下水道事業におきましても下水道料金で賄っていくことを求められていることから、企業会計に移行することにより経営状況を明確化し、適正な料金算定ができるよう対応を図るものでございます。公営企業として、平成31年度からのスタートを予定しております。

176ページ、177ページをお願いします。

処理場の管理事業、13節の委託料、13-40の処理場維持管理業務委託料の1億2,266万7,000円でございますが、土肥浄化センター、白岩浄化センター、湯ヶ島クリーンセンターの維持管理業務となります。

下水道については、以上でございます。

続きまして、議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算でございます。191ページからになります。

歳入歳出の総額は1億4,900万円となりまして、対前年比200万円の増額となりました。

198ページ、199ページをお願いします。

主な歳入ですが、2款1項の使用料、下水道につきましては、下水道会計と同じく平成30年度より料金を改定するため、564万2,000円増の3,205万2,000円を予定しております。

3款1項国庫補助金800万円でございますが、処理施設の機能診断業務に充当いたします。

4款1項一般会計繰入金1億373万2,000円は、前年度比1,184万4,000円の減額となりました。繰入金につきましては、起債の元利償還金に6,238万6,000円、業務比に4,134万6,000円を充当いたします。

202ページ、203ページをお願いします。

1款1項業務費、12節の役務費、農業集落排水料金徴収事務手数料225万円は、料金徴収事務の手数料として水道会計に支払うものでございます。

204ページ、205ページをお願いします。

13の委託料、13 - 41の処理場維持管理業務委託料2,516万円は、加殿、冷川、佐野・雲金、門野原、吉奈処理場の維持管理費となります。

2款1項の施設費、13の委託料、13 - 41の農業集落排水処理施設の機能診断業務委託料1,326万3,000円は、加殿処理場を除く4つの処理施設を対象に機能診断を実施する予定でございます。

続きまして、議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算でございます。

215ページからお願いします。

平成30年度の年間総配水量は、前年比1.5%減の430万立方メートルと見込みました。これは、配水量が人口減少、あとトイレ等の節水型衛生器具の普及により減少傾向にあることから、営業収益の減収と考えております。

218ページ、219ページをお願いします。

最初に、収益的収入及び支出ですが、218ページの1款水道事業収益の1項営業収益の1目の給水収益は、給水量の減により前年比1.1%減の5億4,470万5,000円としました。全体の事業収益は、5億9,034万2,000円を見込んでおります。これに対しまして、1款水道事業費用は、5億6,533万円といたしました。

次に、219ページの資本的収支についてですが、収入では、建設改良工事の主な財源として、企業債を1億円借りる予定でございます。

資本的支出につきましては、建設改良費2億4,769万9,000円、企業債の償還に1億3,057万5,000円、合計で3億7,827万4,000円を計上しております。

建設改良の主なものとしましては、天城北道路の関連配水管の布設替え工事、大平の下水道工事に伴う排水管の切りかえ工事のほか、老朽管の布設替え、排水施設の設備更新を実施する予定でございます。

最後に、議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計について説明させていただきます。

235ページをお願いします。

業務の予定量を給湯戸数330戸、年間総配湯量154万1,068立方メートルを予定しております。

238ページをお願いします。

収入は、1款温泉事業収益を7,910万7,000円とし、支出は1款の温泉事業費用を7,664万8,000円と決めました。

同じページですが、支出の中の1項3目総係費1,163万1,000円のうち、温泉徴収業務委託料としまして180万円を水道会計への支払いが含まれております。

239ページ、資本的収入及び支出につきましては、収入はなく、資本的支出は2,551万8,000円を見込みまして、主な建設改良費につきましては、小土肥源泉水中ポンプの入れか

え工事、中村源泉の水中ポンプの入れかえ工事、土肥地区内の配湯管入れかえ工事等を実施する予定でございます。

以上で建設部所管の5つの特別会計予算の補足説明を終わります。よろしく申し上げます。
議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号から議案第20号までの16議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

ここで議事日程の都合により、昼の休憩にしたいと思います。

再開は12時50分、1時間後にお願いいたします。

休憩 午前 11時50分

再開 午後 0時50分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第21号～議案第37号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第28、議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第44、議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第21号から議案第37号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第21号は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業を取得できる期間について国家公務員に合わせるために改正するものです。

議案第22号は、非常勤職員等について、日当の支給を存続させるために所要の改正を行うものです。

議案第23号は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令が改正されたため、所要の改正を行うものです。

議案第24号は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正されたことにより所要の改正を行うものです。

議案第25号は、委員の守秘義務違反に関し、その罰金について国の罰則に合わせるものです。

議案第26号は、新たに県外の地域に研修のために派遣する職員に対して地域手当を支給するため所要の改正を行うものです。

議案第27号は、中小企業及び小規模企業が地域経済に重要な役割を果たすことを明確に位

置づけ、地域経済における役割の大きさや支援の必要性を明記し、その持続的発展の支援に特化した条例を制定するものです。

議案第28号は、都市計画等の案の縦覧手続について、都市計画法の規定により制定するものです。

議案第29号は、消費者安全法の規定に基づき、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定める条例を制定するものです。

議案第30号及び第31号は、平成30年4月1日から国民健康保険制度が変わり、県が財政運営の主体となることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第32号は、伊豆市第7期介護保険事業計画に基づき算定する平成30年度から平成32年度の保険料額を定めるための改正を行うものです。

議案第33号は、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、国民健康保険の住所地特例者について、転出元の住所地の後期高齢者医療に加入することとなったため、所要の改正を行うものです。

議案第34号は、介護保険法の改正に伴い、引用条文を改正するものです。

議案第35号は、介護保険法等の一部改正に伴い、共生型サービスを利用できるようになったことにより所要の改正をするものです。

議案第36号は、介護保険法の改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定権限を平成30年4月1日から都道府県から市町に移譲するため、所要の改正をするものです。

議案第37号は、平成30年4月1日から市が設置する学校に新たに義務教育学校が加わるることとなるため、所要の改正を行うものです。

それぞれ詳細について担当する部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第21号から議案第26号までの6議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から議案書135ページの議案第21号から議案第26号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議案第21号につきまして、137ページからの新旧対照表をお願いいたします。

今回、地方公務員等の育児休業法の改正に伴い、国家公務員の育児休業制度に合わせるための改正です。

大きく2つの改正がございます。

まず1つは、非常勤職員の育児休業期間について、特例的に2年まで取得できる、そういう改正が1つ。あと1つは育児休業、我々職員もそうなんですが、育児休業を再度取得する場合の特例としまして、いわゆる待機児童、お子さんが待機児童になった場合も再度できるようという大きな2つの改正になります。

それではまず、138ページをお願いいたします。

非常勤職員につきましては、原則1年、それから特例的に1年2カ月、1年6カ月まで今まで取得することができておりました。ただし、その非常勤職員については、子供が1歳6カ月に達する日以降も任用されるということが前提ですので、現在伊豆市ではこういう非常勤職員は存在しないんですけれども、一応育児休業制度として国の制度に合わせる改正となります。

今回新たに2条の4を追加してございます。こちらは、現在というか1歳6カ月まで育児休業を取得する場合、その育児休業をしている職員がさらに6カ月延長できる場合を追加してございます。

第1号を見て、1号、2号いずれにも該当する場合ということで、まず1号につきましては、お子さんの1歳6カ月到達日に現に育児休業をしている非常勤職員、またはその配偶者が育児休業をしている職員で、第2号で継続的な勤務のために特に必要と認める場合に限り、2歳まで取得ができるという改正になります。

続きまして、新たに3条の6号の改正でございます。

この3条につきましては、先ほど申したとおり、育児休業の取得は原則1回です。ただし条例で定める特別の事情がある場合は、再度取得できるよということを既定しております。

もともとの改正前の6号を見ていただきますと、配偶者が負傷または疾病により入院したりとか配偶者と別居したことなど、当初予測することができなかった事例が発生した場合は再度取得できるというのがもともとの規定でございます。それに新たに下線で引いてある改正後のところを見ていただきますと、保育所や認定こども園など、保育の利用を希望し申し込みを行っているが、当面その実施が行われない、いわゆる保育所にお子さんが入所できないような、そういう場合も再度取得できるということになっております。ただし、お子さんが3歳までの間に限ります。

その改正に伴いまして、第4条、こちらは育児休業の延長も原則1回でございまして、再度延長できる場合に、先ほどのいわゆる保育所等の利用ができない場合も再度延長ができることに追加しております。

140ページの第10条も追加規定になります。こちらは職員の育児休業を取得してから勤務に復帰して1年以内は育児短時間勤務をすることができます。その特別の事情に、先ほどと同じように、お子さんが保育所等に入所できないという場合も加えてございます。

これにつきましては、平成30年4月1日から施行といたします。

続きまして、議案第22号につきましては、この非常勤職員の報酬及び費用弁償につきましては、こちら143ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

右側の改正前を見ていただきますと、費用弁償の額につきましては、伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第6条の規定に準じて弁償するということになっております。12月議会におきまして、議員の費用弁償のうちの日当の部分が廃止され、あわせて別表

の規定が削除されております。今回は各種委員会の委員などの非常勤職員につきましては、引き続き従前の例のとおり日当について支給するというもので、この状態ですと支給できなくなるということで手当をしたものでございます。新たに4条の3項に今までの議会議員の費用弁償の条例の規定と同様の規定を入れております。日当を支払う場合と2分の1を支払う場合、それと同時に、議員の費用弁償条例で削られました別表につきまして、新たにこの非常勤職員の条例に書き込んでおります。2条以降でそれぞれ同じく議会議員の報酬及び費用弁償条例を引用していた条例が3本ございます。新旧対照表144、145を見ていただきますと、伊豆市証人等の実費弁償に関する条例、伊豆市消防団条例、伊豆市財産区管理会の管理委員の報酬及び費用弁償に関する条例は、それぞれ伊豆市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例を引用しておりましたので、今回その引用先を、先ほど非常勤職員の報酬条例を改正し日当を支払うような改正をしておりますので、引用先を議会議員の報酬条例から伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の例にするということで、それぞれ3本の条例の引用先の条例を改正しております。こちら平成30年4月1日からになります。

続きまして、147ページの議案第23号の消防団員等公務災害補償条例の改正でございます。

こちら148ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

こちら今年度も改正をしておりますが、消防団員の公務災害の補償の基準を定める政令、こちらが改正されております。補償基礎額に扶養親族がいる場合、加算をしております。国家公務員の扶養手当の額に準じてこの政令の基準を定めておりますので、国家公務員の一般職の給与法が改正され、平成29年度、平成30年度の2カ年にわたって扶養手当が段階的に減額されております。平成29年度と平成30年度に減額されておりますので、今回も改正するものでございます。

大きなものとしまして、この1号被扶養者というのが配偶者になります。今まで配偶者については333円が加算されておりましたが、このたび333円から217円へ減額。2号の扶養親族というのが、22歳に達するまでの子供になります。子供につきましては、267円から333円へ増額となります。そのほか、3号から6号までのその他の扶養親族につきましては、217円が変わらないというものでございます。

同じように、職員の扶養手当につきましても、配偶者は1万3,000円から平成29年度は1万円、平成30年度は6,500円と段階的に引き下げ、子供については6,500円を平成29年度に8,000円、平成30年度に1万円と増額しておりますので、その扶養手当額の変動にあわせて今回改正するものでございます。こちら平成30年4月1日からの施行となります。

続きまして、議案第24号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正についてでございます。こちら150ページの新旧対照表をお願いいたします。

個人情報保護条例につきましては、いわゆる個人情報の保護に関する規定でございますが、今回マイナンバーを含んだ個人情報についての規定になります。個人情報保護条例では、まず本人が自分の個人情報について開示請求をすることができます。本人が開示請求した個人

情報について誤りがあった場合は、それを訂正することを請求することができます。今回その訂正請求をして、マイナンバーを含む個人情報に限るんですが、マイナンバーを含む個人情報を訂正した場合の規定になります。

現在、他市町等の情報連携というのは、法律の規定に基づき利用できる事務が限定されております。それとは別に、伊豆市も条例で定めているマイナンバーを利用した連携事務というものを規定しております。もともとの規定は、法律の規定に基づく情報連携の紹介や伊豆市から逆に提供した場合、その情報を先ほど言った求められて訂正した場合は、必ず情報の紹介者、または提供者に訂正した旨を通知しなければならないという規定がございました。今回は、先ほど申した法律の規定による情報以外に条例の規定による事務、情報連携につきましても、マイナンバーを含む個人情報を訂正した場合は、その紹介者や提供者に通知をするという規定でございます。ちょっとややこしくなって申しわけありません。

続きまして、153ページの議案第25号になります。

情報公開個人情報保護審査会では、審査会委員について守秘義務を課しております。154ページを見ていただきますと、罰則規定がございまして、要はその守秘義務違反、職務上知り得た秘密を漏らした者については、1年以下の懲役、または3万円以下の罰金という規定でございますが、国の情報公開個人情報保護審査会におきましても、罰金は50万円となっております。また、地方公務員法も改正されており、第60条2項の秘密を漏らした職員、我々職員についても1年以下の懲役、または50万円以下の罰金という規定になっておりますので、今回、公務員と国の審査会委員に合わせた罰金の引き上げでございます。3万円を50万円とするものです。

続きまして、155ページの議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例でございます。

こちら156ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

もともとの条例の制定の経緯としまして、東京オリンピックの組織委員会に職員を研修派遣するに当たり、東京都の勤務となりますので、地域手当を特例的に支給できるように制定したものでございます。

来年度、市の職員を現在国のほうへ研修派遣することを検討しております。それに当たりますと、組織委員会への派遣だけではなく、静岡県以外の区域の外に研修派遣に出した場合、地域手当を支給できるように、対象を組織委員会に限らずというふうに改正をしております。

その関係で第2条の2項、今まではこれは東京都23区に限っておりましたので、100分の20の率を規定しておりましたが、今後は国が定めております1級地から7級地、それぞれ国の制度と同じように、100分の20から100分の3までの級地を規定しております。それぞれの級地、1級地はどこ、2級地はどこというのは、国の制度と同じように規則で定めるように3項を新たに追加しております。

3条におきまして、こちらにつきましては、期末勤勉手当と時間外手当の基礎額、それぞ

れ地域手当を加算するという改正規定となっております。

以上が私からの補足説明となります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第27号について、産業部長。

〔産業部長 堀江啓一君登壇〕

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから議案第27号 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例について説明させていただきます。

議案書のページは159ページになります。

既に全員協議会等で内容については説明しておりますので、簡単に説明させていただきます。

本条例は、市内中小企業等の振興に関し基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、中小企業等の振興のために行う基本的事項を定めることにより、中小企業等の振興のための施策を総合的に推進し、活力ある地域社会と豊かな市民生活の実現、市民の福祉の向上に寄与することを目的として制定するものでございます。

制定の背景ですが、本市の中小企業等は、人口減少、高齢化、経済活動の国際化等、社会的環境の変化に直面しており、事業所数の減少、売り上げの低迷、人材確保の困難等の課題を抱えております。このような社会情勢の中、市内中小企業等のみずからの努力はもちろん、地域社会を構成する市民や行政等も互いに連携、協力し、それぞれの役割のもとに中小企業等の振興に向けた取り組みを展開していくことが必要であることに基づきまして、条例を定めるものでございます。企業の自主的な努力促進、地域社会における重要性、中小企業の持続的発展、関係団体の連携強化と市民の協力が大切であると考えております。

静岡県条例と市条例とのすみ分けでございますが、基本的な構成は県条例を踏襲したものとなっておりますが、市条例におきましては、より市民や勤労者に近い行政であることを踏まえまして、第1条に福祉、第5条では福利厚生を見込み、制度面だけでなく心情面においても自立を目指しております。

第1条は条例制定の目的、第2条は用語の定義、第3条、基本理念、第4条、市の責務、第5条、中小企業者等の努力、第6条、中小企業者等支援機関の責務、第7条、金融機関の役割、第8条、教育機関等の役割、第9条、市民の協力、第10条、基本方針、第11条、意見の聴取、第12条、委任ということの構成になっております。

なお、施行期日は平成30年4月1日を考えております。

以上、よろしく御審議をお願いいたします。

議長（三田忠男君） 次に、議案第28号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第28号 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について補足説明をいたします。

議案書の163ページをお願いします。

都市計画法第12条の4に規定する地区計画は、地区レベルで定めるきめ細かな都市計画にあります。虫食い状の宅地の増加、狭隘な道路、小公園等の未整備、小規模開発の進行による不整形な街区の形成等の問題に対処し、良好な市街地の環境を形成していくことを目的とした制度でございます。

当該条例は、地区計画の作成に当たり、都市計画法第16条第2項に規定する案の作成手続を定めるものです。地区計画等の案は、地域単位での住民や利害関係者等の意見を求めて作成する必要があることから、当該条例において縦覧期間、縦覧する内容、意見の提出方法を定めることとなります。

現在、牧之郷地区において地域住民を主体に地区計画の検討を行っており、合意形成が調い次第、地区計画の案の作成手続を進めていく予定でございます。

なお、この条例は公布の日から施行するということになっています。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議長（三田忠男君） 次に、議案第29号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

市民部長（梅原敏男君） それでは、伊豆市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきまして補足説明をいたします。

議案書は166ページと167ページになっております。

本議案につきましては、高齢者等を中心に消費者被害が深刻化していることを踏まえまして、消費者の安全・安心を確保するために一層の取り組みが求められている状況です。全国的にも地方公共団体におけます消費者生活相談体制が強化されている状況下におきましても、そのような状況下において伊豆市においても消費者被害の早期発見及び防止を図るために、平成30年度におきまして消費生活センターの設置に向けた準備作業を進めております。

この消費生活センターの設置にかかわりまして、消費者安全法第10条の2第1項の規定に基づきまして、消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定める条例を制定するものでございます。

第1条では、ただいま申し上げました本条例の趣旨を規定しております。

第2条から第7条までは、内閣府令で定められております参酌すべき基準を規定しております。第2条では、消費生活センターの名称、位置、相談の日時の公示。第3条では、消費生活センターの事務を行うセンター長と必要な職員の配置について規定しております。そして、消費生活相談員資格試験の合格者等を消費生活相談員として配置する規定を第4条で、その消費生活相談員の処遇の確保等に関する措置を第5条で規定しております。

また、第6条では、職員に対する研修機会の確保を規定しております。

166ページになりますけれども、情報の適切な管理に必要な措置につきまして、第7条で規定しております。

そして、第8条では、本条例の施行に関して必要な事項につきましては、市長が別に定め

るという委任事項を規定しております。

なお、本条例の附則といたしまして、平成30年4月1日から施行するということとしております。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第30号から議案第36号までの7議案について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 村井克代君登壇〕

健康福祉部長（村井克代君） それでは、議案第30号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は169ページからの新旧対照表をごらんください。

この改正は、国民健康保険の制度改正に伴い、市から県へ納める国民健康保険事業費納付金に要する費用として、国民健康保険税を充てるための改正となります。

具体的な内容としましては、国民健康保険税を国民健康保険に要する費用と後期高齢者支援金等の納付に要する費用及び介護納付金の納付に要する費用に充てるという目的は変わりございません。

平成29年度までは、国民健康保険に要する費用は療養給付費の一部に充て、市から医療機関へと支払い、後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用は、市から社会保険診療報酬支払基金に納付しておりました。しかし、平成30年度からは、国民健康保険税は国民健康保険事業費納付金として県へ納めるための費用として充てるという方法に変わります。そのため、地方税法の改正に伴い、国民健康保険税の課税額を規定している条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第31号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は174ページをごらんください。

この改正は、平成29年度までは国民健康保険の療養の給付等に要する費用や後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に不足が生じた場合の資金に充てるため、伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金を設置しておりましたが、国民健康保険の制度改正に伴い、国民健康保険事業の健全な財政運営に資するための基金とするための改正です。

また、題名を「伊豆市国民健康保険事業基金条例」と改め、積み立てる額は国民健康保険特別会計で定める額とするため、規定している条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第32号 伊豆市介護保険条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は176、177ページをごらんください。

この改正は、3年ごとに見直しが行われる介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料の各段階の年額と省令の改正に伴い、基金所得金額を規定している条例の一部を改正するものです。

具体的な内容としましては、基準額である第5段階を4,800円とし、第1段階から第9段階までの年額保険料を規定し、第7段階及び第8段階を判定する前年の合計所得金額の区分をそれぞれ200万円未満及び300万円未満とするものです。

また、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、第16条中の「第1号被保険者」を「被保険者」に改めるものです。

次に、議案第33号 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書は180ページをごらんください。

この改正は、高齢者の医療の確保に関する法律第55条の2に追加される住所地特例者を、新たに保険料を徴収すべき被保険者として条文に追加するものです。

具体的な内容としましては、現在国民健康保険の住所地特例者が75歳になった場合、転出先の市町村で保険料を徴収していますが、平成30年度からは、転出元の市町村で保険料を徴収することとなります。後期高齢者医療は県単位の広域連合となっているため、県外の住所地特例施設へ転出された場合に、運営に影響を及ぼすこととなります。

次に、議案第34号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは182ページをごらんください。

この改正は、介護保険法第5条の2第1項に、認知症に対する国民の知識の普及と啓発の条項が修正されたことにより、法「第5条の2」を法「第5条の2第1項」に改めるものです。

次に、議案第35号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは184ページをごらんください。

この改正は、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の公布に伴い、現在介護サービスまたは障害サービスの訪問介護、または通所介護を運営している事業者が双方の指定の申請を行うことにより、行政型サービスとして利用できることとなります。よって、指定介護予防支援事業者が連携を行う施設として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定特定相談支援事業者を追加することとなります。

次に、議案第36号 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定の補足説明をさせていただきます。

議案書のほうは185、186ページをごらんください。

この改正は、介護保険法の改正に伴い、介護保険サービスを利用するに当たり、居宅サービス計画書を作成する居宅介護支援事業者の指定権限や実地指導等の事務が県から市に移譲されることに伴い、事業の基準を規定する条例を制定するものです。

今回の制定は、県で運営されている条例を基本とし、条例では基本方針等を規定し、具体的な事業の人員や運営に関する基準は規則に定めることとしております。

補足説明は以上となります。

御審議のほうよろしく願いいたします。

議長（三田忠男君） 次に、議案第37号について、教育部長。

〔教育部長 金刺重哉君登壇〕

教育部長（金刺重哉君） それでは、議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について補足説明を申し上げます。

お手元に別にお配りしました資料がございますが、条例議案説明資料という6ページつづりの資料、こちらの5ページの下をごらんいただきたいと思います。

今回の改正につきましては、平成28年3月の議会におきまして、伊豆市立学校設置条例を改正いたしました。ことしの4月1日から土肥の小学校、土肥の中学校を削りまして、新たに義務教育学校を加えるという改正でございます。この4月1日より義務教育学校を開校するに当たりまして、伊豆市が制定しております関連する条例のうち、小学校、中学校に係る規定、こちらにつきましては、この新たな「義務教育学校」という文言を加えるというものが今回の改正の主な内容でございます。

今回は一括条例ということで、6ページのほうに15の条例のほうをまとめてございます。

現在学校区分の表記のある15条例は、伊豆市の小中学校教職員住宅設置条例から15番の伊豆市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例まででございます。内容によりましては、これは産業部の所管でありますとか関係する部局もございまして、今回の条例の起因することが義務教育学校の開校ということで、教育部のほうで一括して御提案を申し上げることで御了承いただきたいと思います。と思っております。

今回の内容につきましてはの条文については、187から189ページに全部15条立てでそれぞれの条文ごとの改正の内容を書いてございます。わかりやすいのが新旧対照表でございますので、190ページをごらんいただきたいと思います。

今回の改正は、大きく分けますと区分の改正、それから施設等につきましては利用料金、これを小学校、中学校で区分していたものに対して、新たに義務教育学校が加わったということで、これらの土肥の義務教育学校の生徒に漏れのないような規定を整理したというのが基本的な考えでございます。

教職員の住宅設置条例については、小学校、中学校に加えて新たに義務教育学校の先生方にも教職員住宅に入れるような改正でございます。

それから、学校教育の施設につきましても、義務教育学校という区分がございませんでし

たので、これまでの土肥の小学校はなくなりますけれども、新たに義務教育学校の施設も教育施設ということで、今回貸し出しの対象になるという規定でございます。

それから、資料館については、利用料金の規定でございます。これまでは区分ということで「小・中学生、高校生」という区分でございましたが、これに新たに「義務教育学校」という名称を加えさせていただきました。当然のことながら、児童生徒という形になります。

それから、4条からにつきましては、産業部の所管施設でございます。それぞれの施設によりまして、これまでは小学校、中学校という区分で規定をしておりましたが、今回改めてこの中学生以上については、小中学校または義務教育学校の後期課程の生徒ということで文言を訂正いたします。

9カ年の一貫教育でございますけれども、基本的には1年生から6年生までが前期課程ということで、市内の小学校、中学校と同じ教科書を使います。1年生から6年生までが前期課程、それから7年生から9年生までは後期課程という形になりますので、それぞれその内容についての補足をこの内容で加えてございます。

同じ内容については、キャンプ場、それから宿泊施設等も同様でございます。

それから、天城会館条例についても同様の規定がございます。これまでは「中学生以上」という規定でございましたが、これは「中学校又は義務教育学校の後期課程の生徒以上」ということで訂正をさせていただきたいと思っております。

昭和の森会館条例も同様でございます。

伊豆市萬城の滝キャンプ場条例も同様でございます。

持越オートキャンプ場条例も同じ事由でございます。

また、修善寺温泉管湯条例も同様の事由でございます。「小学生以上」という文言を「義務教育学校の前期課程の児童以上」というふうに文言の訂正をお願いするものでございます。

それから、都市公園の中では、自然公園の虹の郷の料金の中に、「中学生」という文言がございました。「中学生」、「小学生」をそれぞれ先ほどの「前期課程」、「後期課程」の文言を加えるというものでございます。

それから、11条は教育振興審議会、これまでは「小学校」、「中学校」の代表という文言でございましたが、これに「義務教育学校」という文言を加えて、それぞれの代表から選任をお願いするという内容とさせていただきたいと思っております。

それから、これは産業部の所管ですが、小川多目的施設の条例の中にも、「大人」、「子ども」という摘要欄の中に「小学生」、「中学生」という記載がございますので、「後期課程」、「前期課程」の記載を入れさせていただきました。

それから、13条は暴力団排除条例でございます。これは努力規定でございますけれども、これまでも学校との連携を密にということでもございましたけれども、この中に「義務教育学校」の文言を加えたというもの。

さらには、14条は特定教育・保育施設の特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める

条例、こちらについても、この施設が持っている地域との連携等の中に、新たに「義務教育学校」という文言を加えるというような改正内容でございます。

それから、最後に、放課後児童健全育成事業の運営関係の条例ということでございますが、こちらにつきましても、小学校6年生まで現在対象としておりますので、小学生に加えまして、土肥の義務教育学校の前期課程の就学児童、これを新たに条例を改正させていただいて適用して運用を図りたいということで、全ての条例について4月1日施行という形で現在上程をさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号から議案第37号までの17議案に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第38号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第45、議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第38号について提案理由を申し上げます。

このたび第2次伊豆市総合計画の見直し作業が完了いたしました。このうち基本構想について伊豆市総合計画条例第5条の定めるところにより、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細について総合政策部長に説明させますので、よろしくお願申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総合政策部長。

〔総合政策部長 田村英樹君登壇〕

総合政策部長（田村英樹君） それでは、議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書は201ページからとなっております。

初めに、これまでの経緯について御説明申し上げます。

第2次伊豆市総合計画の主要施策でありました文教ガーデンシティの事業中止に伴い、平成29年7月に庁内検討組織を立ち上げ、改定に向けた作業を開始いたしました。そして、新たな施策の方向性と改定方針の検討を行う段階におきましては、より多くの市民の参加をいただき、御意見を計画に反映することができるよう、アンケート調査のみならず、子育てマ

マスタッフや伊豆総合高校、市内の中学生、それから市役所の若手職員との意見交換会やワークショップ、そして各地区での懇談会などを開催してまいりました。11月には、市内各種団体の代表者や市民有識者で組織されます総合計画審議会に計画の改定について3回の審議を経て、去る2月9日に改定案は妥当であるとの答申をいただいたことから、このたび基本構想に関しまして議会の議決をお願いする運びとなりました。

なお、総合計画は、自治体が目指す目標や方針の部分である基本構想とそれに向けての推進施策の部分である基本計画に分けられますが、今回の改定の契機となった文教ガーデンシティ事業の中止などの変動要因とのかかわりは、主に基本計画に関するものが多くなっております。

それでは、202ページをごらんください。

こちらにつきましては、基本構想の改定箇所の新旧対照表でございます。

次のページから10ページまでというものがございしますが、その部分が基本構想の本文となっております。基本構想の本文のかがみの裏にございます章立てでございます。3つの章で構成されております基本構想の章立てにつきましては、変更はございません。

ページをめくっていただきまして、2ページから3ページが第1章の伊豆市の将来像でございます。こちらにつきましても、めざすまちのテーマやイメージに変更はございません。

続きまして、4ページから7ページが第2章まちづくりの重点目標でございます。

伊豆市の将来像実現のため、重点的に取り組む5つのまちづくりの目標に変更はございませんが、3の産業力の強化、4のまちへの誇りの醸成とブランド力の向上に記載がありました「東京五輪」の表記を「東京2020大会」に変更しております。

8ページからが3章でございます。

こちらは土地利用構想であり、第2次伊豆市国土利用計画と同様の内容となっております。

このうち、9ページの(2)エリア形成の都市生活交流エリアのもとと文教ガーデンシティに関する記述はございましたが、こちらを伊豆市の玄関口である修善寺駅周辺の魅力ある空間の創出に関連した記述に変更し、10ページの地域生活交流エリアにある、こちらのもとと「市街地中心部」という記述がございましたが、これを総合計画全体の記述に合わせ、「中心市街地」に修正させていただきました。

以上が総合計画の基本構想に関する補足説明となります。

なお、基本計画につきましては、全員協議会の中で御説明をさせていただきます。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第39号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第46、議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第39号について提案理由を申し上げます。

本計画は、平成27年第4回定例会において、平成28年から平成30年までの3カ年の計画として議決をいただき、奥山大野地区の振興を図るための道路整備事業を進めておりますが、既設道路との円滑な取りつげのため、道路の改良延長を変更する必要が生じました。これにより事業費が増額となりましたので、計画の変更について議会の議決を求めるものでございます。

伊豆市は土肥地区において過疎債を、それから柿木の一部、船原の一部で辺地債を使える非常に有利な国の補助制度がございます。こういったものをフルに活用して、市民の負担をなるべく少なくして、そして地域振興を進めるような特別な事業を行っております。そのような性格から、本事業費は約2,000万円の増額でございますけれども、大平柿木の中で現に使用しております農業用の道路との取りつげを円滑にするということから、約50メートルほど伸ばさせていただきたいと思っております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第40号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第47、議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第40号について提案理由を申し上げます。

本議案は、関係法律の規定に基づき、伊豆市の事務の一部を郵便局に取り扱っていただくために指定しているもので、その期間を延長するものでございます。

詳細について市民部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては207ページでございます。

本議案につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律の規定に基づきまして、平成25年4月1日に日本郵便株式会社と協定を取り交わし、日本郵便株式会社青羽根郵便局を指定しております。協定書におきましては、当該協定期間の取り扱い期間が平成30年3月31日ということになっております。また、双方に協定解除の意思がない場合につきましては、当該期間を1年間延長するという事となっているため、当該期間を1年間延長しまして、平成31年3月31日までとするものでございます。

なお、郵便局で取り扱っていただく事務については、変更はございません。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

議案第41号の上程、説明

議長（三田忠男君） 日程第48、議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第41号について提案理由を申し上げます。

本議案については、伊豆市と伊豆の国市の2市で設置しました伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の規約の変更について、地方自治法第290条の規定に基づき議決を求めるものでございます。

本組合を設置しましたときにはまだ処理施設が完成されておりましたので、管理運営に関する規定を定めるのは適切ではないということで、建設のみが記載をされております。いよいよ運営も含む公募入札の段階に入ってまいりましたので、このタイミングにおいて規約の変更を求めるものでございます。

詳細について市民部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合同規約の一部変更について補足説明をさせていただきます。

議案書につきましては209ページ、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合同規約の一部を変更する規約ということについて説明をさせていただきます。

本議案につきましては、伊豆市と伊豆の国市で設立しました廃棄物処理施設組合が、今後の事業を推進する上で事務を明確化するために、規約の一部を変更するものでございます。共同処理する事務に、新しい新ごみ処理施設の管理運営に関することを加えようとするものでございます。

一部事務組合の規約変更につきましては、ただいま市長が申したとおり、地方自治法に基づきまして関係する地方公共団体の議会の議決が必要となるため、御審議いただくものでございます。

209ページの変更する規約では、第3条第1号中の「建設」を「設置」という文言に改め、第2号といたしまして、「管理運営に関すること」を追加しております。

今までの第2号につきましては、「建設に伴う」を削除いたしまして、第3号として「伊豆市佐野区への地域振興に関すること」に改めております。

附則といたしまして、変更する規約の施行期日につきましては、静岡県知事の許可の日からとしております。

また、第3条第2号の新ごみ処理施設の管理運営に関する事務につきましては、施設設置の日から施行することを規定しております。

そして、施設を設置するまでの間につきましては、施設の管理運営に関することの事務を準備行為として行うことを規定しております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号に対する質疑は、2月28日開催予定の本会議にて行います。

諮問第1号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第49、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 諮問第1号について提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、基本的人権の擁護と自由人権思想の普及・高揚を図るため、市長が推薦

し、法務大臣が3年の任期で委嘱します。

このたび、人権擁護委員の植松一明氏が平成30年6月30日をもって任期満了となりますので、その後任候補者について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものでございます。

植松一明氏は、人権擁護委員に委嘱され、現在1期目でございます。人格識見とも高く、地域住民の人望も厚く、広く社会の実情に通じており、本職に適任であると考えますので、再任し、推薦しようと考えております。

御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 諮問第1号の質疑です。個人のことではなくて、候補者の推薦についての質疑です。ありますか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

再任ということなんですけれども、この植松さん。本柿木には植松さんていっぱいいるのかな。誰だかよくわからないんですけども。

下から3行目に伊豆市子ども会連合会会長となっていますけれども、年齢からいったらお子さんがいるとは思えないんですけども、お子さんがいらっしゃるのかどうか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 子どもさんはいらっしゃいます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 何歳の方がいらっしゃるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

わからないですかね。

市長。

市長（菊地 豊君） 本案は人権擁護委員さんの推薦ですので、その経歴は、経歴の中で御判断を賜りたいと思います。

議長（三田忠男君） 最後の質問です。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 履歴について聞いているんです。履歴書について記載に間違いがな

いかどうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 記載に間違いはございません。

議長（三田忠男君） ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件につきましては会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論につきましては、運営規定に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 異議ありの発言がありましたので、これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論のある議員は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を開きます。

それでは、討論1枚あります。

反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について反対討論をさせていただきます。

今までの私の質疑でおわかりのように、私はこの略歴の内容について質問しているんです。いいですか。伊豆市子ども会連合会会長、現在に至ると書いてあるんですよ。この方は昭和28年1月24日生まれだ。60歳以上の方だと思うんだよね。その方は子供がいると市長が言っている。それはいるでしょう、私だって子供はいるんだから。問題は子ども会の会長にふさわしいかどうかという年齢です。子ども会の会長なんだから、できれば小学校か中学校に行っているような人を会長にしてもらいたい。そういう観点から、反対させていただきます。

議長（三田忠男君） これで討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について適任であることに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、諮問第1号は適任であることに決定いたしました。

散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は2月28日午前9時30分から開催し、議案質疑を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は2月26日の正午、また一般質問の通告期限は2月23日の正午となっておりますので、御承知ください。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時02分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年2月28日(水曜日)午前9時30分時開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第8回)
- 日程第 3 議案第 2号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回)
- 日程第 4 議案第 3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回)
- 日程第 5 議案第 4号 平成30年度伊豆市一般会計予算
- 日程第 6 議案第 5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第 6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 9 議案第 8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第10 議案第 9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第11 議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算
- 日程第12 議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第14 議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算
- 日程第15 議案第14号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第16 議案第15号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第16号 平成30年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第18号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第23号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第25 議案第24号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第26 議案第25号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について
- 日程第27 議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について

- 日程第 2 8 議案第 2 7 号 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 日程第 2 9 議案第 2 8 号 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 伊豆市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 3 2 議案第 3 1 号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について
- 日程第 3 3 議案第 3 2 号 伊豆市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 3 4 議案第 3 3 号 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 5 議案第 3 4 号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 6 議案第 3 5 号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 3 7 議案第 3 6 号 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について
- 日程第 3 8 議案第 3 7 号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 3 9 議案第 3 8 号 第 2 次伊豆市総合計画基本構想の変更について
- 日程第 4 0 議案第 3 9 号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 4 1 議案第 4 0 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について
- 日程第 4 2 議案第 4 1 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|-----|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 波多野 靖 明 君 | 2 番 | 山 口 繁 君 |
| 3 番 | 星 谷 和 馬 君 | 4 番 | 間 野 みどり 君 |
| 5 番 | 鈴 木 正 人 君 | 6 番 | 下 山 祥 二 君 |
| 7 番 | 杉 山 武 司 君 | 8 番 | 三 田 忠 男 君 |
| 9 番 | 青 木 靖 君 | 10 番 | 永 岡 康 司 君 |

11番 小長谷 順二君

13番 西島 信也君

15番 森 良雄君

12番 小長谷 朗夫君

14番 杉山 誠君

16番 木村 建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成30年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

議長（三田忠男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

一昨日行われました、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告の申し出がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

去る2月26日に、平成30年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会が行われたので、その報告をいたします。

管理者行政報告の後、私、西島と杉山誠議員が一般質問を行いました。

次に、議案第1号として、組合の指定金融機関を三島信用金庫に専決処分指定したことについては、賛成多数で承認されました。

次に、議案第2号 平成30年度組合会計予算について審議をいたしました。歳入歳出予算の総額は7,900万円ちょうどであります。このうち主なものは、歳入においては、構成市負担金が7,806万3,000円でありまして、歳出は、総務一般管理事業が4,390万3,000円、新施設整備事業が3,248万8,000円でありました。審議の後、全員異議なく原案どおり可決承認されました。

以上で報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号～議案第3号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第2、議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）から、日程第4、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）まで

の3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について質問させていただきます。

第3表に繰越明許費補正というものがあります。商工費、土木費、教育費、災害復旧費のおくれについてお聞きしたい。特に教育費のおくれは常識では考えられません。4月の入学式までに工事が終了するのかなど、その辺、業者の契約内容もどうなっているのかも含めてぜひお聞きしたい。

次に、第4表、債務負担行為補正。追加の理由、バス路線維持事業補助金の路線について御説明いただきたい。できれば言葉ではなくて、こことここをこういうふうに走らせているんだというふうにお聞きしたいと思います。

次に、市道整備事業、減額になっております。減額の理由、今後どうなるのかお伺いしたい。

以上。

議長（三田忠男君） それでは答弁お願いいたします。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

それぞれ、担当する部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、本件につきましては、項目ごとに質疑を行います。

最初に、繰越明許費について。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから、商工費の萬城の滝基本設計業務委託料の繰越明許について説明させていただきます。

萬城の滝キャンプ場の周辺は、ワサビ田や溪流、樹林地など、自然資源が豊富で、遊歩道や休憩所、広場、キャンプ場、ピオトープなどの観光施設の整備が行われてきました。本業務は、それらのことを踏まえて、今後の萬城の滝周辺をどう魅力ある拠点にしていくのか、観光と地域産業であるワサビ田などの資源活用をどう両立させていくのか、地元の意向を踏まえながら基本計画の策定をしようとしたものでございます。地元では、地域づくり協議会も発足しており、連携して進めていかなければならないと考えているところでございます。

一方、静岡水ワサビの伝統栽培が、日本農業遺産に認定され、現在、世界農業遺産に向け

て申請を行ったところでございます。ワサビは、伊豆市を代表する特用林産物で、伝統栽培が世界遺産に認定される、されないを問わず、伊豆市としては、ワサビの生産と観光を結びつけていく必要性があると強く考えているところでございます。

このことから、平成30年度にわさびの郷構想策定業務を予算計上し、ワサビの生産振興と観光を結びつけていこうとしているところです。

以上、この2つの策定業務は、お互いにワサビの活用やワサビ田の活用がポイントとなっており、萬城の滝周辺は、両方の構想に属し、それぞれが関連するものであると判断いたしました。

このことから、関係団体の協議や調整など、同時並行的に進めていくことがより大切であることから、萬城の滝キャンプ場基本計画策定業務を繰り越すことにより、来年度事業のわさびの郷策定業務と関連づけながら実施していきたいと考えております。以上のことにより繰り越しとさせていただきます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） おはようございます。

商工費ではございますが、道の駅の関連でございますので、こちらにつきましては私のほうから御説明申し上げます。

まず、さきの全員協議会の中でも申し上げたとおりでございますが、現在、用地買収を進めているところでございますが、その用地買収を行うために、まず市が進めております事業認定の手続、これが当初の見込みよりおくれておりまして、年度をまたぐ見通しとなっております。

また、道の駅の地域振興施設の実施設計につきましても、こちらも御説明申し上げたとおりでございますが、造成の地盤高が変更になり、この調整に時間を要していることから、土地購入費や実施設計に関しまして繰り越しをお願いしているところでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから、土木費と災害費につきまして御説明させていただきます。

まず、市道整備事業費の5,815万円の繰り越しですが、工事費が3,115万円、用地購入費が400万円、物件移転補償費が2,300万円になります。工事費の3,115万円につきましては、市道駅前柏久保線の改良工事になります。理由としましては、工事発注後の掘削の結果、掘削面の土質が想定していたものよりも悪く、仮設工法の検討に不測の日数を要したため、年度内の完成が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

また、用地費400万円と物件移転補償2,300万円ですが、用地購入費につきましては、市道大野中ノ沢線の用地交渉に不測の日数を要し、また物件移転補償につきましては、市道大野

中ノ沢線、市道駅前柏久保線、市道越路嵐山線におきまして、交渉に不測の日数を要し、年度内の買収及び移転完了が見込めなくなったので、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、道路橋梁費、県単独道路橋梁整備事業負担金2,000万円の繰り越しでございますが、この負担金は、現在静岡県が施工中の国道136号下船原バイパス上において、市道と国道が交差する構造物の施工協定による負担金でございます。この工事を施工する静岡県と電気事業者との間で、移転工事におくれが生じ、年度内の完了が見込めなくなったことにより、負担金の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、11款の災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、農地災害復旧事業400万円でございますが、工事請負費田畦畔の災害復旧工事2件になります。これは進入路の調整に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったことによって、繰り越しをお願いするものでございます。また農業施設災害復旧事業費250万円の繰り越しですが、農道の復旧工事1件などになります。それにつきましては、用地買収に伴う境界確定と資材置き場の確保に不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、公共土木施設災害復旧費、河川災害復旧事業2,065万3,000円でございますが、これは重要河川、田沢川、牧之郷にありますけれども、この請負工事費2,035万3,000円、あと土地購入費30万円になります。用地買収に伴い、この地区は牧之郷地区と大野地区の、ちょうど字境になりますので、法務局との打ち合わせに不測の日数を要し、年度内の完了が見込めなくなったため、繰り越しをお願いするものでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは、教育費、中学校費、小中一貫校建設事業の繰越明許の理由について御説明申し上げます。

こちらにつきましては、さきの全員協議会で図面等お示しいたしまして、主に外構工事、新しくできましたA棟周りの駐車場整備、それから職員の駐車場整備、さらには西側、海側でございますが、出入口等の道路整備、進入路の整備というものをを行うということで御案内したとおりでございます。

今回、遅延の理由につきましては、新しく小学生が中学校に通うことに伴います安全確保対策、さらには1期工事、2期工事、学校内の工事を最優先してということで、今回作業のおくれが若干出たということでございます。

これからの予定でございますが、今議会で御承認をいただいた後に契約を予定しておりますが、入札執行、工期は7月末を予定しておりますが、当面はA棟周り、年度末の学校行事等に間に合うように、舗装等を最優先させていただきまして、その後職員の駐車場、それから、今現在、校庭の中に遊具の設置工事をしておりますので、こちらの工事が完了次第、西側の進入路の拡幅安全対策を講じたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 再質問させていただきます。

まず、萬城の滝基本設計業務委託、お話を聞いている範囲では、恐らく平成30年度いっぱいぐらいかかるのかなと、基本計画だけで。その辺の日程はどういうふうに考えているのか。だって、これからすぐ観光シーズンに入るわけです。それで、私はきょう初めてここを言っているわけではないんです。萬城の滝をもっともっと振興させる。例えばジオだって、現状でジオでもって僕は売ることではできていると思います。ワサビだって、あそこは川を渡ればもうワサビ田になっているわけだから、あそこをどうやって活用するか。そういうできることはどんどんやっていってもらいたいんです。それが萬城の滝の観光振興に僕はつながるんだと思う。資源はあるんだから、それをどうやって利用するかが当然伊豆市の責任で、知恵を出してやらないと、はっきり言って萬城の滝、伊豆市になって10年以上になるわけだけれども、目に見えてお客がふえているとは到底思えないので、ちょっと宝の持ち腐れではないかなと思うので言うのであります。その辺、ことしはお客を多少でもふやそうというふうに何か考えているかどうか伺いたい。

道の駅整備事業、これについては何回もいろいろ説明聞いています。問題は、以下のもずっとそうなんだけれども、要はこれオリンピックまでに間に合うのかどうなのか。やりますというふうなことを市長、ぜひここで答えてください。

続いて、市道整備事業もそうです。この路線、平成30年度と平成31年度しかないんでしょう。平成32年度になったら、もうオリンピックが始まってしまいうんですよね。この2年度で完成させますか、どうなのか、ちょっと決意を市長に答えてもらいたいんです。

災害復旧費、これも質問の趣旨は同じです。災害復旧費なんだから、要はこれからが対応しなければいけないわけです。災害が起きるシーズン、今までは一応雨が少ないというふうに考えているんだと思うけれども、ことしは間に合うのか、間に合わないのかぐらい、ちょっと答えていただきたいです。

それから、教育費については、いわゆる校庭内の工事については3月末までに終わらせるというふうに、そういうお話ですか。それを確認したいです。

以上。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから市長部局の件は申し上げます。

萬城の滝は、ここに来られるお客様をふやすだけではなくて、今収益構造ができていないんです。来ているお客様からお金をいただくことができていない、そこが大きな問題だと認識しておりますので、じっくり検討したいということです。

それから、道の駅はオリンピックには間に合わせます。

市道のうち、オリンピック関連のアクセス道路は、今、国、県と連携をとりつつ、しっかり整備をしたいと思います。

災害復旧については、速やかに進めてまいります。

以上です。

議長（三田忠男君） 教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 先ほどの森議員の御質問でございますが、校庭内遊具設置については、今年度内3月末までに完了の予定でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 市長からお答えいただいたので、特に質問というのはないですけれども、ぜひ市長、今言ったようなあれでやってください。

それから、萬城の滝。私、毎年これ質問して何か言っていると思うんです。期待していますから、できないことではないと思っていますので、ぜひ。何だったら一緒にやれと言うんだったら参加してもいいから、ぜひいい案を出してください。

以上、終わります。

議長（三田忠男君） 次に、債務負担行為補正について。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、債務負担行為の補正について御説明申し上げます。

まず、バス路線維持事業補助金につきましては、対象となるバス路線というのは、17路線の自主運行バスでございます。こちらにつきましては、4月1日から運行させる必要がございます。そのために、事前にバス事業者と運行に関する覚書を締結する必要があることから、昨年と同様にこの時期に債務負担行為を計上させていただいているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） これについては、17路線があるということなもので、後でその路線名、どこからどこまでというようなものをできたら表にして教えてもらいたいんです。ということは、これだけではないですよ、伊豆市のバス運行というのは。この後の質疑でもやりますけれども、いわゆる中伊豆観光バスかな、何かも含めて、伊豆市には幾つかのバス会社があるわけです。そういうのも含めると、結構なバスに対する、伊豆市の財政が投入されていますので、ぜひ後で。全部まとめて僕は調べたいと思っていますので、面倒かもしれないけれども、17路線がどこからどこまでか教えてください。後で結構です。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、8款市道整備事業について。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、8款の市道整備事業の減額について説明させていただきます。

議案書の35ページになります。

市道整備事業の2億9,600万円の減額でございますが、交付金事業により実施を予定していた事業のうち、交付金の内示率により充当されず、事業実施できなかったものが減額となります。

今後はどうなるかということでございますが、今回減額した路線は、改良工事の必要性は十分あると思っておりますので、引き続き、国、県に要望していきます。なお平成30年度の当初予算にも計上しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 単純に工期がおくれるんだったらまだいいと思うんですけども、これも同じですけども、いつまでに完成させるというそういうあれは、まだ決まっていな

いんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） オリンピック関係の道路整備も絡んでいきますので、オリンピックは2020年ということで、あと2年しかありませんので、それにつきましては、本年度も去年の5月ごろから、市長を初め、県、国。国も名古屋とか東京、あと財務省とか、要望活動に行きまして、何とか2年しかないものですから予算をくださいということで、しっかり対応を要望していくとあって、何とかオリンピックには間に合わせようとして、頑張っているところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 県とか国は、まだ了承していないというふうに理解していいんですか。それとも、オリンピック関連のものはもう間に合わせますよというような状況でおっしゃっているのか、どうなのか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 会場まで行く道路の関係につきましては、非常に悪いということは説明をしまして、国も県もしっかりその辺の状況を把握していただいておりますので、何とか予算を確保するという言葉はいただいておりますので、いただいた中で2年間でしっかり対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）から、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）までの3議案につきましては、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

議案第4号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第5、議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について。

まず初めに、15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について質問させていただきます。

新こども園建設事業について、規模、施設の特徴の説明をお願いしたい。

次、広域施設整備事業、負担金とあるが、用途の説明を願います。

次、焼却処理事業、前年より増額となっておりますが、その理由を伺いたい。

以上。

議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） それぞれ、担当する部長に説明させますが、既に説明させていただいておりますので、簡潔に答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 新こども園の規模、施設の特徴ということですが、平成30年度の当初予算には、建設を予定しております敷地の面積、約6,100平方メートル分の土地購入費等を計上させていただいております。公設公営により、平成32年4月開園を目指します。定員は156人の規模を予定しております。施設の特徴としましては、現在の修善寺東こども園を移転し、整備することを基本としておりますが、新たに、児童発達支援センター、定員20人規模を併設することを目指します。それにより、障害等により支援が必要な未就学児に対し、専門的な療育、訓練を行うことが可能となります。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、広域施設整備事業にかかわります負担金の使途について御説明させていただきます。

歳出におきます支出につきましては、2市から派遣されている職員の人件費のほか、新施設整備事業にかかわりまして、生活環境影響調査業務委託料に893万2,000円、事業者選定アドバイザリー業務委託料に1,609万2,000円、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料に429万5,000円、新ごみ処理施設整備費用対効果分析業務委託料に129万6,000円が、新施設整備事業にかかわります主な支出でございます。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

〔「4 - 2 - 4はもう答えたの」と言う人あり〕

市民部長（梅原敏男君） 失礼しました。

続いて、焼却処理事業につきまして、増額の理由ということで説明させていただきます。

平成30年度の焼却処理事業予算につきましては、平成29年度と比較して、2,867万円の増ということになっております。その主な増額部分につきましては、委託料が前年と比較して2,196万9,000円、工事請負費が588万円の増額となっております。増額となった委託料につきましては、ごみ焼却施設運転管理業務の委託料が1,091万1,000円の増額となっておりますが、これは、現在履行中の長期継続契約が平成30年6月30日で終了することとなります。新たに業務委託を発注するというようになっておりますが、現在の契約額と設計額のその差額分が増額というふうに御理解いただきたいと思います。

そのほかに、焼却処理委託料が727万円の増額となっております。この部分につきましては、施設改良工事や年末年始緊急工事の際に、可燃ごみを土肥戸田衛生センターと、伊東市環境美化センターで焼却の処理をお願いするため委託料でございます。平成30年度におきましては、焼却停止期間が平成29年度と比べますと10日間ほど長くなるということで、焼却依頼するごみの量は増加いたします。そのために委託料がふえると。また、お願いしております土肥戸田と伊東市の部分について、焼却の単価が増額されるということも言われておりますので、その部分も見込んでおります。

また、新たに細節46の焼却施設精密機能検査委託料333万8,000円でございますが、この部分につきましては、法律に定められておりまして、3年に一度の焼却施設の精密機能検査の実施が義務づけられているということで、平成30年度に実施いたします。

15節の工事請負費につきましては、施設改良工事が588万円増額となっておりますが、この部分につきましては、伊豆市と伊豆の国市で共同で建設を進めております新焼却施設が稼働するまでの間は、現有施設を安全かつ適切に稼働させるため、設備の腐食箇所等の更新工事を行うための予算を計上させていただいております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

款ごとをお願いします。まず3款から。

15番（森 良雄君） まず、新こども園建設事業についてお伺いします。

定員が156人、そのうち20人、そのうちというふうに理解していいですね。20人分は発達障害者用と。ここへ入れる人は、発達障害だけですか。その他の障害も考えているのかなのか。

それと、平成30年度、平成31年度でつくるんですよね。平成32年度に運用が始まるんですよね。そういうふうに理解してよろしいですね。そうしますと、以前はセンターをつくるというふうに言っていたけれども、ここへはセンターはつukらないんですか。どこかほかにつくるんですか。その辺の考えを伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） まず最初に、東こども園のこども園の部分と、児童発達支援センターというセンターの部分は、併設はしますけれども、それぞれ事業としましたら別々のものになります。児童発達支援センターというのは、あくまでも障害児の福祉サービスの事業所ということになりますので、別々に考えていただきたいと思います。

そして、どういう児童が入るかというところは、こども園のほうは、今までの皆さんが考えていらっしゃるこども園ということで、零歳児から5歳児までの子供さんが、保育ということに通う、幼児も通うということでの施設ですし、児童発達支援センターのほうは、障害をお持ちの方ということで、発達障害児だけとは限りません。身体的な障害をお持ちの方とか、いろいろ障害には3障害ございますが、そういう方たち全体ということで考えております。

それから、センターというところですけども、先ほどお話ししたとおりに、センターというのは、児童発達支援センターのことでよろしいでしょうか。今現在は、この建物は国の示すとおりに、平成32年4月末までに、児童発達支援センターを各市町に1つ以上設置するようということがありますので、この施設は、あくまでも施設としまして整備する段階では、児童発達支援センターの開設を目指したものを考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 私は、常々、隠れ待機児童ということを行っているわけですけども、ここに130人規模の新しいこども園をつくるということになると、隠れ待機児童がもっとふえるのではないかと思っているんです。こども園を何で156人にしたのかということがまず一つ。

それから、発達障害だけではなくて、いわゆる3障害を考えているんだというふうに理解してよろしいですね。それ確認します。

それからセンター。僕はセンターというのは場所ではないと思っているんです。人だと思っているんです。だから、センターをつくりたいというなら、僕はどこだっていいと思っているんです。問題は人の養成をこれから始めるのか、それとも場所ができてから始めるのかどうなのか、その辺を伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） まず、定員についてですけれども、こども園のほうが、先ほど申し上げたとおり156名を予定しております。そして児童発達支援センターのほうが、定員が20名です。その中で、定員の考え方ですけれども、ここにつきましては、今現在、東こども園のほうは120人定員の中でやっているわけですけれども、前にも全員協議会のほうでお話をさせていただいておりますが、3歳未満児の保育の希望がかなりふえているということで、今現在もかなり苦慮しながら、待機児童なしという状況をやっておりますけれども、今後のところでは、やはりその定員はふやしたほうがいいということで、3歳未満児の定員をふやすという考えの中で、定員を156名としております。

それから、センターについてですけれども、3障害を対象としているということになりますけれども、もちろん森議員のおっしゃるとおりに、施設、建物ではなくて、どこに置いたとしても、やはり内容が大事だと思いますが、児童発達支援センターは、専門職がいろいろかかわるといところで、障害をお持ちのお子さんに沿って、みんなでチームを組んで支援していくということが大事だということで、今現在もその目標に向かって、職員のほうも研修を重ねているところでございます。

議長（三田忠男君） 次に、4款に移ります。

ですから、まとめて質問してください。どうぞ。

再質問ありますか。

〔「広域施設整備事業だね」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） そうです。それと焼却処理事業と同じ款ですから。

15番（森 良雄君） では、4款の質問をさせていただきます。

最近の新聞で、きのうかな、日々あたりだと、1トン減らしたとか、それから管理者が変わるとか、載っていましたが、そうすると、今回はこれは人件費と管理業務だけだというふうに理解してよろしいですね。いわゆる広域施設整備事業は、総額幾らぐらいかかると考えているのか、その辺わかったら教えてもらいたいですけれども、それから焼却処理事業のほう、委託金だけで2,000万円ぐらいふえてしまうというんだけれども、いろいろ理由は今述べられたようですけれども、これずっと同じ業者でしょう、ここ運転しているのは、僕は金だけ払えばいいという問題ではないと思うんです。2,000万円ふえたという最大の要

因はどこにあるんですか、伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） まず最初に、先ほどお答えさせていただきました中で、数字の訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料を429万5,000円というふうに、私は申したようでございます。その部分につきましては、425万9,000円でございます。訂正をさせていただきます。

それでは、広域施設整備事業にかかわりまして、管理業務という部分だけかという御質問でございますが、先ほど申したとおり、新施設の整備にかかわる事業の業務を推進するための業務の委託料という部分が、先ほど4つございましたが、主なものというふうになっております。

また、焼却処理事業につきまして、この委託料という部分、この部分については、長期継続契約でやっておりますけれども、3年前には入札によりまして業者が決定していると。その差額、入札の落札金額と設計金額、その差額が今回の増額の部分でございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 広域施設整備事業、これは一体総額幾らぐらいを見込んでいるのかお伺いしたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） この部分につきましては、伊豆市伊豆の国市の廃棄物処理施設組合のほうの業務として、今算定しているということでございます。その部分については、私どもからはお答えできません。

議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

平成30年度一般会計予算につきまして、質疑を何点かさせていただきます。

まず最初に、これはページは入っていないんですけれども、第3表、債務負担行為、この中の定住促進事業補助金というのがありますけれども、これにつきましては、説明がなかったものですから、説明をしていただきたい。これを見ただけでは何が何だかよくわからないと。表を見ただけではわからないと思います。

それから、その債務負担行為の第3表の一番下ですけれども、県営土地改良事業、内陸フ

ロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業というのがありますけれども、これは2億4,700万円という非常に大きな額ですけれども、これは説明では、創設非農地用地の取得とおっしゃっていましたけれども、何の目的、どういう目的でこれを取得しようとするのか、誰が取得するのか。これは平米単価は幾らくらいを考えているのかということをお伺いしたいと思います。

次に、2款、予算書のページでいいますと52ページですけれども、歳出ですけれども、52ページの下から4行目、09 - 04特別旅費というのがあります。32万9,000円、これにつきまして説明をお願いいたします。

次、6款、ページでいいますと予算書の204ページでございます。13 - 40廃棄物処理委託料544万4,000円、これは食肉加工センターの管理運営事業のうちの一つですけれども、たしか減容化施設というのを、要するに鹿とかイノシシを処理した残骸を、あるいは残骸と、それから引き取れない鹿、イノシシをこの減容化施設に入れて、それで溶かしてしまうということなんですけれども、したがって、廃棄物処理委託料はいらなくなるという触れ込みで減容化施設をつくったと思うんですけれども、ここへ544万4,000円が出てきているのはなぜかということをお伺いいたします。

それから、7款、212ページ。公共施設改修工事ということで2,400万円が載っております。これにつきましては、旧狩野幼稚園を企業に貸すとかいうお話が説明でありましたが、要するに企業に貸し出すのか何だかよくわかりませんが、そこら辺はどうなっているのか、貸すんだと思うんですけれども、お金については有料か無料か、そこら辺をどう考えているのか。それで、こういうのは一つの、要するに旧狩野幼稚園を幼稚園ではなく、ほかのものにするわけです。貸店舗か何かわかりませんが、そういう場合、条例等をつくるのかということ、その2点です。お伺いしたいと思います。2点というのは、改修してどういうふうにするのか。何か4件決まっているという話がありましたが、それでどういう状態で貸しつけるのか、あるいは、例えば市営住宅などありますけれども、市営住宅はちゃんと条例があるわけです。市が住宅を設置して、それを一般の人に貸すという、そういう条例もあるわけですけれども、将来どういう。これは2,400万円をかけるんですから、けさの新聞に載っていましたけれども、実験でやるとか、そういうものではないと思うんですけれども、そこら辺をお伺いしたいと思います。

同じく7款の238ページ。13 - 51土肥地区観光防災グランドデザイン検討業務委託料794万7,000円というのがありますが、これは具体的にどういうことを。グランドデザインといってもよくわかりませんが、どういうことを委託するのかをお伺いします。それからその下、観光防災アプリ構築事業委託料ということ。これは902万9,000円、これも何かよくわからないわけですけれども、観光防災アプリとはどういうものなのか、どういうことをやるのかということをお伺いします。その下、グランドゴルフ場整備構想検討業務委託料525万5,000円ということですが、要するにグランドゴルフ場をつくるということなんです。

ょうか。つくるとしたらどこへつくろうとしているのか。構想を検討するのにそんな委託するんですか。構想を検討するのは役場の中でできないのかどうなのか、よくわかりませんが、とにかくグランドゴルフ場はどういう目的で。これ説明がないものですから、どういう目的でどこへつくのかということをお伺いしたいと思います。

それから、10款ですけれども、ページでいきますと324ページ。文学の郷構想策定ということです。それで、文学の郷構想策定は、文学のふるさと事業というのにあるわけですけれども、このうちの文学の郷構想策定支援業務委託料が1,000万円と、まずこれがあります。これは当初予算の説明資料に書いてありますけれども、文学を活用して、どこまで人を呼び込むことができるかといったKPIを検証しながら、誘客に向けたソフト施策も含めて検討を行うための事業ということで、これは要するに、どちらかという観光面ですよ、言っていることが。何で教育委員会の社会教育に予算を置いたのかということをお伺いしたいと思います。それから、説明にありましたKPIというのは何ですか。教えてもらいたいんですけれども。KPIということをお伺いしたいと思います。それから、井上靖資料室解体組み立て工事72万2,000円ですけれども、これは何をどうするのか、どこのところのやつをどうするのかをお伺いします。

それから、同じく10款の330ページですけれども、美術館建設推進事業ということで195万円が載っているわけですけれども、ここに書いてあります建設年度計画等についてということなんですけれども、平成30年度は、ここに美術館建設候補地調査業務委託料と、これは108万円となっておりますが、要するにその計画の内容ですけれども、平成30年度は候補地を選定して決めるのかということをお伺いします。それからもう一つは、その後の計画です。計画は考えているのかいないのか、そこら辺は、まさにどういうことを計画しているのか、していないのかということをお伺いいたします。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 1点だけ、私から答弁をさせていただきます。

公共施設の活用について、条例にしないのかという御質問がございました。これは、以前市議会でも議論になったことがございまして、特に私が市長1期目のころに、あのときの主たる議題は、企業誘致のために賃借料を議会の承認を得て下げるといったことだったんですが、これは地方自治法にありますとおり、条例または議会の議決ということですので、議会の議決でできるということで、条例化をしなくてもいいということだったんです。そのときに同じように申し上げたんですが、まさに先ほど御指摘あったように、市営住宅のように、恒久的、安定的な制度については、議会に条例という形で一括して議決をいただく、当然これも有力な案なわけです。ところが、伊豆市の公共施設、ほかの地方、全国そうですけれども、

かつて使っていた目的と別の目的で活用するわけです。天城温泉会館は、既に温泉は使っておりませんし、公募して3回いい提案がございました。湯ヶ島小学校は、地域の皆さんのために転用させていただきたい。天城支所は、お菓子工場の企業誘致のために使わせていただきたい。土肥南小学校は、解体をして地域の皆さんにお使いいただきたい。それぞれの施設、昔の事業の目的と新たな事業の目的と、異なっていますし、それぞれ違うんです。

したがって、条例化するのではなく、一件一件、議会にお諮りをして、議会に御審議をいただくという形をとっているわけでございます。

そのほかについては、それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、教育長。

教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから、文学の郷構想の概要並びに美術館建設につきまして説明をいたします。そのほかにつきましては、教育部長のほうから答弁させます。

文学の郷構想策定支援業務委託事業についてですが、本事業は、湯ヶ島地区におきまして、地域の個性を生かした産業と観光振興について、地域の資源である歴史、文学、景観を今後のまちづくりのあるべき姿を議論し、湯ヶ島地区の多様な観光資源を磨き上げ、地域が主体となり、関係機関が連携し、文化財や文化資源を生かしたまちづくり構想を策定するものがあります。

本業務は、文化・文学の郷を切り口に、教育委員会が総合調整をしつつ、産業部、天城支所、総合戦略課、建設部といった関係部局との連携調整が必須でありますので、構想の策定に当たりましては、相互に連携しながら取り組む所存でございます。

次に、美術館建設についてですが、教育委員会では、昨年1月の伊豆市美術館建設準備委員会の基本構想の答申を受け、過日、伊豆市美術館建設推進委員会を発足いたしました。平成30年度は、建設候補地の選定を最優先課題として検討に着手することを確認し、平成30年度予算におきまして、候補地選定業務委託の予算をお願いしているところであります。

建設計画につきましては、過日の一般質問でも御回答しましたとおり、候補地の絞り込みから決定を受け、整備すべき機能、建設に必要な財源確保や、管理運営のあり方の基本計画を平成32年度までに策定したいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） お待たせいたしました。

それでは、第3表の債務負担行為について御説明申し上げます。

まず、債務負担行為のうち、定住促進事業補助金でございます。こちらにつきましては、既に、伊豆市が若者世代の移住・定住を図るための政策として進めている補助金でございますが、この中で、移住に係る側、賃貸住宅に住んでいただく方に対する補助ということで、家賃補助というのがございますが、こちらにつきまして、制度上2カ年にわたる補助制度と

なっております。

これまでは、翌年にわたります補助額の見込みが確定するのが3月になりますので、3月の時期に債務負担行為というものを補正で計上させていただいておりましたが、平成30年度からは、当初の予算の時点で債務負担行為を計上するよう、運用の見直しを行わせていただくこととし、こちらのほうに計上させていただいたものでございます。

以上です。

引き続き、第2款の特別旅費の内容について御説明申し上げます。

こちらの特別旅費は、海外シティプロモーションを目的とした、市長の海外出張旅費を計上したものでございます。平成30年度におきまして、インドネシアで旅行博が計画されております。伊豆市でも、この機会を利用しまして、PR活動やエージェントへの訪問を計画するなど、市長にはトップセールスの役割を持った出張をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから県営土地改良事業、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業について説明させていただきます。

この事業につきましては、昨年11月30日の議会全員協議会においても説明させていただきましたが、静岡県が実施しているものであり、非農用地を創出し、中間土場を造成するものでございます。現在、国土交通省による天城北道路建設残土の処理が行われており、大平残土処理場の整備事業が完了次第、来年度に入りましたら、非農用地の確定測量業務を行い、換地計画書を作成します。続いて、平成31年度に換地処分登記申請等を行って、完了することになっております。この事業により、創出非農用地は約1.9ヘクタールで、伊豆市が事業主体である静岡県から取得することにより、地域活性化のために利用することが可能になります。

つきましては、創出非農用地の取得に際して、土地改良法の規定により、創設非農用地換地同意書への同意が必要となります。同意書の提出は、平成30年度に行われます境界測量等が終了し、当該用地の面積、換地精算金額が決まる平成30年度末と予測しております。このことから、実際の支払は平成31年度となりますので、平成30年度当初予算に、当該用地取得金額として債務負担行為をお願いするものでございます。

なお、単価につきましては、平成30年度に不動産鑑定業務を行うことになっておりますので、そのときに単価が出ると思います。

以上でございます。

続きまして、廃棄物処理委託料について説明させていただきます。

このことではございますが、減容化施設があるのになぜ委託するのかということではございますが、昨年の9月議会において、補正予算を要求した際にも説明させていただきましたが、減容化施設の設置の目的の一つとして、伊豆市食肉加工センターの経営状況の改善がありま

した。業務上発生する産業廃棄物である残渣を同施設で処理することにより、処理費用の削減を図る予定だったのですが、今年度になって県担当課より、減容化施設での残渣処理について、一切してはいけないという見解が示されたために、廃棄物処理施設委託料約240万円を増額補正して予算計上させていただきました。

来年度の当初予算も、同様の理由、食肉加工センターから出る残渣については、減容化施設で処理できませんので、今回の委託料を計上させていただきました。

なお、残渣量につきましては、ペットフード業者や動物園など、動物用飼料としての活用や、地域おこし協力隊による皮や角を活用した加工製品の開発等によりまして、年々減少傾向にあります。

続きまして、公共施設の改修工事でございますが、これにつきましては、伊豆市で平成28年度から平成30年度までの3年間、市の大きな課題の一つとして取り上げられている、若者世代の人口流出をとめる一つの策として、国の地方創生推進交付金を活用して、IT企業等の事務所を誘致するための公式業務を行っております。

平成28年度に基本計画を策定し、平成29年度には実施計画等の作成を行いました。それらの結果をもとにしまして、平成30年度には、IT企業を受け入れるための公共施設の改修工事を実施することになっております。

工事場所は、現在利用されていない旧狩野幼稚園で、企業がサテライト室として活用できるよう改修を進めているところでございます。

工事内容につきましては、建築工事、設備工事、解体工事が主なものになります。

それにつきまして、来年度完成するというところでございますが、それ以降の貸し出しにつきましては、今現在、有料等で貸し出すことを考えておりますが、公共施設の貸し出しにつきましては、先ほど市長が申したとおりでございます。

続きまして、土肥地区防災グランドデザインの業務委託について説明させていただきます。

土肥地区は、地域住民の生活の場だけではなく、古くから観光、水産業などの産業により、地域振興が図られてきました。特に、沿岸部は、観光の拠点として、観光客が海水浴、マリンスポーツを楽しみ、また海越しに富士山をなめることのできる景観は、ほかに類を見ない素晴らしいものとして、地域の宝となっております。

しかし、東日本大震災発生以来、沿岸部では津波の被害が想定され、特に土肥地区では、南海トラフ巨大地震による津波の災害リスクが想定されているところでございます。地域で暮らし続けるためには、予想される津波災害を正しく認識し、そのリスクと共存するための対策や環境整備をしっかりと構築していくことが必要であります。

これから、全国初となる津波災害特別警戒区域、オレンジゾーンの指定がされる予定となっているわけですが、危険な区域であるというマイナスイメージが先行しがちですが、津波災害特別区域を指定することにより、観光と防災の共存したまちづくりを地域が一体となって実施するんだということを、強く内外にアピールすることが大切です。津波は来

るかもしれないが、市民や観光客がしっかりと安全対策のもとで、生命、財産を守っていくという強い姿勢を全国に向けて発信していくため、先駆的な観光防災推進地域に向けた、新たな土肥地区の将来像をハード、ソフトの両面から検討したいと考えているところでございます。

続きまして、観光防災アプリ構築業務委託について説明させていただきます。

観光防災アプリ構築業務委託につきましては、観光に役立つ情報と災害時の防災情報提供を一体化し、スマートフォンやタブレット等を対象としたアプリケーションで、地域情報の発信ツールを構築するものでございます。平常時は観光情報案内として、観光、地域情報を発信し、多彩な機能による、見る、食べる、体験する等、テーマ別の丁寧なまち歩き案内を行い、市民も日常的な地域情報のお知らせ機能として利用できます。万が一災害が起きた場合には、観光案内画面が強制的に防災画面に切りかわることにより、最寄りの避難所等の案内や、災害情報が発信される機能を備えたいと考えております。

また、多言語対応につきましても、日本語、英語、中国語、外国語等に対応可能とし、きめ細かい情報の発信を行い、2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピックにおいても、情報源として大いに活躍するものと考えております。

続きまして、グランドゴルフ場整備構想検討業務について説明させていただきます。

グランドゴルフ場整備構想計画の委託につきましては、昨年9月に静岡県より地域住民のスポーツ施設と健康増進、さらには観光振興に資する施設として、伊豆地域にグランドゴルフ場を整備したらどうかという話がありました。グランドゴルフは、現在全国に400万人の競技人口があるとされ、子供から大人、お年寄りまで楽しくプレーができ、互いに交流が図れるスポーツで、今後もさらに多くの利用者が見込まれていますが、現在、しっかりと整備されたグランドゴルフ場は、全国に数える程度しかないとのことでございます。唯一県内で整備されている浜名湖グランドゴルフパークでは、休日の利用よりも平日の利用が多く、連日多くのプレーヤーが利用しているとのことでございます。東は埼玉、神奈川、西は名古屋や関西方面からの利用客もいるとのことでございます。

伊豆市の観光の課題として、以前から言われているのが、土日以外の曜日をどう観光客を呼び込むかということが、大きな課題としてありました。その点、グランドゴルフは、旅館などと一体となって観光客を誘致すれば、その課題を克服できるのではないかと考えております。

また、グランドゴルフは、市民の健康の増進にも大きくつながると考えています。ふだん運動不足になりがちですが、手軽にグランドゴルフができ、飽きないグランドゴルフ場を整備すれば、市民にとっても大変有意義であると考えております。

この検討業務委託は、市民の健康増進と観光振興との両立を図るための候補地の選定、現状分析や動向等の調査を行い、経済効果等について検討したいと考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは、10款について、西島議員の御質問に、先ほどの教育長の補足と合わせまして御説明を申し上げます。

まず、1点目の目的であります今回の事業については、観光客の誘致を含めた内容であることから、なぜ教育委員会のほうで取り組むかという御質問でございました。これは国のほうでもそうですけれども、実は文化庁、これは文科省が所管しています、それから国交省が所管しています観光庁、それぞれお互いに資源を活用して連携をしようというのが国の大きな流れでございます。今回につきましては、以前からこれは教育委員会のほうで、井上靖作文コンクールとか、さまざまなソフト事業に取り組んでまいりました。おかげをもちまして、文学フェスティバルとか、いろんな取り組みで、地域で少しずつ芽が出てきたというふうに考えております。

今回の計画に当たりまして、グランドデザインのほうからいただいた要望も踏まえて、やっぱり我々としても、これまで以上に関係機関との連携が必要だと考えておりますので、教育委員会、社会協議会中心となりますが、先ほど産業部長が申しましたとおり、全庁を挙げて、産業部とか関係部局とも連携をとりつつ、進めてまいる所存でございます。

やはり、地域づくりの主役は、あくまでも地域の方々であろうというふうに我々は考えておまして、そこに住む地域の方々、本当にいい地域だと誇れる地域でなければ、やはり観光客は来てくれないだろうというような認識でございます。その一つの切り口が、今回は文学でありますとか、文郷でありますとか、景観まちづくり、こういったものでございますので、今回は教育委員会があくまでも調整役ということでございますが、中心となって取り組むということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、2点目のKPIにつきましてでございますが、これも先般、私どものほう早口で恐縮でございますが、KPIというのは、キーパフォーマンスインディケータという、業務、成績、評価目標と言われているものでございます。これは、今回構想を策定するに当たりまして、当然のことながら、今回のグランドデザインの振興要望、いろんな目標がございます。例えば、観光交流客をふやすというのも一つの指標でございましょうし、住んでいる方々がその地域に誇りを持っている、愛着を持っているという、そういう度合い、さまざまな指標が想定されておりますが、そういった指標を策定しつつ年次計画を定めて、それが具体的にどの程度進んでいるかという進行管理をするために、こういった手法をとって、今回も検証しながら事業を進めていくということが今回の目的でございます。

それから、3点目が文学資料室です。こちらについては、緑のファイルの補足説明資料にもございますが、この巻末資料の70ページに図面がございます。こちらの巻末資料の70ページをごらんください。

現在、旧湯ヶ島小学校の2階には、井上靖資料室というのが展示されておまして、1つの教室には書齋が再現されております。今回の事業は、こちらが新しくコミュニティ移行施

設ということで整備されることに伴いまして、こちらについても、天城図書館、それから地域づくり協議会、それからふるさと会の方々と協議をする中で、この造作を一度解体をいたしまして、この2階の一番奥の部屋、旧図工室でございますが、こちらのほうに、解体をして新たにこの材料を使って、若干補強もございますけれども、整備するという内容でございます。

それから、最後に美術館についてのこれからの計画という御質問でございます。

こちらも前回の建設審議会のほうでもいろいろ議論をいたしました。平成30年度は、とりあえず候補地をまず決めることが先決だろうというような認識でございます。当然のことながら、候補地が決まれば、施設の規模でありますとか、機能、それから維持管理、こういったものが当然次の課題として出てまいりますので、こういったものを踏まえて、財源確保とか、管理運営の問題もございますので、あらゆる手法等を推進委員会で検討しながら、早期完成に向けて取り組みたいということを確認したところでございます。

説明は以上でございます。

議長（三田忠男君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、質疑の都合によりまして、休憩をとりたいと思います。

再開は11時からお願いいたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

再質疑は項目ごとに行います。

再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

まず、債務負担行為についてお願いします。

13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

第3表の債務負担行為ということでございますが、これにつきましては、お話はよくわかったんです。それで、大体この限度額の金額が書いてないんですけども、限度額は幾らくらいになる予定なんでしょうか、その2年間。要するに、月額2万円で24カ月ということでしょう。ですから、大体何件くらい、要するに幾らくらいになるんでしょうかということと、

ここの限度額に文言で書いてあるわけです。こういうことはいいんでしょうけれども、いいんですかということをお聞きしたい。大体幾らくらいかわかっていたら、ここに書いたっていいんじゃないかなと思うんですけれども、それをお伺いいたします。

それから、内陸フロンティアの企業誘致ということであれなんですけれども、これは県営ということですから、県が買って、大平の皆さん、それぞれ持っている土地所有者から買って、それをまた市が買い戻すということですよ。私が不思議だと思うのは、中間土場をつくるために、要するに中間土場の費用を伊豆市が出すと、こういうことなんです。2億4,700万円、これ限度額ですけれども。2億円からのお金を伊豆市が出すって。中間土場のために伊豆市が出して、中間土場といったって、これは製材業者とか、あるいは合板業者ですか、そういう人はうんと有利になるけれども、別段伊豆市民がうんと得するなんてことは、前に市長が山が荒れるというようなことをおっしゃっていましたが、こんなことを市がやるべきことなのかどうなのか、2億円もの金をぼんと出すなんてことが、市民にどういう利益があるのか、そこら辺を説明していただきたいです。前に市長が言った、山が荒れて間伐材でどこかに災害が起こったら大変だとかいうお話がありましたが、ほかには何かありますか。お伺いしたいと思います。

以上、この2点、定住促進と県営土地改良についてお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 私から、限度額の設定について、規定文言でいいかということにつきまして御説明させていただきます。

予算書の359ページを見ていただきたいと思います。

こちらに、債務負担行為の設定の一覧が載っております。限度額、また期間につきましても、金額、期間、数字ではなくて、文言で規定しているものも既にございますので、問題はございません。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、おおむねどれくらいの金額になりそうかという御質問ですが、この定住促進事業補助金につきましては、家賃相当のものについては、おおむね400万円弱相当を想定しております。これが2カ年にわたりますと、例えば、申請時期によって金額がちょっと動く可能性がございます。今年度も先ほど森議員の質問の中にあつたとおり、170万円というような金額になっておりますので、最終的には、例年同じ程度の金額が想定されるのではないかと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） 林業振興について申し上げます。

ここ数年、国のほうでも、あるいは都道府県もそうですけれども、森林整備に極めて配慮が厚くなってまいりました。これは、やはり災害時の山の弱さが目立ってきたということ、それから広島とか北九州なんかで、水、土砂だけではなくて、一緒に流れてくる流木が極めて大きな破壊力を持つことが、大変残念ながら、貴重な人命の犠牲のもとに明らかになってきて、森林整備を行うこと自体が、極めて公益性が高いということの証左で、ほかの産業に比しても、非常に厚い補助策がとられております。

その中でも、森林環境税、いろんな議論があった中で、平成31年度から先行的に配分されると思いますけれども、伊豆市では恐らく数千万円ぐらいの規模になるだろうと予測をしております。伊豆市は、比較的林業振興をやってきたんですが、これまでは利用間伐でしたので、山で使える木を切って、そして富士市の合板工場に直送していたので、土場が比較的いらなかったんです。しかし、もう国も県も主伐、皆伐、全てそこを切る、そして植えるという方向に変わっております。県でも20%ぐらいだったでしょうか、皆伐面積をふやすということになります。そうすると、当然どこかで分けなければいけないわけです。これはA材、これはB材、これは合板工場と、分ける場所が必要になってくるわけであって、これは非常に公益性が高い事業だと私は理解をしております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 最初の定住促進ですけども、これは文言で、こっちが書いてあるからいいよという問題ではないと思うんですけども、これは国が何かの規則であるんです、こういうのは。そういうことを言ってもらいたかったんですけども、いいです。

県営土地改良の内陸フロンティアですけども、今、市長がおっしゃいましたけれども、要するに、国、県もそういうことにうんと関心と持っている。そういう手厚い何かをやっていくというお話ですけども、要するに、市がこの土地1.9ヘクタールを取得する、買うということですけども、これについては、国、県の補助金等はあるんでしょうか。ないんだったら、今市長言ったような国、県がどうたらこうたらなんて関係ないと思うんですけども、そこら辺はどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それにつきまして、ちょっと手持ちの資料がありませんので、後ほど答弁させていただきます。

議長（三田忠男君） 次に、第2款についてお願いいたします。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 今のことを言いますけれども、そんなことも調べていないで、国、県の支援が手厚いとか、そんなことを言うてはだめです、市長さん。

それでは、次に52ページの2款の庶務一般事務事業に入ってくるわけですけども、先ほ

ど特別旅費の説明があったわけですが、これは商工費のほうにあるんです、海外プロモーションというのは。商工費で説明しているわけでしょう。これ一緒になってやろうとしているんですか。商工費の海外プロモーションというところで、特別旅費が38万5,000円、自動車借り上げ料が16万円とあるんですけれども、これはインドネシアに行くときこの前説明で言っていましたよね。こちらは、私が言っているのは、庶務一般事務事業の中の特別旅費のことを言っているんです。これは誰が行くか、恐らく市長も行くんでしょうけれども、市長からちょっと説明してください。この特別旅費、これも一緒になって合体してやろうというんですか。市長が行くんでしょう、どうせ。行かないんですか。どうも最近というか、ここ何年かの間、市長は海外旅行がお好きなようで、いろいろ行っていますけれども、このことについてちょっと説明してください。これもインドネシアのあれですか。一緒なんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 二、三年前でしょうか、ジオパークの会議でフィンランドへ行ったときに、向こうで仕事をされている日本人の女性と会いまして、すごい頻度でフィンランドと日本の間を往復しているんです。ですから、向こうの行政自治体というのは、地方外交、こういう国際交流を非常に予算をつけてしっかりやっている。しかし、日本に帰ると、何か外国出張って遊びのようにいまだにとられるんですよね、何て話をしていましたけれども、もう時代が全く違いますので、外国出張イコール観光旅行だなんて時代は、昔あったのかどうか、私は知りませんが、今は実務交流だけの世界ですから、ぜひ各地方自治体の国際交流、それから外国との交流のあり方については、視野を広げていただければと思います。

何年か前に、伊豆市は函南町と一緒にシンガポールを訪問いたしました。私と函南町長と、ほかにも随行者がいたんですが、当時、在シンガポールの日本大使にお目にかかって、そのときに、「伊豆はジャカルタやらないの」と、こうおっしゃったんです。そのときには、シンガポールがやはり所得水準が高いですし、県はタイをやろうとしていましたので、「どういことですか」と伺ったら、ジャカルタが富裕層の実人数が圧倒的に多いと。人口がすごく多いので、1人当たりのGDPで比べてしまうと、まだ発展途上国、数字から見るとそうなんですけれども、人口が多い中で、ジャカルタの富裕層の数がものすごく多い。そのときにも、かなりシンガポールの高級マンションをジャカルタの方が持っていて、あたかも週末に東京から熱海に行くかのごとく、シンガポールにたくさんのジャカルタの富裕層がいらっしゃっていることを直接大使から伺って、ぜひジャカルタをやったらどうかということがございました。その後、伊豆市単独でいくということは想定していなかったものですから、今回県がそちらで観光プロモーションをやるということで、それならばやらせていただきたい。もし可能であれば、先年おいでいただいた西ジャワ州のジオパークの訪問もしたいのですが、それは予算をいただかないと、具体的な事業を組めませんので、まずは予算をお認め

いただき、県、あるいは伊豆半島ジオパークと、どのような事業が組めるかというような具体的な検討に入らせていただければと思っております。市長として、予算化させていただいた事業目的はそこにございます。

議長（三田忠男君） 補足説明等ありますか。

項目上の予算の編成上の問題の質問もあるかと思えます。

答えられる範囲で教えてください。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 市長の旅費ということで、2款のほうで計上しております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 要するに、庶務一般事務事業、これについては市長で、予算書の216ページにある海外プロモーション事業の特別旅費は、これは職員のということですか。何でこれ別々にとるんですか。おかしいじゃないですか。両方合わせれば73万円になりますけれども、そういうことですか。予算書の216ページ、特別旅費というのは、これは職員が行くということか、誰が行くんですか、これは。お伺いします。

それで、私が聞いているのは、要するに、特別旅費って市長1人だけがここに入っているんですか。何人分なんですか、1人分なんですか。それでこちらの海外プロモーションは、どんな人が行くんでしょうか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 西島議員、7款のほうは通告になかったので、委員会のほうで聞けるかと思えます。1人で行くかどうかは2款ですので、教えてください。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それではお答えいたします。

こちらのほうにつきましては、観光商工課の職員が行く予定でございます。2款は市長の1人分の旅費でございます。

議長（三田忠男君） 次に、6款。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 何だか、ちゃんと説明してくれないからわかりません。こんな両方で、どっちでもとったりして、非常におかしい。

それから、6款にいきますけれども、204ページの廃棄物処理委託料544万4,000円。残渣処理はしてはだめということで、県の補助金はもらえなかったわけです。全部補助金なしで、市の一般財源で買ったわけですね、そうではないですか。それ1点、聞きますけれども。もしもそうだとしたら、何に使ったっていいじゃないですか。市の一般財源で市が勝手に買えば、県関係なく買えば、残渣処理しちゃだめなんですか。そこはどうなんですか。では、何をやろうとしているんですか。持ってきたけれども引き取ってもらえないやつをやろうというわけですか。残渣処理それだけですか。それだけで幾らですか。4,216万円も使ったん

ですか。だって、減容化施設ということで、最初のふれ込みでは、要するに廃棄物処理委託料がうんとかかるから、減容化施設をつくって、そこで残渣を空気と水にすると行ったじゃないですか。それで県へ申請という話になったけれども、県では残渣処理はだめだよと、それは聞きました。残渣処理はだめだと県が言うのはわかるけれども、市が買ったわけでしょう。市が独自の財政で買った、そうではないのか、違うのか。そこら辺をちょっと説明してもらいたいんです。

それで、この廃棄物処理委託料が、さっきは減少しているなんて言ったけれども、平成29年度は356万4,000円です、当初予算が。ことし544万4,000円、ふえているじゃないですか。どういふことなんですか。そこら辺がわからない。

まずは、減容化施設の残渣はだめだということはわかりますけれども、県からの補助金はあったのか、なかったのか、どうなのか。要するに4,216万円かかったわけでしょう、減容化施設に、これ当初予算ですけども。その財源内訳、これを教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 4,000何がしかの事業費につきましては、国のほうから補助金が半分程度出ております。それは、国から県を通して市のほうに来ているという状況でありますので、その内容の使い方につきましては、いろいろ県のほうから指導を受けているということでもあります。

昨年度の話し合いの中では、残渣も処理するという形で県のほうも了解したということをお話をさせていただきましたが、今年度、担当者レベルで話をしていく中で、その辺ができないという形のこと判明しましたので、9月の補正で、要は先ほど言いました三百何十万円かの当初予算を組んでいりましたが、240万円を補正させていただきまして、約600万円近くの平成29年度の予算にはなっております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） これとは関係ないけれども、廃棄物処理委託料に入らないやつは、何トン分を減容化施設に。要するに4,200万円もかけて何にも使わないのでは、何の意味もないではないですか。多少は使うと思うけれども、言っていることがおかしいと思う。それでは、何でその時点でやめようとか。まあいいや、これは。減容化施設のことだから。

もう一回聞きますけれども、国から幾ら来ているんですか、減容化施設の補助金は。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 国から来ているのは2分の1でございます。それで、先ほど言いましたとおり、減容化施設につきましては、今現在、加工センターのほうに持ち込んだ鹿、

イノシシ等については、やはり加工しきれないという形で、引き取ってもらっている件数がございます。今回の減容化施設につきましては、1日4頭から5頭、処理できるという形で、その分、搬入していただいた方が、持ってきて持ち帰っていただく等の手間を省くということと、電話等で問い合わせがあったときに、この減容化施設で受け入れることができるかという形で、処理していく手間とか、その人の負担、そういうのを軽減できるという形で考えておりますので、有効な事業だと考えております。

議長（三田忠男君） 次に、7款、ございますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 7款は2つあるわけですが、旧狩野幼稚園です。これにつきましては、2,400万円もかけて直すということですから、当然それだけの費用がかかっているわけですから、費用対効果を考えなければなりません。要するに、賃貸店舗みたいなことをして考えているということなんですけれども、けさの新聞に載っていました。実験をやっているという話ですけれども、大体入居見込みがあるんですか。

それともう一つ、4件とか言っていたけれども、4件も引き合いとか、そういうのがあるのかどうなのか。

だから、私がさっき言ったように、市長は条例をつくらなくたっていいんだって言ったんですけれども、こういうものこそ条例をつくらなければしょうがないんじゃないかと、私は思うんです。はっきりしていないんですから、大体何をやろうとしているのか。どういう目的でやるのか。そういう公共施設をつくるについては、市長は公共施設を減らすんだと言っていて、こういうのをぼんぼんつくろうとしているわけです。まず、入居見込みがあるのか。

それともう一つ、市長がさっき、条例をつくらなくていいようなことを言っていましたけれども、本当に、例えば副市長さんでも、市長さんは、悪いけれども現場いっているでしょうけれども、細かいことはご存じないけど、そういう条例をつくらなくていいのかどうなのか、それをちょっとお答えください。それが一点。さっきのと合わせて2点。

それから、238ページの土肥地区観光防災グランドデザイン検討業務委託料ということですが、これ何をしようとしているのかよくわからない。大体オレンジゾーンをつくったということ自体が、もうそれこそ土肥の住民、あるいは地域にとって、非常にマイナスなんです。誰も人は来ません、そんなものをつくったら。そう言っているわけではないんですけれども。とにかくそういう中で、グランドデザインなんて格好いい言葉を使っているけれども、何をやろうとしているのか、全然わけがわからないから、もう一回説明してください。

それから、その次の観光防災アプリは多少わかりましたからいいとして、グランドゴルフ場をつくるって、どこにつくるかもわからないで、何のためにつくるか。さっき健康スポーツとか観光とかおっしゃっていましたが、はっきりしたのは何もないじゃないですか。大体どこにつくるのか、見込みはあるんですか。私が見たところ、どうせ山を崩すのか何か知ら

ないけれども、私は無理だと思うんです。これに525万円も使って。とにかくグランドゴルフ場を大体どこら辺につくるのか、国から言ってきたから、はい、つくりますなんて、そんな簡単なものではないでしょう。大体グランドゴルフ場をつくるなんてことは、第2次総合計画にも載っていないと思います。載っていましたか。そこら辺をお伺いしたいです。

以上、お願いします。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） 今、議員から土肥の地域の皆さんに対して、大変失礼な発言がございましたので、私はこれは何としても御指摘をさせていただきたい。

やっぱり、市議会議員ですから、地元への利益だけではなくて、伊豆市全般の課題と利益についてしっかり公人として御判断、御発言を賜りたいと思います。土肥の地域の皆さんの観光防災まちづくり、海とともに生きる土肥というのは、私たちが政策的にどこかに誘導したわけではなくて、2年間にわたり、本当に丁寧に幾度も幾度も、加藤先生という素晴らしい人材をいただきましたけれども、アドバイザーとして。地域の皆さんが、中学生も交えて、本当に繰り返し御議論をいただいたことなんです。それに対しては、しっかりと真摯に受けとめていただいて、当然課題があるから、これからいろんな検討をしていくわけですが、そういったことに対しては、地域住民の本当に真剣な真摯な御議論に水をかけるような御発言は、ぜひそれだけは差し控えていただきたい。これは伏して、市民を代表してお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） 関係部長、答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、まず最初に、公共施設の改修工事でございますが、2,400万円という大きなお金でございます。やはり、もともとは幼稚園ということで、トイレ等が子供用にできているということもありまして、その辺の水回り、その辺の改修がやはり大きな費用になってしまうということがあります。また、せっかく田舎という形でIT企業を誘致するものですから、園庭なんかにも芝生等を張って、やはり都会から来た人の憩いの場という形のもを提供できればと考えております。

入居できる見込みということでございますが、今いろんな形で、土肥のほうでも、IT企業誘致のお試しの実験をやっておりますが、そういう形で、ある程度問い合わせ等があります。ですから、その方が入るということではありませんが、来年度その募集をしていくわけでございますが、ある程度興味を持っていただいている方があるという状況でございます。

あと、土肥地区の観光防災につきましては、やはり土肥地区の方が本当に真剣に考えて、オレンジゾーンを引くということです。だけれども、やはり観光にとってはマイナスイメージにつながる、そこを強く推し進めたいということがあります。ですから、地区の住民の方、観光関係者等といろいろ話し合いを持ちまして、本当にこれから、地域や住民の人たちが、そこで生命、財産を守っていく。しかも観光客にも来て喜んでいただくというものを

やはり一体となって、どういう形で進めていくかというのをグランドデザインという形で、ハード・ソフトを含めて決めていく必要があるんじゃないかなという形で、今回予算を計上させていただきました。

グランドゴルフ場をどこにつくるのか、何のためにつくるのかということでございますが、やはり県に言われたからということではございません。もともと伊豆市の課題というのがあります。まして、ウィークデー、土日以外をどうするかというのがありました。それとともに、浜松の浜名湖のグランドゴルフ場を見させていただきました。本当にそのときも普通の日に行ったんですが、お年寄りの方が多かったわけですが、本当に笑顔がすばらしかったです。そういう形で、住民の方が笑顔になっていただく、観光客の方が笑顔になっていただく、そういうことの必要性を強く感じまして、伊豆市の課題解決ということで、ある程度その辺をつくっていく必要もあるのかなという形で考えました。

ただ、場所等を限定するというのは、まだできておりませんので、その辺につきましては、整備構想の中で、伊豆市にとってどの辺の場所がいいのか、なかなか土地があるわけではございませんので、限定されてくるのかと思いますけれども、その辺についても検討できればという形で考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 条例化の問題についてはどうですか。どなたが。

〔「いや、私が聞いたのは、市長じゃなくて現場の職員、例えば部長さんとか副市長さんはどう考えているかということを知りたかった」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 施設を改修した後、企業誘致等に使う、サテライトオフィスに使う、その用途が議員がおっしゃるような条例化ということになると、公の施設に該当するかどうか、そのあたりはしっかり検証して、公の施設に該当するのであれば条例化しなければならないのですが、ある一定の特定の企業のために使う施設ですので、現時点では条例化までは考えておりませんが、しっかりそこは検討させていただきます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） では、質疑をさせていただきますけれども、今の条例化ですけれども、公の施設というか、これは公の施設ではないと思います。公共施設でしょうけれども、公の施設というのは、いろんな人が使えるのが公の施設ですから、公共施設です。だから言ってみれば、市営住宅と同じようなものなんです。そういうことをよく考えて、特定の人を使うわけでしょう。公の施設というのは、みんなが誰もが使える施設ですから、その辺をよく考えてください。

さっき、土肥地区の観光防災で、市長さんがおっしゃったけれども、土肥の住民を愚弄し

てとか、愚弄とは言わなかったけれども、そんなようなことを言っていましたけれども、私が聞いているのは、オレンジゾーンをつかって、地価が下がるとか。結局オレンジゾーンというのは、公共施設であるとか、あるいは病院であるとか、福祉施設とか、そういうのは建ててはだめだよと、そういうことなんです。したがって、住宅だってそれに準じてそういうことになると思うんです。なるかどうかわかりませんが、そういう傾向にあるということで、私が土肥の人から聞いたことによると、まずオレンジゾーンの中の税金を減免してほしいと。固定資産税を減免してほしいとか、あるいは住宅を直すとかの場合に、新しく建てられないかもしれないから、修繕するとか、そういうときに補助してくれとか、そういうことを聞いているんです、私は。それは県議会のほうにも言っているようですけども。

市長にお伺いしますけれども、そこら辺はどうお考えですか。そういう声が土肥のほうから、オレンジゾーンの地域の人からあるということについて、観光防災グランドデザイン、そんなようなものも入っているのでしょうか、委託の中に。それをお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 津波対策というものは、極めて大きなインパクトのある防災事業ですので、これからの土地利用でありますとか、都市計画でありますとか、まちづくり、そういった全体計画と整合性をとりながら、やっぱり進めていくことが大事なんです。これは河川浸水、特に河岸が浸食されることも、実は津波と同じようなインパクトがあって、同じような対策をとらなければいけないんですが、どこにどのようなもの、施設をつくるのか、あるいは施設をつくるときには、どのような条件をつけるのか。それから周りとしての環境をどのようにするのか、そういったものを抜本的に、長期的に、総合的に考えるためには、ゾーン指定というのは非常に役に立つわけです。土地利用の問題が、実際に災害が起こった後、復旧復興のときに、どれほど大きな障害になっていたか、これも皆さん、既に御存じなわけです。それを土肥の皆さんは、先んじてそういった総合的な対策をとろうということを皆さん合意されたわけですから、ぜひそういった観点から御理解をいただきたい。その上で、個々のいろいろな御要望があるのは、私はこれは当然だと思います。

したがって、地元の声をしっかり国と県に届けて、国と県の支援も得ながら、多少時間がかかるでしょう、全体の事業を進めるためには。しかし、何としても海とともに生きる土肥という合意形成がなされておりますので、むしろそれを進める方向で、議員の皆さんからも御支援をいただければとお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） 次に、10款に入ります。

再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） それでは、再質疑させていただきますけれども、文学の郷構想ですけども、いろいろ事務局からも教育長さんからお話あったんですけども、これはどう

考えても観光です。地域の市民の誇りを、住民の誇りをアップするなんて、そんなのは本当に具体的ではないです。具体的なのは、観光客の満足度アップを目指す、こう書いてあるわけです。だから私は、やるのはやるでいいですけども、場所の置き方、予算の置き方。教育委員会に予算、それも社会教育に置くというのは、これはおかしいと私は思うんですけども、それはいろんなところが、観光課もやるよ、戦略室もやるよ、何もやるよ。言われるですけども、主体は教育委員会で行っているわけですから、その辺、教育委員会に置いたというときに、どういう議論がなされたんでしょうか。市長さん、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 先ほど、観光ももちろん目標がございます。これは地域の方が、その地域の交流拠点を整備しようというような方針も出ましたし、過日のビジョン、今回総合計画等でも、地域の特色を生かした地域づくりを進めるという大きな方針が出ましたので、先ほど申しましたけれども、あくまでも地域住民が主体となったまちづくりこそが、これから縦貫道とか、オリンピックとか、インバウンドを含めた中で、観光客や誘客を求めるよりも、まず地元住民の方が、やはり本当に10年先、20年後に誇りに思える地域づくりを思っただけで、まず何よりも大事だろうというふうに考えています。

当然のことながら、今回の提案のもとになるのは、ランドデザインの提案書でございますが、これも地区の方、それから観光関係の方々、それからいろんな地域づくり協議会の方々の総意ということで事業を受けとめておりますので、教育委員会が窓口になりますけれども、先ほど地域の活性化という目標は、観光振興、いろんな面にもわたりますので、その点については調整しながら進めてまいりたいということで、御理解をいただきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

13番（西島信也君） 1個言うのを忘れてしまったので、3回目になったんですけども、今の文学の郷はとりあえずいいとして、次に、美術館建設推進事業ということですけども、先ほどのお話ですと、この予算は、どうも候補地を決めるというようなことですけども、その後の計画はどうかというと、基本計画を平成32年度までにつくると。平成32年度といったら3年後です。3年後までにつくるって、ばかに遅いですよね。道の駅は総合計画になかったにもかかわらず、あっという間に7億円だか8億円の金が出るようになったではないですか。何でこんなに遅いんですか。

これを言っただけですけども、要するに教育長さんは、あと任期が何年あるか、1年くらいでしょうか、わかりませんが、それで平成30年度ならいいですけども、これ市長さんにお伺いしますが、大体これは、美術館を建てるおつもりがあるのかなのか。私、12月議会で一般質問しました。そうしたら何てお答えになったかということ、10億円くらい美

術館の建設費がかかると。全体の財政シミュレーションがある程度のめどが立たないことには、建設まで直ちに事業費を組む状況にはなかなかないのではないかと、こういうことをおっしゃいました。さらに、建設費とランニングコストの対策のめどが立たないと、なかなか建設までステップを進めることは難しいと、こうおっしゃっています。

私が聞いているのは、こういう195万円の予算をつけて、先にやるかどうかわからないというのでは、これどういうことでこの予算をつけているんですか。やるかどうかわからないと言っているんです。あるいは難しいとか、直ちに事業費を組む状況にはないとか。さっき教育長さんの任期を言いましたけれども、市長だって任期はあと2年です。それから先やるかどうかは、それは選挙であれなんでしょうけれども、とにかく2年の間にこんなことを言っていたのでは、全然やる気がないととられてもしょうがないです。あと任期が2年しかないんですから。どうなんですか。やるんですか、やらないんですか。そこら辺をお伺いしたいんです。市長にお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 去年、いろんな声を伺った中で、「100億円の文教事業をやめれば10億円くらいすぐ出るんだから」というような声がたくさん、正直言ってありました。どなたかがそういった流布をされたのか、あるいは善意でそのように思い込んでおられたかは承知しておりませんが、したがって、最近私はちゃんと、伊豆市が市税が41億円、地方交付税が48億円、それでどうして160億円の予算を組んで、将来負担比率が2なのか。つまり一つ一つの事業について、国、県としっかり連携をとりながら、補助財源をしっかりと使いながらうちはやっているわけです。ですから、こっちの100億円がなくなったら、あっちの10億円ができるというものでは全くないんですということを申し上げると、そこで直接話をさせていただいた市民の皆様は、ああそうなんだということで御理解いただくんです。そこで当初私は、この建設準備に入った、検討に入った段階では、修善寺町からのお約束ですから、これは何とか方向性はめどをつけたいと思っておりました。

ただ、こういう状況の中で、議会とのお約束のとおり、第2次伊豆市総合計画の見直しに合わせて、今議会の中で、財政シミュレーションを改めてお示ししますが、相当に厳しいです。極めて厳しい状況です。それをしっかりともう一度最終的な御承認をいただいて、総合計画を。そして財政シミュレーションを皆さんに見ていただき、その上で、やはり再検討させていただきたいです。スケジュールは、やはりリスケジュールが必要になってくると、現時点では考えております。

議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時42分

再開 午前 11時42分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、議事の都合によりまして、昼の休憩に入りたいと思います。

再開を12時45分といたします。よろしく願いいたします。

休憩 午前 11時42分

再開 午後 0時45分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ここで、午前中の西島議員の質疑に対し、産業部長の答弁の追加がありますので、これを許します。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 先ほど西島議員のほうから質問がありました中間土場の用地の購入について補助があるのかということでしたが、一応、単費で購入ということと考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第4号 平成30年度一般会計予算案について質疑を行います。

最初、歳入、2つあります。

1款、ページ数、予算書で3ページ、市民税、固定資産税、入湯税についてお尋ねします。

提案理由の中で、それから全協の中でいろんな話を聞かせていただきましたけれども、こういうことでした。それぞれの税は減少傾向にあるが、収納率の改善を見込み、前年度よりも増収を図るとのことですけれども、改善のために取り組む基本的対策の説明を求めます。

10款、11ページ、地方交付税についてお尋ねいたします。

以前の財務課の説明では、これではちょっと不十分なのかなと思いましたが、要は、10月31日付で財務課のほうから普通交付税の推移と平成30年度予算編成についてという説明があって、その中の資料をいろんなことでめくってみましたが、その中で合併算定替縮減期間の4年目に当たる平成30年度は、前年度と比べると1億7,000万円減少するとしておりました。そういうふうに書かれておりましたが、今回の提案されている予算では3,000万円減少としておりますけれども、その差額、どうしてかなと思いますので、説明を求めます。

さらに、地方交付税のいろんな国が配分方法に考えてきていることですが、既に平成28年度から導入されたトプランナー方式による今年度の交付税の影響額の説明を求めま

す。

歳出に移ります。市長の説明ですと、今年度予算は、総合計画を着実に実行するための具体的事業が予算に組み込まれている。それは、総合計画を戦略的、体系的に策定しているというふうに理解しました。以下4つの構想について質疑を行いますけれども、その基本的な考え方を聞きたい2つのことについての立場からお尋ねします。

1つ目、戦略的、体系的、これは具体的にどのようにこの予算の中に示されているのか。

2つ目は、一般財源枠配分方式というのを今年度予算の中の柱にしているようだけれども、この2つの視点から説明を求めます。

具体的なことに入ります。

4款清掃費、資料では50ページ、予算書では170ページであります。その他事務事業にリサイクルセンター整備構想策定業務委託料231万5,000円があります。委託するに当たって市が考えている構想の柱は何でしょうか、お願いします。

2つ目に、6款農業振興対策費、資料だと58ページ、予算書では190ページです。先ほども質疑がありましたが、わさびの郷構想策定業務委託料800万円について、世界遺産との兼ね合いはありますか。このことを含めて、上記、冒頭、私が質疑の基本的な考え方を述べましたけれども、上記と同様の質問であります。お願いします。

7款商工費、資料76ページ、予算書238ページ、その他の観光施設事業、グランドゴルフ場整備構想検討業務委託料525万5,000円、これについても午前中に質疑がありましたが、これをそのまま読みますと、構想を策定するのではなくて、構想を検討するために委託と読みましたが、これはどういうことですか。ちょっとわからないので、構想の柱も含めて説明をお願いします。

最後4点目、10款教育費です。資料では108ページ、予算書では324ページ、文学の郷構想策定支援業務委託料1,000万円、これも午前中に質疑がありましたが、提案理由の中で、全庁的な取り組みをするんだという説明でしたけれども、取りまとめの役割は教育委員会が担当することでしょうか。既に確認済みですが、お答え願いたい。そうであるならば、教育委員会が、観光客誘致、人を呼び込むことを検討する事業を委託するということでしょうか。構想策定委託ではなく、それを支援する業務を委託するとはどういうことでしょうか。

具体的に質疑は行いませんが、関連についてお尋ねします。

7款商工費、資料の71ページですけれども、伊豆文学まつり事業、これは商工費の関係、観光商工と関係があるんですけれども、その手の関連性がよくわからないので説明を求めます。よろしく願いいたします。

議長（三田忠男君） それでは、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 1つだけ私から答弁をさせていただきます。それは、戦略的とは何か

ということなのですが、よく企業の経営戦略なんかを拝見しますと、経営方針ですよこれとは感じる事が多々あります。私が戦略という言葉を使うときには定義がはっきりしております、目的を明らかにし、その目的を達成するための目標を確立し、そしてその目標を実現するための実施要領、これは1H5Wになりますけれども、実施要領を策定する。この一連の考え方を戦略的思考と私は定義しているわけです。

したがって、現に行っている、あるいは将来行うべき各種施策をまとめるのではなくて、伊豆市の将来の政策の目的を明らかにし、その目的を達成するための目標を定めというような体系になっております。

今回の第2次伊豆市総合計画では、まちの形、色、力というものを新たにカテゴライズしました。形というのは、コンパクト&ネットワーク、つまり、これから人口減少が加速されるであろう日本の、そしてその中でも地方である伊豆市において、過去のような成長期の形を求めることは不適切であるということが前提。

そして色というのは、ここにありますとおり、国際的な観光都市としてということにしているわけです。これは伊豆半島全体のときに私が表現いたします世界レベルのリゾート地というものと軌を一にしているわけですが、伊豆半島全体として世界のリゾート地に比する方向に進んでいきたいという意思表示をしているわけです。これを時々観光だけかと勘違いされるんですが、そうではなくて、観光地にある製造業のあり方というのは、工業都市にある製造業のあり方とは違うのではないのですかと。伊豆市の中で製造業を振興、発展させる場合に、どのような場所にどのようなデザインでということが当然出てくると思うんです。したがって、その基盤産業を観光に位置づけた場合のサービス業のあり方、製造業のあり方、そういった意味で、何を伊豆市の色として捉えるかといったときにそのような表現をさせていただいたわけです。

もう一つ、ちょっと具体例を申し上げますけれども、例えば、では、観光振興って何だとなるわけですね。大体、伊豆市の総生産が約1,000億円でサービス業が約800億円、観光業が約300億円から330億円ぐらいあるから数字的に基盤産業になるわけですが、ここをふやすのに、旅館、ホテルを来年、再来年、幾つもふやすということはできない。いきなり土日だけお客さんをふやすこともできない。では、平日はどうですか。平日にお客さんをふやすためには首都圏からどうですか、北海道や九州はどうですか、外国からどうですかということがだんだんおりにいくわけです。このような考え方をもって、その戦略的思考に沿ってつくりましたということをお知らせしております。

あと、個々の具体的な事業については、それぞれ担当する部長から説明をさせていただきます。

議長（三田忠男君） それでは初めに、市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、市税にかかわります収納率の改善に取り組む基本的対策という部分についてお答えさせていただきます。

まず、納税者に対しまして適正かつ公平な課税、税負担の公平性を確保し、賦課徴収事務を進める中におきまして、やはり社会福祉、教育、保健衛生等の日常生活に欠くことのできない仕事を行うための財源確保といたしまして、現在、収納率の向上を目指して、その改善が求められておるわけでございます。

御質問におきまして、収納率改善に取り組む基本的対策という部分につきましては、現年度分の収納率の向上を目指してまいると。そして、長期にわたる高額な滞納者をこれ以上ふやさないとということが、基本的に取り組んでいくべきものというふうに認識しております。早期に納税者にアプローチをいたしまして、納税意識を持ってもらうこと、納税者の現状を把握して、分割納税等の納税相談をやすくして収納率の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 私から、交付税の関係のその説明のときとの金額の違いということですが、全協のときの資料をお持ちでしょうか。全協のときに、1億7,000万円減少するというお話をさせていただきました。そのまず前段として、これは合併算定がえの減額ということを中心に置いていましたので、1つには、基準財政需要額に算定される交付税措置の部分を除いています。他の要因の増減をまず排除し、単純に算定替がどの程度影響があるかということをお示しするために、平成29年度の決算額に対して、他の要因を除いた単純に合併算定替の影響が幾らあるかということで御説明させていただいたのが、1億7,000万円減額が見込まれるという御説明をさせていただきました。

今回、予算ベースでは3,000万円の減少ということなんですけれども、対平成29年度の当初予算に比べて平成30年度の予算がどうかということをお示ししています。先ほど全協でお示ししたのは、平成29年度の決算額に対して影響がどの程度出るかということでございます。

ですので、平成29年度の当初予算、普通交付税と臨時財政対策債、合わせて49億円を当初計上しました。平成30年度の当初予算では、普通交付税を42億7,000万円、そして臨時財政対策債を5億6,000万円、合わせて48億3,000万円、その差額が7,000万円、それぞれ普通交付税が3,000万円の臨時財政対策債が4,000万円ということで、予算の比較では普通交付税が3,000万円減ということですので、比べている対象が違ったということで御理解いただきたいと思っております。

それと2つ目のトップランナー方式の影響額でございます。国のほうは、地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させるために、支出の効率化を促進する観点から、民間委託等の業務改革を実施している地方団体、この経費水準を基準財政需要額に反映させるということで、国のほうでは16の業務について見直しを行っています。そのうち平成28年度、平成29年度、今度平成30年度で12の業務について、交付税の算定上、単位費用の削減の対象としています。その平成29年度の実績から推移した平成30年度につきましては、12の業務合計で約

1,300万円ほどの減額というか影響があるというふうに推測しております。

私から歳出の4項目について、まず、前段の総合計画の関係と、同じく全協で説明させていただきました、一般財源、今回、枠配分をさせていただきますという説明をさせていただきましたので、まずその御質問の4項目について、その観点から私のほうから説明させていただきます。

まず、4款のリサイクルセンターについてでございます。こちらは総合計画の重点目標2、政策の2、施策の4、安心安全な生活環境の整備ということで主要事業のほうにも位置づけをしてございます。一般財源の枠配分という考えでは、今後の整備方針や適地選定などを行う臨時的な事業として、基金を活用した別枠の事業ということで今回整理をさせていただきます。

6款のわさびの郷構想につきましては、こちら重点目標4、政策の2、施策の1、まちのブランド化の推進に位置づけております。財源としましては、世界農業遺産登録を見据えた事業として、こちらにつきましても時限的事业として別枠の扱いをさせていただきます。

7款のグランドゴルフ場整備構想検討事業でございます。こちら重点目標3、政策の1、施策の1、地域資源を活用した戦略的観光事業の推進に位置づけております。こちらの枠配分につきましては、平日の観光誘客の施策や地域への経済効果の検証などのため、伊豆市の将来の収入増加に資する事業と捉え、特別枠の事業として枠配分をしております。

次に、10款の文学の郷構想の策定支援につきましても、総合計画におけます重点目標4、政策1、施策2の歴史文化資源の保存、継承、活用に位置づけ、枠配分としましては、個性的な歴史、文学を活用した観光誘客事業として、こちら基金を活用した別枠事業として位置づけて予算措置をしております。

私からは以上です。

議長（三田忠男君） 市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、リサイクルセンターの整備基本構想の柱という部分についてお答えをさせていただきます。

ただいま総務部長が申したとおり、第2次総合計画の安心安全な生活環境の整備ということで、リサイクルセンターの整備方針を現在検討しております。平成30年度のこの当初予算における柱という部分については、昨年見直しをしました第2次一般廃棄物処理基本計画に基づきました循環型社会の形成という部分でございます。

まず、具体的には、3R運動という部分で推進をさせていただくと。廃棄物のもとのものの発生及び排出抑制の推進、発生したものを循環資源としての再利用、再生利用の推進、処理が必要なものの適正な処理の確保という部分で、こうしたことを柱といたしまして、老朽化しております現在のリサイクル施設の利便性や用地選定等を含めて、経済性の部分まで考えまして、メリット、デメリットを整理してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは私のほうから、わさびの郷構想の柱と内容について説明させていただきます。

わさびの郷構想業務の柱につきましては、ワサビの生産振興と観光をどう連携させていくかということであると考えております。

まず、ワサビの生産状況でございますが、日本農業遺産認定等によりましてワサビの需要が高まりつつある状況の中で、地元ならではの食材としてワサビを提供したいという要望がありましても、自然環境の変化により生産が安定せずに、十分な量の供給ができないなどの可能性があります。ワサビの生産は、圃場に定植してから収穫まで時間がかかるため、急激な生産量の増加は見込めません。また、現状ではワサビ苗の供給減の不安もあります。十分な生産環境を整えることにより、生産者へのメリットだけでなく、市内の生産物を利用する他産業との連携を踏まえた地域振興を考えていくと考えております。

また、静岡水わさびの伝統栽培が日本の農業遺産に認定されて以来、観光利用等でワサビ田を取り巻く環境が大きく変わっております。今までワサビ田のすばらしい自然環境については観光に生かされ切れませんでした。景観を楽しむワサビ田、収穫を体験するワサビ田等、生産面のみならず、観光利用を含め多面的にワサビ田を捉えて、伊豆市のワサビを中心とした産業をどういった形で振興していくのかをこのわさびの郷構想で考えていきたいと思っております。

続きまして、グランドゴルフ場整備構想計画の業務についてでございますが、構想の内容につきましては、先ほど西島議員に説明したとおりでございます。

御質問の構想を検討するための委託とはどういうことかということでございますが、まず、現在、市内で整備する場合の候補地や整備方針、経済効果などが検討されておられません。それらを定めるための調査検討を行い、内容を整理したいと考えております。要するに、現段階ではどこに整備するかも決まっていない状況ですので、構想を策定する前の段階と考えていただき、その結果をもとにして候補地や整備用地を検討していきたいと考えております。

構想の柱につきましては、西島議員の質問にもお答えしましたが、市民の健康増進と土日以外の観光客対策をどうしていくかということになるかと思えます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは、10款、文学の郷構想策定支援業務委託料について、木村議員の御質問に対して御回答申し上げます。

まず、今回、観光客誘致、人を呼び込むことを検討する事業が教育委員会で窓口をとることについての御質問でございますが、先ほどから御案内しているとおり、現在はもう観光と文化は本当に切っても切り離せないというような状況でございます。観光は文化でもあり、

文化は観光でもあるというような、そういうような方針のもとで、今回も湯ヶ島地区の方が、井上靖さんという文豪の方が生まれ育った「しろばんば」という自伝的小説、こちらのまちづくりを何とか再現したいという思いが非常に強いというような御提案をいただいております。当然のことながら、教育委員会でも子供たちに、例えばこういう教科書で読んだ井上靖という冊子を配りましたり、文学まつりとか文学作品コンクールというような形で、いろんな形で支援をしてまいりました。

今回も、先ほども、繰り返しますが、地域の方が本当に誇れる井上靖のしろばんばの里が、多くの方々に整えていただいて地域の活性につながるという意味合いで教育委員会が所管するものでございますが、当然のことながら、事業の推進に当たりましては、関係部局の御意見でありますとか、特に地元の方々、こちらの方々の熱い思いを踏まえた計画策定をしたいというふうに考えております。

それから、構想策定でなく支援をとということでございますが、当然のことながら、地域の方々の熱い思いは受けとめております。ただ、これ以外にも、例えばオリンピックを踏まえたインバウンドの取り組みでありますとか、バリアフリーでありますとか、あるいは国の新しい取り組み、例えば全国で取り組もうとされています文学を生かしたまちづくり、こういったものとの連携的な事業なんかの新たな取り組みもございますので、こういったものを踏まえて、地域の方々と一緒になって構想の策定支援、計画づくりを支援するという意味での支援でございます。

それから、文学まつりとの関連等につきましてでございますが、実はこの文学まつりについては、2007年にちょうど生誕110周年記念ということで大きなイベントを実施いたしました。市民劇団しろばんば、天城会館が本当にいっぱいになるほど盛況でございました。

そういったことを受けまして、平成24年から県の文化フェスティバルというイベントがございます。伊豆文学賞という作品を県のほうで開催しているのにあわせて、何とか地元でも気運を盛り上げようということで、旅館の関係の方だとか文化地域団体、こういった方々に、いろんな事業を以来五、六年行っているわけでございます。

当然のことながら、今回の平成30年度事業につきましても、基本構想は構想で策定いたしますが、これまで行っていますこの文学まつり、ソフト事業ですね、こちらについても当然のことながら、この事業の継承を含めて、事業のそういう意味での見直しもある程度考慮しながら、連携しながら事業を進めてまいりたいというのが基本的な考えでございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質疑はありますか。

16番、木村建一議員。

16番（木村建一君） 木村です。お願いします。

歳入からいきましようね。

市民税、固定資産税、入湯税、それぞれ全員協議会の中でこのような説明がありました。納税者人口は減っていきんだけれども、個人市民税は97.6%の収納率を0.3%、今年度引き

上げたいと。固定資産税の評価額は0.3%減る。その額6,400万円なんだけれども、収納率95%、1%に引き上げたいと。入湯税は、収納率90%を6%に引き上げたいということなんです。

今の御説明というか、どうして改善しますかということに対して部長は冒頭、税の負担の公平の問題ということで、当然、税のあり方の問題を述べられましたけれども、どうしてもわからないのは、分納云々とかということとはわかります。今でもやっているんだけれども、これだけ引き上げておくための土壌というのはつくられているのかなと私は思ったんです。ということは、新年度予算をつくるに当たって、いわゆる今現在です、もう少ししたら来年度予算が組み込まれるんだけれども、この平成29年度の税収を考えたときに、どのような対策を考えた、こういうことを取り組んできたから、新年度になったら、すぐにはいかないかもしれないんだけれども、平成30年度1年間を考えたときにこれだけのアップになるであろうという具体的な対策、方針というものはあるのかどうか、ちょっと今の説明ですと見えなかったものですから、御説明願いたいと思います。

それから地方交付税について、またこのずれというのはわかりました。もとは違うところを見て、僕としてはそう理解したもので、3,000万円の減少云々と、1億7,000万円が予算では3,000万円までということでもわかりました。それは結構ですが、いわゆる支出の効率化の問題で、民間に頼めば云々というのが、それは1つあるんですけども、もう一つのトップランナー方式と、私は、2つがあって、トップランナー方式というのは、今言われた、いわゆる一般的な行革。民間に頼むことによって、国も16業務についてということでの減収分であるんでしょうけれども、もう一つは、基準財政収入額算定になるに当たって、これはトップランナー方式ではないのかな、僕はトップランナー方式に見えたんですけども、今までは全国の平均的な徴収率をその基準財政収入額のこの考えながら計算したんだけれども、今回はそうではなくて、いわゆる地方自治体全部の中の、約1,700ある中の上の徴収率のいいところ3分の1をとって、それをここにこの基準財政収入額に当てはめると。そうすると、3分の1以下のところは、その具体的には収納率が下がっちゃうものだから、今までどおりのような全国平均ではなくて、上位の30%で今後、この基準財政収入額に当てはめるとすると、10億円が減って、収入額がまたプラスマイナスされて、ますますその乖離というか、起きてくるのではないだろうか。そここのところが伊豆市にとってどういう影響を与えているのかと。すみません、もっと前に聞けばよかったんだけれども、平成28年度から始まっている、過去は結構です。予算の審議ですから。そのあたりは、12業務によって1,300万円マイナスになりますよと。国はそう算定してきていますと。もう一つのほう、収納率の云々ということについての影響はないのかあるのかわからないので、お尋ねします。よろしく願います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 収納率の改善という部分で、具体的な取り組みでどのように上げていくのかという部分についてお答えさせていただきますけれども、まず、現年度分から滞納者をふやさないという部分で、やはりなるべく早く納税意識を高めていただくために、ことし行っている部分でいきますと、平成28年度、平成29年度で滞納がある方に対しまして訪問徴収を実施させていただきました。実際、スタッフがそちらのほうへ出向きますと、やはりその部分で改善されていく。

また、平成25年度からコンビニ納付という部分もやらせていただいております。その部分、利用期間が短かったわけですが、その部分を180日延長させていただいて、金融機関に行けない方々が納めやすくするという部分で利便性を確保させていただいております。

そのほかにも電話催告の部分で丁寧にお話をさせていただいている部分が浸透してまいりましたので、そこら辺で収納率が今後、平成25年度から平成28年度までは税目的には0.2から0.4%の増でございますが、実際その部分で上がってきております。そういった部分を含めて収納率を改善できるというふうに考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） ほかに。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 私は、先ほど説明させていただいたのは、いわゆる基準財政需要額の見直し、これがトップランナー方式というふうに踏まえていまして、もう一つの議員がおっしゃられた基準財政収入額の算定に当たってのその住民税、固定資産税の徴収率の見直しという、ちょっと別に捉えていたものですから、今、議員おっしゃったように、徴収率の見直しも平成28年度から平成32年度までの5年間で、今までの標準的な徴収率から上位3分の1程度の徴収率を見ると。そうすると、その上位3分の1程度の徴収率に満たない部分は、当然、伊豆市としては収入があったものとみなされてしまいますので、その分減額というか、なってしまいます。

仮の算定になるんですが、国のほうでは平成32年度の最終の徴収率というものは、一応参考で示されてはいますけれども、平成30年度はまだ正確な率ではございませんが、均等割につきましては、見直し前、平成27年度は98.0、平成30年度は、こちらが98.4になるのではないかと。同じく所得割につきましても98.0が98.4と、そのほか固定資産税も見直されていきますと、この平成29年度と平成30年度を比べると、交付税への影響、基準財政収入額の影響が約500万円、影響が出るものと試算しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） いわゆる市民税等々の自主財源の徴収について、徴収率を引き上げたいと、そういう意向のもとでの提案についてもう少しお尋ねします。確認をしながら。

ここまで分析できていればいいんでしょうけれども、私は担当委員会だけでも、委員長は余りできないもので、すみませんがこの場所をおかりしてお尋ねするんですけれども、今、部長のお話ですと、収納率を少し、0.3とか、すごいのは6%引き上げるといふことですから、頑張るんだなと思うんですけれども、いわゆるコンマ何%、1%云々と引き上げるために、具体的には、訪問徴収をします、してきたとかしますとか、コンビニ収納の問題、電話催促。電話催促はずっと今までいろんなことでやられていることは承知しておるんですけれども、具体的に訪問徴収、今までの実績の中でどれだけ上がって、コンビニでこのいわゆる納付の延長があって、どのくらいあってという、多分、電話催促は今までの継続ですから、そんなに大きな影響はないのかなと思うんですけれども、この2つについて。

ごめんなさい、繰り返しますが、訪問徴収とコンビニ納付の延長によってどのくらい上がるであろうと。この0.3から1%、6%の、どの分野でこのこっちについて幾ら頑張ろう、コンビニ収納について幾ら頑張ろうということまでは考えておるのでしょうか、お願いします。議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 平成29年度から新たに取り組んだ部分で、今後どの程度徴収率がアップできるのか、金額がどの程度になるのかという部分については、平成29年度から始めておまして、その部分についてはもうちょっと分析をさせていただきたいというふうに考えておりますが、実際、平成29年度で訪問徴収をやらせていただいた部分のデータを申しますと、伊豆市の部分で102件の訪問の予告をさせていただいたところ、訪問後の入金とかそういった部分を含めると、訪問予告の効果では、41件で240万円ほどの効果があったという部分、また、訪問した際に入金の約束の件数も14件130万円ほど、訪問後の入金、約束した部分を含めると6件の99万円ほど入ってきております。そういった部分で、訪問徴収、この期間、1週間ほどで102件回ったわけですが、そういった部分である程度の効果は見込めると。また、伺いますよといった部分においても、忘れていたという部分とか、事前に納めていただいたということもありますので、やはりそういった新たな試みといえますか、そういった部分で少しずつ徴収率を上げていきたいなというふうに考えております。

また、コンビニ等の利用の延長については、その部分については、今、ちょっとデータがございませんので、今後、データが入ってきてまた分析をさせていただいた後、どのように効果があったか御報告をさせていただければと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、歳出の4款、再質疑はありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 今回、歳出に当たって2つの視点から質問したいということでお話しさせていただきましたが、一般財源、枠配分方式についてはまた後ほどゆっくりと、勉強させていただきたいと。きょうはちょっと細か過ぎちゃうもので、総括質疑の中から外させ

ていただきます。

市長が述べられた戦略的。体型的というのはちょっと置いておきましょう。戦略的と言ったときに、結局、市長が言っていることはわかりました。目的を明らかにして、目的をどうやって実施をつくりながら、策定をする到達目標を掲げたのかなと思ったんですけれども、いわゆる一言で言って、伊豆市の進むべき道はどこだよということを明確にしたうえで、それに向かって何を考えるかと、何をするのかということで捉えたんですけれども、そうしますと、今回、具体的な形では、すみません、戦略的にということで、5つの項目、後ほど基本構想についてはお尋ねします。それは今回ちょっと議題ではないものですからね。いわゆる、ずっとおっしやられていた、今回の幾つかの柱、重点施策のことなんですけれども、その行き着くところというのは、平成21年度6月議会に市長が述べられた人口危機宣言にあるのかなと私は判断したんです。これは自分の勝手な判断だから。それが戦略的な形で位置づけられているのかなと思うんです。今回の提案されている中で、その戦略的という、そのどこに伊豆市を持っていこうとするのかということは、全体の中で見るとわからなかったものですからね。もし違うよというのであれば、その戦略的という意味合いをお話ししていただければと思うんですけれども。

そういう意味で、4款の清掃費についてお尋ねします。

一般廃棄物処理基本計画があるということはわかっておりますけれども、3Rのことも極めて大事なことです。このリサイクルセンター整備基本構想策定業務委託料、リサイクルセンターを整備するに当たって、今と違う新たなリサイクルセンターをつくるがための業務委託というふうに私はとったんですけれども、理解したんだけれども、間違っていたら、何か、今あるリサイクルセンターをどうしましょうということではなくて、何か別枠をつくるという構想をお持ちですか。3Rと基本は同じでしょうけれども、3Rを実現するための具体的な対策として、今あるリサイクルセンターでできると判断するのか、いや、そうではないと判断するのかわからないので説明してください。お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから市長として考えていることを申し上げたいのですが、これができるかどうかこれから検討させるんですけれども、ある産業廃棄物処理、リサイクルセンターのところ、企業を伺ったことがあるんですが、96%、運び込まれたものをリサイクルに回せていたんです。ですから、本当に埋めたり焼いているのは4%。そこの事業者さんを拝見して、プロにお願いすると全然違うぞと。それからその一般廃棄物の中でも、リサイクルで燃えないごみで扱っているものですね、市が直営ですとずっとやらなければいけないんだろうかということも考えているわけです。

今回、焼却場のほうは、建設と運営をDBOでしかるべきところをお願いする。それから、水道事業なんかの相談センターは一元化して、市の事業ですけれども、水道組合の皆さんに

委託をしている。そのリサイクルセンターのところもずっと直営でやらなければいけないんだろうかということも考えて、しっかりプロにお願いをして、今はもう伊豆市ではありませんけれども、以前あったように、これを持って帰るとか、これは大き過ぎてだめだとか、そういったものではなくて、適切な料金はいただきますけれども、どんなものでも置いていけるような施設ができないだろうか。それはプロの皆さんによって、そういった専門の業者さんによって、最も効率的にリサイクル、リユースに回せるようなシステムはできないだろうかということが事の発端なんです。そういった機能の新しいスタイルのリサイクルセンターがどこでできるかどうかを市長としては検討させたいということが大もとにございます。

私からそこまで申し上げさせていただきます。

〔「戦略はそういう考え方でいいんですか」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） なかなか正直言って難しいんですが、人口減少危機宣言というのは大きな柱でした。私は、当初は職場をつくれれば何とかかなと思っていたんですが、市長をことし10年目になりますけれども、その間に、実は現役世代、若者世代の流出先が東京、横浜ではなくて、伊豆の国市が一番多い。それから三島とか沼津とかですね。そうすると、職場はそこなのに出ていってしまう。そして、そういった方々の意見をずっとずっと伺ってきて、職場をつくることももちろん大事だけれども、教育に行き着いたわけです。ですから、人口減少危機宣言を、私は明言はしませんでしたけれども、2期8年の中で最終的には中学校を中核とした新しいまちづくりというものを想定はしておりました。どこかに書いてはございません。

ただ、今回、新たにどのように考えていくかという中で、余りそこに固執せずに、日本全国の人口減少は、これはもうトレンドとして防げませんので、したがって、人口減少を受け入れた中で、活力を維持するためにはどうしたらよいのだろうかということを書体系的に書いております。

したがって、今回の総合計画でも、第1次総合計画では3万5,000人だった人口を3万7,000人にふやすという想定になっているんです。今回は、下がっても活力を維持できるような書き方に変えさせていただいて、そういった意味では、人口減少危機宣言を発したころと現状では若干違いはございます。現時点での判断に基づいて戦略的、体系的に整理をさせていただきました。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

木村建一議員。4款ですね。

16番（木村建一君） 4款、最後ですね。

全体として、今、もうちょっと清掃費はあと1回質問して、その次に移るんですけども、もう一度、今回の施政方針の中で重点目標が5つ述べられましたよね。これをずっと、それぞれはわかるんだけど、いわゆる長期的な視点で、当然、総合計画のこの1年目をこれ

はやろうとしていると私は思っているんですけども、今回の予算は。そうすると、伊豆市全体の方向づけをするという意味で、この5つの重点目標をずっと積み重ねていって実践していったときに、どういう伊豆市をつくらうとしているのかがちょっとわからないものですかからお尋ねしたい。

そうすると、リサイクルセンターの基本構想というのは、直営かプロからも含めて、いわゆる構成ですから、どういうふうにしリサイクルセンターをつくり上げていくかというところですから、そういう意味では、あ、あそこではないんだなということはよくわかりましたので、ありがとうございます。

すみませんが、ちょっとそれだけお尋ねします。

議長（三田忠男君） 市民部長、答弁願います。

市民部長（梅原敏男君） 先ほど市長が申したとおり、新たなリサイクルセンターの整備に向けて、伊豆市に合ったシステム、そういった部分を検討しつつ、最終的には新たな用地を含めてどの場所にするのか、そこら辺も含めて構想を練ってまいるというふうになります。現在地も含めつつ、新たな場所も候補地として選定していくということでございます。

議長（三田忠男君） 次に、6款に移ります。再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） わさびの郷の構想策定業務委託料についてお尋ねします。

つい先日、県のほうでもこれは兼ね合いがあるからやられているんですよ。それで、あるところから、県が頑張るということは伊豆市も頑張るんでしょうけれども、これは題名は、日本農業遺産のわさびを活用した地域振興という名称でありますけれども、中身をずっと読んでくると、今回提案されているわさびの郷、ワサビをどういうふうにしてやろうかということで、対象地域と集団の現状と課題の問題とか、それからワサビの安定、部長がお話しされたように、自然が相手だからワサビがなかなか、工場で生産するようにぴしっぴしっといかないと、それをどうしましょうかということのこの課題も掲げております。

それから、今、観光との兼ね合いということも出たんですけども、伊豆わさびの価値を知るために基本方針でどうするか。守り伝えるために基本方針をどうするかと。活用するためにどうするかということで、これを読んでみたらすごくおもしろかったんですけどもね。県というか、具体的には、東部農林事務所がプロジェクトをつくってやっていたということで、あるところからずっと、本当に数日前に、え、すごいじゃんと思って見させてもらったんですけども、お尋ねしたいのは、ごめん、私の考えで、これで伊豆市が適用できればここから拾い出してもいいのかなと思ったもので、この県がつかろうとしている、県がこういう方向づけをやらうとしている、当然この中にはいわゆる世界遺産との兼ね合いも書かれておりましたが、今回のこのわさびの郷の業務委託については、これとの整合性というか、これはこれというのはあれだけれども、県は県、いや、違うよと、伊豆市は伊豆市で独自につくるよという構想ですか。

というのは、どちらかというと、何か一緒になって、伊豆市になるというのは当然独自性があるんだけど、全く最初から郷構想を委託するという、どこかの専門家、どこかわからない、やるよりも、あくまでもこういうことがあるんですけども、これとの兼ね合いをどういうふうに考えられているのか、違いがあるのか、共通項があるのか、お願いします。
議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 県のほうがそういう形で方針を出しているのは承知しております。昨年のたしか12月ですかね、伊豆わさび応援隊というのも県のほうで組織しました。ただ、それにつきましては、県の本当に沼津から下田まで全部の地域が入っているわけです。その中でワサビについて検討していくんでしょうけれども、ただ、伊豆市としては、やはり一番ワサビについては先進地というか、一番の主要産業でございますので、当然、県との連携を図りつつも、やはり伊豆市独自でワサビの生産振興をどうするか。当然、最終的には県との連携も出てくると思います。観光にどう結びつけていくか、これも当然県との連携も出てくると思いますけれども、まず最初に伊豆市としてはどういう形にしたいというのをやっぱりはっきり決めないと、その先の県との連携というのではないのかなと思いました。そういう形の中で、生産振興であるとか観光のそういったものを伊豆市としてつくって、それを最終的に県のほうに提言しながら、県のほうと連携させていくという形で考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） もう一つだけお尋ねします。

このわさびの構想の業務委託料を提案するに当たって、伊豆市にあるワサビ生産の組織とか関係者と大枠の意見交換をやったのかどうかわからないんですけども、当然、よくわからない。そういう大枠ですよ。具体的な構想というのは、当然、それなりの、ワサビ生産者だけではできない。販路はどうしましょうかという、いろんな対策が必要なんですけれども、でも、大もとはワサビ生産者ですよ。ワサビ生産者がいないとこれはいろいろとできないものですから、ワサビ生産者、組合かどうかわかりませんが、そういう方々との、これを今回提案するに当たって、前もっての大枠での意見交換というのはやられましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） ワサビの関連団体につきましては、例えば天城ワサビ組合であるとか中伊豆ワサビ組合とか、伊豆市の絡みのものとして9つの団体があります。その中で、日本農業遺産であるとか世界農業遺産、また、先般の日本遺産というのもありましたけれども、それらにつきましてはいろいろワサビ生産者とは話をしてきました。その中で、やはりワサビ生産者の考えにつきましては、生産体制が、さっきの生産ですね、それがなかなか不十

分だよというのがありまして、それにつきましては、ワサビ苗安定生産協議会等につきまして、平成28年度にこれはつくりましたけれども、それで各地域に視察に行ったりしているという状況がありますので、その中でいろんな組織がある中で、ワサビの生産だとか観光の問題等がいろいろたわれてきておりましたので、さっき言った9つの団体の中でいろいろ協議はしていたんですけども、それは県のほうも含めていろんな団体がある中で、どれが音頭をとりながらやっていくかというのはなかなか見えない状況がありました。そういう中で伊豆市としましては、各団体に直接話はしておりませんが、それをまとめた中で、やはりわさびの郷というのを伊豆市も主体になってやっぱりつくっていく必要があるだろうなというところを強く感じておりますので、今回、こういう形の構想をつくりまして、なるべく早い段階でそういう団体と話をしていきたいなと思っています。JAさんとかそういうところにつきましては、こういう形でやるという話はさせております。ただ、内容についてはまだ話をしておりません。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、7款に入ります。再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 木村です。

グランドゴルフ場整備構想検討事業業務委託料についてお尋ねします。

午前中にいろんな話をお伺いさせていただきましたが、いわゆる平日、お客さんを何とかやって観光を活性化したいということなんですけれども、現実に本市、余り議題外になっちゃうからよしますけれども、伊豆市統計書というのがあって、この中で観光客数の動向というのがあるんですけれども、平成26年度から平成28年度のしか資料はないんですけれども、厳密には、伊豆市全体として観光交流客数は平成26年度から比べて若干、平成28年度は減ったというデータをみさせていただいたけれども、そんなに遜色ない形で動いているんですよ。そんなに景気が上向きかげんだというときに、伊豆市になかなか景気が来ないといって、おちてるわけでもないし、その中で提案されているのは、平日どうしようかということ。

わかるんです。わかるんですけども、この辺、ちょっとわからない。観光客が求めているグランドゴルフの場所と、市民が、住民がグランドゴルフを求めている場というのは一緒なのか、一緒でないのか。今までゲートボールをずっと盛んにやって、どちらかというところグランドゴルフのほうへ少し移行しているんですけれども、でも、見ているとどこでもそうですけれども、お年寄りの方がやられたときに、近くのところに行くんですよ。どこかに例えばの例だけでも、船原の屋内ドームでグランドゴルフなんか、ゲートボールをやるよといったって、まあ大変ですよ、お年寄りの方ではそこまで行くのに。でも、身近な施設を見ているとグランドゴルフをやっているわけではないですか。

そうすると、今回、どういうふう考えたのかわかりませんが、グランドゴルフ場を整備する、観光客を呼びたいから大きなところをつくるとなると、それはイコール住民のニーズ

に合っているかどうかはどうなのかなと。別に私はだめだと言っているわけではないもので、そのあたりの検討はされているのか。

それから、これも同じなんですけれども、グランドゴルフ人口が今、ごめん、伊豆市に限定しますけれども、伊豆市の方々がどのくらいで、グランドゴルフを楽しんでいる方がどのくらい団体があって、その人たちのニーズは何だろうなということではつかまれた上でのこういう提案かどうかお尋ねします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今、観光客の求めているものと住民の求めているものということではございましたが、浜名湖のほうに、先ほど言いましたとおり、視察させていただきました。そこでは、当然、観光客の方のニーズがあり、住民の方もふえているという状況で聞いております。

例えば、今、伊豆市の中で開催する場合には、例えば天城ドームであるとか狩野グラウンドであるとか、そのグラウンドを使っての開催ということになると思うんです。そうすると、例えばゴールの位置を、ゴールというか、最終的にゴールですね、その位置をいろいろ変えたとしても、なかなかそのおもしろさというのは出てこないのかなと思います。

浜名湖の場合には、例えばバンカーを設置したりであるとか、障害物を設置したりとか、それを常設にしてしまっていますので、かなりトリッキーなコースというか、そういうのがつくられております。そういうので、おもしろみというのはふえているのかなと。やはりそういう形にするとリピーター等がふえてきて、毎回毎回、例えば打つ場所を変えるにしても楽しくやっているという状況を聞いておりますので、そういった形で観光客もやはり地元の住民も楽しめるような施設というものをつくっていききたいなという形で考えております。

地元の団体とかそれにつきましては把握はしておりませんが、先般、新聞で見ましたが、南伊豆町ではなかなかグランドゴルフ場が確保できないという情報も聞いております。伊豆市の中でも、ゲートボールであるとかグランドゴルフについては狩野グラウンド等でも開催しているのを承知しておりますので、そういう人たちのニーズにつきましてもこれから調べていききたいなという形で考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） すみません、当然あの、伊豆市外の方がこのグランドゴルフをやるということについては、当然、結構ですねと思うんです。今回、名前の拳がっていた浜名湖のグラウンド・ゴルフパークというのは行ったことがないからネット上で見たら、いや、すごいなという、物すごい広いところですね。今、部長が言うバンカーみたいなのがあって、おもしろみがあるなというふうなのは見させていただいたんですけれども、繰り返しますが、

どうやって観光客と市民の、市民のものですからね、やっぱり、市民の税金を使うんだから、市民の増進と考えたときに、そこのところをどういうふうに運営させるのか、今後の課題だと思ふんですけれども、今提案するに当たって、そこまでの詰めはまだやられてませんか、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） もともと、観光客云々という話をさせていただきましたが、やはり市民の健康増進というのはかなり大切だと考えております。浜名湖につきましても、ある医薬品メーカーと共同で血液検査であるとかそういう形でやることによって、これで改善されたというデータも集めていると聞いております。ということですから、市民の健康を第一に置きながら、先ほど言いました観光客の誘致も進めていくという形で、並行してやっていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 次に、10款に入ります。再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 文学の郷構想策定支援業務委託料についてお尋ねします。

私もうかつだったんですが、教育委員会が担当するとは思わなかった。それはずっと、見て、なるほど、質問を出したら、あれ、これ教育委員会ではないのと思いながら質問させていただいて、仕方ないですね、教育委員会とやりとりするしかないんですけども、1つ目お尋ねします。

この提案理由の中の湯ヶ島地区ランドデザイン策定会議のハード要望フルスペックという、だからフルスペックって何だかよくわからない、また調べたら、全部の機能が盛り込まれているという意味ですと。全てですよ。十分ではない。全てということなんですけれども、このランドデザインのどういう提案をしているかということで資料を改めて全議員にも配られ、市長にも配られたんですけども、これは素案についてということで出されていますが、この中を見ますと、詳細は読みませんが、文学だけでなくいろんな要素がこのランドデザインの中に入っているんですよ。それで、湯ヶ島地区のランドデザインをつくられた方、何人かの方に聞きました、この当時も。今回も聞いたんですけども、これはどこに出したのと聞いたら、市長に対して提案というか、こんなことを私は考えていますということだったんですけども、教育委員会は、このランドデザインの策定会議に参加した方の提案を受けていましたか。

フルスペックというんだから、すごいですよ、これ。こういうふうに提案しているわけだ。実施した場合の構想の実現、それを検討すると。あくまでも未来に向かって検討しますということなんですけれども。

それから2つ目が、今お話しした、この策定会議に、これをつくった人、市のほうに、人が集まる文学と農の里づくりを、プロジェクトの構想を完成させた人が、これに参加した人

が三十数人と言われていると思うんですけども、その方々の一部でも、今回の提案するのだから、当然、その方々の意見を聞いているのか聞いていないのかわからないですけども、聞きましたかという2つ目の質問であります。

それから、3つ目です。教育長が繰り返し述べられております、地域や地域の人でつくりますと。地域づくりを地域の人、そのとおりだと思っておりますが、この中に、住民の誇りと観光客の満足度アップを目指すと、こういうふうな表現がされていますけれども、そうすると、住民の誇りって今どこにあるのって。別に物差しではかるわけではないんですけども、誇りの現状、湯ヶ島文学の郷大好きよって、私たちにとって本当にここに誇りに思うよという方々はどのようにして把握されたのか。そして、これをつくることによって、その誇りをどこまで定着させようとしているのかという、そういう把握をされているでしょうか。

4つ目に、今回提案されたのは、文学で観光客まで窓口へ呼びましょうという提案ですよ。そうすると、またどうしたって僕は現状を見ながら出発したものと考えたんだけど、文学で、あの湯ヶ島のしろばんば云々という、観光客が、泊まった方々が、そのある旅館さんの方が案内している姿をちょこちょこ私も見かけています。そばにいるから、よく見かけるんですけども、教育委員会がつかめている、文学で観光に、今現在、過去も含めてですけども、来られている方というのは把握されていますか。

それから、KPIという、これもわからなかったのもまたネットで調べたんですけども、重要業績評価指標とも言われているという、日本語に直すとこうだということですね。それで、最終的に目標を達成するための過程を継続する中間指標のことですと。さまざまな過程を経ていかなければなりません、その最終目標を達成するために不可欠な過程を洗い出して、過程をどのくらいの状況で通過できれば最終的な目標が達成できるのかと。極めて高度な要求をしているのかなと、できればいいのかなと、KPIが本当に実現できれば。

それを教育委員会が中心になってやるということなんですけれども、最後にお尋ねしたいのは、教育委員会のお仕事というのは、いわゆる社会教育ですから、さまざまな文学について、どちらかというと、では、どちらに向かって、地域の人ですか、観光客ですかということ、観光客は商工会、産業部長にお任せして、教育委員会はやっぱり、子供たちも含めて地域の人たちに、文学をいかにすばらしいものであるということを発信するのが教育委員会の仕事かなと私は思っているんですけども、今回提案されたのは全庁的だと言っているわけだから、それを全て教育委員会が中心になって連携をとりながらやっていく提案だというふうに理解しているんですけども、それでよろしいでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは、お答えを申し上げます。

今回の構想策定には、先ほど、2段階の関係がございました。まず最初に、こちらが平成

29年6月に湯ヶ島地区地域づくり協議会のほうで、湯ヶ島地区のグランドデザインの提案書というものをいただいております。背景でありますとか主要構想、これは湯ヶ島の誇りをつくりましょうとか、当然、歴史文化も要素に入ったりします。これは当然のことながら、市長あての文書でございますが、教育委員会のほうでも所管しています文学の郷づくりとか、湯ヶ島小学校の資料室の改修、こういったものも出ますので、この資料については供覧をさせていただきます、うちのほうで取り組むべき課題として認識してございます。

それを受けまして、昨年10月27日に改めて湯ヶ島地区の地域振興に関する要望書というものが出されました。これは、先ほどの湯ヶ島地区のコミュニティー複合施設の改修でありますとか、先ほどの地域振興拠点、昨年、一昨年と総合戦略のほうで行いました交流拠点づくりの構想なども踏まえて、また、都市計画のほうで取り組んでいます景観整備、こういったものも踏まえた中で、優先事項の要望をいただいております。こちらについても、当然のことながら、しろんぱんの里、これまでも先ほどの子供たちの教育を含めて取り組んでおりますので、教育委員会のほうでも供覧をさせていただきまして、関連する内容を確認してございます。

それから、策定会議の中で、グランドデザインのステップについては、今申し上げたとおり、2段階の昨年10月の要望を踏まえた構想、これを具体的なフルスペック、現時点では、こちらの要望書にございますハード整備、例えば森林管理署の跡地の整備でありますとか、子供が遊べる広場の構築、それから歩道整備、景観整備、こういったものが主なものでございますが、当然のことながら、まちづくりは教育委員会だけではできません。全庁でまたがった事業で取り組みが必要でございますので、その窓口を教育委員会が担うということでございます。

それから、地域のあるべき姿、文学の関係のイベントにどれだけ市民の方とか観光客が来るかというニーズの調査を把握したかという御質問でございますが、実は文学散歩等の参加者は意外と伊豆市民の方が多いです。これは近隣市町、東部市町も含めてでございますが、天城地区以外の方が、天城地区のこういう文学散歩を通じて、井上靖さんの作品のすばらしさだとか原風景、こういったものを見直しているという現実もございますので、そういったものを踏まえて、現在、これから策定に進めてまいりたいと考えております。

それから、KPIの検証ですね。これも確かに非常に難しい問題だとは思いますが、やはり事業を進めるに当たって、目標設定、それに伴って、今回も地域振興の提言書をいただいているものの中で、規約は当然つくらせてございます。その中で、課題でありますとか達成すべき目標、地域の方々が目指すそういった姿が見える化という形で数値化目標と設定して取り組むということは必要なことでありますけれども、こちらについても、これからこの構想を策定する中で吟味をして、わかりやすい、市民にとっても成果の見える検証をしてみたいというふうに考えております。

最後に、その文学について、教育委員会の所管はやっぱり子供たち、先ほどのこういう教

科書になりますというような形も、これも全く教育委員会の所管の事業ではございますが、こういった活動が、実は井上靖先生の息子さんが毎年いらっしゃるときにも、これだけ地域の方がお父さんを愛して守ってくれる地域はないというふうに毎回感謝をしてくれております。全国からこの作品コンクールも600点以上の応募作品がございまして、非常に子供たち、市内の子供たちも含めて、この市内、今回は井上靖さんだけではなくて、夏目漱石さん、川端康成さん、こういったものも文学まつりということで、伊豆市の文学支援ということで振興を図っておりますので、もちろん子供たち、教育のことが最優先ではございますけれども、それ以上にまちづくりのほうにも教育委員会としてかかわることは取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

当然のことながら、関係部局のほうの事業しくみ作りに当たりましては、事業主体がかわるかもしれませんが、今回の構想の窓口は教育委員会ということで御理解いただきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 住民の誇りの追加発言。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 失礼しました。

今回、先ほどの湯ヶ島地区の地域振興に関する要望書の中で、その先ほどの三十何名の方々の団体の方の総意ということで、しろばんばの里の復活、こちらですね、これは湯ヶ島地区のやはり誇りであるというふうな認識がここに書かれてございます。文書に名言されておりますので、湯ヶ島地区で残すべき大事な資源だという認識でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 文学を私、ある意味では大事だと思っています。ずっとうちの子も湯ヶ島小学校で井上靖先生の朗読、すばらしい富士山の話とか、1年生になったら半年もたたないで全部暗唱するわけだから、すばらしい教育環境でうちの子も育っていきまされたけれども、地元にいるからよくわかるんですけども、文学は否定はしない。ただ、文学で、この方々は、文学だけでなくいろんな地域づくりという意味での文学として捉えているんですよね、この協議会の方々は。文学全面ではない。

そうしますと、文学をどう位置づけているのか、本当にこれによって一番気がかりなのは、では、湯ヶ島地区全体の方々が、文学をやるからそれって、それぞれの区を挙げて、よしとやっているかという、やっぱり自分自身の生活との兼ね合いがあるから、やっぱりちょっと遠い存在になって、日常生活を送っているわけです。そうすると、今お尋ねした、大事なんだけど、住民の方々の誇りということが、今回も提案理由ですよね、構想をつくってとか。ということだから、これは満足でアップしたいって。アップしたいんだったら、今どこまで来ているのというところは把握をした上で、やっぱり、そうか、もっともっとみんな文学をこよなく愛して、これによって地域が活性化するねということになるのならば、うん、

なるほどとなるんですけれども、どういう形で今回、どこかに委託するんでしょうけれども、何を委託するのかなということでは、ちょっとわからないというところなんです。地域あってこそかなと私は思っていますけれども、もう一度お尋ねします。

全部で全庁挙げてこれをやると言うんだけれども、そうしますと、別の角度から1つだけ最後聞きます。ここには地域づくり協議会があります、湯ヶ島の。この提案しているのも地域づくり協議会と策定会議という、括弧してやっているから、別にダブっているメンバーの方もいらっしゃるんだけれども、財政問題を聞きます、最後に。ここに地域づくり協議会が500万円いただいて、必要な分をほかの税金からいただいて活動しています。そうすると、ここの文学の郷構想策定業務委託ということで1,000万円、まず税金が投入されるということで、二重だとは思わないけれども、全然やられていないところから見れば、500万円が湯ヶ島地区にあって、また湯ヶ島に1,000万円のお金が行くと。地域づくり協議会との兼ね合いをどのように財政的な面で捉えているのかなと思うんですけれども、その点は教育委員会は答えられますか。ちょっとわからないんだけれども、お尋ねします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 先ほどの地域づくり協議会、湯ヶ島地区は伊豆市で一番早く事業に立ち上げられたということで、活動内容についても承知をしております。御案内のとおり、湯ヶ島地区地域づくり協議会のほうの一つの事業としまして、文学歴史部会という部会がございます。こちらは、郷土の写真でありますとかゆかりの偉人、文豪も含めてでございますが、こういったものに関する写真展、こういったものを手づくりで事業をしていただいて、今回も旧湯ヶ島小学校の改築に当たりましては、井上靖の郷土資料室の管理とかも含めて本当に御支援、御協力をいただいているところでございます。当然のことながら、二重交付であってはならないと思っておりますので、この点については総合戦略課が所管しておりますので、十分調整をしながら構想策定の事業の内容を検討してまいりたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質疑を終わります。

ここで休憩をとりたいと思います。2時15分まで休憩したいと思います。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について質疑をいたします。

予算書の266ページ、9款消防費、1項消防費、2目非常備消防費の消防団運営費、消耗品について伺います。

ちょっと前段が長くなりますけれども、お許してください。

平成28年12月22日に発生いたしました新潟県糸魚川市の大規模火災を受けて、消防庁が開いた今後の消防のあり方検討会の報告書の内容を踏まえて、昨年12月14日、県の危機管理部消防保安課は、消防団を守るシールドつき防火帽などの安全装備の充実を求め、県内市町に通知をいたしました。

伊豆市ではこの通知を受けて、平成30年度の消防団運営費予算を組んだと思いますが、どのような安全装備品がこの予算に組み込まれているのか伺います。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） 総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） それでは、杉山議員の消防団運営費の消耗品についてお答えいたします。

まず、平成28年12月22日の糸魚川市の大規模火災を受けということで、平成28年度中にまず県で、そういう今年度の通知の前に、平成28年度中にやはりそういう危険があるという県からの情報や消防団員からの声を受けて、まずゴーグルを平成28年度中に各分団に10個ずつ、計140個購入しております。また、今年度、議員おっしゃるような県からの通知によりまして、平成30年度の予算につきましては、まずシールドつきのヘルメットと防火服上下、防火衣、あと靴の長靴、防火用のですね、あと防火手袋、これをそれぞれ82着分購入いたします。また来年度、平成31年度にも同じく、予定ですが、82購入する予定となっております。この安全のための装備としまして、予算額1,242万3,000円のうち、この消防団用の装備に865万2,000円、平成30年度は計上しております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

7番、杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 平成26年2月、消防団の装備の基準というのが改正されました。御存じだと思うんですけども、この基準では、消防団員の安全確保のためにさまざまな装備品の拡充を求めています。現在の伊豆市の消防団はこの規定の基準を満たしているかどうか伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 全ての団員に配られている装備品が満たしているかどうか、現在、また調査して報告させていただきたいと思います。やはり毎年新入団員は更新更新で新しいものを渡しているんですが、やはり長い団員については装備品も古くなっているということもございまして、今回、平成30年度、平成31年度で更新するというものでございます。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 今年度の消耗品予算というのは昨年よりも739万円多い。前年度の2.47倍という、大幅にふえています。消防団の団員の確保というのは喫緊の課題であることは皆さん御存じですけれども、その消防団というのは、住民の生命、財産を火災等から守る重要な使命を帯びていることです。その消防団員が負傷してしまっただけでは元も子もありません。装備の一層の充実を早期に図っていただきたいというふうに思っています。

それと、この要するに早期というのが、予算の兼ね合いもありますからなかなか大変でしょうけれども、ここの平成26年2月に消防団の装備の基準というものが出ましたけれども、それは安全確保の装備ということで、救助用の半長靴、救命胴衣、防じん眼鏡、防じんマスク、耐切創性手袋全団員に支給という基準になっています。それのところを踏まえまして、今後ともその辺の充実を図っていただきたいなというふうに思っています。その辺のところはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 大変大切な御指摘ありがとうございました。現時点で500余名の全団員に行き渡っておりません。なるべく早期に充足されるように財政的にも検討させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質疑を終わります。

次に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について、3点質疑を行います。

1点目、2款、公共施設再配置計画策定支援業務委託料についてです。

この事業については、公共施設の管理に関する総合計画等に基づいて中長期的な計画を策定するための事業ということだと思います。その中で、それを踏まえて、直ちに取り組むべき事案というのが当然あるんだと思います。それと中長期的に取り組む事案との区別をどういうふうに考えて平成30年度は取り組んでいくのかということの確認をさせていただきたい。財務関係ですので、市長部局ではありますが、公共施設に関しては、教育関連の施設、社会教育施設もありますので、基本的な方針について教育長からも答弁いただければと思います。

次、6款、わさびの郷構想策定業務委託料、これについて、ワサビの生産環境の充実を目

的とした事業ということですが、観光との関連、これをどういうふうに基本的に考えていくのかということをお伺いします。

次、ワサビの生産地としての地位といいますか、それを今後も維持し発展していくためには、苗の確保、苗の生産というのは非常に重要です。これについては、県とか他の団体等の連携が必要になってくるものと思われまます。それなくして多分できないんだろろうと思しますので、その今後の見通しがどうなっていて、構想に取り組んでいくのかという点の確認をさせていただきます。

次、10款、文学の郷構想です。これについては先ほど来も出ていますが、グランドデザインの作成等、湯ヶ島地区の皆さんからの地域振興への要望、これについての対応について盛り込まれるということだと思えます。その地域振興要望についての部分というものが十分理解されてこそ、この事業を進めていく前段の準備ができるんだと思えますので、その辺の過程をもう一回説明を求めるといことです。これについては、この前の質疑で出ていますので、重複する部分は結構ですが、市長にも、地域振興という絡みがありますので、社会教育の部門で本来教育長ですけれども、地域振興という観点から市長のほうからコメントがあれば答弁をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 私のほうからは、幾つか基本的なことを答弁させていただきます。

1つ目の公共施設ですが、これまで議会では幾たびか発言をさせていただきましたが、とにかく市有施設が多い、そして老朽化率が高い。その中で施設そのものの再編成を見直しますが、御存じのとおり、借地料だけで毎年6,000万円を要しております。したがって、まず1つ大原則としては、これからの伊豆市として使うものは買わせていただく。そして、買わせていただけないもの、あるいはこれから使用しないものについてはお返しをします。まずその大原則に沿って土地のほうは対応してまいりたいと思えます。

次に、ワサビについてですが、これはもう日本の最高、言ってみれば水わさびは世界最高の生産地ということになるんだろろうと思えます。それは生産者の方々があってこそ。ただ、私は基本的に大きな箱物をつくらうとは思いませんが、しかし、やっぱり安曇野を見ますと、一定の展示施設は必要だろろうと思えます。あそこは品質で伊豆に勝とうと思っていないことはうかがえるんですが、しかし、やはり長野県安曇野地区のワサビの歴史、それから技術、その地域における位置づけなどをわかりやすく展示し、かつ、そこに誇りを持ったガイドさんがいらっしゃることでその楽しさが増してまいりますので、生産第一なんです、やはり少し地域の皆さんも観光の皆さんもわかりやすく理解を促進できるような一定の展示施設は欲しいなと考えております。

それから、さらに湯ヶ島地区の件ですが、これは地域全体の地域の愛着の話も観光振興も文化振興も全て一体となっていると思います。先ほどの議論の中で、湯ヶ島の誇りはどうなっているんだという御指摘もありましたが、私は、非常にこれは典型的なわかりやすいのは修善寺だと思うんです。修禅寺というお寺、宗教施設ですけれども、何と町の名前を使っていたわけですし、やっぱり温泉場へ伺うと、地域の皆さん、みんなお寺大好き、お寺を大切にしている。では湯ヶ島はと考えましたときに、何年も前から、それは天城湯ヶ島支所をラスクさんにお使いいただくことを構想し始めた段階から、幾度も幾度も湯ヶ島に伺って、そして、湯ヶ島の宝は自然と温泉と文学ですよと。少なくとも市民集会へ来ていただいた方々の中から文学は要らないという発言は全くなかったわけであって、基本的に湯ヶ島はやっぱり自然と温泉と文学で、それは一つのやっぱりその地域の誇りなんだろうと思います。

そこで、もう一つの誤解をしていただきたくないのは、観光は全て観光部局ではないんですよ。デービッド・アトキンソンの言う、自然、紀行、食、文化、どれも全て観光庁が、あるいは観光協会がやっているわけではありませんし、非常に簡単に申し上げますと、多分、最高のスポーツツーリズムというのはプロ野球なんだと思います。しかし、かつての後樂園球場、今の東京ドーム、決して文京区の観光協会が運営しているわけではありませんし、このところ忙しくて私も残念ながらコンサート、ミュージカルへ行っていませんが、浜松町にあります劇団四季を別に港区の観光協会が運営しているわけではありませんし、最高のミュージカル、最高のプロ野球をそこで経営することによって、文京区以外の圧倒的多くの方々、港区以外の圧倒的多くの方々が、チケットも買えないくらいそこに見に行っているわけです。

したがって、文学なら文学、そこに磨きをかける、焦点を当てるのが、結果として観光のお客様にとっても我々市民にとっても魅力があるものという、結果としてそこのお客様が来るのであって、最初からお客様が来る案件だから観光部局ということではないと思うんです。

したがって、いろんな施策がある中で、全体として市民の満足度も上げ、観光のお客様にも来ていただく。その中で文学については社会教育課が担当窓口になってくださいねということですので、社会教育課で全部をやるということでは当然ないということは御理解を賜りたいと思います。

そのほかについては、それぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから学校施設整備の緊急性について申し上げます。

校舎の建築年は、昭和30年代が2校、昭和40年代が6校、昭和50年代が2校となっております。また、平成30年度は、建築基準法に基づく特定建築物等の定期報告の年であり、通常

の検査に加え、劣化状況について詳しく調査し、学校施設の長寿命化計画策定の検討資料の根拠にしたいと考えております。

御案内のとおり中学校につきましては、土肥地区は、新たな校種、義務教育学校として生まれ変わろうとしております。また、他の3中学校の整備につきましては、現在、第三者機関として組織された教育振興審議会で協議を進めております。

現在、審議会では、小学校地区の意見を聞く会を開催し、さまざまな御意見を受けて、中学校のよりよい教育環境改善に向けた報告を答申いただきます。教育委員会では、その答申を踏まえ、平成30年度内を目途に、市民や議会の御意見を伺いながら、老朽化が進む施設整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、文学の郷構想ですが、今回の構想策定の背景には、御指摘のとおり、昨年10月に湯ヶ島地区地域づくり協議会会長より伊豆市長及び関係部長宛てに提出されました湯ヶ島地区地域振興に関する要望書を受けての対応という認識でございます。教育委員会としましても、井上靖を顕彰する「あすなる忌」や読書作文コンクール、静岡県が主催する伊豆文学フェスティバルの誘致等に関係部局と連携し取り組んでいるところでございます。

要望書にもございます、地域の誇りである井上靖さんの代表作、しろばんばの里づくりの取り組みには、これまでも文学まつり等開催を通じ、多くの市民の皆様にもその魅力を御理解いただいていると考えており、引き続き地域の皆様とともに文学の郷づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） それでは私からは、公共施設再配置計画の策定支援業務委託についてお答えいたします。

まず、平成28年度に作成しました公共施設等総合管理計画、これを実現するために、まず平成29年度はアンケート調査とその分析を行っております。そして来年度、平成30年度におきましては、複数年かけて公共施設の再配置計画を策定してまいりたいと考えております。平成30年度予算950万円で、各施設の詳細データを作成する業務と、中長期的な再編、再配置に向けた方針、いわゆるルールづくり、こちらの策定の支援をお願いするものでございます。

議員おっしゃるとおり、当然、直ちに取り組むべきものと中長期的なものがございます。実際に既に用途廃止している学校や保育園、また、耐震の問題などで老朽化が進んでいるもの、これはこの再配置計画を待って中長期的にやるのではなくて、やはり活用できるものは速やかに活用したり、転用するべきものは転用すると。計画策定といわゆる並行してやっていくようになるうかと思っておりますが、湯ヶ島小学校、幼稚園につきましても、既に再配置を見込んでの改修に取り組んでおりますので、直ちにやるべきものにつきましてもなるべく早目に有効利用または廃止等の決定をしてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私からわさびの郷構想について御説明いたします。

先ほど木村議員にもお答えしましたが、ワサビの生産振興と観光をどう連携していくかということが大切になってきております。今までは、ワサビの生産と観光はどうしても相いれないところがありました。ワサビの生産環境に観光客が土足で踏み込むというか、そのような状況もありまして、生産者を悩ませたことは事実でございます。

しかし、これからの伊豆市の活性化、発展を考えた場合には、お互いがどう共存していくかということで、観光と生産を切り離すことはできません。そのお互いがどう共存していくかということのをわさびの郷構想の中で考えていきたいと思っております。

生産する場所と観光客が楽しめる場所のすみ分け、ワサビを収穫体験できるような場所を設けるかどうかなどの検討、また、ワサビの展示施設等を設けるかどうかなどの検討をワサビ生産関係者等と議論し、構想をまとめていきたいと考えております。

また、伊豆市を訪れた方に地元ならではの食材としてワサビを味わっていただくためには、こういった形でワサビ生産と市内飲食店とをマッチングさせるかなどの検討もしていきたいと考えております。

次に、苗の生産に関してでございますが、平成28年度より生産者団体であるＪＡ伊豆の国ワサビ委員会、静岡県東部農林事務所、静岡県農林技術研究所伊豆農業研究センターわさび科、ＪＡ伊豆の国修善寺営農センター、それと市をあわせましてワサビ苗安定生産協議会を立ち上げ、今後のワサビ苗の安定供給体制について、育苗施設の建設等を踏まえ協議しているところでございます。安定生産協議会等で生産現場の視察などを行い、今後の検討や協議を重ねて、わさび構想の中に意見を反映させていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 次に、教育部長。

教育部長（金刺重哉君） それでは私のほうからは、青木議員の御質問の公共施設のうち、社会体育施設の基本的なこれまでの取り組みとか現時点での計画について御説明を申し上げます。

社会教育施設、御案内のとおり、旧町からの統合等によりまして、体育館を中心に多くの社会体育施設がございます。平成25年、平成26年の2カ年にわたりまして、伊豆市運動施設再編計画検討委員会という会議を開催いたしました。スポーツ関係者、それから学校の関係者の方々、地区の代表の方々、有識者で組織する検討会の中で、これからの社会体育施設のあり方についての御審議をいただいたところでございます。

市民健康づくりは非常に大切な場ございまして、多くの市民の方から気軽に楽しめるという運動の機会づくりというニーズがあるのは承知をしておりますが、当然のことながら、財政状況、維持管理、ランニングコストも踏まえた中で、廃止すべき施設、それから継続すべき施設というような、ある程度区分分けの答申をいただいております。現在もこれらを踏まえまして、継続、拡充する施設、それから、現時点では天城の温水プールを平成30年度末

をもって閉館する予定でございますし、この後、今、土肥小学校の体育館につきましても、今回、小学校がなくなりますので、社会体育施設の利用も含めて検討しております。

いずれにしましても、これからスポーツ振興審議会でありますとか、これから示されます財政シミュレーション、こういったものをしっかりと審議しながら対策を考えてまいります。当初、修善寺体育館につきましては、新中学校の再編の関係もございまして、廃止する方向で検討しておりましたけれども、今回の新しい中学校の計画を受けて改めて審議をするというようなことになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、款ごとに再質疑は行います。再質疑はありますか。

青木靖議員。2款お願いします。

9番（青木 靖君） 質疑ですので、事業の目的や根本となる方針の大綱にとどめたいと思いますので、よろしく願いいたします。

公共施設の関係です。市長にもう一回確認と背景の整理をしたいと思います。公共施設、さっき市長がおっしゃったとおり、多過ぎるので、今のまま持ち続けられないので、最終的に、要するに事業の目標ですけれども、40年後までに施設を40%から57%にするという基本的な計画が既に発表されてはいますが、その目標に向かって進んでいくんですよねというその確認。

それと、総合的な計画といいますが、全てにおいてのまちづくりの基本的な計画の背景、基礎数字の一番大事なものが人口動態だと思えますけれども、去年の平成29年の出生数が100人程度にとどまったという事実を受けて、すぐにどうこうということはないかもしれませんが、今後の市政の基本計画を立てるに当たっての影響をどう考えているのか。

その基本的なところを2つ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 1つ目はそのとおりでございます。ちょっと40から57、幅はあるんですが、昔は本当に教育施設は多かったんです。小学校1年生は歩けませんから、歩ける範囲内で文教町があって、学校によって違うけれども、3年生になると小学校に行きということで、バスの時代。それから次に、一家に一台の車の時代。今はそれぞれ個人個人、お父さんもお母さんも車に乗っている時代ですので、そうすると、申しわけないですが、例えば20個の体育館を持ち続けるとか、どの地域にも同じような均等な施設を配置させていただきますというのは、さすがに財政的に持ち切れないであろうし、そちらに予算を充当することは、恐らく市民の多くの皆さんは望まれないだろうと思えますので、予算の最適な使い方として公共施設のあり方をしっかり丁寧に説明させていただきながら、目標に向かって進んでまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） それでは、これも確認ですけれども、要するに、そうは言っても、施設が減る、あるいはなくなるということこれからやっていこうとしているわけで、個別の具体的な、明確なデータを平成30年度につくって、その後、それを一つ一つどうしていくのかということをやっていくということになるわけですから、要するに、ルールづくりですよ。どういうふうな基準でそれをやっていこうとしているのか。当然、関係者の方との調整も必要ですし、午前中からの議論で、美術館はつくるけれどもサテライトオフィスはダメなのかみたいな話が当然出てくるわけですから、そこを乗り越えて目標に向かっていかなきゃならないわけですから、そのルールづくりのためにはどういうふうにしていこうかというふうな今の時点では考えているのかということだけ最後に。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 当然、議員おっしゃるとおり、この平成28年度に作成した総合管理計画、これを実現するための平成29年度からの、今、予算執行をしているわけです。当然、地元というか利用者の同意というのは、意見交換をやっていきますけれども、恐らくその賛成、各論ではという意見も多かろうと思います。かといって、更新、建築年度の30年以上、50年という時期を迎えるものについては、やはりそこはしっかり話し合っていかなければならないというふうに考えております。

平成30年度にいろんな施設の詳細のデータをつくりまして、再編再配置の方針ルールづくりというのを平成30年度につくってまいりますので、当然、その後、各施設ごとに地域なり市民の方なりとしっかり意見交換をして進めてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 次に、6款に入ります。

青木靖議員。

9番（青木 靖君） わさびの郷ですけれども、先ほど産業部長がお話ししていただいたところで大体わかりました。それで、結局、こっちも同じでして、県とかJAさんとかと一緒に今までも検討してきているということも自分も重々承知しています。その上でさらにわさびの郷構想というものにつなげていくというかステップアップしていこうとしていると思うんですけれども、そうするとやっぱり今の公共施設の話と同じで、各生産者同士であるとか、伊豆市の中でも中伊豆側と天城側と若干違い、若干というかかなり違いがあります。一方、静岡県内の他の生産地であるとか、他の卸し先ですよ、販売先との関係とかも出てきますので、そういう各関係の調整の部分が一番これからやっぱり大事になってくると思うんです。その辺は一体誰がやるのか、できるのかどうかというところが一番の問題だと思うんです。さっきの公共施設も、多分、人が足りなくて、外部から人を入れてプロジェクトチームみたいなのを組まないといけないんじゃないかなということも思うんですけれども、その実際の進め方の今の考え方はどうでしょう、現時点の。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 議員おっしゃるとおり、そこら辺がやっぱり一番難しいのかなと考えております。生産者につきましても、今、伊豆市の中では、天城湯ヶ島のワサビ組合、中伊豆ワサビ組合、土肥ワサビ組合と3つあります。その2つがまとまった中での天城と中伊豆がまとまって、J A伊豆の国ワサビ委員会とか、そういうものがつくられております。そういう形で、本当にどこが主体になってどうやっていいか、どこがまとめるのかというのはこれからまた考えていきたいと思いますが、やはりJ A伊豆の国さんがいますので、その辺とうちのほうの農林水産課と協議させていただきながら、そこが本当に音頭をとりながら、引っ張っていくという言い方は変なんですけれども、先頭に立ってやっていく必要があるのかなと考えています。

ただ、あといろんな技術的なものにつきましては、やはり静岡県東部農林事務所があります。そういうところを利用させていただきながら、それとともに、先ほど言いました、12月にわさび応援隊というのもできておりますので、いろんな形で相談させていただきながら進めていきたいと考えています。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

9番（青木 靖君） 次にいきます。

議長（三田忠男君） では、10款をお願いします。再質疑ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 文学の郷についても、木村議員の質疑でもほとんど出尽くした感がありますので、自分はもう確認だけです。

グランドデザイン等の中で、時間も手間もかけていろんな案が出て、具体的なやりたいことというか出尽くしている状態で、実現する段階にいくための準備に入ることだというふうに理解していますので、これも全く同じで、では、そのいろんなものが、今、誇りとか思いという話が出てきていましたけれども、それを実現するためのプランづくりの支援を市のほうでしますよということですよ。それを全庁的にやっていただけということですので、さっきから出ているように、文学でまちづくりができるのかとか、いろいろな、これからやろうとしていることなので不安要素はあることはあるんですけれども、その具体的にどういうふうな支援をしてあげられるのか、しようとしているのかということですね。それで具体的なことまでまた入ってくるんだと思うので、その実現するための支援をするんですよという確認をさせてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 議員御指摘のとおりでございます。今回は、先ほどのグランドデ

ザインの地域振興に関する要望書で、かなり具体的に施設、面的整備、それから線的な整備も含めた要望、しかも早期実施というような要望等をいただいております。これらを踏まえてこれから具体的な構想づくりに向けて取り組むわけですが、その中でやっぱり配慮したいのは、今回のこの提案を受けて地域の方々にも広くアンケートをとるとか、あるいは観光客視点でどのような地域だったらいいかというようなアンケートをとると、そういった現状分析、こういったものも当然必要かというふうに考えております。

さらには、提案でいただいている具体的な個別事業について、本当にこの事業を行った場合にどれだけの経済効果、先ほどのKPIも含めてでございますが、そういったものがしっかり検証なされた上で、優先順位を決めつつ、一番有利な財源、かつ、地元の方が活動しやすいような、そういう事業の推進を今回の構想で策定したいと。それを全庁挙げて取り組むことについて、全庁挙げて支援したいというのが基本的な現時点での考えでございます。

議長（三田忠男君） これで青木靖議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第5号～議案第20号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第6、議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第21、議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算について。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算について質問させてください。

特定環境保全公共下水道事業及び処理場管理事業、事業内容を御説明いただきたい。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） それでは、建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、森議員の質問にお答えをさせていただきます。

特別会計予算書の171ページからになります。

まず初めに、特定環境保全公共下水道事業 4 億894万7,000円のうち主な投資的経費について説明させていただきます。

委託料、13の40、湯ヶ島クリーンセンター改築更新業務委託料6,360万円でございますが、これは平成28年度から継続して実施しており、平成30年度は水処理機械設備、水処理電気設備の更新、沈砂池、ポンプ等の耐震補強を行います。

13の41、白岩浄化センターの耐震診断設計業務委託料3,000万円につきましては、白岩浄化センターの再構築のための基本設計、耐震診断、耐震設計を行うものでありまして、対象施設は、OD池といいまして、微生物の反応池と最終沈澱池でございます。OD池というのは、一般家庭から入ってくる流入するところでまずスクリーンがあっでごみを取りますけれども、その先にこのOD池ってありまして、そこに微生物とか酸素を送って、簡単に言うと水と汚泥を分けるような、汚泥をブロック状に分けるとか、そういう施設でございます。それが流れて行って最終沈澱池にいまして、そこで良質な水は消毒して川へ流す。汚泥については、堆積したものは汚泥を処理するというふうな、そういうところの施設でございます。

13の42、管渠実施設計業務委託料4,100万円でございますが、加殿農業集落排水施設を流域公共下水道へ接続するために必要となる加殿地区の污水管渠圧送管共同添加中継ポンプ等の基本設計と、あと大平地区の下水道工事の管渠設計業務であります。大平地区につきましては、今行っておりまして、ラフォーレから湯ヶ島に下ります、これは逆になるものですから、下水道をまず旧の町境のところまで下げて、そこからポンプアップで送り込むというところで、国道に設置を考えていましたけれども、国道ですといろいろメンテの関係とか後々の問題がありますので、そこで、それ以外のところでできるかどうかというところで、その設計業務になります。

続きまして、13の43、ストックマネジメントの作成業務委託料5,630万円につきましては、下水道施設全体について、マネジメントすべき資産をリスト化し、それぞれの傷みぐあいを健全度という数字で総体的、客観的に把握し、評価し、長期的な施設の状況を予測しながら点検、調査、修繕、改築を一体に捉えて、下水道施設を計画的かつ効率的に管理していくための業務でございます。

つくったときには健全度は100%ありまして、施設が古くなると、例えば仮に70%に下がったときにまた100に戻して、そういう管理をしていきたいと思いますというところと、例えば1年にすごいお金がかかると財政が厳しいものですから、平準化とかそういうものを考えていく業務になります。

続きまして、15の40、管渠工事 2 億1,160万円でございますが、これは大平地区で1.7キロ、城地区で0.6キロ、600メートルの管渠工事を予定しております。工事箇所は、巻末資料、グリーンの資料になりますけれども、この81、82ページになります。81ページが城地区になりまして、ちょっと見にくいんですけども、城の生活改善センターから少し上流に行くと

ころの管渠布設になります。大平地区につきましては、大平の全域この赤いところで、一番大きいところは、国道からラフォーレに入ったところが一番長いところですが、ほかのところも整備するというので、1.7キロを考えております。

22の40、工事補償費500万円につきましては、下水道管渠工事のために支障となる水道管等の地下埋設物の移設補償となります。

続きまして、特別会計の177ページ、処理場管理事業 1億8,137万9,000円の投資的経費について説明させていただきます。

まず、委託料、13の40、処理場維持管理業務委託料 1億2,266万7,000円につきましては、土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセンター、白岩浄化センターの維持管理委託料で、処理施設の運転、保守、点検、清掃等、下水道の施設機能を保守する業務となります。

13の43、汚泥運搬処分委託料1,279万8,000円につきましては、先ほど言いました、家庭から排出されたものを下水で処理した後に残る汚泥につきましては、年間450トンの処分費を見込んでおります。

最後になりますけれども、工事請負費、15の40、処理場維持補修工事600万円につきましては、処理場内の洗浄ポンプ等の修繕を予定しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 今回の質問の趣旨は、せっかく今までこういう御説明いただいたんだけど、できたらそれを表にでもして委員会のときに配付していただけたらと思います。

この説明資料は非常によくできているんだけど、上水と下水が混合しているようなことはありませんか。できたら整合性のあるような、この説明資料をさらに改良して、よく精査して、議員がわかるようにしていただきたいと思います。

具体的な説明に入りますけれども、まず、白岩の浄化センターですね、これは建てかえるのか、それとも長寿命化を図るのか、どういう工事内容なのか伺いたい。

それからもう一つ、大平の工事は、これを見る限り、もうメーンの下水道のほうね、メーンの国道下の工事はもう終わったのか。今年度は、どうも向こうの天城寄りのところはまだ何かあるのかなというのが今の説明なんだけれども、国道下の下水配管はいつまでに終わるのか説明していただきたいと思います。お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） まず、白岩浄化センターでございますけれども、建てかえではなくて耐震補強になります。

大平の関係でございますけれども、本年度はラフォーレの入り口までを施工しまして、最

終的には、先ほど申しましたように、大平、そのポンプの関係のことを平成30年度にして、できれば、予算がつけばその年にやっちゃう、できなければ平成31年度ということで考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番（森 良雄君） よくわからないけど、まあいい。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

これで森良雄議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第21号～議案第37号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第22、議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第38、議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。

まず、議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。

まず初めに、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

この条例で、目的が何なのかさっぱりわからないんですけども、議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例ということで質問させていただきます。

非常勤職員とはどんな方か、この条例の対象は非常勤職員だけか、できれば、ここでいう非常勤職員とはどんなものか、わかるように説明してください。

別表第2、非常勤職員は日当がつくのか。車賃37円、キロメートル当たり37円ということになっていますね。これの歳出の根拠を伺いたい。

別表第3、2、支度料というのが記載されております。対象は誰か。この非常勤職員だけなのか、ほかにもあるのかどうなのか。今までは支度料の規定はなかったのか。今回、支度料が条例化されるのはなぜか。改正前と改正後がありますけれども、改正前が白紙で記載がないのはなぜか伺いたい。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第22号の御質問にお答えします。

まず、非常勤職員とは、この改正前の条例の別表の中に各種委員が、区分が書かれています。法律の規定に基づく委員会の委員、選挙管理委員会の委員や市の附属機関の委員、また、専門員等、常時勤務を要しない職員を非常勤職員といっております。この条例の対象は非常勤職員だけでございます。

別表2の非常勤職員に日当がつくのかということでございますが、今まで同様、費用弁償の中に日当が含まれておりましたので、今後も同様に日当の支給をいたします。

車賃37円キロにつきましては、国家公務員等の旅費に関する法律の規定を準拠しております。

別表第3の支度料の対象は非常勤職員だけでございます。今までの支度料に関する規定ですが、今までは市議会議員の報酬・費用弁償条例に支度料の規定がありました。そちらを準用しておりましたので、この条例には規定そのものがなかったんですが、制度としては議会議員に準じてございました。今回条例化されるのは、先ほど言いました準用元の議会議員の報酬・費用弁償条例から支度料、日当等の規定表が削除されましたので、準用する元がなくなりましたので、今回、条例で規定するものでございます。

改正前の白紙は、いわゆるこの表が新たに追加するものですので、改正前の規定はないということでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 再質問したいんですけども、ますます何が何だかさっぱりわからない。

車賃については、国家公務員の規定に準ずるといことのようなので、後で結構ですから、それはどこに載っているのか教えてください。

次に、支度料に移ります。支度料というのは、そうするとなんですか、伊豆市では今まで議員条例か何かで載っているだけだったんですか。まずそれが1つね。

市長の支度料も議員に準じてなのかなと。それが2つ目ね。

3つ目、議員条例に支度料が載っているということは、議員も海外旅行をやっていいのかな。これが3つ目ね。

それから、支度料、国家公務員に準じて車賃が掲載されていますね。国家公務員は支度料をもらっていますか。

以上。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 1点目の支度料は議員だけかということでございますが、我々職員、一般の職員も職員の旅費条例の中に規定がございます。今までは議会議員の方の報酬・費用弁償条例にも支度料はありました。ただ、今回改正は、我々職員の旅費条例、市長に準じた支度料を準用していますので、議会議員の報酬条例からは表はなくなっておりますけれども、制度としては当然残っております。ですので、議員が公務で外国出張の場合は、支度料が規定に基づいて出ます。国家公務員の支度料の規定と一緒にございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番（森 良雄君） ちゃんと答えてよ。

議長（三田忠男君） 国家公務員の支度料に準じていると答えていましたから、あるということ。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） これは僕だけではない。支度料については僕だけかな、支度料ね、もう一回調べてくださいよ。国家公務員はここでこの質問をしようとは思わなかったものであれけれども、国家公務員は廃止しておりますよ。ぜひもう一度再調査してください。

これで終わります。

議長さん、我々も海外旅行していいのかな。それはいいや、後で。

議長（三田忠男君） 旅行ではなくて仕事として行くことも可能です。政務活動費は認められておりません。

これで森良雄議員の質疑を終わります。

次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてお伺いいたします。

通告書に、伊豆市非常勤職員とはどのような職員が該当するのかと、こう書いてありますけれども、これは先ほどの森議員の質疑でわかっているわけですが、私が聞きたいのは、ここに書いてある、別表に書いてある人が、いろいろこう書いてあるわけですね。これはいずれも特別職の職員ですよ。伊豆市には一般職の非常勤職員というのはいるんですか、どうなんですか、お伺いしたい。

というのは、私は、一般職の非常勤職員かなと思うのは、短時間勤務職員、それから再任用職員、これらは一般職で非常勤職員だと思うんですけれども、これはそうなのかどうなの

か、違うのかということです。

このことについて、要するに、もしこれが非常勤職員、短時間勤務職員、それから再任用職員、これらが、私は常勤職員ではないと思うんだけど、常勤職員ではないということは非常勤職員だと思うんですけども、こちら辺はどういうふうにお考えになっているのかお伺いいたします。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられた再任用の短時間勤務職員と任期付の短時間勤務職員もいます。それらの職員については、この条例ではなく個別別途の条例で運用しておりますので、あくまでもこの非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例につきましては、先ほど申しました法律や条例に基づく委員会の委員や附属機関の委員、このもともとの条例の別表に掲げている委員が該当になります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） だからお伺いするのは、なぜ再任用職員と短時間勤務職員がこれから外されているか。だって、ここには非常勤職員と書いてあるでしょう。非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例と。これは外してあるというのはどこに書いてありますか、お伺いします。それが1点ね。

それから、この伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例というのは、もとは伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例だったんですよね。こういう題名だったらわかるんです。伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬。これはいつこういうふうに変ったんですか。私はそれをちょっと知りたいと思うんですけども。私が思っている形では、平成23年度までは、伊豆市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償、これがいつの間にか伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に変わっているんですよね。これはいつ変わったんですか。

それから、再任用職員、それから短時間勤務職員についてはどこでどう定めてあるのか、それをお伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、この条例が改正された経緯でございますが、平成25年3月、平成24年度末に、今、議員がおっしゃられた条例から現在の条例へ改正されて、附則から推

測すると、平成24年度末に改正されたものだと思います。

先ほどの再任用と短時間勤務職員につきましては、第1条で、この条例は、地方自治法第203条の2の4項の規定に基づいて制定しております。そちらの自治法では短時間勤務職員が除かれておりますので、自治法にのっとった条例です。あと再任用職員と短時間勤務職員、特に任期付につきましては別の例規を持っておりますので、そちらで規定をしてございます。以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑をお願いします。

西島議員。

13番（西島信也君） だから私がさっき聞いたのは、非常勤職員のうちの再任用職員と、それからもう一つありましたね、短時間勤務職員については、何という題名の例規で定められているかということです。

今、総務部長がおっしゃった、地方自治法の第203条の2は、報酬及び費用弁償ということで、普通地方公共団体がその委員会の委員その他に報酬を支給しなければならないというのが第1号ね。4号は、報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないとなっているわけですね。ですから、別に非常勤職員とは書いていないわけです。報酬及び費用弁償並びにその支給方法は条例で定めなければならない。

だからこれはちゃんとしたほうがいいんじゃないですか。特別職の職員でしょう、これはいずれも。ここに載っているのは、非常勤職員というのは特別職の職員のことをいっているわけでしょう。特別職で非常勤の人の報酬でしょう。だからそういうふうにしたほうがわかりやすいとは思いませんか。何かこれ、非常勤職員、こういうふうに変えるという、そういう県からの通達でもあったんですか。私はないと思うけれども、その辺はどうか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今回改正させていただくのは、旅費の日当とか、今まで議会議員の条例を引用していた部分がなくなったので、こちらの条例で新たに規定するというもので、この非常勤職員の範囲を変えるとか、そういう概念ではございません。

以上です。

議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑は終わります。

次に、議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正につ

いて質疑を行います。

この条例は、要するに、東京オリンピック・パラリンピックのところへ行く組織委員会ですね、行く人は100分の20、地域手当が出るよと。それを今度は静岡県以外の地域に改めるといことですね。要するにこれは地域手当の拡大になったわけですし、私は、このオリンピック・パラリンピックのときに何でこれに限定するんだということを質問したことがあるんですけども、それで、なぜ静岡県の区域以外の地域としているんでしょうか。何で静岡を除外したかということなんです。

ここに書いてありますけれども、1級地が100分の20、これは東京の特別区です。それからずっとこうありまして、100分の16は大阪とか、いろいろこうあるわけですけども、静岡県は6級地というところに100分の6、静岡市、沼津市、磐田市、御殿場市と、こうあるわけです。7級地は、浜松、三島、富士とかいっぱいありますけれどもね。とにかく、これは国の機関等ですよ。こういうところだって国の機関はあると思うんですけども、何で静岡県だけそう外したのかということを知りたいんです、私は。

当然、例えば浜松なんていえば、どこか横浜とか行くよりもっと遠いですよ。神奈川のほうに行くより、あるいは山梨へ行くよりは遠いものですから、何でこういうことを外したのかなということを知りたいと思ひまして質問をする次第です。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 西島議員からは、この条例をつくる时候にも同様の御質問をいただきました。伊豆市では、静岡市外の後期高齢者医療広域連合とか地方税の滞納整理機構、また、静岡県への人事交流の派遣等、今までも、また現在も行っております。そうしますと、過去に派遣した職員と、あと市内で勤務している職員、やはりそういう均衡を考えますと、県内につきましては地域手当を支給せずに、やはり県の外に、例として、今、オリンピックの組織委員会があるんですけども、県外に出た職員については、やはりそこでの他の職員とのバランスもありますので、そういう県の外に行った場合については、国の制度にのっとって地域手当を支給しようということ、こういう規定にさせていただいております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 今の答弁では、答弁になっていないんですよ、何も。いいですか、このオリンピックのあれができたのはたしか二、三年前だと思ひますけれども、それより

前に東京へ、JTBへ研修に行ったとか、そういう例だってあるわけでしょう。そういう人たちにはやっていないわけですよ、地域手当は。だからそこら辺がおかしいと。それは定めてからやるに決まっているわけではないですか。さかのぼってやるわけないんだからね。だから静岡県だけ特別に地域手当をやらなくていいという、そういうことなんですか。どうもわからない、この書いてあることが。全然わからない。

まず、それも1つ聞きたいんですけども、それからもう一つ聞きたいんですけども、この地域手当というのは、勤務地が例えば遠くだから地域手当をやるのか。そうすると住所を移していない場合はやらないのか。どっちなんですかね、それは。どういうふうになっていますか。例えばオリンピック・パラリンピックの行っている人でも、住所を変えてあるのか、向こうへ行っているのか。そういうことでないと、当該地域における、こう書いてありますよ、民間の賃金水準というんだから、当該地域における民間の賃金水準ですから、あるいは当該地域の物価と、こう書いてありますから、当然これは住んでいるということを念頭にしていると思うんですけども、そこら辺はどうですか。それを教えていただきたい。

2点、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 県内に限ったということは、先ほどと繰り返しになりますけれども、やはり同じ市町村内とか同一県内とか県外とかという、そういうくくりの中で、やはり静岡県は静岡県の一つの範囲というか、そういう捉え方をしています。ですので、県内、県外というのは、どうしても、先ほど言ったそのいろんなところに派遣していることから、対象とはせずに、外に出た場合にだけ対象にしましょうという趣旨です。地域手当の支給が、住所要件は関係ございません。資料に書いてございますとおり、静岡県の区域以外の地域に職員を研修のために派遣する、その地域に派遣するのですから、住所ではなくて、勤務地がこの地域ということでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） そうすると、何でこんな物価とか何かを入れたのかわけがわからないわけですよ、もう一つはね。

それと、さっきも言いましたけれども、静岡県だけ身内だからなるなんて、では、東海4県とかどうなるんですか。そんなこと言ったら幾らでもあれはつけられますよ。もっと公平にやって、こういうところに条例なんかをつくるときはやってもらわなきゃ困ると。

答弁は要りませんけれども、そういうことを言って質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの17議案につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

ここで休憩をとりたいと思います。35分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時25分

再開 午後 3時35分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第38号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 次に、日程第39、議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について質疑を行います。

目指すまちのイメージ、「まちの形」、ネットワーク型コンパクトタウンを含めて、変更前の基本構想を引き継ぐという提案であります。

伊豆市型コンパクトタウン&ネットワーク構想の主要事業として文教ガーデンシティの創生が今まで位置づけられていました。変更後になされた構想の「まちの形」の主要事業が、そういう意味でよくわからないということであります。議決を求めているのは構想であって計画でないことは重々承知をしておりますけれども、構想に基づく計画があつてこそ構想が生きてくるのではないかと思いますので、説明を求めます。

以上であります。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁させます。

議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えさせていただきます。

これまでに御説明はさせていただいたところでございますが、コンパクトタウンを形成す

るエリアの一つで、都市生活交流エリア、ここに今回中止された文教ガーデンシティがございましたが、このエリアですが、こちらにおきましては、修善寺駅周辺の既存の都市的機能を活用しながら、周辺市町との機能と連携を図ってその魅力を高めていくこと、これは変わりはないわけでございます。

また、旧3町の中心で構成されています地域生活交流エリア、これらの位置づけも変わりはないということで、今回の基本構想の内容の「まちの形」、ネットワーク型コンパクトタウンというものは変わるものではないということは、これまでも説明させていただいたとおりでございます。

その中で基本計画でございますが、「まちの形」にかかわる重点目標である魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保、ここの主要施策として文教ガーデンシティ事業がございました。事業の中止に伴い、改めてアンケートを通じた市民ニーズの把握、それから中学生、高校生といった若者世代の意見を踏まえながら改定作業を進めてまいったところでございます。その中で、改定ポイントとなる重点項目の一つとして、修善寺駅周辺のまちづくりの推進、これを切り口にして整理作業を進めて、基本計画としてまとめさせていただいたところでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 木村です。

今回の提案の中に基本計画の云々とありますけれども、あくまでも議決されるのは基本構想でありますから、それを中心にしてお尋ねしますけれども、なるほどなということではなかなかないのは、コンパクトタウンネットワーク構想の、冒頭質疑しましたけれども、主要事業として文教ガーデンシティの創生が挙げられました。これが結果的に今ないわけですよ。主要事業がないんだけど、コンパクトタウンネットワーク構想はそのまま引き継ぎますと。それはそれで一つの、どうするのと思うのは、主要事業はなくても、コンパクトタウンという「まちの形」は変わりませんということによろしいんですかということと、もう一つお尋ねします。

コンパクトタウンネットワーク云々というのは置いておきましょう。コンパクトシティに連動する言葉ですけれども、コンパクトシティってどういうふうを考えるのということが、意見が違っちゃうと、やっぱり行き着く方向は違うと思いますので、コンパクトシティってこういうことという確認をしながら質疑を行います。振り返ってみますと、人口がふえた時代は市街地は拡大したが、今後は人口が減少していきます。これは全国的にそうですね。伊豆市もそうなんです。伊豆市だけが特別ではないわけだから。そうすると、今後、人口減少が続く中でそのまま放置すると、人口密度の低下が生じて、まちとしての効率性がさらに低下すると。そこで、拡大から縮小に市街地整備のあり方を公平的に変えていきたいなとい

うのがコンパクトシティではないのかなと私は思っているんですけども、そういう理解でよろしいですか。

それから、ついでながら、確かにずっと人口は減っています。それで、住民基本台帳を見ると、平成24年度と平成28年度しかデータの無いもので、比べますと、人口はこの間、2,158人って減っているんですね。世帯数を見ました。どのくらいなのかなと思ったら28世帯ですよ。それで、パーセンテージから言うと、人口が減っている比率は、平成24年度と平成28年度を比べると93.7という状況です、平成24年度を100とすると。世帯のほうは、平成24年度を100とすると平成28年度は99.8なんです。0.2減っているだけ。だから人口の減少と世帯数の減少幅はこれだけ違うといった中で、今後、その構想をつくるに当たって、世帯数もやっぱり考慮しなくちゃならないのかなと私は思っているんですけども、それらも含めて、今言った考え方の問題と、それから主要事業がわからないもので、必要ないというならば必要ないで結構ですからお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ちょっと順番は前後します。

最初に、人口と世帯数のかかわりについての御指摘をいただきましたが、人口は減る割には世帯数が減っていないということは、要するに家族内の人が減っていくという、要するに、ある意味、若い世代というのが外へ出ていっているような形をもしかしたら示している数字ではないかと考えてございます。世帯数を考慮して考えるということも確かに一つの考え方でございますが、それ以前に人口が減っていくということの大きさは、そちらのほうはやはり大きいので、今の計画のポイントとしては、やはり人口というのは切り口にすべきではないかと思っております。

それから、文教ガーデンシティがなくなった中で、「まちの形」はこのままでよいのかという御質問でございます。今回の考え方の中で、まず、文教ガーデンのあったエリアというのはやはり、これもさまざまな御議論をいただきましたが、駅周辺とした半径おおむね1キロ圏内の中のということで、いわゆる「まちの形」では中心核になるようなエリアであると、そういったところに都市機能集約ということが可能な土地があったということで、その中の一つが教育の機能、それからまた子育ての機能といたしますが、そういったもの、それからまた公園といったアメニティーの機能、その後、病院といったような話が出てまいりましたが、そういった各種の機能が集積可能な場所ではないかということを考えております。

コンパクトシティの考え方については、議員のおっしゃるとおりで、人口が減少していくこういった中で、やはり都市を拡大する方向にはないと。その中で、やはり今ある既存の都市機能、これらをうまく生かすことによって、そこにできるだけ人を定着させようというのがコンパクトシティの考え方です。

伊豆市においてもそれに倣っているわけですが、伊豆市自体がいわゆる一つの大きなまち

として成り立っているわけではございません。ですから、例えばほかの機能については、周辺の都市の機能をちょっとおかりして、それらと連携していくというような考え方をとっているために、シティという言葉を使わずに小さ目のタウンという言葉を使ったというような状況でございます。

そういう中でいきますと、お話しいただいた中で、やはり考え方に相違はないのですが、その中で機能の集約というものの考え方が、文教ガーデンシティが新たなものをつくる、形はそうなんです、ただ、エリアを考えていただくと、そのコンパクトの中のエリアですから、そういったところに集約される機能がそこに備わっていたというふうにお考えいただければよいかと思えます。

また、先ほど都市の核と申しましたが、核につきましては、当然のことながら、修善寺駅周辺というような、まぎれもなく伊豆市の玄関口でございます。ここをやはり核として考えていくまちづくりの方針という考え方には変わりはないと思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 基本的には、コンパクトシティとはこういうものだよということについては、基本的な合意を得たと思っておりますけれども、でも、コンパクトタウンだという話ですけれども、この構想を考えるに当たって、基本的なところ、もう少し突っ込んでというか、基本的には同じところへ聞くんだけれども、こういうことかなと思うんですよ。人口の少ない小都市とコンパクトシティというのは、直訳すると小さな都市と、こうなっちゃうんだけれども、そうではなくて、今、国も進め、伊豆市もやろうとしているコンパクトシティ、コンパクトタウンでも、どちらでも余りこだわらないんだけれども、いわゆる商業地とか行政サービスといった生活上必要な機能を一定範囲に集めて、効率的に生活、行政を目指すことというのがコンパクトタウンなのか、コンパクトシティなのか、どっちにしても、小都市ではなくて、そういう意味合いのことを今、「まちの形」で求めている認識でよろしいですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今の木村議員のおっしゃるとおりで、それをいわゆる基本構想の土地利用構想という形であらわしたわけですね。そこにある幾つかのエリアというのがありますが、そこにできるだけそういった都市機能として集約できるなら集約していこうという考え方でございます。

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第39号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 次に、日程第40、議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第40号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 日程第41、議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

質疑の通告がありませんので、質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定につきましては、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

議案第41号の質疑、委員会付託

議長（三田忠男君） 次に、日程第42、議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更についてを、発言通告書に基づきまして質疑をさせていただきます。

まず、この規約改正ですけれども、規約改正は各構成市で行うということなんだそうですけれども、まず最初に、この 番と書いてありますが、なぜこのタイミングで組合規約の改正を行うのかということですが、この組合規約の改正が、2番を3番として、あいた2番目に管理運営に関することというのを入れるわけですね。これは新ごみ焼却場の管理運営に関することということですが、なぜこういう組合ができてから3年目でこれをやるのか。なぜ最初からつくっていなかったのか。こういう規約を入れていなかったのか。

それと、この附則は「（準備行為）」と2番目にありますけれども、処理施設の設置の日までの間は、新規約第3条第2号に規定する。要するに、管理運営に関することは、事務の準備行為を行うこととするということなんですけれども、なぜこれを最初から入れていなかったのかを1点お伺いします。

それから2番目、いまだに新焼却場建設反対の看板が日向区内に林立しておりますね。ここで3番目に、2番から3番目になったやつですけども、これにかわるのは、伊豆市佐野区への地域振興に関するということなんですね。私はなぜこんなことを言うかという、日向区のほうは建設反対ということで、日向区全員ではないんでしょうけれども、ある程度の方が反対しているということで、看板も立っているということで、あの看板を外すためになぜ日向区と話し合いをしないのか。そういうことが1つある。これはぜひ市長さんに、なぜあんなのがいつまでたっても立っているのか。非常に人聞きが悪いというか、見てみんないい感じがしないわけです。ごみ焼却場をつくらうということについてね。

それでもう一つ、今般、平成30年度の組合の予算の中に、生活環境調査ということで、本立野をやるということなんですよ、お金を何百万円もかけて。ですから本立野だって、場合によってはそういう被害というか、排ガスの被害があるかもしれない。だからこういうところも、何で佐野だけの地域振興だけ、もっと周辺のほかの地域だって考えていいではないですかということをお願いいたします。そこら辺をどう考えるかということなんです。

その2点についてお伺いします。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、規約改正ですが、先日の組合議会2月定例会で同様の質問されておりまして、組合事務局から回答させておりますので、当時、まだ施設が現存しない段階において管理運営の規約を含めるべきではないということは、議員御案内のとおり、先日、組合議会でも答弁されたとおりでございます。

このたび平成30年度にDBO方式による事業者選定に係る契約行為を行うこととなるため、契約時期なども考慮し県と協議したところ、両市の3月定例会において組合規約に管理運営に関する事務を加えることが適切であるとのアドバイスをいただき、今回上程させていただいた次第です。

次に、佐野区の振興については、これもこの事業については議員十分に御案内のとおりので経緯がございます。平成17年7月に伊豆市と伊豆の国市の2市が共同で整備することが決定されてから約9年間、建設場所が決まらない状態で行ってまいりました。その中で、条件、立地であるとか面積であるとかそういった条件と、地域振興策をあわせて明記した上で公募させていただき、平成26年12月に佐野区から建設同意をいただいた次第。これも議員御案内のとおりでございます。したがって、地域振興はそのときのお約束でございますので、これは引き続き実行させていただきます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、市長からお話があったわけですが、ここは伊豆市議会ですから、その組合のことを云々ということより伊豆市議会で決めることですから、組合のことについてやっているんですけれども、だから組合が言ったかどうか、そういうことは関係ないと思いますから言っておきますけれどもね。

前回、この説明があったときには、今後の事業を明確化するために規約改正をするんだというお話がございましたが、私は、先ほど聞いたのは、なぜ最初からこれをやらなかったのか、なぜ最初から管理運営、それから準備行為というのを書かなかったのかということを知っているんです。なぜ最初から。平成27年7月。

端的に言いますと、DBO方式というのは、デザイン・ビルド・オペレートということで、オペレートというのは要するに管理運営ということなんです。何でそういうDBOまで決めちゃったんですかね。これは組合のほうだけどもね。

では、質問しますけれども、準備行為についてはこれからやるということによろしいですね。それを1つお伺いいたします。ここで規約改正のあれが出てきたわけで、今までなかったわけですからね。管理運営は施設が設置されてから、準備行為については静岡県知事の許可があったときから準備行為をすると、こういうことによろしいですね。それを1点お伺いします。

それから2番目に、反対の看板ということなんですけれども、これについては、だから話し合いをしていないということで、地域振興だ、地域振興だと言ったって、それは話が通らないです。それは佐野区さんのほうには大変御厄介になるわけですが、御案内のように、佐野区さんのほうへはもう1億円が既にいっているわけですからね。それはそれでいいと思うんですけれども、要するに佐野区の預金通帳に1億円がもう入っていると、こういうことですからね。それはそれとして、何でほかのところにも、周辺地域にも目を配っていただけないのかと。あくまでも佐野区だ佐野区だなんて言っているのはおかしいではないのと、こんなことでは穏便に建設ということなんて考えられないです。そこら辺は考えてくださるのかくださらないのか、それをお伺いします。2点目。

維持管理の準備行為は、組合の規約の許可が、県知事の許可があった日からやるということですかということですね。そうですかということが1つと、地域振興について、なぜ佐野区にこだわるのかということ、これをお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 規約については、部長から答弁をさせます。

当然、隣接区の日向の皆さんとも話をしてまいりました。当初、区民の総意に基づく反対で白紙撤回要求だということをお願いしたんですが、そのときに、当然、地元日向にも伺いました。そのときに私のほうにありました要求書の中には、今、佐野に候補地が決まったけ

れども、日向区の中に別のところで協議する用意もあるという文が入っておりまして、そのときに、佐野ではだめなんですかと、健康が心配なんですか、日向にということなんですか、地域振興なんですかということを確認させていただいたんですが、そこはよくはつきりしませんでした。

ただ、多くの方々は、1回目の説明会のときには、やはり健康被害が大変心配だということで、専門の先生にも一度日向区にお出ましいただき、そしてじっくり時間をとらせていただいて、しかるべき環境衛生に詳しい先生からも環境問題については説明を申し上げたところ、かなりの方から御理解をいただいたと報告を受けております。

そして、日向区の中でも幾度か話し合いがあって、中には、私は行きませんでしたので、間接的にですが、白紙撤回要求から市との連携に移りたいということもあったようですが、ただ、その後、どういう動きをしているか承知をしておりませんので、残念ながら看板はそのまま残っているということです。

ただ、先ほどの議員の御発言の中で、これから環境影響調査をするので被害が云々という御発言がございましたけれども、これも環境アセスで御説明させているとおり、今のごみ焼却場から排出されるダイオキシンというのは、現存する、今大気中にあるダイオキシンより低いわけです。ですから、要するに白く見えるのは蒸気ですから、あれも最多方向で落ちる先が健康被害が生じるというわけでは全くありませんので、そのあたりは引き続き正確な事実を御理解し、御発言いただくようによろしくお願いいたします。

議長（三田忠男君） 市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、規約の部分ということで、管理運営がなぜ当初からという部分は、この部分は、当時の行政の中で位置づけられていると。管理運営を行えという部分が入っておりません。そういった部分で建設ということで、当初はスタートさせていただいているということで、また、この時期の部分については、先ほど市長が申したとおり、組合がDBO方式で今後事業を進め、契約行為にかかわる部分が発生してまいります。そういった部分を含めて管理運営を入れると。また、設置という部分も言葉を改めております。ですので、その部分から、平成30年度から管理運営に関する部分に関する部分、建設とともにそういった部分に事務が入ってまいります。その部分を含めて、契約行為等も含めてありますので、準備行為をそれで行わせていただくということでございます。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） すみません、誤解があると困るので、もう一度正確に日向の問題については整理をさせていただきます。

日向区の皆さんに申し上げたのは、既に今回は公募という手続をとっておりますので、ごみ焼却場の建設地に隣接するから、その条件として地域振興という話は、残念ですがお受けできません。ただし、日向区の地域振興ということであれば、改めて別途、伊豆市長として伺って、日向区の地域振興については話をさせていただきますねということは繰り返し申し

上げておりますので、そこは御理解を賜りたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 1番目の組合規約の改正ということで、今、部長さんのお話で、要するに、運営管理については途中からやると。途中からというか、ここでこのタイミングでやると。しかし、運営管理については施設ができてからだよと。それはそれでわかるわけですが、その準備行為については、組合規約の改正が県知事の許可を受けてからということで、そういうふうに理解をいたしました。

それからその次、2番目の日向区の問題ですけれども、今、市長さんのお話ですと、日向区へ行って話をしたけれども、何かはっきりしないというようなお話ですね。はっきりしないんだったら、何ではっきりさせようとしませんか。そんな半年も1年もほっぽっておくなんておかしいではないですか。

それから、私がさっき言った立野区的生活環境調査ですけれども、生活環境調査というのはもう、1回やって終わっているんですよ。それで、本立野区は再び、再びというか、排ガスがうんといくから、これは危ないかもしれないからということで今回こういう面で行うわけですね。立野地区はね。それで、さっきダイオキシンはどうのと言いましたけれども、ダイオキシンだけではないんです。ダイオキシンがそんな従来空気中にあるより少ないと言われたら、ダイオキシンだけだったら何もやる必要はないではないですか。

とにかくそういうことで、900万円か幾らかかけて生活環境調査をやるわけですね。ですから、どうなるかわからないと。さっき言ったように、日向区については伊豆市長として話し合う用意があるとかおっしゃいましたけれども、話し合っているんですか。

議長（三田忠男君） 西島議員、議案質疑でお願いしたいんですが、意見を述べているように聞こえます。

13番（西島信也君） 地域振興だからさ。

議長（三田忠男君） 意見は結構ですので、質疑してください。

13番（西島信也君） そうですね。

では、日向区に対してどういう話し合いをしたんですか、お伺いします、市長。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 繰り返し申し上げますけれども、組合の管理者として、ごみ焼却場建設の隣接地であるという条件のもとに何か地域振興策はということは、恐らく議会のほうでも御理解いただけないでしょうし、そういった条件を明示して予算を皆さんにお願いすることも立場上できませんので、したがって、日向区の皆さんは、伊豆市長として日向区の地域振興策ということであれば、またその皆さんとの話し合いの場を持たせていただきます。このような話をさせていただいてまいりました。

議長（三田忠男君） 市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 日向区との調整でございますが、組合のほうで生活環境調査とかいろいろな調査結果の報告、それは近隣の地区に出向いて、組合のほうも動いております。その辺にかかわりまして私どもも、日向区のほうへお邪魔をさせていただいて、日向区の御意見、要望、そういった部分はお聞きしてまいっております。そこから、市長が申したとおり、伊豆市として動くという部分、それは現在調整をさせていただいております。

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更については、議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託をいたします。

散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月9日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

散会 午後 4時07分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第3号)

平成30年3月9日(金曜日)午前9時30分開議

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1号 | 平成29年度伊豆市一般会計補正予算(第8回) |
| 日程第 2 | 議案第 2号 | 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算(第4回) |
| 日程第 3 | 議案第 3号 | 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算(第3回) |
| 日程第 4 | 議案第21号 | 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第22号 | 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第23号 | 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第24号 | 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第25号 | 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第26号 | 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第27号 | 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第28号 | 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第29号 | 伊豆市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第30号 | 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第31号 | 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について |
| 日程第15 | 議案第32号 | 伊豆市介護保険条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第33号 | 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第34号 | 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第18 | 議案第35号 | 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第19 | 議案第36号 | 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する |

条例の制定について

日程第 2 0 議案第 3 7 号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 2 1 議案第 3 9 号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について

日程第 2 2 議案第 4 0 号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定について

日程第 2 3 議案第 4 1 号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

| | | | |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番 | 波多野 靖 明 君 | 2 番 | 山 口 繁 君 |
| 3 番 | 星 谷 和 馬 君 | 4 番 | 間 野 みどり 君 |
| 5 番 | 鈴 木 正 人 君 | 6 番 | 下 山 祥 二 君 |
| 7 番 | 杉 山 武 司 君 | 8 番 | 三 田 忠 男 君 |
| 9 番 | 青 木 靖 君 | 10 番 | 永 岡 康 司 君 |
| 11 番 | 小長谷 順 二 君 | 12 番 | 小長谷 朗 夫 君 |
| 13 番 | 西 島 信 也 君 | 14 番 | 杉 山 誠 君 |
| 15 番 | 森 良 雄 君 | 16 番 | 木 村 建 一 君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-----------|-------------|-------------|
| 市 長 | 菊 地 豊 君 | 副 市 長 | 本 多 伸 治 君 |
| 教 育 長 | 西 井 伸 美 君 | 総 合 政 策 部 長 | 田 村 英 樹 君 |
| 総 務 部 長 | 伊 郷 伸 之 君 | 防 災 監 | 佐 野 松 太 郎 君 |
| 市 民 部 長 | 梅 原 敏 男 君 | 健 康 福 祉 部 長 | 村 井 克 代 君 |
| 産 業 部 長 | 堀 江 啓 一 君 | 建 設 部 長 | 山 田 博 治 君 |
| 教 育 部 長 | 金 刺 重 哉 君 | 会 計 管 理 者 | 長 谷 川 文 子 君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|---------|-----|---------|
| 事 務 局 長 | 植 田 博 昭 | 次 長 | 稲 村 栄 一 |
| 主 査 | 滝 川 和 代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案第1号～議案第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第1、議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）から日程第3、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）までの3議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第1号について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）、第1委員会の所管科目について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、主なものとしまして、建設部関係では議案書33ページの治山事業の県単治山補助入ノ洞工事について、県の補助金がつかないための減額との説明だが、現状の見通し等について質疑があったのに対し、現在、測量設計、地権者との同意も終了しています。平成30年度から3年かけて整備を予定しますとの回答がありました。

次に、議案書37ページの港湾整備事業、県単港湾改良事業負担金の確定による減額だが、その負担金の事業内容についての質疑があったのに対し、県単港湾現況調査が200万円から300万円に増額、県単港湾海岸環境整備事業が582万円から380万円に減額、港湾改修事業（老朽化対策）で大藪の岸壁で1億200万円から780万円に減額となりました。県も国に交付要求しますが、土肥港については優先順位が低かったものと思われるとの回答がありました。

次に、産業部関係、議案書33ページ、その他観光施設管理事業の旧営林署跡地活用基本計

画策定委託料の減額600万円は、平成30年度の文学の郷構想策定支援業務委託料で行うと聞いたが、当初の予定がおくれたのか、未実施となった理由について質疑があったのに対し、おくれたわけではありません。旧営林署跡地については市が購入し、湯ヶ島財産区との関係もあり、地域で有効な活用ができればと考えています。昨年10月に湯ヶ島地域づくり協議会から旧営林署跡地を含む旧湯ヶ島小学校跡地周辺のランドデザインが出され、旧営林署跡地だけの活用ではなく、文学の郷構想に含めて位置づけたほうがベストと判断したため、一旦取り下げましたとの回答がありました。

総務部、総合政策部関係では、補足説明、質疑はなく、審査の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第1号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）、第1委員会の所管科目についての委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第1号から議案第3号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第1号から議案第3号までの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）所管科目については、当局の補足説明はなく、障害児通所給付費について不足する理由はとの質疑に対し、今年度予算を見積もるに当たり、平成28年9月の利用数をもとに予算計上しましたが、今年度児童発達支援事業と放課後等デイサービスの利用が大幅にふえ、給付費が不足することから補正するものですとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、議案第1号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第2号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、当局の補足説明はなく、療養給付費が増加していることについて、要因となる疾病や人数等の傾向について質疑したところ、今年度医療費の伸びは落ち着いてきていましたが、平成29年10月診療分からの医療費が2,000万円から3,000万円ほど急にふえています。分析についてはこれからになりますとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、議案第2号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について、当局の補足説明はなく、基金繰入金から一般財源への振り替えを行っている理由についての質疑に対し、歳入の基金繰入金を減額しているのは、前年度からの繰越金が見込み以上であったからです。また、繰越金に余剰がある場合には基金に積み立てることになっていますと

の答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第1号から議案第3号までの3議案について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時38分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第1号から議案第3号までの3議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第1号から議案第3号までの3議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第1号について、討論を行います。

それでは、賛成討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） できるだけ簡潔にやりますので、15番、森良雄です。

議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について、賛成討論をさせていただきます。

4億9,689万8,000円の減額予算です。萬城の滝基本設計業務委託が繰越明許に載っています。萬城の滝の経営を軌道に乗せるために、基本設計をしっかりとつくってもらいたいものです。萬城の滝については私は思い入れがありまして、伊豆市になって、あそこを再開発というんですか、つくるときに、私も一緒に芝張りとかなんか手伝った経験があります。ぜひ、いいところですので、しっかりした萬城の滝をつくってもらいたいと思います。

災害復旧は間もなく完成するという報告がありました。市道整備事業には市民が期待しています。市債の減額も2億7,370万円は評価できると思います。

よって、賛成討論とさせていただきます。

以上。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第1号 平成29年度伊豆市一般会計補正予算（第8回）について、採決を行

います。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第2号 平成29年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第3号 平成29年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第3回）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第21号～議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第4、議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第20、議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

本案につきましても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第21号から議案第28号までの8議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） それでは、ただいま議長から報告を求められました議案

第21号から議案第28号までの8議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、主な質疑として、国の旅費の支度料の考え方等についての質疑に対し、国の法律では支度料があります。ただし、旅行期間が1カ月以上の場合に支給しています。静岡県は既に廃止していますが、近隣市町との支給状況も含め、今後検討いたしますとの答弁がありました。

討議はなく、反対討論1件があった後、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正については、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第23号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正については、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第24号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正については、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、議案第25号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正については、改正後の内容確認の質疑があった後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第26号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定については、県条例を踏襲した条例とされているが、伊豆市として定めた部分があるかとの質疑に対し、第1条に「福祉」を盛り込み、制度だけでなく心情面の充実も目指す規定です。第5条では「福利厚生」を盛り込み、人材確保として有効な事項と考えていますとの答弁がありました。

討議はなく、賛成討論が1件あった後、採決の結果、議案第27号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定については、主な質疑として、牧之郷の地区計画と修善寺温泉場の景観計画の区分について説明を求めたのに対し、地区計画は都市計画法に基づく地区レベルで定める細かな都市計画です。修善寺温泉場の景観計画は景観法に基づく景観まちづくりの重点地区で、根拠法令が異なります。ただし、考え方としては地域の方とルールを決め、法律に基づき開発、建物等を規制するところは似ていますとの答弁がありました。

また、都市計画区域の拡大により、地区計画もふえることはあるのかとの質疑に対し、中伊豆、天城、土肥地区が今後都市計画区域となった場合、用途制限に加え、各地区の中心地

等の地域の人たちからさらにきめ細かくルールを厳しくしたいという意見があれば、計画していく必要があると思いますとの答弁でした。

討議はなく、賛成討論が1件あった後、採決の結果、議案第28号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第21号から議案第28号までの8議案について、委員長報告を終わります。
議長（三田忠男君） 次に、議案第29号から議案第37号までの9議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第29号から議案第37号までの9議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第29号 伊豆市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について、補足説明はなく、消費者相談の体制についての質疑に対し、センター設置後も伊豆の国市と連携して事業を行っていきます。相談日については、現在、伊豆市は火曜日と木曜日、伊豆の国市が月曜日と金曜日ですが、来年度から伊豆市の相談日に水曜日を追加しますので、実質毎日どちらかで相談を受けられることとなりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第29号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について、当局からの補足説明、質疑、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第30号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、改正の内容について確認したところ、平成30年度から医療給付に係る費用は全額県から交付されるため不足の心配はなくなりますが、県への納付金や保健事業等の国保事業全般の健全な運営を図るための基金にするための条例改正ですとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、議案第31号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号 伊豆市介護保険条例の一部改正について、当局からの補足説明はなく、なぜ保険料を上げるのかとの質疑に対し、介護保険は第1号被保険者と第2号被保険者の保険料で給付費の半分を負担しています。保険料は3年ごとに見直しをすることになっていますが、第1号被保険者の負担割合が今回も1%上昇しました。負担割合が1%ふえると、保険料が約200円上がります。また、施設を整備すると給付費が上がることを想定すると月額保険料が約5,100円になりますが、基金の取り崩しで4,800円に抑えていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第32号は全会一致で原

案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正については、改正内容についての質疑に対し、住所地特例に関するもので、国民健康保険の住所地特例者が75歳になり、後期高齢者医療になるときに、施設の所在地の後期高齢者医療に加入していたものを転入前の住所地の後期高齢者医療に加入することになるものですとの答弁がありました。

討議、討論はともになく、採決の結果、議案第33号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第34号については、質疑、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第34号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号、補足説明はなく、この改正により新たに加わる内容はどのようなものかとの質疑に対し、ケアマネジャーが連携を行う施設に障害の指定特定相談支援事業所が追加されますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第35号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について、市独自の規定はあるか、市内の事業者の更新等に問題はないのかとの質疑に対し、市独自で追加した項目はありません。また、市内の事業者は連絡協議会にて法改正などを初め、いろいろな勉強会を行っておりますので、問題はないと考えておりますとの答弁がありました。

以上、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第36号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、当局の補足説明はなく、前期課程、後期課程とあるが、これはどのように区分するのかとの質疑に対し、義務教育学校は、小学校1年生から6年生までを前期課程、中学校1年生から3年生までを後期課程という区分が決まっております。土肥小中一貫校については運営上、小学校1年生から4年生を初等部、小学校5年生から中学校1年生までを中等部、中学校2年生から3年生を高等部という区分を取り入れますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第37号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第25号から議案第37号までの9議案についての委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時56分

再開 午前 9時59分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第21号から議案第37号までの17議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第21号から議案第37号までの17議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第21号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第21号 伊豆市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号について、討論を行います。

討論の通告がありますので、まず初めに、反対討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、反対討論をさせていただきます。

今言ったように、非常に長たらしい、一体何を改正しようとしているのかよくわからない条例です。ここで言う非常勤職員とはどのような方を言うのでしょうか。教育委員会の委員などが該当するのでしょうか。支度料という文言が入っています。議案書の改正前は白紙ですが、今までは支度金の規定はなかったのでしょうか。

森良雄のところには、こんな意見が届いています。海外旅行の支度料は細かく決められています。市民に説明のつくような常識のある範囲内ならいざ知らず、国や県では不透明な部分があるとして支度料を廃止しています。市民は税金の無駄遣いを厳しい目で見えています。

もう一つ紹介します。伊豆市の議員は支度料をどう考えているのですか。税金をみだりに使うものではありません。議員は税金の使い方を監視する立場ではありませんか。議員は税金の無駄遣いを許すのですか。見逃しますか。市と一緒に税金の無駄遣いを許すのでしょうか。無駄遣いをチェックするのが議員の皆さんの仕事ではないのでしょうか。支度料に

については支度料の根拠を示しましょう。考え方を示しましょう。支度料の考え方としては、外国旅行にかかわる準備・携行品、国における支度料の取り扱い等があります。必要なら実費支給をすればよいのです。

私のパソコンでは、気仙沼市の事例がトップバッターで出てきます。支度料の根拠について。国は、国家公務員等の旅費に関する法律、地方公共団体は各団体の旅費条例によって支給しています。本市、気仙沼市ですが、「気仙沼市職員等の旅費に関する条例」により規定していると、こうっております。支度料の考え方については、外国旅行において、内国旅行と異なる準備・携行品等に係る費用に充てるために支給される。なお、外国在勤の方が本邦に出張又は赴任する場合には支給されない。以下、省略しますが、一応、外国旅行にかかわる準備・携行品については、次のようなものが支度料として記載されております。旅行保険料、最低限の医薬品、スーツケース、最低限の儀礼品、任意の予防注射、このほかにも、例えばパスポートの取得とかビザの取得等にかかる費用が、これも出るのではないかと思いますけれども、ビザだ、気をつけてくださいね、高いところがありますよ。

同じく、気仙沼市の事例ですが、国における支度料の取り扱いについてという記載があります。国では、「旅費業務の抜本的効率化について（平成20年11月14日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）」の別紙「旅費業務に関する標準マニュアル」において、旅費法第46条第1項を根拠とし、原則として支給を行わないとされましたというような記載がされております、このように。総務部長のお話もありましたけれども、国ではもう支度料は出していないんですね。ただ中には、何とか団体とかというような旧令にのっとなって出しているところは確かにございます。しかし、それは国民の目が届かないから、こそこそもらっているんですね、あれ。そういう根拠から、旅費法第46条第1項を根拠として、一般的には支給していないと規定しております。

このような条例に対して、伊豆市の議員の皆さんがどう判断するのか、おそらく市民の皆さんは固唾をのんで見守っていると思います。ぜひ議員の皆さんの賢明な御判断を期待して、反対討論を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論。

11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、賛成討論をいたします。

昨年1年間、議会改革推進特別委員会で協議した後、12月定例会において、議員の発議により、議員の費用弁償について定額日当支給から実費弁償することに改正をし、本年4月から施行となることになりました。これにより、選挙管理委員会委員や農業委員など、いわゆる非常勤職員の日当について、伊豆市議会議員議員報酬及び費用弁償等に関する条例第6条

の規定に準じ支給されているので、4月以降、議員同様、日当が支給されなくなることから、今回改正するものでございます。日ごろから伊豆市のために御尽力をいただいている各委員さんが4月以降も今までどおりの環境で伊豆市のために御尽力をいただきたいと願っております。

なお、委員会審査や先ほどの討論でも支度料が主な反対理由と感じていますが、この議案は非常勤職員の日当を今までどおり支給できるようにするためのものであり、支度料については別の場での議論と考えております。

議員の皆様の御賛同をいただきまして、この条例が可決されることを願い、賛成討論いたします。

以上です。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） お静かにお願いします。

次に、反対討論。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

本条例の一部改正の内容は、非常勤職員が国内において、公務のために旅行したときは1日2,600円の日当を支払い、外国旅行においては最大7,200円の日当、それから同じく、これも最大ですが、10万円余りの支度料を支払うというものが主なものであります。一般職の職員においては、日当の支出は現在認められておりません。

なお、伊豆市議会議員も本年4月から日当の支給は廃止されることになっているということです。

それでは、なぜ、市の非常勤職員には日当が支給されるのか、市の説明では、先ほどお話もありましたが、教育委員あるいは選挙管理委員等々の委員に支給されると言っておりますが、これらの人たちは特別職の職員、委員であります。非常勤職員には特別職もあれば、一般職もあります。一般職の非常勤職員としては、例えば短時間勤務職員あるいは再任用職員等があります。これは現在、伊豆市でも何十人かの職員がいるわけですが、これらの一般職の短時間勤務職員等にも日当を支払うのか、支払わないのか、この条例を見たのでは全くわからないわけでありまして。条例にはそのところが何も規定されていないわけでありまして。

そもそも、この条例の題名が非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例と、こうなっているわけですが、この条例の内容は特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関することを規定している条例であります。大体、条例名からして間違っていると言わざ

るを得ないわけでありませぬ。

また、先ほど、森議員、それから小長谷議員からも指摘がありましたげ、支度料については、先ほどの説明では、国では廃止、県では1カ月以上の外国旅行についてのみ支給するということになっているというお話がありました。しかも、支払われている支度料につきましても、これは実費弁償、何に使った、例えばパスポートに使った、あるいは何か予防注射に使ったとか、そういう明確な領収書等がなければ支払うことができない、そういう規定で、そういうことになっていると思います。

したがいまして、本条例には何もそのようなことが規定されていない。何十年か前の非常に古臭い規制をそのままここに、また新しくつけたということになるわけでありませぬ。題名もおかしい、条例の内容も不備がある、支度料のように古臭い、何十年も前の、今の時世に合わない規制をつくろうとしている。このような条例の一部改正案は一旦取り下げて、提案し直さなければならぬと考えるわけですけれども、いかがでございませぬか。

以上、私の反対討論とさせていただきます。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第22号 伊豆市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めませぬ。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第23号 伊豆市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めませぬ。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第24号 伊豆市個人情報保護条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めませぬ。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第25号 伊豆市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号について討論を行います。

討論の通告がありますので、討論を行います。

反対討論。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この条例改正は、派遣先をオリンピック組織委員会から静岡県以外の地区に拡大したこと、その級地の区分をつくり、手当の割合を定めたものであります。

まず、1点目の問題点は静岡県の区域以外の地区というところであり、なぜ静岡県は対象にならないのでしょうか。私の疑問に対し、当局側の明快な答えはありませんでした。隣の神奈川県はもらえて、静岡県の浜松市は不支給だというのは不合理と考えないのか、私には大変不思議に思うところであり、

次に、2点目、改正案に、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域と、こうしておりますが、当局の説明では、住所要件は考慮しないということであり、これでは通勤でも何でもいいよと、よろしいということになるんですけども、それでは、なぜここで物価云々ということをやっているのでしょうか。何のために物価云々と言っているのか、まるで理解ができない、わからない。もう少しつじつまの合う条文あるいは説明をしてもらわないと困ると思いますが、いかがでしょうか。私には理解できないので、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第26号 伊豆市職員の派遣に伴う地域手当の支給に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第27号 伊豆市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第28号 伊豆市地区計画等の案の作成手続に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第29号 伊豆市消費生活センターの組織及び運営に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第30号 伊豆市国民健康保険税条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第31号 伊豆市国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第32号 伊豆市介護保険条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第33号 伊豆市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第34号 伊豆市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び伊豆市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第35号 伊豆市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第36号 伊豆市指定居宅介護支援の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第37号 義務教育学校の開校に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで40分まで休憩したいと思います。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時40分

議長（三田忠男君） それでは、会議を再開いたします。

議案第39号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第21、議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。

本案につきましては、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足資料の提出と説明の後、質疑を行いました。

主な質疑として、辺地債を使うが、市の負担はどれくらいになるのかとの質疑に対し、事業費に対し100%起債が利用でき、後年度元利償還に対し80%が交付税として措置されますとの答弁がありました。

この事業の計画が完成する見込みはとの質疑に対し、整備計画の道路は狭隘部分を限定して3年間で認可されていますので、平成30年までで区切られますとの回答がありました。

以上、審議の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時41分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第39号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第39号について、討論を行います。

討論がありますので、賛成討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について、賛成討論をさせていただきます。

この事業、先の見えない事業で、いつまで続く事業かわかりませんがと原稿には書いてあるんですけども、今のお話では平成30年度で終わると。

しかし、この道は平成30年度で途切れる道ではないわけですね。ずっと奥までもあるし、そこへ行くまでの道も改良の必要なところは幾らでもあると言ったら語弊がありますけれども、たくさんあると。

しかしそこで、これは私が言った言葉だと思うけれども、天城ばかりがよくなるという市民の声もあるんですね。それに対して、では天城の方はどんなことを言ったかといったら、本柿木ばかりよくなるというような意見も出てきたのではないかと思います。

辺地債を使うのは結構でございます。ただ、辺地債も借金であることに変わりはないということ指摘しておきたい。ただ、辺地債が使える対象地域は市内にはまだまだたくさんあると、公平にひとつできるように御配慮いただきたいと思います。市民の不満が出ないように、ぜひ上手に運用していただきたいと思います。市民が伊豆市はよくなったと言えるようなまちづくりをぜひ進めていただきたいと思います。

賛成討論を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第39号 奥山大野辺地総合整備計画の変更について、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第22、議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを議題といたします。

本案につきましては、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果に

ついて、委員長の報告を求めます。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、なぜ青羽根郵便局だけなのか、年間の取り扱いはどのくらいあるのかとの質疑に対し、旧天城湯ヶ島町時代に湯の国会館に支所機能があり、それを廃止するに当たり、地域の住民が不便にならないように住民票と印鑑証明を交付するところを設けました。取り扱い件数は年間60件から70件くらいですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、議案第40号は討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第40号について、委員長の報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時45分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第40号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第40号について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第40号 伊豆市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第23、議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理約の一部変更についてを議題といたします。

本案につきましては、第2委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理約の一部変更についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、「建設に関すること」から「設置に関すること」に変更する理由はとの質疑に対し、組合が建設から運営を含めた包括的な契約をするために変更をするものです。

また、佐野区への地域振興について「建設に伴う」を削除した理由はとの質疑に対し、建設及び稼働後も佐野区への地域振興事業の選定や協議に市が関与させていただくことは佐野区との基本協定等に盛り込まれていますので、「建設に伴う」は削除するものですとの答弁がありました。

以上、審査した結果、議案第41号は、討議はなく、反対討論1件、賛成討論1件の後、採決の結果、議案第41号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第41号について、委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前10時49分

再開 午前10時50分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第41号について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第41号について、討論を行います。

それでは、反対討論。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合理約の一部変更について、反対討論を

させていただきます。

この議案は、組合規約の一部を変更するものです。規約の変更が上程されています。一部事務組合については伊豆市議会では質問できないとしている。平成30年度予算では負担金が乗せられています。先ほどちょっとお話がありましたが、佐野区へ1億円、地域振興という名目ですか、出されているわけですね。議員の皆さん、知っていましたか。知っている議員もいるんだね、俺は知らなかった。一部事務組合については伊豆市議会では質問できないとしていますが、平成30年度予算では負担金が乗せられています。これは、金は出しても口は出せないという、全くおかしいものです。管理者にとっては非常に便利なものです。

この条例については、高額の見積もりが出ています。先日、ある議員さんが配付されたものを見ると、私が言っている220億円よりは多少下がっているようですが、私が出したものでは、維持管理費は20年間で100億円を超えるんですよ。DBO方式は巨額の維持管理費を必要とします。議員の皆さん、御殿場を視察したでしょう。維持管理費なんていうのは自分らでやっているんだね、こういうやり方もある。そういうことを一体どこまで研究したんですかね。処理料、維持管理方式を含めて、再度検討すべきではありませんか。一部事務組合を伊豆市議会が質問できないという決まりはありません。管理者に都合のよい判断ではないでしょうか。都合のよい解釈がまかり通っています。

一般事務とは何ですか。一般事務定義から議論しませんか。一般事務について説明すべきではありませんか。伊豆市の一般事務を定義した条文はどこにありますか。そんな条例はありません。伊豆市議会は伊豆市の市の一般事務の中に一部事務組合は入らないとしています。そんな決まりはどこにあるんですか。お聞きしたいものです。そんな決まりがあるのなら、それならなぜこの条例変更がこの議会に上程されているんですか。説明願いたいものです。本条例は上程そのものに根拠がないのではありませんか。議員の皆さんはいかがお考えですか。議決そのものが有効なのですか。伊豆市議会の分別をお聞きしたい。条例変更の議決を求めながら一部事務組合に対する質問はできない、金は出しても使い道は議論できない、このような状態でもよろしいんですか。こんな市民を愚弄したような議会でもよろしいですか。市民を無視した条例についての議論はできません。一部事務組合は伊豆市の一般事務に入らないという根拠となる条例を示してください。法令を示すべきではないでしょうか。金は出しても口は出せない、そんな条例は議論すべきではありません。

以上、反対討論です。

議長（三田忠男君） 次に、反対討論。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更について、反対討論を行います。

本規約の一部変更の主なものは、第3条第2号に管理運営に関することの一部を新設した点、それから第2号の「建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興に関すること」を第3号に繰り下げ、同条文から「建設に伴う」という一文を削除したものであります。

まず、問題点の1点目としては、「建設に伴う伊豆市佐野区への地域振興」から「建設に伴う」をなぜ削除したのかということですが、これに対する明快な説明は当局から何もなかったということであります。少しは説明がありましたが、よくわからなかったということです。今、森議員のお話もありましたように、もう既に佐野区へは1億円の地域振興費が組合から交付をされております。これ以上何をどうするのか、全く不明瞭であります。私はするなどは、1億円やったからもう後は知らないよというのではありませんが、「建設」といったということは、これから組合が存続している限り、何十年間にわたって佐野区への地域振興が払えるというふうにも考えられますから、そのことについて、何も当局からは説明がないわけであります。何も無いんですよ、1回もそんなことは出てきたことはない。当局側の意図がわからないのに、安易にこの規約変更を承認することは、私にはできないわけであります。

もう一つは、日向区及び周辺地域への地域振興への配慮が一考だにされていないということであります。これはまさに片手落ちということになるわけであります。総額200億円にもなんなんとする事業を円滑に進めていこうとするには、地域住民との話し合いは、そして合意形成は必要不可欠な事項であります。その点、当局側の対応は全く無神経と言わざるを得ません。こんなことでは事業の推進が危ぶまれることは当たり前であります。この規約変更は地域住民や議会と十分に合意形成を図ってから行うべきであると思います。私は現在、そういう状況にはなっていないと思うので、反対をさせていただきます。

以上です。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第41号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合規約の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は3月12日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

当日は、発言順序1番の青木靖議員から発言順序5番の杉山武司議員まで行います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

散会 午前 11時00分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第4号)

平成30年3月12日(月曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 靖明君 | 2番 | 山口 繁君 |
| 3番 | 星谷 和馬君 | 4番 | 間野 みどり君 |
| 5番 | 鈴木 正人君 | 6番 | 下山 祥二君 |
| 7番 | 杉山 武司君 | 8番 | 三田 忠男君 |
| 9番 | 青木 靖君 | 10番 | 永岡 康司君 |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君 | 14番 | 杉山 誠君 |
| 15番 | 森 良雄君 | 16番 | 木村 建一君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第1回伊豆市議会定例会4日目の会議を開きます。

議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

一般質問

議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は12名の議員より通告されております。質問の順序は、お手元に配付のとおりです。

本日は、発言順序1番の青木靖議員から発言順序5番の杉山武司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

青 木 靖 君

議長（三田忠男君） 最初に、9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

9番（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。9番、青木靖です。

通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

公共施設等の再配置と借地の整理について市長に答弁を求め、一般質問をさせていただきます。

伊豆市では、総合計画の中のまちづくりの5つの重点目標の1番目に、魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保が挙げられています。これに取り組むための具体的な計画内容の中でも、とりわけ現実的な財政上の課題を考えると、「公共施設の最適化」ということは、非常に重要であり、優先順位が高いと考えております。

そこで、1、昨年3月に策定された伊豆市公共施設等総合管理計画に基づき、平成30年度の事業では、伊豆市公共施設再配置計画策定支援業務委託が予定されています。

この総合基本計画に基づく再配置とは、具体的に何を意味しているのでしょうか。これから行われていこうとしていることを明確化するために答弁をお願いいたします。

再配置、ここで言われている内容を確認した上で、その再配置に向けて今後の取り組み方は、どのようなプロセスを経ていこうと今現在考えているのでしょうか。

大きい2番、公共施設の目指すべき姿を実現する取り組みとして、一つの基準としてです

が、指定管理の効果や稼働率など何がしかの基準をもとにして検証した上で、将来にわたり維持すべき施設については借地の解消を進め、経常コストとなっている借地料、これを軽減していくことが必要と考えます。

そこで、公共施設等の借地料の現状、これをどのように認識していますか。

公共施設の将来にわたる維持について、その検証と、その上での借地の整理・借地料の軽減に取り組んでいくお考えはありませんか。

以上、伺います。

議長（三田忠男君） ただいまの青木靖議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、施設の再配置とは、具体的に何を意味するかということですが、これは10年前に学校再編成計画に着手したときも同じなんです。統廃合とか集約とか、それを先に出してしまうと、なかなか議論が進まないものですから、市長としては、今、仮に市有施設がなかったとしたら、どのようなものをどこに置きますかというところから始めるんですね。ただ、それを全部今のものを壊して新しく作りかえるのは現実的ではありませんので、そういった考え方に立って、人口3万1,000人の伊豆市、364平方キロメートルの伊豆市にあってどのような施設が必要でしょうかということで1回判断した上で、そして現在ある施設をどのように最適化していくかというような考え方をとっております。その中で削減目標は、公共施設等総合管理計画の中で現実的な数字として出させていただきました。今後は、そのような施設のライフサイクルコストや、あるいは利用状況などを検証して、また個別の施設ごと、どこかであきらめなきやいけないのか、長寿命化ができるのか、そんなことも判断しながら集約化や複合化、あるいは民間による活用というものを検討していきたいと考えております。そのようなことを再配置と私のほうでは定義づけております。

また、今後のプロセスで、やはりまずは各施設についての現状をしっかりと調査させていただきたいと思っております。これはこの類いの事業でよく言われるんですが、例えば年間の延べ利用者数が1万人、これが10人が1,000回なのか、1,000人が10回なのかによって、相当施設の性格は違ってくると一般的に言われております。そのような利用状況等、それから状況によっては、利用者数が少なくても、その地域が絶対に必要な施設というものもあり得ますので、まずはそのような状況を把握した上で、再配置に向けた計画の策定に進んでいければと考えております。

2番目ですが、御指摘のとおり借地が非常に多いというのが現状であって、現状は総合管理計画対象の198の公共施設のうち、底地の一部または全部を借地している施設がその半分を占めております。また、建物以外に公園などの借地もありますので、借地の割合が非常に大きく、また借地料も年間かなりの金額に上がっております。原則どおりいくかどうかは難

しいことであろうかと存じますが、まずは基本的な方針、大原則を定めて、公共として必要なものは買わせていただく。そして、使わないもの、あるいはどうしても売っていただけないものはお返しするということが基本方針として、今後、借地料の軽減を進めていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） では、少し細かく質問させていただいていきます。

今般の議会の前の市長の施政方針の中でも、重点目標ということで、総合計画の中の1番の魅力あふれる拠点の創造と交通体系の確保ということが挙げられていたわけなんですけど、今回、ここで具体的に取り上げられたものの中に、この公共施設のことについてはなかったわけなんですけれども、そこで、あえてもう1回確認をしていくんですけども、まず最初に、第2次総合計画の中の基本計画、この中においても、重点目標の1の中の計画内容の中の1番の機能的で魅力あるコンパクトタウンの形成の1、2、3の3番として公共施設の最適化と機能強化というのが挙げられているわけなんですけど、総合計画の中でも、ここで言っている公共施設の最適化と機能強化、それから具体的な事業の中でも公共施設の最適化ということが書いてあるんですけど、総合計画の中での公共施設の最適化と機能強化の位置づけというのをどういうふうに捉えればいいのかということをもっと教えていただきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 大変貴重な御指摘なんですけど、というのは、こちら側の説明をぜひそれは議員の皆さんに共有していただければと思うんですけど、総合計画の中で、後でまたいろいろな方から御質問あるんですけども、ネットワーク型コンパクトタウンという言い方をしているのは、これは都市構造の効率化なんですけど、4町が合併したままの公共施設とか、あるいはまちのあり方というのは、1万人程度の行政を前提としたまちの形がそのまま残ってしまうだけであって、それでは人口3万人のまちの形にならない。そこで、将来、持続性ある行政サービスを維持するためには、どうしても都市構造の効率化が必要になってまいります。それがまちの形のところでネットワーク型コンパクトタウン。ただ、それに合わせる、その方向に進む中で、先ほど申し上げましたように、今仮に3万1,000人の旧町の境界がない地域として公共施設というものは、どのような公共施設をどこに配置したらいいでしょうかということになっているのが基本的な考え方ですので、それは同じ考え方の枠組みの中で同時並行的に進めさせていただきます。そのような位置づけで考えております。計画ではいろいろなところに出てまいりますけど、基本的な考え方は、今私が申し上げたような考え方で進ませていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 都市構造の効率化ということですが、なかなか言葉で言ってもわからない部分というか、なかなかはっきりわからないので、外枠から今入っていついていませけれども、だんだん中に入っていきたいんですけれども、そういう中で、去年の3月にこの青い表紙の伊豆市公共施設等総合計画というのが出たわけですね。これが出てから1年たつわけなんですけれども、これに基づいてこれから公共施設についてはいろいろな計画が進んでいくということだと思います。

その中で、昨年この計画ができたときに、公共施設の再配置に向けた個別施設計画策定までのスケジュール案ということで、いわゆる今後のスケジュール感が示されています。これに基づいて着々と進んでいるというふうに認識はしているんですけれども、1年たっていますので、当初の案の中のスケジュールの今のどの辺にいるのか。例えば公共施設再配置検討委員会の状況、まずこれから教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、この検討委員会につきましては、庁内組織ということで予定しておりました。ただ、今年度、アンケート調査を実施しまして、今まだ中間報告ということで、最終的な集計までは至っていませんが、平成30年度はこのアンケート調査をもとに庁内委員会を設けるとともに、専門の先生もお願いしながら、まず庁内の組織立てを平成30年度にしていきたいと考えております。アンケート調査につきましては、今、整理中ということで、中間報告の段階でございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 庁内委員会は平成30年度に立ち上げると、専門家も入れて立ち上げるということ。それから、ここにある公共施設管理計画の概要版の全戸配布はもう既に終わっていると思います。それから、市民アンケートも行ったということで、これからまさに再配置のモデルの検討とか実証とかということに入っていくんだろうということを今確認させてもらいました。

それで、これはまだ全体のスケジュール感の中で今やっているんだよということを知っていますよという前提で今どこまでいっていますかということだったんですけれども、実際にはこれは個別の施設計画の策定を目標としているスケジュールということですが、今の段階でまだ先にちょっとだけ聞くんですけれども、個別の計画をつくって実際に実行していくということが最終目標ですから、実行していく部分のイメージというのは、今現在でどういうふうにしていけばいいのかというのを、実行をどういうふうにしていくのかなというイメージだけでいいですから、お答えいただきたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この公共施設の総合管理計画に基づく個別施設の検討、今後も進めていくわけですが、今までもこういう計画は計画で策定していくんですけども、実際に老朽化が著しいとか、耐震性がないとか、そういうものについては用途廃止をしてまいりました。この計画は計画で、当然利用者の方の意見を聞きながら、本当に先ほど市長申しましたけれども、もう利用率が低い、費用対効果や利用率やその地域性を考えて、申しわけないんですけども、この施設は廃止させてくださいとか、民間活用してくださいというのを個別に計画していくというのがイメージです。それを約3年ぐらいやはりかかるのかなと。来年は予算のほうもお願いしてありますけれども、まず集約、再配置や再編の方針、ルールづくりを来年度していきたいなど。もう一つは、各施設ごとの維持費がどれくらいかかっているのか、利用率がどれくらいなのか、施設ごとのかかっている経費、コスト等を洗い出しをしていきたいというふうに考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 今聞いたのは、その方針とかルールとか、施設ごとのコストの状況とかがわかった後どうしていくのかというイメージを聞いたんですけども、多分そこまでは今できていないということだろうというふうに確認しました。

結局、さっきもその前に言ったとおり、実際にやっていくことを目標にして計画を立てているということでしょうから、そこに向かっていくための準備が必要だろうということで、もうちょっと振り返りながら確認させてください。

このさっきの管理計画が今年の3月に出されたんですけども、我々に対して2カ月前に財務課のほうから平成29年1月に公共施設の現状と再編についてという説明があって、資料をいただいて、この計画の中にある資料、ほぼ同内容のものをいただいています。

そもそも今回、公共施設の見直しを始めるきっかけになった大きな全国的な動きというのもあると思うんですけども、昭和40年代から昭和50年代の高度成長期にいろいろな施設が日本全国でつくられて、それが一斉に老朽化を迎えているということが大きな全国的な背景ではあるんですけども、ここに書かれていることの中で、当然人口減少とか少子高齢化ということの背景と別の要因として、伊豆市に限った要因として、平成24年、日本生産性本部が発表した334団体を対象とした地方自治体のバランスシートという調査の中で、334団体中、伊豆市は資産の老朽化率が62.4%で最下位だったと。334団体中最下位だったということがあるので、すぐにこれは取り組まなければならない状況ですよというふうにここにも書いてある。大阪の枚方市がその後ですけども、60%を超えているのは、伊豆市ともう一つの市だけだったということが平成24年の発表の段階。

それから、今、平成30年になりましたけれども、まずその334団体、最も資産の老朽化率が悪かったという状況をどう認識すればいいのか、あるいはどう認識されているのかという

ことと、そこから今、平成29年までできましたけれども、今多少なりとも変化があるのか、現時点の確認という意味でお答えをお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今御指摘のありました資料は、大変私もショックを受けたレポートでございました。その時点というのは、天城温泉会館を温泉事業を凍結した後でしたので、当時、市長としては、毎年5,000万円の赤字を出していた天城温泉会館をどうするか、相当厳しい状況判断の中で、まずは温泉事業を凍結し、何とか民間にやっていただこうと考えていたときに、何と伊豆市の施設の老朽化率は日本一ですということが出たわけです。そうすると、余り悠長に一つ一つというわけにもいかない。ただ、他方、そのころには既に学校再編成も始まっておりまして、小学校のほうのですね、なかなか一気にいかない。したがって、課題は認識しておきながら、地域の皆さんとしっかり話し合いをしながら、そして伊豆市が抱えている現状をよく説明させていただきながら進まざるを得ない、大変厳しい行政判断が続くなど、そのような考えに立ったことを記憶しております。

もう少し施設管理者としての立場からは、総務部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） このデータが公表された以降も老朽化、特に耐震性がない施設等については、取り壊しをしたり用途廃止をしてきております。

現状、当時の334のうち、今現状でどれぐらいかという数字までは持ち合わせておりませんが、当然いろいろ施設等も用途廃止していますので、改善はされているとは思いますが、いかにせん、とにかく334の最下位という衝撃的な数字でしたので、これは何としても改善していかないといけないと思っています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） そこでですけれども、今の平成29年1月にいただいた資料の中でも言っているんですけども、平成26年時点の公共施設の延べ床面積に対して、平成32年までの目標をとりあえずここにうたってもらっています。さらに、さっきのこの管理計画の中では、平成29年から平成68年まで40年間ということスパンを設けて計画を立てるということになっていますけれども、平成26年から平成32年までに19.6%削減するという、このときにいただいた資料に書いてあったんですけども、これはその後、この管理計画の平成29年から平成68年の40年間のほうに置きかえられたのか。これはこれで進めた上で、平成29年からの計画をやっていくのかということの確認だけ一つお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 平成32年までの約19.6%の減、これは総合計画の策定時に面積を

15万平米まで削減しましょうという目標をつくっております。

今回、この40年間の公共施設の総管理計画につきましては、やはり平成29年からの40年で総トータルで約40%から57%、当然この平成32年までの20%の減というのは、この中に入っております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） わかりました。入っているということを確認しました。

それで、最初から確認させてもらったように、公共施設の老朽化が進んでいるので、更新していかなきゃいけない。だけど、全部はできない。だから、縮小していく方向で整理していく方向で計画が進められていると思うんですけども、その中でいきなり40%から57%までやりますよと言われても、なかなか何でというところが今現在の我々の認識のような気がするんですね。それで、もう一度、だから、その前提になる部分を確認しますけれども、この中でも言われていますけれども、公共施設の将来の更新費用ですね、更新費用の見通しというのを確認しますが、当然これはまだ1年前ですから、そこから変わっているとは思いませんので、これで間違いないですよという数字の確認です。

今後40年間に公共施設の更新等にかかる費用というのは、40年間のトータルで829億円だここに書いてあります。これは間違いないですね。それを1年当たり平均すると20.7億円かかりますと、このまま、今のまま更新していったら。実際に今、毎年予算の中で、それらに当たる投資的な経費、公共施設の更新のようなものに当てられている実績というのは9億円ぐらいだと。なので、20から9を引くと11億円ぐらい足りませんと。このままだったら足りませんということだと思います。これは間違いないですね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられた今後の公共施設の維持にかかる年平均約20.7億円、これは一つ一つの施設を積み上げたというよりも、国が出している施設のこれからの維持費、経費の考え方を示しております。この計画をつくるときに、国のそういう指標に基づいて、伊豆市では年間約20.7億円かかるのではないかと。実質、市の予算執行の投資的経費の実績額が約9億円ですので、当然そこで11.7億円、いわゆる56.7%も足りなくなると。今の投資的経費に対しても足りなくなるということで、まず更新経費から見て56.5%が既に予算的に多いのではないかとということです。

今後、やはり一つ一つの施設のまた維持費等、ランニングコストも積み上げていきますので、その中である程度の数字というのは把握していきたいと思っております。この20.7億円は、国が示している基準から積算しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 国が示している基準で算出したということですので、これからさっき言われた個別の経費のリスト等をつくっていくと、若干変わってくる可能性もあるということですね。はい、わかりました。

それを踏まえた上でさらに進めますけれども、公共施設以外に、公共施設等ということになると、インフラも入ってくるわけですね。道路、上下水道、公園とか等々のインフラも入ってくるんですが、インフラの部分については、当然更新しなきゃならないものであろうということですが、それらを入れると、今言った国の試算でいくと、全部のさっき言った40年間の総トータルは1,898億円になると。さっきの年割にすると47億円。それに対して、今大体17億8,000万円ぐらいなので、インフラまで入れると、さっき言ったのがさらに膨らんで、1年間毎年29億6,000万円、約30億円足りないというのが国の基準による試算ということになりますけれども、これもさっき言ったインフラのほうを正確にこれから積み上げていくと、さらに変わってくると思うんですけれども、毎年30億円足りないというのが国の基準による試算ということなんでしょうか。これ国の試算だから変わってくるんでしょうかという確認をもう1回させてください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） インフラにつきましては、例えば橋梁の長寿命化計画とか、上下水道もそれぞれ計画を策定していきますので、現時点での数字ということで御理解いただきたいと思います。それぞれいろいろ計画、インフラも施設ごとに計画を策定している状況だと思いますので、今後、あくまでもこれはインフラ、例えば道路、水道は、1軒、集落が1つあっても、それは削るわけにいかないですよ、道路、水道、下水は。これの計画は、あくまでも箱物であったり、公園であったり、必ずそこになれば生活ができないのかどうかというの判断をしています。ただ、道路、水道については、やはりそこに人が住まわれている以上は削るわけにいかないということで維持管理計画のほうは策定していると。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 要するにそういうことなので、全部更新していくと、さっき言った公共施設等ということになると、それだけになるということの今確認をもう1回させてもらったんですけれども、さっきにもう1回戻りますけれども、公共施設だけだと、やはり11億円ぐらい足りないよという現状なので、それを何とかしなきゃいけないので、資産の洗い出しからして、コストの把握をして、そこからどうするか計画をこれから立てますよという時点だということもわかりました。

それで、さっき言っている40%とか57%というのがどこから出ているのかというのがわからないと、市民の皆さんに説明するときも理解が進まないと思うので、ここももう1回確認

するんですけれども、人口動態を見て試算しているんですね、これ1つには。1人当たりの公共施設の延べ床面積が6.1だったら、28%縮減に相当しますよというような根拠で、28%という数字がここに出ています。それに対して40%というのは、伊豆市と同じように合併した市町のこれからの公共施設の削減目標としているのが40%ぐらいですよ。さっき言った57というのは、また違う基準だったと思うんですけれども、もう1回この数字を、28と40と57の整理をもう1回お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず1つに、先ほど議員おっしゃられました財政的な問題、投資的経費の投資額が約9億円に対して、年間20.7億円必要になるのではないかという見通しの中で、その差額分、足りない分が約56.5%削減しないと、財政的に無理ですよというのが一つの数字。

もう一つ、28%の縮減という考えなんですけれども、これは今後、伊豆市のまち・ひと・しごと創生人口ビジョン、この人口の推移から見て、現状、1人当たり6.1平方メートルの公共施設があります。それが将来の人口約2万3,000人になった場合、約14万平方メートルの施設になります。そうすると、現状から14万平方メートルになるには約28%の縮減が必要です。

もう一つ、全国的な平均値、10万人未満の都市の平均的な公共施設の平均値が1人当たり3.7平方メートルになっています。それを将来の2万3,000人の人口にした場合、やはりこちらでも約57%の縮減が必要だろうということで、財政的なものと10万人未満の都市の平均の面積で、どちらも57%という数字。もう一つは、今の人口1人当たりの面積を維持して、それを将来2万3,000人になった場合、何平方メートル必要だろうと、そうすると28%。

おっしゃられました40%から57%と申しておりますのは、議員おっしゃいましたとおり、全国的に合併した市でどの程度の縮減率を出しているかということ調べてところ、約40%から50%というところでしたので、伊豆市としては57%ということではなくて、やはり他の合併した市町を参考にしながら40から57という数字を出しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 結局その根拠になる部分の現状の共有がまだ不十分だと思いますから、これは計画を策定していく過程でもう少しわかりやすく、粘り強く、根気強く情報発信していただく必要があるんだろうと思うんです。それをしないと、さっき言ったスケジュール感の一番最後のところの実行に持っていくときに、ただでさえ難しい力仕事になると思うんですけれども、難しくなってくると思いますから、今のような基本的なところの情報の共有を徹底していただく必要があるんじゃないかなというふうに思って、あえて確認させていただきました。

そこでなんですけれども、どっちかという、平成29年1月にもらった資料の中にいい言葉があったもので、ここからちょっと確認するんですけれども、公共施設の目指すべき姿というのはこうですよということを掲げながら、これから計画を進めていこうとしているんですけれども、具体的な取り組みとして、人口減少等を踏まえて、公共施設の利用状況の変化、それから維持費の増加を踏まえた上で老朽度、それから施設の重要度を考慮して、長寿命化を図るとともに質の向上をしていくと。長寿命化だけじゃなくて質の向上もしますということを押さえた上で、その上でさまざまな角度から、知恵と工夫と覚悟を持って施設の廃止、用途、機能の見直し、再配置、規模の縮減、これを計画的に進めますというふうに書いてあるんですね。それが次世代の財政負担の軽減になるので、そこに努めていくということが書いてあります。この言葉は、こっちの計画には入っていなかったんですけれども、多分ここまでは入れられないという計画にはということだったと思うんですけれども、むしろこっちのほうが、今読んだこっちの、実際の計画として出されなかったこっちに書いてあるほうがいい言葉だなと僕は思ったんですけれども、どう思いますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 当然今、実際にいろいろ再編、再配置の計画をしていくには、議員おっしゃられたように質の向上も長寿命化も、ましてや用途廃止する場合は覚悟も必要になっていきます。今後の分類ごと、各種類ごとの施設の計画をつくる中では、重々、こちらから説明した文言でございますので、もう一度原点に帰って、今後の計画づくりに入れていきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） それで、さっきから言っているんですけれども、実際の実行に移していく場面のイメージが、ちょっと今からでも欲しいんですね、これから具体的な計画に入っていく予算も出てきますので。この計画の中に、公共施設の統合や廃止の推進方法という項目があります。ここをちょっと確認させてください。老朽化、利用状況、それからコストの状況等踏まえて、この施設の再編に取り組むということで、低未利用施設、利用頻度が低いものですね、あるいは使っていないもの等を設置の目的や今後の需要見込み、それから財産状況等を踏まえて転用、地元への譲渡、民間への売却、廃止などを今後検討していくと。普通財産、施設の廃止後の跡地等については、売却を目標として必要に応じて貸し付けを行うという方針が書いてあります。これについての考え方を教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃられたとおりいろいろなパターン、集約化や複合化、また売却、廃止、いろいろなパターン、いろいろな方針がありますので、平成30年度

の願ひする予算の中で、そういう施設ごとのどういう方針、どういうルールで集約や複合化をしていくということを平成30年度に決定していきたいと考えております。

実際に今までで用途廃止したもので売却したもの、貸し付けたもの、今回の天城湯ヶ島の複合施設のように一つの施設で地元のためとか図書館とか、そういう集約したものもございますので、それらの実績を踏まえてルールづくりをしていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 主な公共施設の再編パターンということで、ここにも図示してもらってありまして、集約化とか複合化というのは意外とわかるんですけども、転用とかは意外とイメージが湧かなかつたりします。それから、減築というのは伊豆市の場合はあるのかなとか、ここのイメージの中のいろいろな組み合わせが多分これから出てくるんだと思うんですけども、読みますと、集約化、複合化、転用、減築、民間施設の活用、実施主体や管理運営主体の変更、要するに民間への変更という意味だと思いますけれども、それから広域連携ですね、他市町とのということだと思います。それから廃止という幾つかのパターンがあると。これらのパターンの中から選ばれてくるのかなと思うんですけども、なかなか実際には、ここに書かれている例以外の方法もあるのかなと思いますけれども、その辺の事前の調査というか、ある程度的前提があった上で、伊豆市の場合どれが当てはまるのかということこれからやっていくんだと思うんですけども、どういう例があつてとかでもいいですけども、どういうことを今イメージしているのかということでもいいですが、実際にどういうふうなことが行われていくのかということの我々の理解の助けになるような回答がいただければと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、集約化は、当然2つあるものをどちらかをやめてこちらに1つに集約するという単純なんですけれども、複合化につきましては、先ほど申しました、湯ヶ島小学校の跡利用、あの施設自体をいろいろな図書館や地域のためとか、コミュニティとか、いろいろな要素を入れた複合をしております。当然また校舎半分を壊して減築をしております。そのように当然、例えば学校再編によって廃校になった小学校、旧大東小学校については、民間に貸し付けて民間活用しております。既にいろいろなパターンを実施しておりますので、どういう形が今後の伊豆市の施設管理に合っていくのかということは今後決めていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） わかりました。なかなかわかりにくい部分もあるので、具体例を示しながら、さっきの基本的な背景とか現状の情報共有と同時に、その辺もぜひ進めていただき

たいと思います。

それで、基本的な方針というものがある中で実際に実行されていくんですけども、要するに日本中で、さっきも最初にも言いましたけれども、公共施設が老朽化していて、日本中でいろいろな対応が現実とられていると思うんですね。安全性の問題とかで緊急を要するものは、随時改修だとか、あるいは施設の更新、建てかえとかいろいろやられていると思うんですけども、一般的に言われていることで言いますけれども、意外と公共施設の現状の把握がされていないという現状があるということ。だからこそ、これから計画を日本中でつくろうとしているということ。それから、意外なことに、大きな建物を建てただけで、その後の長期的な管理の計画というのは、ランニングコストを含めた計画がされていなかったということで、そういう経験がなかったということになると思うんですね。これから長期計画を立てていく上で、計画性というのをどういうふうにしっかり担保しながらこれから進めていくことができるのかなというところがちょっと心配でもある。逆にいろいろなところで指摘もされています。例えば40年以上もたった建物を大規模にお金を多額にかけて直したんですけども、しばらくしたら、それは用途廃止してしまったというような例が他の自治体でも実際にある。民間から見ると、何でそんな管理の仕方をするんだろうというようなことを公共自治体ではやっているという例がありますよと、そういうふうにならないように計画的にやらなきゃいけないという、そういう指摘があるんですけども、この計画性を持ってこれからやっていくというところで、今まで経験がないのに、どうやってそれをやっていくのかというのは、ちょっと心配でもあるので、その辺の指摘をどういうふうにとめて、どういうふうに計画的にやっていこうとしているのかというところを教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 今までも各施設ごとのランニングコストというのは、当然予算化してやってきているんですけども、さきに御説明させていただいた公会計制度で固定資産台帳を整理すると。また、各施設ごとの、我々、施設カルテと言っているんですが、そのランニングコストが本当にどれぐらいかかって、人件費もどれぐらいかかって、利用者がどれぐらいで、将来的にどうなんだというのを恐らく今の施設カルテをつくるというのが初めてだと思うんですね。今までは各施設ごとにただ幾らの予算が必要だよというのをやってきたのが多かったものですから、今後はその固定資産台帳と施設カルテを来年度つくりますので、そこではっきり数字であらわれてきます。それと、やはり地域性を考慮して、やはり利用者の方の意見、いろいろな要素が複合的にありますので、そのあたり客観的な数字でまずあらわしてみたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 民間の考え方を入れるとか、そういうことも必要になってくると思い

ますし、まず客観的なデータをつくることからだよということだと思しますので、ぜひその辺を考慮してもらいたいと思います。

それで、その上でなんですけれども、最初にも伺いましたし、先日の議案質疑の中でも触れさせてもらったんですけれども、伊豆市の公共施設における借地、市長が答弁の中で、伊豆市の場合、公共施設の毎年の借地が6,000万円ぐらいになりますよということだったと思います。その辺の現状の状況、どういうふうに考えているのか、もう1回答弁をお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 議案質疑の中でも市長のほうから答弁がありましたとおり、この公共施設の総合管理計画の対象、いわゆる箱物ですね。箱物があるところの対象の底地の借地、これが約6,700万円ございます。それ以外にも広場とか公園、箱物が建っていないところの借地も1,200万円。合計しますと7,900万円の年間の借地料が発生しております。当然相当、箱物だけでも50%ぐらいの施設が借地。なおかつ、それ以外にも公園等を含めると約7,900万円、年間借地料が発生しているということで、これは一度に全部買うというのは当然難しいので、やはり本当に今後も必要な施設なのか、必要な借地なのかという、そこを判断しながら、買わせていただけるものは買っていくというスタンスでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） 全部で7,900万円、8,000万円近いので、10年、伊豆市になってから10億円以上借地料を払っているということですよ。ということで、これも見直しをしていかないと、最初の文書の中でも、先ほどお示した、平成29年1月の資料の文書も引用させてもらったんですけれども、本当にこれは経常コストになっているということだと思ますから、結局今から公共施設の見直しをさっき言ったいろいろなパターンでやっていくにしても、今まであるものを集約していくとか、複合化していくとかということは、これでできるんですけれども、新たに何かをやらうとしたら、今までないものをつくらなきゃいけないということも出てくるわけですから、そこでまた何か新しい資金を毎年毎年生み出すには、まずこっちを解消しないとできないよねということですよ。ということを確認したかったので出させてもらったんですが、そこでですけれども、実際に借地があるということは、お借りしている地主さんがいらっしゃるということですので、当然貸しているほうはずっと貸したいでしょう、恐らく。だけど、さっきから言っているように、ずっと今のままではいけないという中で、どういうふうにこれを進めていくのかというのは非常に悩ましいところだと思うんですけれども、これもイメージでいいですけれども、どういうふうにやっていきますかね、これを。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） やはり個別施設計画をつくる前に、伊豆市としてこの施設はもう本当に維持していく必要がある。そういうものについては、なるべく早く地権者の方に売っていただけないかと。借地であると、結局その施設がずっとあるうちはいいんですけども、さっき言ったように転用とか民間活用ということができませんので、今ずっと維持していくと申しあげましたけれども、維持するにしても、転用するにしても、その箱を今後利用していくのであれば、やはり優先的に交渉して売っていただきたいというお願いをしてみたいです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） その辺が結局一番大変になってくると思うんですけども、やらなきゃいけないということだということで、さっきちょっと出ましたけれども、公会計を入れていく中で、いろいろ固定資産台帳ができるとはっきりするよということの中と、せっかく公会計の話がちょっと出たのでちょっと振りますけれども、公会計が入ってくると、減価償却という考え方が入りますよということで、一般的に民間の中では、要するに土地以外の固定資産を取得したときの取得の価格を耐用年数で割ると、それが1年間幾らとか、それは定額法というんですけども、それからあと定率法もありますけれども、最初建てるのに必要になった金額を耐用年数とかで割るとか、それで1年間幾らというのは減価償却費に費用として出るんですけども、実際はその分、価値が下がっていくよということと見合った分の費用を費用のところに入れていいよというのは減価償却費。実際にはお金が支出されるわけじゃないじゃないですか。それを民間の場合は、内部留保がその分ふえるとか、当初設備したお金を後から取り戻すような意味合いだとか、あるいは借り入れで固定資産なりをつくった場合には、その借り入れの返済に充てる分だよというような考え方を民間ではするんですけども、公共の場合には、それは例えば長期的な計画を組む場合に、その減価償却費相当分を次に更新するときの費用として貯金するのか、あるいはさっき言ったみたいに、最初起債したならば、その返済に充てるというようなこともできるのか。しようとしているのかでもいいですけども、その辺はどういうふうになっていくんでしょうか、わかっている段階でいいです。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 当然今実際に企業会計でやっています上水道とか温泉、そちらの事業につきましては、減価償却をしっかりと出して、目に見えるような形にはしております。ただ、一般会計で持っている施設については、今までも行政の会計制度ですと、減価償却費相当分を将来のために内部留保していくという考えではやっておりませんでした。

ただ、今回、この施設カルテを来年度つくるに当たりまして、当然減価償却がどの程度進

んでいて、期末としての価値はどれぐらい。それによって老朽化率も出てきますので、そのあたり現状認識をまずしっかりさせていただきたいというふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

青木議員。

9番（青木 靖君） そろそろ最後にしますけれども、具体的な計画はこれからだということ、スケジュール感の中で十分確認させてもらってきました。それで、現状調査を利用率とか何がしかの基準がないと、公共施設どうしていくのかという判断基準がないとできませんから、どういうことを基準にしてやっていこうとしているのかということの確認をしたいんです。

それで、さっき市長の答弁の中にもありましたけれども、延べ人数じゃなくて、1人に対して幾らかかっているのかという、公共施設に対してのコストが、その辺の把握が大事だよということも指摘されているんですけども、それというのは結構調べるのは難しいんだと思うんです。だけど、それをやらないと、目に見える数字で、この施設は利用者お一人に対して幾らかかっていますというようなことが出ると、意外と一つの基準としてははっきりすると思うんですけども、その調査の仕方が伊豆市の中でできるかどうかという現実的な問題が1つと、さっき言った現状調査をどういうふうにして利用率の把握をしていこうとしているのかということをお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 調査の方法ですけれども、月別の利用団体数とか利用人数というのは、当然施設管理している担当部署で把握をしています。ただ、その方が、先ほど市長申しましたように、1,000人が5回使った5,000人なのか、10人が500回使った5,000人なのかという、当然同じ5,000人が利用するにしても、地域にとっての重要度というのは、何となくイメージ的に違うのかなという気はします。ただ、どこまで踏み込んだ調査ができるかというのは、今後、各所管しているところでどのようなデータを持っているかにもよりますので、そのあたりは検討させていただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

青木議員。

9番（青木 靖君） 最後です。この中にいわゆる地区の公民館、これを各区に譲渡しますよというのが大きい意味でこの中に入っていると思うんですけども、各区に戻された後の維持管理とか、例えば建物を更新しなきゃならないときにどうすりゃいいんだろうというのは、実は物すごいみんな心配しているんですけども、それについて最後に、こういうイメージでこれからやっていきますよということをお答えをお願いしたいです。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 既に各地域の集会施設で伊豆市の所有物になっているものにつきましては、各地区で財産が持てるように地縁団体への移行をお願いしております。その中で今年度のコミュニティ施設整備の補助金を見直しまして、耐震化もちょっと定かじゃないんですけれども、メニューに入れたような覚えがあります。補助のほうも率を上げておりますので、市のほうの補助金を使っていただいて改修をお願いしたいと。

やはりつくったときの経緯が特に中伊豆と天城に多いんですかね、農業系の補助金を使いまして、国・県の補助金と、中伊豆の場合は地元の負担金で施設をつくっております。ただ、国・県の補助金を使っている以上、旧町の条例で位置づけなきゃだめだよという補助金の制度がございましたので、各町で町のものとして位置づけておりましたけれども、実態は国・県のお金と地元のお金を使った施設ですので、あれから何十年かたって、その補助金の縛りもなくなってききましたので、今回は実態に合わせて地元をしっかり地元のものとして管理していただくということで、今、譲渡を始めていますので、ただ、修繕費につきましては、市のほうの補助金を活用して修繕していただきたいと考えております。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） お静かに願います。

これで青木靖議員の質問を終了いたします。

それでは、35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時35分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

山口 繁 君

議長（三田忠男君） それでは、次に、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

2番（山口 繁君） 皆さん、おはようございます。議席番号2番、山口繁でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。大きくは2点を用意いたしまして、いずれも市長に答弁を求めることにいたします。

市長施政方針において、平成30年度予算を「未来に向けた着実な一歩」と位置づけ、新規事業も含めた子細な説明をされました。

平成30年度を足がかりにして、着実に一歩を踏み出すことになるという「伊豆市の未来」について、どのように構想しているのか、その理解を深めるために幾つかの点について伺います。

1、第2次総合計画の見直しについて。

この定例会の議案になっているものでありますが、「なぜ今見直しか」ということを9月定例会の一般質問で指摘させていただきました。その答弁によると、「文教ガーデンシティが否決されたため、政策の再検討を中心に新たな伊豆市のまちづくりの方向性を検討するために総合計画の見直しをする」ということでした。そこで質問です。

総合計画の見直しの際に検討された新たな伊豆市のまちづくりとは一体どのようなものを目指したものになっているのか、そしてそれは文教ガーデンシティという象徴的な事業が中止になったこととどのような関係を持つのかということについて説明願いたい。

基本構想にある「ネットワーク型コンパクトタウン」をつくり上げることは、例えその中核事業と位置づけられた文教ガーデンシティが失われたとしても変わらないものと思います。むしろ、旧町の中心街に位置づけられたそれぞれの地域の活力を向上させていくことは、伊豆市の広大な面積と特徴的な地理的状况を考えれば理にかなったことです。そこで、まずは伊豆市の玄関口である修善寺駅周辺をどのようにしていくのかということがあります。今回の見直しでも触れられているように思いますが、どのような形になるのか具体的な強いイメージが湧いてきません。わかりやすく説明願います。

第2次総合計画策定の背景には、伊豆市が抱えている構造的な問題があります。それは少子化と高齢化が同時に進み、人口減少が加速しているということです。それによる税収減、社会資本の老朽化なども含め、伊豆市を持続させていくために必要な活力維持が困難な状況に陥っていくであろうことが想定されます。こうした成り行きのままでは避けて通れない環境条件をどのようにクリアしていくのか改めて以下の点を問いたい。

人口減少の要因である自然減、社会減に関して、どれほどの危機感を持ち、その対策についての本気度はどれほどありますか。

人口減少は既知のものとして受けとめ、それを前提に物事を考えていくということですか。

人口減イコール税収減、活力低下イコール税収減といった状況で、今後の財源確保はままならない状況にあります。財源確保の政策、歳出削減の行財政改革など幾つかの処方箋があると思いますが、どのような手立てを講じていきますか。

旧町から引き継いだあまたある公共施設の老朽化に伴う対策、有効活用のアイデア、取捨選択の道筋をどのように描きますか。

ジオパークや世界農業遺産の認定問題や教育振興審議会の答申など近々に大きな変動要素があるとのこと。それに対して、機動的かつ柔軟に対応するとのことですが、その際にはまた総合計画の見直しをしますか。

2番、平成30年市長の新年挨拶に関して。

広報伊豆1月号に市長新年の挨拶が掲載されていました。そこには、「ふるさとに希望を持てるまちづくりを進めます」と題して、伊豆市の未来づくりに触れていました。これが明らかになれば、まさにこれこそが施政方針そのものなのですが、その中からの質問です。

1点は、「世界レベルのリゾート地を目指す」という点についてです。伊豆市の基盤産

業が観光であることは間違いないでしょう。歴史、自然、文化の織りなす観光資源を生かさない手はないのですが、目指そうとしている「世界レベルの滞在型のリゾート地」や、関連するでしょうが、総合計画で示されている「国際的な観光文化環境都市」というイメージが湧き上がってきません。改めて解説願いたい。

2番目、「行政サービスを維持する活力の維持」です。ここでは、市民への行政サービスは可能な限り維持させる必要があるとして、その必要な財源を確保し得る活力が求められるとあります。そして、その活力を生み出すためには、中心市街地の整備などが不可欠となり、それは市民全体に対する公益性があることを御理解いただきたいとあります。この点について難解なため解説をお願いしたい。

「市民、企業、行政による新たな共創」であり、それぞれが役割を分担して未来に向けての目標を共有することが大切だと訴えています。これは総合計画にも示されている未来づくりの方法論です。では、この3点をもってして、冒頭も言っておりました「ふるさとに希望を持てるまちづくり」がイメージできるでしょうか。市民が読み込む広報に記載された内容です。改めて解説をお願いしたい。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（三田忠男君） それでは、山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、第2次総合計画についてですが、総合計画の見直しと文教ガーデンシティの中止の関連ということでございますけれども、総合計画は10年間の長期的計画ですから、その総合計画の目的、地方行政の役割というのは、地方自治法に示されておりますので、その責務を果たすための活力を維持する、活力を確保する、その目的のためにどのような目標設定をするかということが目指すまちのテーマ。そして、それを総合計画という一番高い総合計画、長期的な計画の中での実施要領として3つ掲げたわけですね。したがって、その構図は変わっておりません。

ただ、それを総合的に遂行する上で、総合的な一つのシンボリックな事業として文教ガーデンシティというものを掲げたわけですが、それが断念せざるを得ないということですので、実施要領の部分、具体的な事業ということでは変わってまいります。また、それによって県から承認されていた内陸フロンティア事業も取り下げるという申請をいたしたところでございます。

それから、2つ目のまずは伊豆市の玄関口である修善寺駅周辺、修善寺駅周辺というのは、もともと市街化区域でありましたし、それから何といたっても、都市交通の鉄道駅のターミナルですから、これを使わないという手はない。そこで、修善寺駅周辺整備事業も実施したわけです。

ただ、そこは大きな課題ではあるのですが、後ろのほうの御質問とも関連してくるのですが、要するに中学校の動向がまだ見えないときに、大きな投資を具体的に計画できないということなんですね。ですから、修善寺駅周辺は何とかしたいと思っていますけれども、今こちらを先に何か事業化する余力がないといえますか、まだ将来が不透明な状況であるというように市長としては認識をしております。

それから、次に のところですね。人口減少に対する危機感、これはもちろん変わっております。なかんずく、人口全体が減っていくのは、もうある意味、仕方がない。毎年およそ500人の方が亡くなり、100人程度しか生まれていないわけですから、自然減だけでも400近くになるわけですね。それに社会的流出が絡んでいるわけですから、非常に問題なのですが、社会的流出は、若い方々が出て行く。いつも申し上げているとおり、進学、就職ならまだしも、しかし、卒業し、職場が近くにあっても、伊豆の国市に出て行く人たちに対して、どうすれば伊豆市、生まれ故郷に残っていただけるかという、ここの課題は引き続き最も大きな課題であろうと考えております。

他方、人口減少、すなわち経済の縮小とは限りませんので、この20年間、この二、三十年間ででしょうか、先進国の中で日本が唯一、生産性が伸びていない。1人当たりGDPがほぼひとり負け状態の中で、社会的構造を変えることは、やはり国全体としても宿命であろうし、その中で首都圏の端っこではありますけれども、一応経済的には首都圏の中に包含される伊豆半島としても、社会構造、経済構造を新たな構造に変えて、住民としての人口減少がやむを得ないという状況であっても、経済的活力は維持、発展し得る選択肢はあるんだろうと、そこは強く考えております。

それから、最後のジオパークや教育振興審議会などの答申結果によってということですが、これをもって総合計画の構想部分を変えるというわけではありません。ただ、総合計画は、構想があり、計画があり、そして計画に基づいて一つ一つの事業を進めていくものですから、その部分において新たな状況が生起すれば、機動的かつ柔軟に対応するということを申し上げたわけです。

具体的に申し上げますと、世界ジオパークについては、実は平成30年度予算は世界認定されるという前提で事業とか予算を組んでおります。したがって、伊豆市の負担という意味では大きな変動はないものと考えておりますが、ジオパークの振興という意味では、伊豆市の中の事業も多少は変わってくるかもしれません。

一番大きなことは、やはり教育振興審議会でご議論していただいております中学校の問題、これが5月末に答申が出ると思いますが、その後、議会がどのように検討されるのか、教育委員会がそれを踏まえてどのように新たな計画を作成されるのか。それが平成30年度内とすれば、どこかで極めて大きな投資が必要になるのかならないのかということが出てくるわけです。それによって機動的かつ柔軟に対応するということを申し上げた次第です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番(山口 繁君) ありがとうございます。

そうしたら、ちょっと端から順番にいきいたいと思うんですが、私が計画の見直しをする必要はないじゃないかというようなことを9月に申し上げたわけでありまして。そうは言っても、計画はもう粛々と進められて、審議会等々も、メンバーは多少の入れかえをして、それで3回の審議会を経て今日に至っているわけでありまして。

ただ、せっかく見直しをするということですから、する以上は、何かインパクトのあるものを市民に訴えるというものがなかったのかなという、そのところなんですね。そういうところがないように実は思えたものですから、この見直しというのは、一つのタイトルで言ったら何だというものはありますか、市長。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) その点で私も大変じくじたるものがあるのですが、おととしの12月から去年の1月、2月にかけて、相当回数タウンミーティングをさせていただいたときに、反対の方からも、新中学校、こども園、公園、防災、病院、それぞれ反対ではないと。ただ、文教ガーデンシティという一つの事業にくるから反対だという方が実は何人かいらっやって、そういった過ちを繰り返したくないので、したがって、今回、市長としては、市長の考え方としては、総合的、包括的な事業を組むよりも、一つ一つの事業を丁寧に御説明し、一つ一つの事業について御審議いただきたいと、そのような考え方でおります。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

山口議員。

2番(山口 繁君) もうちょっとあれなんですけれども、2つに1つだろうと僕は思っていたんですね。1つは、文教ガーデンシティという象徴的なものが、かなり大型の投資、100億円を超える投資という、目に見える箱物という、またちょっと怒られますけれども、そういうような形で具現化するという政策が消えた。それに変わる何かがありますかといったら、今のところないとは僕は思っていたので、本当はあれば、それが示されるものだと思うんです。

もう一つは、今回の予算にもいろいろ書かれているし、それから、総合計画の中にも書かれているんですけども、いわゆるソフト面といいますか、子育てをすとか、それから教育の云々とかというところに重きを置いているような組み方をしてあるので、僕はこの総合計画の見直しは、ある意味、ハード重視の政策からソフト重視の政策に転換したんだというようなことを高らかに宣言してもらってもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。その点いかがでしょうか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 過去も何度も申し上げたんですが、文教ガーデンシティはハード先行、その中の特に最後に否決された中核的な事業であった中学校というのは、ハード重視ではないんですね。10年前のときも、教育振興審議会、それから教育委員会で教育の質について何度も何度も何度も御議論いただいて、そして単に子供の数だけではない、先生の配置、そのほか子供たちのニーズ、親御さんたちの要望等を踏まえてやってきたのであって、誰も、誰ひとり、誰ひとり、新しい校舎を建てればよくなると、誰ひとり言っていないんです。ハード重視ではないんです。そこはぜひ誤解を解いていただきたいのですが、実際に新しいこども園は議会の皆さんの御承認をいただいて前に進みました。温泉病院はちょっと別の方向で今進みつつ、これも議会から要望を出していただき、市民の多くの皆さんから御要望をいただいて、その方向に進んでいて、現時点でなおかつさらに子育て世代の皆さんからは、拠点的な公園のニーズもあり、そして多くの親御さんからは教育問題についての御要望もあり、それぞれ一つ一つが重要な質の意味を踏まえた事業であって、伊豆市がかつてハード重視であったということは、そこは全く事実と異なりますので、御理解いただければと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） これはずっとかみ合わないような感じがいたしますので、やめにいたしますが、ちょっと戻りますけれども、今回、予算説明なり施政方針で言われたんでしょうか、予算説明だったでしょうか、予算説明というか施政方針ですね。未来に向けて着実な一歩という位置づけをしたということなんですね。その未来に向けて着実な一歩という、その未来というのは、もうちょっとわかりやすく未来の伊豆市像といえますか、そこをわかりやすく簡単にもう一度御説明いただけるとありがたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは総合計画を戦略的、体系的につくっているもので、それを遂行することが未来に向けた着実な一歩という私は申し上げ方をしたんですね。これ後ほど別な方からの御質問もあるんですけども、要するに伊豆市が行政として、行政サービスを維持できるための活力を将来にわたっても維持し、確保しつつ、それが行政としての目的になるわけですね。その目的を達成するために、伊豆市が持っている地域資源、自然と文化とか歴史を生かして、そして力をみんなで合わせて、そして伊豆縦貫道の整備進捗に伴って新しい道路を活用し、基盤産業である観光振興をベースとして経済活力を維持するというところで、こういった考え方を核として総合計画をつくるわけです。

結果として、そのような思考過程によってつくられた計画は、体系的になっているということなんですね。これはあと実施計画とか実施計画に基づく諸事業というのは、そういった思考過程でできていますので、それを丁寧に着実に進めることによって、伊豆市の未来につながっていくというようなことで申し上げた次第です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） よくわかります。総合計画の底流に流れているのは、やはり将来の伊豆市の活力を維持していく、あるいは向上させていけば一番いいんですけれどもというためにはどうしたらいいかということ、やはり喫緊の課題は人口減少対策なんだろうと思うんですね。人口減少対策を満遍なくやると、どういう世代に特化してやるかというようなことなんですけれども、これはもういろいろな人からいろいろな形で、市長なんか教育が大事だということも言われますし、子育て世代が大事だということも言われていまして、やはりこの根底にある人口減少対策を解決する方法論の一つというのは、総合計画にもありますし、今回の総合計画の見直しの中にも具体的には出てきています。結婚して出産、子育て、教育、それから移住・定住ということ意識した住環境づくりであり、雇用支援というのもしゃいけないうことなんです。

私は実は12月の一般質問で母子家庭の雇用ということで、いわゆる旅館業の求職求人のミスマッチがあるので、住環境を整えるというようなことも含めて、そういうことの政策に向けてどうですかということに対して市長の御答弁は、1つは、今の状況の中では多分幼いお子さんがいるので、保育環境、これ夜間保育できないので、これが1つの点よねと。それから、2つ目に、その後、いい教育をさせてあげたいと、小学校、中学校の。それにはやはり収入にかかわらず、そういうことを受けさせるような、そういう仕掛けをつくってあげたいというのが2番目。それから、3番目には、よそから来てもらうということですから、伊豆市の中にきちっと定着してもらうという意味で、地域がどういうふうに分けてくれるか。途中でなくて、仕事が終わってからでも、ずっと伊豆市に住み続けてもらうために、地域の環境ですね、そういうものを受け入れをきちっとする。その3点がきちっとしていないと、この政策は効果ないだろうねというようなことを言われたように思います。そういう記憶があります。

それからすると、私が提案したやつは、ゼロ回答だなと思ってちょっとしょげたんですけども、ところが、ここへ来て、全く新しい言葉ですね。母子家庭じゃなくて、シングルペアレントときたから、これはすごい言葉を使いました、いいですねと。その実現に向けて予算化もしたし、着実に進めていくということですから、これはもうありがたいことで、ぜひしたいということですが、これは本格的に市長があおのときに答弁されたような内容も整理をしながら、きちっとやっていくんだよという意味があるということを確認させていただきたいが、それでよろしいですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、その前にちょっと大事な点なので、先ほどの答弁につけさせていただきたいんですが、伊豆市がハード重視ではありませんということで誤解を解い

てくださいという願いをしたんですが、ずっと今考えていたら、ひょっとしたら学校の問題だけではなくて、例えば大市長のときにやった火葬場とか、今やっているごみ焼却場とか、あるいはし尿処理施設とか、修善寺駅周辺整備とか、そういったものをひょっとしたら含めてハード重視という御指摘であったのであれば、ある意味、施設整備はやっています。それはもう新市建設事業の中で合併特例債という極めて特殊な最も有利な財源がありますので、それを使って新しい形をつくりなさいというのは、これは国策ですので、合併特例債を使った新しい都市構造のためのハード整備というのは、それはやっています。それは全く否定しておりませんので、そこは誤解なきようにお願いします。

その上で、先ほどの母子家庭のぜひ伊豆市においていただきたいということについて、山口議員の御意見に我々が全く応じなかったという認識はないのですが、ただ、幾つかの環境が整わないと、なかなか難しい。逆に言うと、その環境をつくるためにやってきたわけですね、一つずつ。祝日保育から始まり、休日保育になり、今、何とか託児所に近い夜間保育を修善寺なり土肥なりで旅館さんでやっていただいて、それを市が支援できないかなという話し合いは進めているんですが、確かに御指摘のとおり、夜間まではいっておりませんが、何とか休日保育までたどり着いた段階で、シングルペアレントにも伊豆市で働く場をつくらせていただきたい。そのためには住むところ、そこも何とか今、市の持っている施設を使いながら社会実験まで入っていきたい。最終的には地域の皆さんに何とかその方々を温かく迎え入れていただきたい。おおよそそういった環境は整いつつあると考えましたので、この事業に踏み込んだ次第でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） シングルペアレントに関しましては、質問の意図を酌んでいただいて動き出したということで理解をさせてもらいたいんですが、まだ二、三カ月ぐらいしかたっていない間に、こんなに変化があるのかなと、すごい早足だなと思ったりなんかするわけです。

質問者の側からすると、せめてそのときに検討しますくらい言ってくると、物すごく次の活力が湧いてくるんですけども、めげますよね、ゼロ回答に近いとね。でも、結果はいいんです。実際に実現するという方向に向かってくれるということですから、よろしく願いしたいというふうに思います。

総合計画の見直しに戻りますけれども、やはり今のシングルペアレントのことも含めて、若者・子育て世代が住むのに魅力のあるまちというようなことをきちっとアピールすることが必要じゃないかなというふうに思うわけです。だから、そういう意味で、ちょっとハード重視がどうのこうのですけども、そういうようなところに重きを置いているよということでのソフト重視の伊豆市、物すごく住みやすいまちだよというようにアピールするもの、それを建屋じゃなくて、箱物ではなくて、そういう制度・政策で、いろいろな

制度・政策で寄ってたかってやっていますよと。どうしても魅力ある伊豆市に行きたいなど。伊豆市の住所、伊豆市アドレスがほしいなどという、そういうようなことになるような環境をぜひ整えてもらうということが必要じゃないかなというふうに思ったわけであります。

ここは終わって、その次に、コンパクトタウンの話にちょっと戻りますが、戻りますがというか、もう一度確認なんですけれども、伊豆市型のコンパクトタウンというのは、もう一度ちょっとわかりやすく説明して、旧町を中心とした市街地、今まであったにぎわいのまち、それをさらにどういうふうにしていくのか。どういう機能を持たせる、最低持たせなきゃいけない機能はどういうことなのか。そして、その周辺に暮らす人々にとって、今とは違う何かが見えてくるようなものがあるのかなのか、その辺を改めて伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） まずは、概念的なところについて、哲学的なところについて私から御説明申し上げます。足りなければ、総合政策部長にまた追加の説明をさせますが、この地方創生の話が出ましたときに、当時は内閣府でかなりスタッフを抱えておりましたので、その幹部に具体的ないろいろな相談に行ったときに、国で見ると、三島、沼津あたりがコンパクトシティなんですね。あそこが合わせても30万ぐらい。まさに、青森市とか富山市とか、そのあたりが人口30万ぐらいですから、国のレベルでいっているコンパクトシティというのは、三島と沼津を足したぐらいなんですね。そこに新幹線の駅があり、コンベンションホールがあり、スポーツ施設があり、がんセンターがありみたいなところで、つまり修善寺周辺が小さな拠点になるわけです。それでは、伊豆市は、衰退することに、粛々と静かに衰退していけということになるので、我々はうちにある都市機能をうまく使い、そして近くの三島や伊豆の国市の都市機能も使わせていただきながら、修善寺駅周辺に我々の持っている都市機能を集約し、充実し、そして中伊豆、湯ヶ島、土肥のそれぞれの生活拠点もしっかり確保したいということで、ネットワーク型コンパクトタウンという名称を使ったわけです。

そのきっかけになったのが、平成28年度に終わりました光ファイバーの整備、つまり情報のネットワーク。もう一つが伊豆縦貫道の進捗ということで、今度、月ヶ瀬までできますので、そこから土肥へは、県が今、一生懸命同じタイミングでやっていきたいと。そして、八岳地区へは、市道である矢熊筏場線、今、予算でもお願いしておりますけれども、道路ネットワーク。道路ネットワークと光ファイバーのネットワークを使うことによって、少しでも伊豆市の中の生活拠点間のネットワークをつくっていきたい。今、湯ヶ島でやっている社会実験のデマンドバスもその一環でございますけれども、そういった考え方に基づいて、伊豆市型のコンパクトタウンというものを考えてまいりました。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 伊豆市型の、人口が全部でも3万1,000人というぐらいで、それで旧

町のにぎわいの拠点という、一番わかりやすいのが、湯ヶ島が今ちょっと先行している形で、あれはそういうことですね、コンパクトタウンだろうと思うんですけども、支所機能とか、それから社協であるとか、包括支援というか、いわゆる公的のような部分は集約される。これは公がやればよいところなんですね。そこに拠点ができました。これは役所が整える世界であります。

それ以外の日常生活機能といいますか、必要最小限の何かを求められるようなショッパーみたいなものが、あの近くに集まってあるのかないのか。それから、金融機能ですね、やはり生活する上においては、生活物資が購入できる金融機能。それから、ちょっとした体調を崩したときに診てもらえるようなクリニックがあるのかないのかというような日常生活に必要なものが備わっているというイメージだというふうに思うんですけども、その辺がちょっと違ったら、いいのか悪いのかちょっと教えてほしいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

今、山口議員の申し上げたとおり、伊豆市型のコンパクトタウンといったときの地方拠点というのは、まさしく日常生活、人が通常的生活を送る上に最小限必要な機能がその中にあるというような内容でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） そうしますと、湯ヶ島の例えはわかりやすいんだろうと思いますけれども、あの周辺に住んでいる人、それから周辺からちょっと離れたところに住んでいる人たち、そういう人たちから見て、その人たちが家をかかわるというわけにいかないですね。もうそのまま生活はずっと維持してもらおうということなんですけれども、その人たちから見て、あそこに全てが移管し、何かができ上がって、コンパクトタウンが完成しましたみたいなことがあるのかどうかかわからないんですけども、そうなったときに、今までと何か違うことが起きたよねと、いわゆる伊豆市の計画の中にあるコンパクトタウンというのは、こういうふうにできたんだねというふうに思えるような何かというものはあるんでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいまの問い、拠点性のイメージとしましては、基本的に通常のもともともありました旧4町の中心部といいますか、そういった機能が大きく変わるといようなことは、これは余り想定できません。

ただ、コンパクトタウンという中にもう一つ、ネットワーク型というふうに申し上げてございます。これはこれまでは恐らくそれぞれの旧4町の中で、その区域の中で一つのものは収束するもの、今回、合併した、大きくありました伊豆市、これを全体として見て、それぞ

れの地域がつながっていくというところを一つのネットワークとしております。

さらにつけ加えますと、伊豆市型というのは、先ほど市長の答弁にもございましたとおり、伊豆市だけで一つの都市機能全てを持っているということは、これはなかなか難しい状況でございます。そのために、沼津、もしくは三島、また伊豆の国市も含めてでございますが、周辺の市町のそういった機能をうまく活用しながら都市の形をつくっていくというような考え方でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 文教ガーデンシティがなくなりまして、かなりコンパクトタウンの象徴的な世界だったと思うんですね。しかし、あれは修善寺地区の日向、加殿であって、あそこにコンパスの芯があったんじゃないですね。修善寺駅にコンパスの芯があって、ちょうど1キロ、何でしたっけ、あの距離の中のぎりぎり入るところに文教ガーデンシティがあったということだと、ちょっとそこだけの確認をさせてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいま山口議員のとおりでございまして、やはりあくまでも伊豆市の中心部といいますか、駅周辺を一つの拠点とした、その中の1キロ圏内、その中にさらに新たな中学校、そういったものを含めた、当時、住環境の整備というような形を申し上げました。そういったものを持ってくるということで、エリアとしては、まさしく修善寺駅周辺の中心部の一部でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） そうしますと、文教ガーデンシティがなくなっちゃって、その周辺のにぎわい拠点はなくなってはしまったんですが、コンパスの芯は修善寺駅、あの周辺にあるということだと、あの玄関口であるあの周辺をどういう開発をしていくのかということなんですが、これについては、先ほどの市長からのお話のように、中学校の動向がわからないとか、余力がないとか、いろいろなことを言われまして、不透明な部分があるので、なかなか示すことはできない。でも、どんな構想を持つのか。あの修善寺の駅を出たところの風景がどんな形になるのかという構想そのものもまだこれからということなんですか。その辺がもしあるなら教えていただきたい。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） まず、修善寺駅周辺につきましては、既に平成26年に、先ほど市長のほうからもございましたが、修善寺駅周辺の整備というものが進みました。その中で、今回見直しをする中で、やはり今回見直しの際に、高校生ですとか若い人たちからの意

見を伺うワークショップ等を行った中でも、どうしてもその中で出てくる意見としましては、やはり駅周辺の魅力の向上の必要性があるというような御意見が出ております。

文教ガーデンとはちょっと場所は異なりますが、今回、にぎわいづくりといった点では、やはり駅周辺はその必要性があるところであろうというふうに考えてございます。基本的な形で新たな具体的な政策というのは、なかなか今現在申し上げることはできないんですが、例えば景観的な統一感、それからまた、案内表示、空き店舗や広場の活用、こういったものを中心ににぎわいづくり、そういったものを進めていければと考えてございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） そうすると、修善寺駅周辺整備というのは、具体的な絵図面と申しますか、もっともこれは地元の商店街があつてみたり、お住まいになっている方たちも山のようにいるわけで、そういう人たちの関係をきちっとしなきゃいけないですけども、その関係の前に、伊豆市としては、あの周辺はこんなになればいいよという構想そのものもないということではよろしいんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） それは私のほうから、私が市長になる前にTMOという駅周辺の整備構想、随分長い時間検討されていたようです。私が市長になる前ですので、詳細は承知していません。私が市長になったときに、前市長からは、修善寺駅周辺整備事業を進める進めないについて、次の市長に任すという引き継ぎだったんですね。その時点で、平成20年4月に私が市長になったときに、その引継書を見て、その時点では合併特例債10年ですから、進める進めないは、そこで決めなければいけなかったわけです。そうしないと、修善寺駅周辺整備事業の合併特例債も使えなくなるというような時期的な条件がありましたので、それについてはやるということにしたんですね。その時点で時間的余裕があれば、今問題になっている修善寺橋から交番あたりまでの道路とか、さらに駅周辺のさらに今、市街化区域になっていたあたりまでの構想をつくっておくべきだったのですが、残念ながらそこまでの時間的余裕はございませんでした。

その後、修善寺駅整備事業がめどが立った後、何度か何度か地元の皆さんたちとは話はしようとはしてきたのですが、そこについてはまだ構想まで至っておりません。今、駅西が広場としてあいておりますけれども、あそこも中途半端なものを建ててほしくなかったので、伊豆箱根鉄道には御理解いただき、物すごくいい案が出るまで広場で置かせてくださいということでお借りしている。もっとすごい、これならという案が出れば、使わせていただくことも視野に入れているんですけども、そういう状況でまだ構想策定まで至っておりません。

そこで、まずは構想策定のためのミーティングではありませんが、まず修善寺駅周辺の皆さんには、将来の都市計画的な方向性と、東京2020のオリンピック・パラリンピックのとき

のおもてなしの体制をあわせて御意見を伺う場をつくりたいと思っています。というのは、このままですと、1,000人が、2,000人が、3,000人かわかりませんが、ほぼ同時期に修善寺駅にいっぱいオリンピック・パラリンピックのお客様が来られたときに対応をどうするのか、ユニバーサルデザインはどうなっているのか、多言語化はどうなっているのか、誰がどういうふうにおもてなしをするのか。1,000人、2,000人の外国のお客様が行くカフェもない。それは1週間、2週間で終わるのではなくて、将来の修善寺駅周辺の方向を見ながら、おもてなし体制を整えたいという意味で、その話し合いをこれから呼びかけると。段階的には大変遅くなっておりますけれども、そのような状況でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 駅周辺の開発といいますか については、これから地元の皆さん方ときちっと対話をしていくということですから、ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですが、よく言われている話で、例えばの例です。例えばです。その開発の中に含まれるべきだろうと思うんですけども、ビジネスホテルという言い方はおかしいんですけども、いわゆるここは観光ですから、温泉旅館、中級以上の高級な温泉旅館のまちですよ。でも、そうではなくて、いわゆるもっと簡単に泊まれるようなビジネスホテルが何でないのと。特に伊豆市にいろいろな形で、東京のほうから仕事で、技術的な仕事とかいろいろな仕事があると思うんですけども、それも1日で済まないような仕事に来てくれる人たちが泊まる場所がないから、三島のほうへ泊まって、それで通っているんだというような話を聞いたことがあるんですね。これは伊豆市が建てるわけじゃないんですけども、ホテルを誘致し、ホテルがあれば、そこに泊まってもらって、仕事はすぐ楽になるし、それから夜、ビジネスですから、夕飯というのは外で食べるということでしょうから、そうすると、地元の食堂だとか居酒屋とか何かそういうところのにぎわいもできてくるというようなことがあって、かなり経済効果はあるんだろうと思うんですね。それが1つ。

それから、サイクリスト、ここはサイクリストのまち、いわゆるサイクルリゾートを目指そうとしているわけですし、サイクリストの宿泊のニーズというのはどういうふうになっているのかなというようなことですが、高級温泉旅館に泊まるという感じじゃないと思う、そういう人もいるでしょうけれども、というようなこともある。

それから、今回、やや唐突感があるんですが、グラウンドゴルフ大会、グラウンドゴルフ云々というような話が出てまいりました。これが本格的に整備されて、大会ができるくらい、全国大会ができるような、そんなような形のものを整備するなんていうことに仮になれば、当然これは日帰りじゃなくて宿泊をするという、それでグラウンドゴルフをやるために高級旅館に泊まるということはある得ないと思うんですね。そういうような受け皿的なことも、開発計画の中の一つに加わるべきだろうし、そんな計画がなくても、はなからもっと早くからそんな整備があってもおかしくなかったんじゃないかなという思いがあるんですけども

ども、その点いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 今、議員御指摘のニーズは当然あると思っておりますし、またそういった意欲のある事業をされている方もいらっしゃると思いますので、行政がストレートに入るわけではありませんが、何とか早く実現するように期待をしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） よくわかりました。

そうしたら、1、2、今のブロックのところに共通して、僕は文教ガーデンシティ云々という話題を出しましたので、これは中止になったわけです。現実にこの計画を進めようというところで、中学校をつくらうという議論があり、あの南北の土地だけ農振除外の手続をしたわけですね。それはその後どうなっているのか。いわゆる計画が中止になれば、あれは速やかに返上するというのが、たしか県の農地局のほうに勉強に行ったら、そういうことを言われたといいますが、そういうことがあったような気がするんですけども、その辺はどんな現状になっているのか教えていただきたい。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、その件につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

今、議員の御指摘のとおり、文教ガーデンシティにおけます新中学校の事業、これは中止となりました。中学校につきましては、今後どういう方向性になるかというのは、まだ現在、教育部のほうで作業中でございますので、まだ今のところ未定という状況でございます。

その中で、教育振興審議会のほうで今後の伊豆市の中学校のあり方については御議論いただいておりますので、それが一応5月に答申をいただけるというような御予定を伺っております。基本的には、その答申を受けた上で、今回の農振農用地に除外された部分についてどうすべきか検討していくというような形でございます。まだ今のところ中止になったという状況でございますが、その後の動きを一応見計らった上で、次の動きを検討することとございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） 全く同じものを建てるということは、僕は不可能に近い あれだけの議論をしてきていますから と思うんですが、それはともかくとしまして、今残っているということは、そのまま手続を返上しないで残っているということは、教育振興審議会に

予断を与えるということにはなっていないですか、その辺が心配です。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（西井伸美君） 教育振興審議会においては、あその土地がどういう状況になっているかというようなことは、一切議論したことはありません。委員さんたちは、多分全くそんなことは頭に置いていないと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。

予断を与えるようなことになると、これもそのまま手続を放置したということで、かなり責任問題になっていくんじゃないかなというふうに思うわけです。

ただ、どうなるかわからないということで、そのまま放置が許されるのかどうなのか。農地局で確認したときには、計画そのものが中止になったら、速やかに返上というか、言葉はわかりませんが、すべきだというように聞いていました。そのことに関して、別に市が決めることだから、議会で決まったことがそういうことであるなら、別に何も問題ありませんと。

ただ、それを怠っているということが、僕らはいろいろなことを言われたんですけども、県と市との関係が悪くなりませんか、大丈夫ですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 当然のことながら、農振農用地の除外というのは、目的を持った土地利用があって行われたことでございますので、その目的が中止になったということであれば、手続を進め、もとの戻すというような手続、それは当然のことでございます。

基本的にそのスタンスは変えているものではございませんで、ただ、タイミングとして、どのタイミングでそれを最終的に判断するかといったときには、今の現状の中学校のあり方の動きを確認した上で、県のほうとは調整させていただきますので、関係が悪化することのないように適宜調整してまいります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。

そうしましたら、 で指摘させていただいたところに移りますが、人口減少問題で自然減と、それから社会減があるということはもちろんなんですが、もう一度確認をしたいんですけども、自然減のところですね、先ほども市長おっしゃられましたけれども、亡くなっている方が500人いて、それから生まれてくるのが100人しかいなくて、マイナス400人は確実に減っているんだということですね。これは先ほどお話を聞きましたし、この前、12月かな

9月かな、そのときにもいかんともしがたいというような言い方をされた記憶もあります。

それから、広報の新年号、後で出てきますけれども、そうじゃなくて、その前段のところで、少子高齢化、生産年齢人口の減少などの構造的な問題から、伊豆市はやはり逃れることができませんと。この宿命を受け入れた上でということを書いてあるんですね。ですから、自然減というのは、400人毎年減っていくというのは、もう仕方ないと。もうここには余り手を打たないということなのかどうなのか、その辺を聞きたいです。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 当然、伊豆市の若い人たちが未婚率が高いということではないと思いますので、推測するに、結婚するときに、あるいは結婚してから、近隣市町に流出しているのかなと。それが自然減につながって、出生数が相当減っていますので、去年は102人だったでしょうか、減っています。これも蒸し返しなので、余り申し上げにくいのですが、それに対してやはり子育て世代ですね、30代、40代前半ぐらいの人たちのニーズ、要望に対して、我々はこたえるべく政策を組んでいるのであって、そこと議会の皆さんの方向性が合えばと考えております。

何とか議会の皆さんにおかれましても、20代後半から40代前半ぐらいの方々の要望とかニーズをうまく具現するような政策提言をしていただければ、当然そこは変わり得るもの、好転し得るものだと考えております。

私どもは、いつもパーフェクトな政策を組んでいるとは思っておりませんが、しかし、今回の件で一番痛感したのは、そのところに焦点を当てた政策を私たちとしては組んだつもりだったのですが、その新たな事業の組み方において、もう一度そういった世代に光を当てさせていただければと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） ここは今、自然減のところの話をしたんですが、今の市長のお話ですと、産むような、そういう人たちが出ていくということは、要は自然減と社会減が重なった複合的な要因だということになりますよね。そういう意味では、そういう人たちが出ていかないような政策をきちっとつくるべきだということは、もう多分合っていると思うんですよ。全く認識は一緒だと思うんですけれども、そのところの政策的な魅力のあるものにつながってきていないから、だから転出されていくんだろうと思うんですよね。ちょっとわかりました。

ただ、自然減のほうは、総合計画の中でも目標値を上げていますよね。合計特殊出生率1.25を1.69にするという、これ県はたしか2.0で、国が1.8だったですかね。それより下の水準で目標達成するんだというふうに言っていますけれども、この1.6だって至難のわざだと思うんです。ですけれども、計画に出している以上は、数値目標を出している以上は、何

らかの手を打つべきだと思うんですね。それは一体何を具体的に打っているんですかというのを1点、2点教えていただければ。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 子育て世代の負担軽減というものもあるんでしょうけれども、しかし、あわせて伊豆市は相当幼児教育のところも、確かに幼児教育施設は少なくしてまいりました。もう半分ぐらいになっているんですが、しかし、その中で幼児教育と学校教育との連携は非常に評価をされておりますし、また今、こども園化している施設は、1つは信愛会に、2つは春風会にお願いしている中での立ち上げ時のいろいろな問題はございましたけれども、比較的スムーズに移行しておりますし、それから子育てサポートセンターも少しずつ、子育てサポート機能ですね、少しずつ充実させておりますし、それから全国で何例あったか、先行例があったか、私は存じませんが、幼稚園の教育費とこども園の保育費の事実上の統合というものも、全国で余り例のない施策なんだろうと思います。そういったものを総合化して随分やってまいりました。

また、小学生、中学生の通学費の全額負担、高校生の通学費のほぼ半額の負担、こういったものは余りないだろうと思います。そういったものを一生懸命やってきている中で、何とか1人のお子さんよりも2人、3人という方向に子供さんを産んでいただけるような環境ができればと考えておりますが、まだ道半ばかなという気がしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） よくわかるんです。本当に子育て世代の対策を一生懸命頑張ってやっているんだろうと思うんですけども、結果が出なければ、やはりその対策というのは、ちょっと寂しいものがあるなと思うわけですね。まだそのやり方、やり口、それから知らしめる方法、伊豆市以外に住んでいる人が伊豆市に住みたいと思わせる政策、それから伊豆市にいる人がやはりずっと伊豆市にいるよと思わせる政策のところの発信機能がきちっとしていないというところもあるんじゃないかなという思いがあります。これ堂々めぐりになっちゃいますから終わりますが、ただ1点だけ教えてください。

伊豆市の職員三百何人いますけれども、伊豆市の市内在住率というのはどれくらいありますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 職員、現在364人のうち約85%ぐらいが市内在住になっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） これが多いか少ないかなんていうことを言うつもりは毛頭ありません。特に職員採用で意識的に市外から採用するということも、今までやられていたんですよ。やはり伊豆市だけの人材じゃなくて、多様ないろいろな知見を持っているという意味では、よそに住んでいる人も必要だということの採用政策もあったと思うので、そういう人たちが、できれば伊豆市の仕事をしてみて、伊豆市の仕事をしてみたら、もうすごくいいから、移り住むわと言ってくれれば一番ありがたいんですが、ただ、ちょっと伝え聞いたところによると、結婚して伊豆の国市に行っちゃうとか、新しい家を建てる時にというようなことが、ここの5年、10年の間に結構あるというようなことを聞いたものですから、その辺の流れといいですか、10年ぐらい前と今との関係、この10年間ぐらいの動きみたいなものの特徴的なことや何かありましたら教えていただきたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 結婚を機に外に出て行かれる方は、男性も女性も結婚してそちらの家に入る場合もございます。当然そういうのはやむを得ないと思っていますし、ただ、今、御夫婦のそれぞれの勤務地が例えば伊豆市の市役所であって、相手の方が例えば三島と沼津である場合、どうしても中間をとるというようなこともあるようですので、一概に結婚したから夫婦で、1件や2件はどうも伊豆の国というのものもあるようなんですが、やはり何かしら外的な要因があって、やむを得ず出て行かれるということが多いようです。

また、先ほど議員おっしゃられた採用の際、なるべく外に住んでいる方を採用するときには、伊豆市に住んでくださいというお願いをし、若手の職員は相当数が外からの方を採用した場合でも、市内でアパート等を借りて住んでいただいているのが現状でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。

出ていっている職員を責めたり絶対しないでくださいね。生活があることで、いろいろな事情があってということですから、ぜひお願いしたいなと思います。

移住促進ということに関して、認定NPO法人のふるさと回帰センターというのが有楽町の交通会館に事務所を構えているのかな、これも聞いてみると、この前もあれですかね、駿豆線の沿線の3市1町で説明会とかプレゼンをやったというふうに聞いていますし、御殿場市では、御殿場市デーというのは、これは新聞に載った内容なんですけれども、毎月1回これからやっていくというようなことがことなんですけれども、よくよく聞いてみますと、静岡県がNPOのセンターに正会員登録していて、静岡県の窓口をうまく使って、御殿場市は臨時窓口を開設すると。それから、さっき言った3市1町のやつは、静岡県の窓口を使って、そういう説明会を開いたりプレゼンをやったりすると、こういうようなことなんです。こういうやり方でいいんだらうなというふうに思うんですが、三島市とかいろいろ正会員にな

ってどういう活動をされているのかというようなことがあるようなんですけれども、伊豆市としてはその辺のお考えはありますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） ただいま議員のほうから言われましたNPOの関係でございます。こちらにつきましては、会員となったのは静岡県、それから三島市も実際に会員になっているようでございます。こちらにつきましては、県が主体となりまして、静岡県内の各市町村、それらに対して移住・定住のためのセミナー、そういったものをおこなっているのですが、1月には伊豆市がNPOふるさと回帰センターにおきまして、今言いました「リアル休日deいずっぱこ」という伊豆箱根鉄道の沿線の市町による移住・定住のセミナーということをやっているようでございます。

また、3月には、これはちょっと別のところでございますが、やはり静岡まるごと移住フェアというのをやっております、これはこのような形で、実際に幾つか移住・定住に向けた取り組みというのは、市のほうでも進めてございます。

また、平成30年度も、やはり静岡県のほうの伊豆半島の移住相談会というのがあるようでございまして、そういったものとか、また今言いますセミナーというものも、これは11月ぐらいを一応予定ということなんです、伊豆市は温泉のある暮らしということで、やはりそういったこちらの移住セミナーというのをやろうという動きがございますので、まだ会員等になるかどうかといったところについては、現在まだ検討している段階でございませぬが、今言いました静岡県と協力しながら、平成30年度は進めていくような予定がございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） このセンターに関連するかどうかということは別にしましても、やはり広く全国にアピールしていくということでは、静岡県の窓口を使うということはいいと思うんですけれども、要はこちらの受け入れられる体制に、移住・定住に関する家賃補助とかいろいろありますよね。住宅建設補助とかあります。それから、子育て支援というのはこういうものがありますよと。他の市町にあるようなもの、あるいはないものもあるのかなというような幾つかの政策があるんですね。それをやはりきちっと横断的に整理をして、伊豆市に住ませたいと思うような政策をきちっと出すということなんです、移住の致命的ということはあれなんですけれども、移住の求めている人の一つは、就労の場があるかどうかということが大きなファクターになっているんですね。ところが、就労の場というのはやはり限られてしまっていて、いくらいい制度をもってぜひ来てくださいと言って、働く場はないですか、ありませんということでは、なかなかアピールする、訴える力に、訴求力というのかな、弱いような感じがするんですね。でも、そこを逆手にとって、やはりここは就労の

場は悪いけれども、すぐ近辺の市町に通勤にすごく可能な範囲で、道路もよくなっているし、可能な範囲で結構ありますと。伊豆市には残念ながら、何も無いわけじゃないけれども、全部を満たすだけのものはない。要は伊豆市というのは、住むのに特化した、ベッドタウンと言っていいのかわからないけれども、そういうことでアピールしていくという何かがあってもいいんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） まさしく就労の場というのがあってこそその移住というのは、最もこれがやはり一番適した姿であると思います。

ただ、伊豆市は、産業関係で観光産業というのは一つの大きな主要産業ですが、それは一つ就労の場として売りに出すということは重要でございますが、加えて、やはり豊かな自然環境というのも、伊豆市の大きな売りだと思っておりますので、情報といたしましては、就労というか、職の情報、それから住む場所の情報といったもの、これらをうまく組み合わせて、そういった移住・定住の情報提供に努めていくことで、少しでも伊豆市のほうに新たな方が来るような方向を考えてまいりたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。

人口の社会減という意味では、先ほど誰か話がありましたが、高校生が卒業していくと同時に出ていってしまう。これは進学するとか、就職ということもあるんでしょうけれども、その辺はもう織り込み済みで、その人たちがいずれ必ず戻って来てくれるということを考えないといけないということがあると思うんですね。

この前、新聞に載っていましたが、熱海高校で観光ビジネスコースというのがあって、そこに20人ぐらいいるのかな、その人たちによる高校生ホテルというのが話題になりましたよね。要は熱海高校には観光ビジネスという、観光ということに特化した勉強する場所があるんですよ。これ伊豆総合高校につくってくれと、簡単にできるような話じゃないと思うのね、許認可があると思うので。というようなものをつくっていくというようなお考えはありますか。という働きかけをするということがありますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） この件については、伊豆総合高校、実は昨年から土肥分校ができたわけでございます。実は平成29年のときに、県のほうから、今回、土肥分校の開校に当たって、例えば土肥の地区はどういうような観光人材も含めた高校を目指しているかというような打診が県の高校教育課のほうからございました。その中で、先ほどの伊豆総合高校での観光コースは難しいけれども、例えば外部講師を招いて、そういう地元の旅館の方々とかホ

テル経営者の方からの外部指導で、とにかく地元のそういった活動をしていただくということも含めて、地域の方々の協力体制をしっかりとした上で、伊豆総合高校においても、当然学校は学校なりの方針がございます。伊豆総合高校に実は私もお邪魔させていただいたところ、やはり地域で活躍できる人材を育てたいという大きな方針は同じでございました。土肥分校もoshiかりでございます。

御案内の熱海高校がやっている高校生ホテル、実はこれは平成11年に英語学科が観光ビジネス類型という形に変わって、平成18年に2年生、3年生を対象にホテル実務、それから観光支援というテーマに実はかなり前から準備がなされておりました。担任の先生にもお話を聞く機会があったんですけども、一番キーパーソンは、卒業した生徒さんを受け入れる地元の旅館、ホテルがあるかという、そちらの確保をすることが一番大事だろうということでもございまして、やはりこれも四、五年かけて地域の方々の旅館の経営者の方々に講師をお願いしたり、あとはホテルの実務ですね、こういったものを踏まえて、昨年、本当に先ほどおっしゃった高校生ホテル、高校生が経営をするホテルということで、これも地元の旅館の本当に献身的な努力があった末の成果だというふうに聞いておりますが、本年度も継続して実施されているということでございます。

やはり先ほどの伊豆総合高校の生徒さんが卒業した後に帰ってくるポイントは、地元のそういう企業とのつながりがないと、やはり土肥の高校もそうですけれども、外へ出たがる。なかなか帰って来ないという、帰ってくるというきっかけづくりが地元との結びつきという点は、我々も十分認識しておりますので、高校生ホテルの取り組みも一つの参考にはなりませんし、実は観光関係の方々も、そういうニーズで、ぜひ地元のそういう生徒さんを何とか採用したいというような意向も伺っておりますので、そんなことも含めてこれから課題として取り組んでまいりたいということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

2番（山口 繁君） わかりました。取り組みたいということですから。

仮にできたとして、高校を卒業してすぐ即戦力なのかどうなのかということもある。もっと言えば、高校を卒業して、上級のビジネススクールなり、専門学校なのか、大学にそういうのがあるのかどうかわかりませんが、そういうところのさらに上を目指す教育への道筋をつけてもらうという、そういうことも含めて伊豆総合高校にそういうものをつくり、それからその先もあるよということをやってあげるのがいいんじゃないかなと思うし、その先どこかへ勤めたとしても、いずれはリターンで必ず帰ってくると、それには仕事がないと困るわけですけどもね、というようなことをぜひ検討の素材にはするということですから、もう少し煮詰めて熟成をさせて動き出していきたいなというふうに思います。

それから、時間がなくなってきました。

4番目、これはちょっと総合計画の見直しをまたしますかというようなことを聞いており

ますが、これは先ほどの市長の答弁では、いろいろな変化、ジオパークにしても、農業者もそうなんですけれども、いろいろなことで予算措置といいますか、そういうものを含めてやっていきますよということのようです。計画の見直しをするかどうかだけ教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） さまざまな要因につきまして今後どうするかということで、今回の総合計画、10年計画の中で、前期、後期という2回に分けておりますので、近いところでは、後期の基本計画策定というのは、また近々まいりますので、そのタイミングで、例えば具体的な事業に変動等が生じた場合は検討することがあるかと思っております。

以上です。

議長（三田忠男君） よろしいですか。まだ時間ありますけれども、再質問よろしいですか。

2番（山口 繁君） ここはいいです。2番目。

議長（三田忠男君） 2番目の答弁をお願いします。

市長。

市長（菊地 豊君） 2番目の御質問は、私の新年の挨拶についてということということで、まず世界レベルのリゾート地を目指すという言い方ですが、静岡県の総合計画の中では、伊豆半島地域の目標が示されていて、世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏と、こうなっているんですね。私が世界レベルのリゾート地というのは、これは伊豆半島全体を指してしますので、同じ表現でもいいんです。同じ表現でもいいんですが、世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏というと、何となく固い感じがして、少しイメージが湧かないかなと。私の勝手な想像ですが、世界レベルのリゾート地というと、何となくコート・ダジュールとかハワイなんかを連想していただけるかなと。伊豆半島全体として、伊豆縦貫道ができるであろう20年後ぐらいには、そのようにいろいろな国から、平日も含めておいでいただけるような伊豆半島になることができるということで、このような言い方をさせていただいております。

その中で伊豆市はその一部ですから、余り同じ表現を使わずに、伊豆半島の中では、うちのように山の部分、海の部分、文学、絵画、美術館、いろいろあるでしょうから、伊豆市としては文化、文化というのは、生活文化もあります。歴史もあります。文学もあります。絵画もあります。音楽は余りうちではないと思うんですけども、そういった文化と環境ですね。環境というものは、当然自然環境を保全することも活用することもあるわけですから、伊豆市としてはそのような形で文化とか環境を生かした国際的な観光都市を目指す。これは静岡県の総合計画にも、伊豆半島全体としての方向性にも沿った形で表現をさせていただいたものでございます。ただ、総合計画ですから、表現としてはちょっと固くなりました。

議長（三田忠男君） 。

市長（菊地 豊君） すみません、2番目の活力の維持ですけども、やはり満遍なく人口

を維持するというのは、正直言って、これは難しいと思います。政策目標として掲げる場合に、やはりなかなか難しい。

現に問題は、伊豆市の子育て世代、就労世代の方々が出て行く先を、率直に申し上げて、出て行くという生活ライフスタイルを好む方を何とか修善寺駅周辺でとめたい。できれば、出て行ってしまった方もまだ家を買っていない方は戻っていただきたい。そういった意味で、経済は経済で経済活力は維持しますけれども、しかし、もう一つ、生活基盤の都市的な生活を望む方にとっての受け皿はつくりたいというように思っております。もちろんそこに全部政策として特化するわけではなくて、さっき御質問がありましたように、現にIT技術を持っていて、現に仕事を持っている方が豊かな自然を望むということ、まさに小土肥でそうなったんですけれども、そういったニーズもあるわけですから、そこは丁寧に酌み取りながらも、全体として人口対策に対応していきたいということでございます。

3つ目の「市民、企業、行政による新たな共創」、これがあればふるさとに希望を持てるまちづくりがイメージできるかということですが、それは1対1の対ではないと思っております。ただ、逆に、市民、企業、行政、もちろんNPOなんかの団体もあるんですが、そういった方々の共創なしに、ふるさとに希望を持てるまちづくりというのは、逆に進みにくいのではないかと、このように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

2番（山口 繁君） ここは細かいところには、もう時間がないので触れませんが、いわゆる広報で市長が新年の挨拶をしたというところに書いたというところに問題点もあるんですけれども、いわゆるこの3つを持ってして、それでふるさとに希望を持てるまちづくりということにつながるかどうか。市民の方がこれを読んでいて、わかるかどうかということなんです。

今言ったようなことをもうちょっとうまくかみ砕いて書いていただければ、紙面の都合だったかもしれませんが、やはり広報というのは、市民とつながる、いわゆる紙の媒体の唯一のものですよね。特に新年号というのは読むんですよ、皆さん、時間もあるしね。だから、物すごく大事で、市長がそこに発信するということは、すごく大事なことになるので、ぜひ思いのたけをあそこにはぶつけて、何をやりましたというのはこっちへ置いておいて、これからこういうふうにしたいということは、きちっと書いてもらったほうがいいと思います。そういう広報になっていただくとありがたいなということで終わります。

議長（三田忠男君） 答弁はよろしいですね。

2番（山口 繁君） はい。

議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで昼の休憩をします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前 11時44分

再開 午後 1時00分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

小長谷 順 二 君

議長（三田忠男君） 次に、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

通告してある2件について質問させていただきます。

答弁を市長に求めます。

1、民泊の可能性と今後の対応について。

ここ数年で話題になってきた民泊ですが、国は、我が国における観光旅客の宿泊をめぐる状況に鑑み、宿泊料を受けて住宅に人を宿泊させるいわゆる民泊のルールを定めることにより、国内外からの観光旅客の宿泊に対する需要に的確に対応して、来訪及び滞在の促進を図ることを目的とした住宅宿泊事業法（民泊新法）を本年6月15日に施行いたします。

民泊の可能性と観光の関係ですが、インバウンドの推進や東京2020オリンピック・パラリンピックを2年半後に控え、このチャンスを生かし、観光での経済の活性化をねらっていくに当たっては、宿泊施設の不足が足かせとならないよう民泊を活用していくことも考えられますが、民泊は、既に持っている資産を有効に活用することで生産性を高めるシェアリングエコノミーの観点から議論すべきとの考え方もあり、特に人口減少がしていく日本にとって、空き部屋などの遊休資産の有効活用は重要な課題で、経済の活性化が期待できる反面、旅館業法との整合性や近隣住民とのトラブルなど、対応すべき課題も多いと考えます。

観光庁は、昨年12月に、民泊サービスの適正化を図る目的で、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）を策定しました。旅館業法などと同様に、民泊の運用に当たっては、各自治体が定める条例などで地域の事情に合ったルールや細則を設けなければ実際に運用することは困難であると考えますので、民泊新法施行に向けた伊豆市の取り組みについて伺います。

2、健康寿命の延伸と医療費の抑制について。

これからの高齢化や人口減少社会において、医療・介護費用が膨らみ、厳しい財政運営が強いられてくる伊豆市において市民が健康であり続けるためには、市民一人一人の生活習慣病や寝たきりを予防することが重要であり、市民の健康寿命の延伸は極めて重要な政策課題です。

静岡県は、健康寿命のさらなる延伸や世界に誇れる健康長寿ふじのくにを実現するため、社会健康医学基本構想検討委員会を設置し、健康長寿の取り組みを体系化し、先端的な施策

や研究などに取り組み、得られる成果や知見を事業などに反映されるための協議を重ね、昨年3月、知事に提言書を手交しました。健康長寿社会の実現と医療費の抑制は決して簡単なことではありませんので、これらの課題に取り組むに当たっては、健康増進、疾病予防が担う役割は大きく、それに加えて、疾病の早期発見、適切な治療管理による疾病の重症化予防、さらには介護予防や介護サービスなど、さまざまな取り組みが必要となります。短期的に定量的な結果を求めず、質的、中長期的な観点を重視した検討こそが重要です。

伊豆市では、現在、健康支援課や保健課で生活習慣予防対策事業や寝たきり予防対策等の事業に取り組んでいます。特に、げんきプロジェクト事業において、食生活推進協議会を中心に減塩、スポーツ推進委員会と協力して運動、全ての健康教室で禁煙を促し、広報紙、SNSで定期的に発信しています。

2年半後にめぐってくる東京2020オリンピック・パラリンピック大会組織委員会では、無形のレガシーの構築として、スポーツ・健康の国を推進しています。国の政策、静岡県の実業とさらなる連携を図り、伊豆市独自の自然環境を生かしながら健康であることの意義をみずからの価値観に基づいて捉えることで、真の健康の大切さに気づいてもらうことが健康寿命の延伸につながると考えます。

これまで行ってきた健康づくり施策についてどのように評価しているのか、成果と課題、そして今後の取り組みについて伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

民泊新法に向けた伊豆市の取り組みについて、行政的な現状については産業部長から答弁をさせますが、市長としての考え方を御説明したいと思います。

以前、農家民宿が非常に発展しました南信州なんかの例を見ますと、非常にグリーンツーリズムとしてとてもよいモデルの1つなのかなと見ておりました。ただ、今回の民泊の振興は、どちらかという、アメリカでエアー・ビー・アンド・ビーで始まったような方向なのかなと見てとれます。御承知と思いますけれども、アメリカである生活費を捻出したい方々が自宅を開放してエアマットで宿泊というものをやったら、非常にそれがビジネスとして成功したということで、エアー・ビー・アンド・ビーになったと承知しておりますけれども、その方向の中でということであれば、市長としては、少し伊豆市には必ずしもそぐわないのかなと考えています。

まず、平均的にリゾート地の旅館の稼働率が40%台なんですね。伊豆市の中では、旅館さんによって多少違いますけれども、大体全国平均でいくと、シティータイプと違ってリゾートタイプは四十数%、そうすると、土日もいつもいつも天井ではないんですが、なかんずく平日は相当程度空室がある、現在の事業者においても受け入れ余力がある。そうすると、現

にある幾つかの旅館さん、あるいは民宿さんの中でビジネスモデルを変えていただくことで、宿泊キャパの受け皿にまだなり得るのではないかとということが1つ。

それから、もう一つは、大変残念ながら、伊豆市内にはかつて営業していて、現在営業していない民宿さんがたくさんございます。そこは既に建物が宿泊施設としての建物になっていますので、耐震の問題のあるなしはあるでしょうけれども、行政としては、リスクのある問題が予測できる民泊を推奨し振興するよりは、やはり宿泊施設として建設されたものをまだ利活用できる余地が伊豆市の場合にはあるのではないかと、このように考えております。

ただ、全面否定するものではございませんので、方向性については、後ほど部長から答弁をさせたいと思います。

市長からは以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

民泊に関しましては、小長谷議員御発言のとおり、住宅宿泊事業法が公布されまして、ことし6月15日から施行されることになっています。同法の第18条では、都道府県は民泊による騒音の発生等による生活環境の悪化を防止するために、条例で定めるところにより、区域を定めて民泊を実施する期間を制限できるとされています。現在、県では、市町や有識者等から意見を聞き、民泊を制限するための条例の制定を目指していると聞いております。伊豆市では、この県の意見聴取に対しまして、市民生活の悪化を防止するため、民泊を制限する区域及び期間に対する意見を提出したところでございます。

次に、伊豆市の取り組みでございますが、2020オリンピック・パラリンピックが開催されますが、これを見据えて、国内外の観光客の需要に対する事業としまして、本年度から土肥地区にある民宿を活用しまして、インバウンド受け入れのためのモデル事業を伊豆市産業振興協議会が実施しているところでございます。この事業は、外国人、特に欧米人をターゲットとしまして、民宿に外国人が宿泊する場合どのような課題があるのかを検証するものでございます。この事業の成果を見まして、空き民宿の利活用についても、今後検討していく必要があるのかなと考えております。

また、中伊豆農山漁村振興推進協議会というのがありますが、これにつきましては、農林水産省の補助金を活用した農泊事業の推進を行っているところでございます。この事業は、農業体験と宿泊をセットにしたツアー商品の造成により、農家の所得向上を目指す事業でございます。本年度につきましては、農泊体験プログラムを作成し、2月に大学生約50名によるモニターツアーを開催し、現在その検証を行っているところでございます。

このようなことから、先ほど市長も答弁しておりますが、民泊の可能性について検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） それでは、再質問させていただきます。

最初に、観光的なことで、もう少し突っ込んで質問させていただきますけれども、昨年4月1日作成の伊豆市産業振興促進計画の中で、観光業について、近年は観光交流客年間300万人、宿泊客数が80万人程度で推移をしているという一方で、人口減少による日本人の旅行者の減少やニーズの変化、訪日外国人の増加、自治体間の競争、民泊など、観光を取り巻く状況は変化している中で、宿泊業の人材不足が著しく、その影響による稼働の低下が顕在化して、今後の対応が求められるとのこと。宿泊者の安全確保と周辺住民との共生を図ってこられた旅館やホテル事業者の健全な発展が損なわれないようにしなければならぬと考えております。

民泊新法の制定というのは、2020年までに訪日外国人客を4,000万人にふやし、観光立国を目指す政府の一環ということでございます。オリンピックの日程も決まりました。7月24日から8月9日がオリンピック、8月25日から9月6日がパラリンピックということで、ちょうど伊豆のトップシーズン、8月10日からお盆を挟んではちょうど開催されないということなんですけれども、市長の答弁でもありましたとおり、伊豆市のホテル、旅館の宿泊施設ということで、観光商工課から資料をいただきました。

伊豆市全体では、これ、多分平成23年ごろの資料だと思うんですけれども、3,383室で、定員は1万2,408人ということで、定員というのは部屋の定員なので、恐らく60%ぐらいになるのかなということなんですけれども、ちょうど伊豆市は8月あたりで37%とか38%と、40%ぐらいということですので、この辺の稼働率から勘案して、民泊の必要性については考えていないということではないでしょうか。それとも、検討していくということではないでしょうか。ちょっともう一度、その辺お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 東京2020に焦点を当てると、少し課題が違ってまいります。静岡県東部でも、全体として宿泊キャパがふえております。富士、富士宮では8つホテルができますし、小山町でも十幾つのホテルの進出計画があるやと聞いておる中で、伊豆市では新しいホテルというのはできておりませんし、現時点で進出計画もございませんので、そういった中では、少し時流にまだ乗り切れていないなというところはあります。

宿泊キャパをふやしたいというのはあるんですが、東京2020ですと、オリンピックが10日ぐらいでしょうか。一般的には、オリンピック期間は通常の観光客は減ると言われているんですね。宿泊費も高くなりますし、フライトも高くなりますし、ただ、実際にマウンテンバイクが1万人か2万人かとなれば、当然なるべく伊豆市内にお泊まりいただきたい。そういった方々をターゲットとした1人1室で、かつ何千円というところは、まず現状極めて少ない状況です。したがって、何とかその受け皿を2年半程度で確保したいという欲求は、本

音を申し上げればございます。

ただその一方で、全体の宿泊計画、それから輸送計画が全く議論に入れていないんですね。恐らく、かなり大手の旅行代理店がある程度、外国からのオリンピック観戦のお客様の宿泊を確保されると思うんですが、そこからどのルートでどのような手段で会場に行くか、それによって、輸送計画の中で交通統制をどうするのかということが相当影響してまいります。せいぜいマウンテンバイクでも1万人か2万人ですから、その何十倍もの通常の夏のお客様が沼津方向から下田方向に向かうわけですね。この方々に影響を及ぼすことは最小限にとめおきたい。

そうすると、オリンピック・パラリンピックに焦点を当てた場合には、どこになるべく泊まっていたらいい、どのルートでどの手段で会場に行っていたらいいかというのは、ほかはかなり影響してまいりますので、この点については、相当違った角度から検討しなければいけないと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） それでは、先ほど答弁でも出ました空き家の有効活用という観点から、ちょっと質問させていただきます。

昨年2月作成の伊豆市空き家等対策計画によると、人口減少や既存住宅の老朽化、社会的ニーズの変化により空き家が増加していると。平成25年時点で、伊豆市の住宅総数が1万8,120戸、このうち30%以上が空き家になっているという中で、そうはいいっても、観光客が安心して訪れるように環境の整備をしていかなければならないという方針を示した中で、先ほども出ましたけれども、廃業したホテルであるとか、もとは民宿だったんだけど、今現在民宿は行ってないということで、ちょっとそういう施設を有効利用したいなという考えもあるんですけども、そういう観点から、民泊の可能性についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 御指摘のとおり、いわゆる通常の住居であった空き家をどの程度使えるかというのは、まだ何も検証もしておりませんし、可能性排除はしませんけれども、どういう課題があるかは慎重に見るべきであろうと思っています。他方、さっきも申し上げましたけれども、既にお客様が泊まるための施設としてつくられた民宿で、かつ今使っていないところが特に土肥地区には多いと承知しているんですが、何とかうまく使えないかなと。

恐らく改修の必要性は、まずトイレは恐らく改修の必要性が高いんだろうと思いますけれども、一番人手のかかるキッチンはなくてできると思うんですね。朝食が多いアメリカ、ヨーロッパのスタイルというのは、コンビニがないんですよ。だから朝食をさせていただかないとどうしようもないというのがありますが、日本の場合には、ほとんどの地域にコンビニ

二がありますから、あるいはサンドイッチを経営者に買っておいいただくことも、宿泊人数はわかっていますから、そういったところは欧米とかなり違うんですね。そうすると、朝夕のキッチンをなくしてしまうと、宿泊だけですから、かつて一生懸命海鮮料理を出した民宿とは違うビジネスモデルができると思うんです。そうすると、経営される方の負担も格段に小さくなりますので、その方向性については、現在、産業振興協議会でも、今検討はしていただいておりますけれども、うまく地域活性化にもつながるようにうまく仕掛けができないかなと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） わかりました。

土肥地区の話をさせていただきますと、土肥の中心地に、今、全く使っていないホテルがありまして、そこが避難ビルというか、防災で何かのときにはそこに逃げるといふふうになっているんですが、今はクローズになっているものですから、地域の住民は逃げるところがないということで、そういうホテル等も、何か名前はちょっと言わないですけれども、利用できればなと思っております。あと、民宿も消防法の関係であるとか保健所だとかと、いろいろ経営するに当たっては大変なことがあるんですけれども、一度やめてしまおうとなかなかハードルが高いんですけれども、あいているお部屋を使うということに関しては、非常に可能性があるのではないかなと思っております。

先ほど、農泊について御答弁がありましたけれども、平成28年第1回の定例会の一般質問で、三田議員が農泊について一般質問をしました。おっしゃられたとおり、南信州のような農家民宿の伝統を経験の浅い伊豆市において云々というような答弁だったんですけれども、そんな中で、農林水産省でも、平成28年3月に策定された明日の日本を支える観光ビジョンにおいて、日本ならではの伝統的な生活体験や農山漁村地域の人々との交流を楽しむ民泊の推進を図るといふことで、先ほど部長が答えたとおり、農山漁村交付金というのを交付しているそうですけれども、それは、もう中伊豆地区でその交付金を受けて事業をしているということでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今年度、中伊豆地区のシダックスさんがありますけれども、そこが中心になりまして、地元の観光協会であるとか、当然市が入らなければいけないという規定がありますので、そういうところが入りまして、今年度から活用しております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） そうしますと、観光のコンテンツを磨き上げるために新たな民泊の制度を活用して行うというよりは、こういった補助金等も使ってグリーンツーリズム的な

観光は、これから推進していくという方向でよろしいのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） グリーンツーリズムにつきましては、以前から中伊豆地区で盛んに行われたと思います。それにつきましては、今後やはり伊豆市への誘客であるとか体験ということで、もともと観光の産業については考えておりますので、農家をどこまで使うのかいろいろありますけれども、その辺で農家民宿で協力してくれる人がどこまでいるかというのがありますけれども、やはりその辺はワイナリーさんとかシダックスさんとかありますので、その辺と連携しながら、いろんな体験プログラムをつくっていければという形を考えております。

今年度も中伊豆、先ほども言いました協議会のほうでは、来年度につきましているいろんなプログラムを作成していると聞いておりますので、それらを活用しながら進めていくのかなという形で考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） そうしますと、よくイメージなんかで、農家の広い古い古民家みたいなところに泊まって、外国人が楽しそうに地元の人とというような写真みたいながありますけれども、そういうイメージではなくて、今ある宿泊施設を使って、そこから出向いて行って農業体験をしてもらうというような形が伊豆市の状況には合っているという判断でよろしいのでしょうか。今のところですけれども。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） まだ農家さんであるとか、そういうところに打診しているわけはありませんし、どれだけ協力してくれるかというのはわかりません。その中で、今現実的にありますのは、旅館であるとか、そういうところでは当然泊まるのは可能でありますので、そういうところと連携を強化しながら、泊まっていただいて、農家さんのところへ行って、ワサビであるとかたんぼの作業であるとか、あといろんな体験がありますよね。萬城の滝等でもキャニオニング、そんなような体験もありますので、その辺を含めて、田舎でのグリーンツーリズムというんですか、そういうものを積極的に行っていきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 静岡県の状況ですけれども、3月2日の静岡新聞によりますと、民泊の規制が全国で拡大している状況下で、静岡市、浜松市などは、県に権限を委ねるといことです。静岡県のほうも、県民の安全・安心を最優先した条例案を県議会に提出し、民泊事業の届け出業務を県内の保健所でこの3月15日から開始する方針を示したということで

す。そして、監督業務については、国や県の相談窓口寄せられた情報などをもとに立入検査を行い、無許可民泊などの違法業者に対して厳正に対応するという事になっているそうです。

県は民泊が訪日の宿泊需要に応じて地域活性化につながる反面、全国で相次ぐトラブルを背景に、生活環境の悪化防止の観点から、何よりも県民の安全・安心を第一に考えた条例を示したいということですが、伊豆市は県からどのようなヒアリングがあったのか、その内容について伺いたいです。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 県のほうから文章等でいただきまして、民泊を実施する際の制限の区域に係る伊豆市の意見という形で聞かれております。その中で、伊豆市としましては、幼稚園、保育園、こども園及び小、中、高校の周辺100メートルの区域での平日の営業は遠慮していただきたいということと、あとは、住宅専用区域がありますので、そちらに対しても平日の営業はなしという形で、静岡県の方には提出しております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） ちょっと他市町の例なんですけれども、軽井沢町では、条例で民泊施設であるとかカプセルホテルなどの施設の設置については、町内全域において認めていないということで、記事で読みました。しかし、観光庁は昨年末にまとめたガイドラインで、民泊の通年禁止や広域的な地域での制限は、法の目的を逸脱し適切ではないというふうに指摘をされているそうです。ちょっとこの辺が難しいんですけれども、中核都市ではない伊豆市独自の条例の制定はできないというふうに伺っているんですけれども、これは確認です。県条例に沿った形で伊豆市も対応するという事によろしいですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 現在のところは、軽井沢町の全面禁止という形も聞いておりますが、現状では今、静岡県の条例のもとに、伊豆市もその辺の民泊については検討していこうというか、民泊についてやっといこうという形で考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 民泊の関係ですけれども、今後、この法律が施行されるようになれば、不動産企業であるとか外国資本の企業なんかも民泊サービスに参入してくると思われます。投資をするのであれば、長期的かつ合法的に民泊事業を営む方法として、旅館業の定める簡易宿所営業の許可を取得して民泊のような運営に進出してくる企業もあるということですが、こちらのほうは提供日数の制限がなく、近隣トラブル防止措置や不在時の管理事業

者への委託の義務というのもちよっと不透明じゃないかなと感じているんですけども、簡易宿所民泊の対応についてどのように考えているのか伺いたと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） ちょっとその簡易民宿所というのが、ちょっと私のほうで理解しかなるところがあるんですが、いずれにしましても、現状でやはり地域活性化という形には、やはり空き家であるとか空き民宿の活用が大変重要なのかなという形では考えておりますが、先ほど出ておりますとおり、住民の方の安全・安心をどう守るかということがやはり一番大事なのかなと考えております。

外国人が多くの方が民宿のところであつむろするであるとか、ごみの問題であるとか、あるいは音の問題であるとか、いろんな形が出てくると思います。それとともに、既存の旅館等で当然税金であるとか、そういうのも当然納めているわけですけども、税金の問題であるとか保険の問題であるとか、いろんな問題がまだこれから出てくるのかなという形で考えておりますので、その辺を勘案しながら、伊豆市としてどういうものかというのがいいのかというのは検討していく必要があるのかなと考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 簡易宿所というのは、カプセルホテルのように旅館業法の許可を得た中で事業をしていくということで、これについてはカプセルホテルもそうですけれども、年間を通して、要するに営業する期間が決まっていなくて、ずっとできるということなんです。多分恐らく1棟丸ごと、そういう企業が借りたり何かして、そういう許可をとると、稼働してくれればいいんですけども、逆に心配事もある中でちょっと質問させていただきましたけれども、その辺についても、いろいろこれから勉強していったらいいのかなと思っております。ちょっと私もこの資料を見ただけなので。

いろいろ課題もある民泊なんですけれども、現在、民泊特区では、ホテル不足もあって、マンションの空き部屋などを利用した民泊が急増していて、その中でも、無許可民泊等でさまざまなトラブルが起こっているのが現状だということです。民泊新法のこの法律が施行された以降でも、国や自治体がどれだけその実態を把握して取り締まることができるかがこれからの新制度の定着につながってくるのではないかなと思っております。

これは先ほど、市長の和式のトイレの改修の話に戻らせてもらおうんですけども、千葉市などでは、改修費用として補助金を現在も交付しているらしいです。これから民泊の新法が施行された後に、伊豆市として民泊のニーズというのを把握して、未利用財産の利活用の観点ということで、先ほどの話ではないですけども、和式のトイレを洋式にするのかということで、もしそういう民宿なんかがもう一回、そういうことで事業を再開しようかなと思ったときには、行く行くはそういう補助金みたいなものというのでも検討していくんでしょうか。

伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） グリーンツーリズムタイプの農家民宿は、ちょっとこちらに置かせてください。いわゆる民泊新法によって宿泊施設が足りていないところのキャパを急速にふやしたいと読めるような、私も政府からこの件については詳しく聞いたことはないんですが、その方向については、少し慎重にしたいと思っています。というのは、私、相当程度湯の国会館に行っているんですけども、平日と週末では明らかにお客様が違うんですね。観光客だからだめということではないんですが、やっぱり観光のお客様は開放感を持って、相当な人数が集中して来られますので、市民の皆さんが使うほどにはやっぱりいろいろ丁寧に使っていただけないというところが現実の問題としてあります。

民泊を今、何の制約もなく、いわゆる経営の感覚のない方がもし小遣い稼ぎだからできそうだからということで始められたときのリスクというのは、かなりあるのではないかと思うんですね。ちょっとさっき申し上げましたけれども、やっぱり観光のお客様ってある程度わがままな要求を満たしてほしい、我々もそうですよね。よそ様に観光客で行ったら、俺はお客様だからちょっとこういうことを考えてよと、当然期待しながら行くわけですよ。それに対して、プロとしてお客様を迎え入れるという意識がある方であれば、ある程度対応できると思うんですが、そういう環境にない場合、その体制が整っていないものも含めて、行政として推進するかとなると、やっぱりさすがに慎重にならざるを得ない。

そこで、現にお客様を迎えるための施設としてつくられたものを、ある程度のチームが確立されて活用しようということであれば、行政としてもその方向性は応援したいと思いますし、必要性が出てくれば、何らかの改修費用のお手伝いというのもあるかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 本当に誰もわからない状態の中で法律が施行されて、これから検討していかなければならないということで、非常に難しい問題ではあると思いますけれども、そんな中でも時はずっと進んでいて、オリンピックまであと2年半になりました。まずは伊豆市としては、オリンピックを全力投球で成功させなければならないんですけども、その開催期間中に伊豆半島の魅力というのを全世界に発信して、オリンピックが終わった後、先ほどの話も出ていましたけれども、伊豆を世界レベルのリゾート地につくり上げるためには、宿泊環境の新たな整備というのは非常に重要な課題だと思っておりますので、いろいろ整理をしながら、時代の流れに沿ったような形で検討をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問をお願いします。

議長（三田忠男君） それでは、健康寿命の関係の答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 健康寿命の延伸とその医療費抑制について、非常に難しい課題についての御質問をいただきました。

げんきプロジェクトを始めましたときに、私から担当者に、これは地道にかつ長期的な事業になるので、しっかりやってくれというお願いをしました。市民活動として、市民運動としての健康づくりでないと余り効果がありませんし、相当意識の啓発も含めて時間がかかるなど、このように考えた次第です。現状まだ伊豆半島全体の健康状況は必ずしもよくありませんので、やはり意識改革というのは当然求められるんだろうと思っております。

その中で、いろいろな健康づくり事業をやってきましたんですが、やはり参加する方が限定されている。そういったセミナーとか活動に来られる方は、そもそも意識がある方ですから、問題はおいでいただかない方に対してどうやって声をかけさせていただくかということがございます。

そこが一番、市長として問題認識を持っているところです。個別の成果と課題については、担当する部長の健康福祉部長から答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） それでは、私のほうから事業評価、成果、課題、今後の取り組みにつきまして答弁させていただきます。

健康いず21第3期計画では、健康寿命の延伸を目標の核として挙げ、伊豆市げんきプロジェクトを初め特定健診やがん検診などの健康診査事業、専門職による健康相談事業や健康教育事業を実施し、生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けて取り組んでまいりました。毎年実施している特定健診のデータ分析結果では、伊豆市民は県の平均に比べ、メタボリック・シンドローム、高血圧、糖尿病、喫煙習慣の数値が高いことがわかっております。

これまでの事業成果ですが、健診受診率は県平均を上回っているものの横ばいです。しかし、健康相談事業利用者は4割増、健康教室参加者は2割増となっており、主体的に健康づくりに取り組む市民がふえてきていると感じております。また、重症化予防として医療費が多くかかります人工透析の新規導入者の抑制につながっております。

今後は、課題であります健診受診率の向上に向けた受けやすい健診体制の検討、それから特定健診要指導者への指導強化、さらなる重症化予防への取り組みに力を入れてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） まず、健康長寿ということですがけれども、介護、寝たきりにならずに日常生活を送れる期間ということで、先週金曜日、都道府県別健康ランキングが発表されました。男性の1位が山梨県、女性の1位が愛知県ということで、静岡県は今回、男性が

6位、女性が13位、前回の調査では静岡県、男性が3位、女性が2位ということで、非常に上位にいます。静岡県の見解によりますと、地場の食材が豊富で食生活が豊かなところ、全国一のお茶の産地で日ごろからたくさんお茶を飲んでいること、元気に働いている高齢者が多い、温暖な気候から来る穏やかな県民性ということで、静岡県は非常に高いわけですね。

一方、静岡県内では、お達者度というのがあります。こちらは65歳から元気で自立して暮らせる期間を算出した結果なんですけれども、男性の1番が川根本町、女性の1位が森町、伊豆市は男性が23位、女性が7位ということで、県の特定健診分析によれば、伊豆地域というのは、先ほどの部長の答弁のとおり、高血圧、糖尿病、喫煙者、そして塩分摂取量が多く、県西部は野菜類をよく食べているということを指摘されております。

そんな中で、2月20日の新聞なんですけれども、賀茂6市町と県3医師会で健康寿命延伸への協定を組み、賀茂地区健康寿命延伸協議会を発足して、介護予防であるとか特定健診の受診率向上に向けて、官民一体で事業に取り組むというような記事が記載されておりました。田方地区においてもこのような協議会があるのか、県、田方医師会、近隣市町との連携の状況について伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員がおっしゃられた賀茂地区の協定ですけれども、この協定は医師会、歯科医師会、薬剤師会の3師会、それから6市町、あと県ということで、生活習慣病等の重症化予防と健診受診率の向上ということで、取り組むための協定ということなんですけれども、平成30年度から活動していくということなんですが、伊豆市においては、広域で連携を図る場合には、東部健康福祉センターの圏域ということが考えられると思います。この圏域はとても広くて各市町の事情がいろいろ異なることから、なかなか圏域というところでの連携は今現在はちょっと難しい状況にあるかなと感じております。

その中で、やはり伊豆市内の関係の機関との連携というところはとても大事だと考えておりますので、今現在も伊豆市は単独で医師会、それから歯科医師会、薬剤師会の3師会、県と連携を図って、健康づくり推進協議会を市民の代表を交えながら協議していったって、そして健康寿命の延伸と生活の質の向上等について協議をいただいているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 要するに、田方の広域ではなくて伊豆市内で行っているということによろしいですね。わかりました。

続きまして、伊豆市では現在、第2期のデータヘルス計画策定に向けて取り組んでいることですが、第1期のレセプトも交えたデータを踏まえ、各種保健事業の方向性であるとか、特にこれから重点的に取り組む事業について、もしわかっていれば教えていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） データヘルス計画なんですけれども、第1期が平成27年から平成29年ということで3年間でした。そして、第2期ということで、平成30年度から35年の6年間ということで計画を立てたところなんですけれども、まず、方向性としたら、1期と2期同じ方向性でありますけれども、2期については、第1期のデータの関係から、先ほど申し上げたような伊豆市の課題があるということで、それを踏まえた上で、予防、健康づくりのインセンティブ、健康マイレージなんかを入れた、そういうようなものを追加したり、地域包括ケアシステムの取り組みの関係を追加したりして地域づくりにつなげるといったものを第2期のほうに盛り込んでいるわけなんですけれども、その中で目指すところというのは、先ほどの課題に向けたものになりますが、メタボリック・シンドロームの該当者の減少、それから、特定健診の受診率と特定健診指導実施率の向上、そして重症化予防ということで、腎機能障害の新規認定者を減少していく、そして、げんきプロジェクトのほうを広く市民のほうに推進していくというところを目標としております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 地域づくりに盛り込んでいくという中で、その中で、伊豆市独自の自然環境があるわけです。こちらのほうは、食であるとか温泉がありますので、これを生かした産業部との事業連携も含めた取り組みが必要と考えているんですけれども、産業部長でもいいですし、何か地域の特性を生かした健康づくりということで連携するようなものというのは考えていないんですか。それか、もう既に事業を行っているのかということ伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 先ほど申し上げた健康づくりの推進協議会のほうには産業部のほうも入ってもらいまして、そして地場産品、そういうようなものを使ったものを健康づくりの中にとり入れるということで、減塩にもつながりますが、シイタケの出し汁を減塩のところに使うとか、いろいろ産品の中でもワサビであるとか、そういうようなものも使ってというようなこと、それから、シカ肉の関係の話も出たりもしますけれども、そういう形で、少しずつ市民の皆さんの意見を聞きながらやっているところですが、その程度の連携ということに今現在はなっております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 伊豆市にはいろいろ特産品もあつたり、土肥地区でいうと、トコロテンなんかを食前に食べると、水溶性食物繊維が多いので血糖値が上がりにくくなるとか

というようなことも言われていますので、そういうのを利用しながら、健康増進に取り組んでいただきたいと思います。

続いての質問なんですけれども、県の社会健康医学基本構想検討委員会の答申では、医療ビッグデータを分析して、科学的な視点に立った取り組みも行っていったらどうかというような答申を受けたそうです。現状の各種健康診断であるとか保健指導というのは、何回行い、何人が受診し、実施率が何割という評価ですね。これはアウトプット評価というそうなんですけれども、そちらにとどまっており、実施が目的化しているのではないかというような指摘をされる人もいます。

要するに、出力評価ではなくて、成果評価で具体的に有所見率が減ったであるとか、メタボや生活習慣病の該当者が削減したというような評価も必要だと考えているんですけれども、成果評価であるアウトカム評価の見解について伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃられたアウトプットの事業実施量ということなんですけれども、受診率の向上ということだけを目的にしたら、それはやっぱり健康寿命のさらなる延伸にはつながりにくいと考えますが、健診データを分析して、アウトカムの結果の評価というところになるわけなんですけれども、第2期のデータヘルス計画では、先ほどの伊豆市の課題ということでのメタボリック・シンドロームの該当者の割合とか、新規人工透析の導入患者数などの目標値というところを減らすというところを具体的にそのところの課題に取り組むということが大事であって、それによって、健康寿命のさらなる延伸というところを図っていこうと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 最近では、健康番組というのが非常にふえております。昨年5月、NHKがってんで、健康長寿の秘訣は慢性炎症にありという番組が放送されました。今世界中の研究者が注目している慢性炎症ということなんですけれども、痛みや熱もないのに、長く続くといずれ動脈硬化やがんにつながる可能性があるのも、この慢性炎症を抑えると寿命が延びるのではないかとされているそうです。ストレス、たばこ、過度の飲酒、高血糖、肥満など、さまざまな原因で起こる自覚症状のない慢性炎症ということですが、実は人間ドックや健康診断などの血液検査でこの数値を知ることができるということです。

それが高感度CRPという検査項目なんですけれども、この検査というのはまだ全国的に余り普及していないということですが、伊豆市の現在の健康診断の環境において、オプション等で高感度CRP検査ができるのか。もし可能であれば、先進的に若い方をターゲットに、伊豆市の新たな健康施策として事業化して、高感度CRP数値を把握し、動脈硬化であるとか心筋梗塞の予防や治療に役立てたらとテレビを見て思ったんですけれども、こんなことっ

て実現ができるのかどうか伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 炎症の状況がわかるということで、テレビでやったそうですけれども、CRP検査ということですが、確かに人間ドックの結果表を見ますと、项目的にありまして、炎症を見る数値ということなんですけれども、そのCRP検査なんですけれども、やはり対照要素というところが多くて、変動しやすい数値であるために、人間ドックなどの総合的な健診の中でお医者様のほうから指導を受けたほうがいい項目検査ではないかなというように今現在は考えております。

また、国とか県の検査項目の追加等の動向を見まして、考えていきたいと思っております。
議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） こちら私が思った提案ですので、すみません。

今、民間企業との連携が非常に騒がれている中で、浜松市は宿泊型健康セミナーを民間に委託して、成果連動払いの取り組みを全国に先駆けて導入し、民間のアイデアで事業の効果を高め、増大する医療費に歯どめをかける事業に来年度から取り組むということで、新予算にのっているそうです。糖尿病が悪化し、人工透析に至った場合は、年間500万円もの経費を要し、実際に大変な負担になるということですので、この事業に取り組むことにより、年度当初の経費というのはふえるんですが、重症化予防につながる経費削減効果というのはわかり知れないということで、民間の力をかりて現状を打破するということでございます。

また、三島市の取り組みなんですけれども、株式会社タニタと健康理念が合致したため、健康まちづくり協定を締結し、協働による健康づくりプログラムを推進しているということで、民間企業との連携がささやかれている中で、今後、伊豆市としては、このようなことも考えていくのか、見解を伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員がおっしゃるように、この辺では三島のタニタさんとの連携ということで、民間企業との連携した事業というのが有名だと思いますけれども、先ほど議員がおっしゃったような浜松市での宿泊型の健康セミナーということで、それにはかなり糖尿病とかそういう予備群の方とか、そういうところを予防していくのにかなり効果があると考えます。

伊豆市のほうにおきましても、三島信用金庫さんのほうと一緒に、健康相談というところと一緒に連携させていただいて、がん検診の受診率の向上というところへ取り組んでもらいました。それから、げんきプロジェクトの中のウォーキングということで、オリンピック会場でありますペロドロームのところのウォーキングイベントでは、静岡中央銀行様と

中島病院グループさんとの連携というようなことでやらせていただいたような経緯もありまして、かなり市民の方に広めるには、やはり民間企業との連携というところはかなり効果があると考えておりますので、これからも積極的に進めてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 民間企業の話ですけれども、今、民間企業自体も健康には非常に注意をしているということで、さらに健康増進に取り組む際に、管理職である部長や課長が積極的にみずからトライして、例えばダイエットに成功などした場合に、実際に部下が見ていても体が絞れてくるので、成果として社内で実感ができるということで非常に効果を上げてきているということです。

伊豆市役所でも、部長さんや課長さんが禁煙にトライをして成功するとか、健康支援課の健康増進事業を取り入れて、ダイエットに成功して、健康診断の結果が抜群に上がったなんていうことがあれば、庁舎内では、民間企業同様、成果が実感できると思っております。何かたばこを吸っている方もかなり多いというふうに伺っていますけれども、禁煙はきょうからでも実施ができますし、夜間や早朝のウォーキングなどでは、反射たすきに見守り隊というような、そんなロゴをつければ、ウォーキングをしながら地域を循環できるということで、防犯にも寄与できます。

私もたまに歩いたりするんですけれども、きょうは何と言われたりするんですよ。それがちょっと結構恥ずかしかったりするんですけれども、地域防災のためにやっていますと言えば、それはそれでまた1つのメリットかなと思っていますので、市民の健康寿命の延伸を目指すには、市役所内から先進的に発信したらと思います。モニターとして、市民に発信したらと思っていますけれども、こちらについては市長、答弁を伺いたいと思います。お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 私自身のそのような姿勢で臨んでいるつもりで、どうしても職員と違って特別職は時間に拘束されませんので、ときどき明るい時間に自転車に乗ったりして、逆に市民の皆さんからそんな暇があったら仕事しろという声も届くこともあるのですが、しかし、自分の体調を維持するというのは管理者にとって責任の範囲内なんですね。やはり自分自身をマネージし、コントロールする能力というのは当然必要なわけですから、副市長、特別職である教育長、それから各部長にも声をかけて、部長会、課長会で具体的に何ができるかを検討を指示させていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） よろしく願いいたします。

時間もあれなんですけれども、あと1つ、2つ、伊豆市の国民健康保険におけるジェネリック医薬品の目標と現在の利用率というのは把握していますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） ジェネリック医薬品の関係ですけれども、国民健康保険の中のデータの中では、平成30年1月末でジェネリック医薬品63.7%という形なんですけれども、目指すところの目標というのは、国も定めております平成29年度末時点で70%という数値を出しておりますので、伊豆市でもこの70%をまずは目指しているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） ジェネリック医薬品を促すためにどんな事業というか、例えばはがきを送ってとかという話はよく聞くんなんですけれども、どんなことを行っているんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） これにつきましては、今現在は対象者の方にジェネリック医薬品を使った場合とそうでない場合の自己負担の金額がわかるような通知を送っているというところでございます。また、先日の健康づくりの協議会の中では、かなり自分からはなかなか言いにくいというような市民の声も伺いました。そういう中でも、やはりこちらでも薬剤師さん等の指導というようなところを、市内の薬剤師さんのほうにもお願いするような場を設けたほうがいいのかというようにも考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） ジェネリックに関しては、自己負担が安くなるんですけれども、やはりお医者さんによっては使わないというような方もいらっしゃるみたいで、なかなか難しいとは思いますが、そういう中で、先ほど質問させていただいた連携によって進めていけばいいのかなと思います。もうちょっと70%に行くように頑張ってください。

それでは、最後の質問です。

いろいろ質問させていただきましたけれども、どんなにすばらしい健康づくりの事業を提案、実施しても、自分事として捉えなければ健康長寿への大きな成果にはつながらないと思っております。行政とか関係機関から事業の提案を受けて行うのではなく、住民が主体となって取り組む健康づくり活動ということについてどのように考えているんでしょうか。そこだけ伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどのげんきプロジェクトと同じように、地道でかつ長期的な市民

運動として、これから今まで以上に訴えていきたいと思います。今、森林レクリエーション協会の雑誌なんかを見ますと、ドイツでヴァンデルンという、いわゆる山の中のハイキングですね。これとクアという温泉とを連携した、これ、お医者様の指導のもとの健康事業なんです。まさにうちでできることなんですね。もううちにぴったりのものですし、そこに食材として今度はワサビは、これは世界農業遺産ですから、特保とはちょっと違うんですけども、やはり地元の食材をしっかりといただくことによって健康寿命を維持する。そういったことを考えますと、まさに伊豆市として目玉にすべき政策なんだろうと思います。

少しこちらのほうで整理をさせていただいて、できれば行政からの提案というよりは、市民運動として根づかせていただければと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

11番（小長谷順二君） 先日、日本オリンピック委員会副委員長の橋本聖子さんの講話を聞く機会に恵まれました。東京2020オリンピック・パラリンピック大会のテーマから健康・スポーツ医学の研究に力を注いで、健康長寿、医療費の削減につながる方策を模索しているとのことでした。運動、食生活、社会参加など、多方面から健康いず21の計画に沿った健康づくり支援の取り組みに力を注いでいただきたいと願っております。

これで一般質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時15分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

西 島 信 也 君

議長（三田忠男君） 次に、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、質問通告書のとおり、3点にわたり市長に質問をいたしたいと思います。

まず1点目、天城湯ヶ島支所跡地の利用計画についてということでございます。

本年4月から天城湯ヶ島支所が旧湯ヶ島幼稚園跡地に移転するわけですが、天城湯ヶ島支所跡地の利用計画について、次のとおりお尋ねをいたします。

1番目、保健福祉センターはこれからどうするおつもりか。

2点目、同じく農村環境改善センター、温泉プールの今後の処置を伺います。

3番目、旧支所、倉庫、車庫等敷地については、現在月20万円でグランバー東京ラスクに減額貸し付けをしておりますが、これを見直す考えはないのでしょうか。

次の2点目、貯木場の木皮の焼却処分について。

静岡県森林組合が大平に木材の中間土場、いわゆる貯木場をつくって、そこから出る木皮を新焼却場で燃やそうという計画がありますが、次のことについてお尋ねをいたします。

1番目、貯木場から出る木皮は産業廃棄物か一般廃棄物かで論争もありますが、事業系ごみであることは間違いがないと思います。それも大量に排出するとなれば、事業者みずから処理しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。

2番目、木皮等はチップにしてリサイクルする例も多くあると聞いておりますが、事業者とは相談をしているのでしょうか。

次に、3点目、市長の台湾旅行について。

昨年7月に菊地市長は、インバウンドの推進という目的を持って、台湾へ2泊3日の予定で公務出張したとのことですが、この件について次のとおり伺います。

1番目、7月1日から7月3日までの市長の行動記録を示していただきたい。

2番目、職員以外に同行した市民6名の氏名を明らかにしていただきたい。

また、どういう経緯で一緒に旅行したのか、お伺いします。

3番目、市長に支度料が3万5,000円余り支払われておりますが、何に使ったのか。支出明細があるのか伺います。

4番目、この旅行の契約は1社随意契約で行ったのか否かお伺いします。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

天城湯ヶ島支所移転後の利用につきましては、去年の冬に、議員の皆さんも御出席していただいた上で、行政と企業が合同の説明会をしたとおり、東京ラスクにお使いいただくことで考えております。

詳細については、総務部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） 私からは、ちょっと利用の計画について詳細に御説明いたします。

まず、1点目の保健福祉センターについてですが、平成30年度から1階部分を東京ラスクに貸し出す予定です。2階部分につきましては、一時的に現在の旧湯ヶ島小学校にある書物や井上靖氏資料等の移転のための保管場所として、市が使用する予定です。

の農村環境改善センターにつきましては、平成30年度末をもって施設を閉館することを

検討しており、また、天城温泉プールにつきましても、過日、教育部長が議案質疑の折、御説明させていただいたとおり、平成30年度末をもって閉館することを教育委員会のほうで検討していただいております。

3つ目の旧支所、倉庫、車庫、同敷地についての貸付料の見直しでございますが、こちらにつきましては、平成22年12月に締結しました定期建物賃貸借契約に基づくものでございますので、現時点で見直しは考えてございません。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

13番（西島信也君） では、再質問をさせていただきます。

ただいま市長の答弁で、今、東京ラスクに貸してある部分については、去年議員に説明したとおり、東京ラスクに買ってもらうというようなことを言ったと思うんですけども、それは間違いはないですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 以前、全員協議会でお示しさせていただきました覚書案を説明させていただきました。まず、その覚書に基づきまして、保健福祉センターにつきましては、まず来年度賃貸借ということで、貸し出しをいたします。その後、賃貸借の期間の経過をもって、売買については協議してまいりたいと考えております。最終的には、財産は売却するという、そういう方向で動いております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島信也議員。

13番（西島信也君） 今、最終的に売却するということですが、どこへ売却するんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 東京ラスクの財産を所有している現在の定期借地契約をしております株式会社グランバーです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、お伺いいたしますが、覚書というものを確かに、覚書案というものを見せてもらったんですけども、覚書というのは取り交わしたんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） こちら、覚書のほうは締結してございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いつ締結しましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 日にちにつきましては、私、手元にはないんですが、2月末か3月だと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 覚書によってグランバーに売却するということですが、それは、覚書は何で売り出すんですか。覚書というのはどういう法律に基づいてやっているんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 覚書につきましては、双方で今後、天城湯ヶ島支所移転後、あそこの保健センター敷地について、双方賃貸借をすると、最終的には協議によって売買するという、双方の意思を確認したものでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 覚書に第5条に売買契約というのが書いてありますね。ちょっと読みますよ。甲及び乙は、前条により締結した賃貸借契約期間終了後に甲が所有する物件、甲というのは伊豆市ですね。甲が所有する物件を乙に売り渡す。乙というのはグランバー。売買契約を締結することとすると書いてありますね。これは、そんな入札等そういうのを経ないで売っていいんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 市の財産を売却、処分する場合、予定価格が2,000万円以上で、かつ土地については5,000平方メートル以上のものについては、議会の議決を得ないと売却することができません。よって、正式な売買契約を締結するには、当然、議会の議決をお諮りするものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 私が言っているのはそういうことじゃなくて、いいですか、要するに、契約する場合には、一般競争入札、指名競争入札、随意契約、競り売り、この4つがあ

るわけですよ。要するにそれは随意契約ということになるわけでしょう。どうですか、そこは。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 議員おっしゃるとおり、随意契約になります。当然、議会の議決を得るためには金額、財産の処分の規模、契約方法、これについても当然お諮りするものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。地方自治法234条に、随意契約、どういう場合にしているかと書いてあるんですよ。これは政令でも書いてありますよね。いいですか。私言いますよ。随意契約にしてよろしいものは何か。金額が少額、要するに財産の売り払いその他について金額が少額なもの。幾らか。市町村の場合は30万円ですよ。30万円以下。2番目は競争入札に値しないもの。3番目、障害者自立支援法にのっとったもの、4番目新商品、5番目、緊急の場合、6番目、競争入札が不利、7番目、時価に比べて著しく有利な契約が結べる。8番目、入札者がいないとき、9番目、落札者が契約をしないとき。この9つなんですよ。このうちどれに当てはまりますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この天城湯ヶ島支所の移転後の利用につきましては、地元のにぎわい、また地域の役に立つ公益性に値するというふうに現在判断しております。先ほど議員言われました地方自治法施行令第167条の2第2号に該当するものと判断してございます。その契約の性質または目的が競争入札に適しないと。いわゆる価格競争だけではなくて、地域の活性化につながると、そういうふうに考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、部長が言った競争入札に適しないとというのはどういうことかという、誰かから財産、土地を買うよと。買うよというときに、それは競争入札に適しないわけでしょう。だって入札じゃないんだから。Aという人から買うんだから。そういうことを言っているんですよ、2番というのは。そんなににぎわいがあるとか公益に合致しているとか、そんなことは何の価値もないじゃないですか、そんなことは。2番というのはそういうことなんですよ。おかしいじゃないですか。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 静かにしてください。

13番（西島信也君） だから、これは随意契約に値しないんですよ、これは。当然、一般

競争入札でやらなきゃならないと思いますけれども、だからこんな覚書が出回っているということ自体がおかしいんですよ。結ぶということ自体が。特定の業者に財産を売り渡すことを前提としてつくったと書いてあるわけでしょう、これには。何も地方自治法にのっとっていないじゃないですか、これは。どうですか。また今後考えるとかしませんか。こんな覚書。
議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 私が申しあげました2号の目的が競争入札に適さないというものにつきましては、今、価格競争だけではなくて、価格競争で全てが済むのではなくて、やはり今回売却を仮にするときに、売却後の跡地利用というものも当然、今回の売却の目的にあるわけです。ただ高くあそこの財産を売るという目的ではありませんので、当然この2号の契約の締結の性質が価格競争に適さないということに該当すると判断しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） そんなことは当たらないわけですよ。いいですか。もしも仮に部長の言ったことがそうだとしたら、にぎわいをつくるのに、何でラスクしかにぎわいがつくれないんですか。ほかのところはだめなんですか。ほかのところだって立派なところはいっぱいあるじゃないですか。何でそれがだめなの。そういうことは、それでは言い値で売り渡すことになるわけですよ。何も競争が働かないじゃないですか。こんな随意契約、認めることはとてもじゃないけれども、できませんね。皆さんどうですか。おかしいと思いませんか。

こういう市の財産を処分するときには、適正な手段をもってやらなければならない。1社随契なんていうのはとんでもない話ですよ。それもあんな、何千万円だか何億円だかわかりませんが、そういう巨大な金額のものを、そんなここしかにぎわいづくりができないとか、そこが公益性にかなっているとか、そんなことが理由になりますか。おかしいじゃないですか。

市長はどう考えているのですか。その辺は、市長。市長、どう思いますか。市長に聞いていますよ。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 当時、議場におられなかった新しい議員さんもいらっしゃるんですが、これはもう随分前から議論になっておりまして、西島議員の当初の御主張は、地方自治法に定められた地方自治体の自治事務に入っていないので、企業誘致はやること自体が法律違反だという御指摘があったんですね。しかし、実際、企業誘致というのは全都道府県で行われていて、その中には、補助金もあるし、減額もあるし、無償貸与もあるし、そして、それは一般的にはプロポーザルによって、随意契約でほとんどの場合なされているんです。そういった議論はもう十分し尽くした後、違法でも何でもありませんね。そしてその中で、本件に

については、去年皆さん御存じのとおり、地元の皆さんと東京ラスクさんにおいでいただいて、東京ラスクという前提で地元の皆さんに御議論いただいた結果ですので、ここで全く別の事業を想定した入札をするということのほうが地元の皆さんに対する道義に反するものであると、市長としては認識をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） そんな地元の人がぜひ、地元というのは市山の人ですか。地元の人がぜひ東京ラスクを拡大して、あそこのにぎわいをつくるなんて、そんなことを言ったなんて私は聞いていないですけれどもね。今、国会では森友問題で大騒ぎですけれども、これは非常なあれになりますよ。こんなことをそのまま進めば、大変な問題になりますからね。いいですか。そこら辺はよく考えてくださいね。私はこれについては絶対飲みませんからね。

それから、今、東京ラスクに月20万円の減額貸し付けをしていますね。月20万円で。これも明らかな地方自治法違反であり、それから、伊豆市条例に違反していると思うんですね。いいですか。伊豆市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例というのがあるのは御存じだと思いますけれども、その4条に、普通財産の無償貸し付けまたは減額貸し付け、要するに、あそこはそのときの当局が不動産鑑定したときに、月約60万円の価値があるというのを20万円で貸し付けしているわけですね。3分の1に。第4条に、普通財産は次の各号のいずれかに該当するときは、これを無償または時価よりも低い価格で貸し付けることができるとあるわけですね。

何かということですが、1番目として、他の地方公共団体その他公共団体または公共的団体において公用もしくは公共用または公益事業の用に供するとき。それから2番目に、貸し付けた普通財産が地震、火災、水害等の災害により使用の目的に供しがたいと認めるとき。この2つの条件において安く貸し付けできるということになっているんですよ。これ御存じだと思いますけれども、これ、どちらで安く貸し付けるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 当時、減額貸し付けについては、議会の議決をいただいております。それは議員も御存じのとおり、地方自治法の96条に書いてございますとおり、その8条で、条例で定める場合を除くほか、中略して、適正な対価なくしてこれを貸し付けること、この場合は議会の議決を得るになっている。この規定に基づいて平成22年に議会にお諮りして、現在貸し付けをしているものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。それ条例で決めたときと議会の議決と書いてありますよ。この減額貸し付けの条例がないときには議会で決めていいということなんですよ。だっ

て、あなた、詳しいからあれでしょうけれども、役場の人は詳しいからわかるでしょうけれども、中伊豆町にこの条例はありましたか。修善寺町にありましたか。天城湯ヶ島町にありましたか。なかったんですよ、これは、そのときは。伊豆市になって初めてつくったんですよ。ない町村だって幾らもあるわけですよ。だから、そのときは議会の議決で決めればいいと。条例があるのに、減額条例があるのに、減額していいよという条例があるのに、これを議会でまた議決するということがおかしいです。だから私はそのとき反対しましたけれどもね。

非常にやっていることがおかしいということで、とにかく直す気がないというか、これだって、非常に問題な行為だと思いますよ。市の財産を何の理由もなしに、何の理由もないでしょう。これにもぎわいづくりですか。にぎわいづくりで安く貸せるというんですか。非常に問題。こういうところは、よく市長さん考えてくださいよ。市長が主導してこれやったんでしょうけれどもね。これは全然おかしいということで、余りこればかりに時間とっているわけにいかないからね。次に行きますけれども、では次、お願いします。

議長（三田忠男君） それでは、2番、市長、答弁を求めます。

市長（菊地 豊君） その前に、事実と異なる発言が議員からございましたので。

これは議員も関与されていた私が起こした裁判でも、裁判所で天城湯ヶ島支所の東京ラスクへの貸し付けは全く問題ないと判決が出ているんですよ。議員、法治国家の日本で、裁判所の判決を無視されたら、議場での議論はできませんので、そこは既に判決で、これはもう正当性が認められているんですよ。それは御存じのはずじゃないですか。したがって、先ほどの発言というのは、全く否定をさせていただきます。既に天城湯ヶ島支所の東京ラスクへの貸し付けの件は、裁判所で伊豆市の正当性が認められていて、それは議員も御存じの案件ですから、それは事実をしっかりと確認をさせていただきます。

それから、貯木場については、市民部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） それでは、西島議員の貯木場に関する御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、 についてでございますが、県営事業で創設される非農用地に計画されている貯木場は、林業の素材生産業及び素材生産サービス業に当たります。よって、法律施行令で産業廃棄物というふうには規定されておりません。木皮は産業廃棄物に規定されていないということで、産業廃棄物に規定されていない部分につきましては、一般廃棄物に当たるということで、一般廃棄物につきましては事業系、家庭系を問わず、市において統括的な責務があるため、新ごみ処理施設で焼却処分をさせていただくという部分でございます。

についてでございますが、先ほど申したとおり、貯木場の土地利用計画におきましては、木皮のチップ化等のリサイクル施設等の整備計画の記載はございません。現在、静岡県森林

組合連合会及び静岡県と調整をさせていただいている産業部からは、現在の事業予定者の事業展開におきましても、木皮のリサイクル施設等の整備の協議、相談は受けていないというふうに聞いております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 先ほど、市長が私の1番目の質問が終わった後、何か言っていたんですけども、そのことについて再質問していいですか。

議長（三田忠男君） もう終わりました。

13番（西島信也君） じゃ、何でさっきの市長のやつを認めるんですか。何で終わった後に市長の発言を認めるんですか。おかしいじゃないですか。市長が発言するなら私だって発言させてくださいよ。

議長（三田忠男君） 再質問というからおかしいですというんだよ。

13番（西島信也君） いや、違う、違う。

議長（三田忠男君） もう再質問はない。

13番（西島信也君） 私が1番目が終わったと言ったときに、じゃ、それだったら、何で市長の質問を、ちょっととめておいてくださいよ。何で市長の質問を認めるんですか。質問じゃない何か言っていることを認めるんですか。

議長（三田忠男君） 意見なら認めようと思いましたがけれども、再質問はもう終わりましたので。

〔「議長、おかしいぞ」と言う人あり〕

13番（西島信也君） じゃ、意見をちょっと言わせてください。

議長（三田忠男君） どうぞ。

どなたですか。議長おかしいと言った方。静かに願います。

13番（西島信也君） 先ほど、質問じゃないんだからとめておいてください。質問じゃないよ。とめて。事務局長、とめておいてください。とめておいて。

議長（三田忠男君） 後から戻しますので、お待ちください。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時40分

再開 午後 2時43分

議長（三田忠男君） 再開いたします。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

私が言っているのは、要するに、貯木場から出るごみは事業系ごみかということを知っているんですよ。それはどうですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 事業系の一般廃棄物というふうに認識しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。伊豆市で今般、平成29年4月に伊豆市一般廃棄物処理基本計画というのを出しましたよね。議員の皆さんにも配ったと思うんですけども、これにごみ処理の基本方針とあるんですけども、これ、どういうことが書いてありますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 中間の見直しにかかわりまして、ごみ処理の基本方針につきましては、国の政策、3R施策、リデュース、発生の抑制、リユース、再使用、リサイクル、再資源化を基本としております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 私が言っているのは、むやみやたらにごみをふやすなということでしょう、ごみ処理の基本方針として。3R、日本語でいいますと、発生抑制、再使用、再資源化と、こういうことを伊豆市のごみ処理の基本方針で言っているんじゃないですか。この3の4に、ごみ処理基本計画とありまして、発生抑制、資源化計画とある。いいですか。これ、事業系ごみですよ、木皮は。事業者がみずからの責任を自覚して、とにかく事業所を、途中飛ばしますけれども、事業所を市のほうは個別に訪問して、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進しますと、こう書いてあるんですよ。これについてどう思いますか。市長はどう思うの。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 事業者の責務という部分でお答えさせていただきたいと思いますが、全てが事業者の責任において処理すべきものというふうに思われがちですが、先ほど私、事業系の一般廃棄物につきましては、市に統括的な責務があるというふうにお答えをさせていただきました。統括的な責務という部分につきましては、事業者がみずから処理するというだけで、全てを処理するという部分については非常に難しいところもございます。そういった部分を含めて、事業者が排出するルールづくりとか、そういった部分の行政がルールをつくって、仕組みを構築して、事業者に御協力をいただくという部分が基本方針と取り組みの体系等にうたわれております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。この冊子の中に、燃やすごみの減量と資源化ということが太字でゴシック自体で書いてあるじゃないですか。この中に剪定枝等の有効利用、これ木皮と書きましたけれども、剪定枝も入っているんでしょうね、恐らく。これ二百三十何トンですよ。年間240トン近い計画になっていますよね。いいですか。木質粗大ごみ、剪定枝等を民間事業者と連携しリサイクルすると、こう書いてあるんですよ。何も伊豆市がそういうのをつくることはないわけですよ。民間のごみなんだから。事業系ごみなんだから。それは一般家庭ごみは市の責任でやりますよ。でも、これは事業者のごみじゃないですか、事業系の。それも、1年間に230トン、240トン出すと。伊豆市伊豆の国市で燃やすごみは全部でどれくらいか知っていますか、幾らくらいか。2万トンですよ、2万トン。2万数千はいかないけれども、今現在2万トンですよ。1%を出しているんですよ、ここが。1%。これどう考えているんですか。自分でやってもらうことはできないんですか。お伺いします。

市長はどう思っているんですか。あそこら辺は。市長さんが主導してやってきたことじゃないの、大平の貯木場だって。市民部長は貯木場のことなんて恐らく知らないと思うけれどもね。知っていればいいですよ。知らないと思いますよ。だって、あっちのほうだしね。市長が直接かかわっているんじゃないですか、この貯木場のことについては。どうですか、市長。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 貯木場、これは静岡県森林組合連合会が今の計画でいきますと整備運営を行っていただくということでございます。この貯木場につきましては、内陸フロンティアの天城北道路大平インターチェンジ周辺、森と農活力創造推進区域に指定されておりまして、その県営事業の、事業名を申し上げますと、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業という形で、整備を進める計画になっております。

伊豆市におきまして、森林整備、林業振興を図る上で静岡県森林組合連合会を誘致したという部分で、市としても責務があるというふうに感じております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） それでは、これは公益的事業なんですか。民間の事業じゃないんですか。そこら辺どうですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 民間の企業といえば民間の企業でございますが、伊豆市として森林を多く持っている部分、その部分の森林整備、林業振興を進める林業の事業体、伊豆市に

協力していただいている事業者というふうに認識しています。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） そんな伊豆市に協力するとか言たって、民間は民間なんですよ、商売でやっているんですよ、金もうけで。そんな伊豆市を助けるために、あるいはほかの自治体を助けるために貯木場をつくるわけじゃないでしょう。それに対して、ですから要するに、全ごみ量の1%以上を持ってこようというわけですよ。今、新ごみ処理場が全部で200億円かかると言われているんですよ。当局が言わないけれども。だったらあの1%は2億円ですよ。2億円を伊豆市、伊豆の国市に寄附するというのだったら、それはそれでもうちょっといいかもしれないけれども、そういうあれはないんですか、市長さん。市長に聞いているんですよ、市長。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 森林組合は金もうけの団体ではございませんので、森林組合法で利益を上げることが禁止されておりまして、公益的な団体、組合ですので、そこは誤解なきようをお願いしたいと思います。

そこに対して、森林環境税はまだ入っていないんですけれども、これまで国・県が、伊豆市もそうですが、なぜ厚い補助金を出しているか。つまり森林の管理というのは、極めて公益性が高いということも国も県も市も考えているわけですね。これは防災もあるし、環境保全もあるし、林業育成もあるし、いろいろ総合的な観点から、森林整備の必要性が認識されていて、それを公益的な団体である森林組合が事業としてされている。もちろん必要な経費は売り上げとして、収益としてやっていくんですけれども、そのような中において、そこから無理に出すわけではないですね。木を扱えば多少皮がはがれ落ちて、そこに残るわけですから、それを事業系の一般廃棄物として市が処理する責務がある。それは粛々と果たさせていただくことが十分に公益性がある事業であると、このように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 今、市長は国・県もこれを重要視していると言ったけれども、何で補助金をつかないんですか。あそこの土地を取得するのに、補助金が何でつかないんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

市民部長（梅原敏男君） 先ほど申した県営の事業でございまして、その部分の土地の取得という部分については、事業上補助金はつきません。土地の取得の部分についてはつきません。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから、市が出すのは、これはごみとは直接関係ないんだけど、土地の取得は市が取得するわけでしょう。そんな、それぐらいしかないわけですよ。あとごみの処理とか、それぐらいしかないわけでしょう。国・県がそんな重要視しているなら何で補助金が見つからないんですか。非常におかしい。こんなことはまた前代未聞で、やってはならないということですから、時間も来るから次に行きます。

次に、市長の台湾旅行。

議長（三田忠男君） 答弁してからにしてください。

13番（西島信也君） 何か答弁するの。誰が答弁するの。

第1答弁、やってください。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

とりあえず答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、私の行動記録ということですが、7月1日に羽田空港を出発して、台北に着いております。その日の夜に、静岡県台湾事務所の方を含めて情報交換をいたしました。この場には、日台交流協会の駐在員も同席をしております。7月2日に、野柳ジオパークの視察、そして市内の公共交通及びサイクルステーションの状況を視察しております。その後、伊豆市観光大使をお願いしております方の台北永樂ロータリークラブの社長就任式に参加をいたしました。7月3日は、市内の市場調査やサイクリングロードの状況などを視察して、帰国しております。

2番目は、これは職員以外の方で、また公費も使われておりませんので、お答えする立場にございません。

それから、支度料は定額により支給するものであるため、支出明細はないということでございます。

旅行の契約については、総合政策部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

1社随意契約かどうかということですが、こちらにつきましては、出張旅費として航空運賃、それから宿泊費等の支払い先を出張する本人から依頼された口座に支払ったものでありますので、伊豆市との契約ではございません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） では1つ、最初から質問しますね。

市長が7月2日に野柳地質公園へ行ったと言っているんですけども、これは本当に行ったんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 視察をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

13番（西島信也君） 誰と一緒にいったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、随行は覚えておりますけれども、そのほかどなたが行ったか記憶にございません。

〔「だめだ、そんなでたらめ言ったんじゃ」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。静かにしてください。

西島議員。

13番（西島信也君） そんな半年くらい前の話、誰が行ったか。じゃ、どういう手段で行きましたか。バスで行ったの、電車で行ったの、車で行ったの。何で行ったんですか。自分が行ったのは自分で答えなさいよ。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 森さん、静かにしてください。静かにしてください。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 静かにしてください。森さんの質問じゃありませんので。

13番（西島信也君） 市長さん、人に聞くことじゃないでしょう。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 森さん。

はい、どうぞ。

市長（菊地 豊君） すみません、事務方で整理してくれた記録によりますと、タクシーで移動したということになっています。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） そんなことも覚えていないんですかね。事務方といたって、事務方が行っているわけじゃないんだから、部長さんは。そんなことも思い出せないの。

行ったと、行ったと言うなら行ったというんでしょうね。それから、リンさんという方のロータリークラブの社長就任式、午後から行ったということですね。このロータリークラブ

の社長就任式は公式なものですか。非公式なものなんですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 台北永樂ロータリークラブの公式の社長就任式典に伊豆市長として出席をさせていただきました。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） それは向こうからすれば公式かもしれないけれどもね。公式といえど公式でしょうけれども、伊豆市長として伊豆市の業務、公式というのは伊豆市の業務ということなんですよ。伊豆市の業務として行ったんですかということを知っているの。

議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市長の公務として参加をさせていただきました。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） そんなのが公務に入っているなんて、普通の人、一般の人は認められませんよ、そんなの公務なんて。

ここに、復命書というのがありますよね。市長についていた職員が行った復命書ですよ。IIPメンバー3名と有志3名というのは黒塗りになっていますよね、これは。さっき言ったら答えられないなんて言ったんですけれども、だけれども、ここにIIPメンバーっていうんでしょう。IIPメンバーというのは、これは向こうでたまたま会ったんですか。それとも示し合わせて行ったんですか。どういう形でこのIIPメンバーという3人は、どういう形で行ったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 台湾との交流については、まず、天城湯ヶ島町の交流があり、そしてある民間の方の交流があり、その交流の経緯を踏まえた上で、伊豆市として改めて観光大使をその方をお願いしたんですね。したがって、伊豆市、そして市長以外の交流ルートがありますので、そちらの方が独自に行った。向こうでの同一行動もしておりますけれども、したがって、それを私が今、公費を使っていない、うちの職員以外のところについて、議場でお答えする立場にないというものでございます。

日程調整も、正直申し上げて市長は直接はやりませんので、伊豆市は伊豆市長の行程として組んでおりまして、そのほかの方々がどういうタイミングで、フライトは多分一緒だったと記憶しておりますけれども、彼らがどういう旅行計画をつくったかは、私は知るすべはございませんので、ただ、同一行動は諸所においてしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） IIPメンバーというのは、これはどういう方が。言われないうですか。IIPというのは大体、伊豆市インバウンド何とかという団体だと思わうんですけれど、これには補助金がありていますよね。去年の場合、年間195万円、ことしも195万円の予算出ていますよね。ある程度公的な人じゃないですか、この人らは。違いますか。そんな195万円も出ている団体の人なんだから。そう思いませんか。市長、どうですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） すみません、どういう方かというのはここで申し上げられるかどうかわからないけれども、何か説明できる資料ありますか。すみません、確認をさせていただきたいんですが、御存じのとおり、ここでは公的な話以外、プライベートなことはしてはいけないと書いてあるんですね。もちろん質問はお受けいたしますけれども、どの論点、何が。私の行動なら御説明しますし、随行の説明なら御説明しますし、民間の方が自分のお金で行かれた旅行について、私が答弁する責務はございませんので、例えばネルソンに行ったときも市民の方も入っているし、その方々が何十人だったか覚えていませんけれども、何をしたか、私ここで答えもできないし答えられもしないし、今ここは公務として何が議題になっているのでしょうか。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 公務として何が議題になっているかって、1つ、このIIPという団体には補助金が195万円行っているわけですよ、年間。台湾に行ったのに、195万円のあれを1銭も使っていないという、そういうことを知っていますか。使っているんじゃないですか。

議長（三田忠男君） 関係部長で答弁願えることができますか。

まずIIPの構成メンバーとか、固有名詞ではなくて、組織のそういうのを説明してください。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） IIPにつきましては、今、インバウンドの活動が盛んでございますので、民間の事業者の方が集まりまして、インバウンドで外国人を誘致しようという形の協議会でございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから、民間でやるのはいいですよ。それに補助金を出しているわけでしょう、195万円。ですから、この人らがこの195万円を使う限りにおいて、これは幾分

かは公務ということになるわけでしょう。ちょっと市長にお伺いしますが、市長が実際に行っているんだからね。伊豆中央バスの佐藤さんという方は行きましたか。社長の佐藤さん。
議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 行っておられると思います。すみません、私は一体何を聞かれているかを先に御説明いただかないと、自費で行かれた民間の方の名前をここで私が話すというのは、一体何の関連でかを言っていたかかないと、発言そのものが問題になりますので、その議題について、何に関する質問かについて言っただけませんか。公務員でない民間の方の名前をここに出すことは、相当慎重にならざるを得ないですね。

議長（三田忠男君） 西島議員。

13番（西島信也君） 要するに、公務か公務でないか、そういうことを言っているんですよ。羽田へ市長は電車で行ったと言いましたよね、行きは。ほかの7人は車で行ったと言いますけれども、どういう車で行きましたか。バスで行ったのか、それとも個人の自家用車で行ったのか。何で行きましたか。

議長（三田忠男君） 民間のことを言っているよね。答えられますか。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 多分、前回の森議員のときも答弁させていただきましたけれども、民間の方の車で同乗させていただいたということで聞いております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 私が不思議に思うのは、ことしもどこか、インドネシアに行くというときに、16万円自動車借上料が出ていますよね。去年も出ていましたよね、16万円、この特別旅費という中に。それは羽田までのバスだという説明があったんですけども、じゃ、羽田まで行ったのはバスじゃないんですね。伊豆市で借り上げたバスじゃないということですね。それをはっきりしてください。

議長（三田忠男君） 民間の人がどうやって行ったかだよ。

産業部長、答弁願います。

産業部長（堀江啓一君） 今回、市が借り上げたバスでなくて、民間の方の車に同乗させていただいたということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） これが市の職員がそんなのに乗って行っていいかということであって、これは問題ですよ。それは民間からの利益供与に当たりますからね。そうでしょう。

とにかく、私が言いたいのは、要するに、市長は台湾へ2泊3日で行ったよと。何をやってきたかと。野柳地質公園へ行ったよと。何しに行ったんですか、これ。観光ですか、ジオ

ですか、何ですか。前の日は台湾事務所の人と一杯飲んだと。次の日は野柳公園へ行って、就任パーティーに出たよと。公式だかなんとか非公式だか、よくわけがわからないのに出たよと。それで市の金を使ってよく行きますね。それをどうお考えになりますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 今回2泊3日ということで、短期的な出張だったんですけれども、しかし、伊豆市の観光大使をお願いしている方、非常に長い期間、天城湯ヶ島町のころから伊豆との交流に尽力されてきた方を観光大使としてお願いし、その方のところにしかるべく立場につかれるときの式典に市長として参加させていただくことは、国内であっても多々あることでありますし、別に異例のものではないと思います。

また、この台北永樂ロータリーに限らず、ここがメインなんですけれども、そのロータリークラブのおつき合いの中で、毎年行くたびに、何百人も方々の中で伊豆半島を紹介させていただいている、そういったことですので、そこは市長として参加することに余り市民の皆さんの反対はないんだろうと思います。

また、野柳ジオパークについては、ジオリアを御覧になると、今でもあろうかと思いますが、以前にこちらに訪問いただいておりまして、国家間の交流と地方交流は少し違うんですが、一般的には訪問いただいたところには、答礼という形でこちらから訪問させていただくことが一応国際的なマナーなんです。ですから、ネルソンの市長に来ていただいたら、私も次に行かせていただく、野柳においていただいたら、何らかのタイミングでこちらから訪問させていただく。実は西ジャワ州も既にこちらに来ていただいていますので、タイミングが合えば、どこかで答礼という形で訪問させていただく。その中で野柳ジオパーク、ジオパーク仲間でもありますし、視察させていただくことに、余り公務として普通の市民の皆さんは違和感はないのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） そんな国内と一緒にだなんて言って、そんな飛行機に乗ってそんな行きますか。そんなところにわざわざ。

戻りますけれども、さっき聞きましたが、伊豆中央バスの佐藤さんは行ったんですか、行かないんですか。どちらですか。お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 繰り返しになりますけれども、民間の方が自費で行かれたものをここで、市長として、さすがに答弁する立場にはないということを繰り返し申し上げるしかないと。思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番(西島信也君) だから、IIPメンバーで、IIPメンバーというのは補助金を受けている団体ですよ。だから、いかに民間の方といたって、半分公務で行っているんじゃないですか。そこはどうですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 伊豆市から補助金を出させていただいている団体はたくさんございますけれども、その方々がどこでどういう活動をされようとも、公務であるということはなかなか言えないのではないかなと。全部伊豆市の、市の公務として活動されている方ではありませんので、補助金イコール公務だからというのは、少しそれは飛躍しているのではないかと思います。

議長(三田忠男君) 再質問。

西島議員。

13番(西島信也君) けれども、ここにIIPメンバーとして行っているんですよ。IIPメンバーが3人、これ見てるでしょう、市長だって判こを押していますからね。了なんて書いて。これどう考えますか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 繰り返しですけれども、伊豆市が補助金を出している団体はたくさんありますよね。商工会もそうだし観光協会も地域福祉協議会も、その方々がどこかに行くたびに、市長と関連があって公務でということは、やっぱりないんだと思うんですね。

これ基本的には民間の方が自費で行かれた旅行について、ここで私が何か発言する、市長としての責務の範囲外の議題を今展開されようとしていることが非常に不思議なんです、私の行動であればちゃんとお答えしますが、なぜここで民間の方が議論にならなければいけないのか、そこは非常に不可解でございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

西島議員。

13番(西島信也君) また私、情報公開で195万円の内訳を見せてもらいますから、それによって、また私も対応を考えましょう。

次に、支度料ですけれども、支度料の考え方というのは、どういうときに支度料が払われるんですか。お伺いします。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

総務部長。

総務部長(伊郷伸之君) 市の職員等の旅費に関する条例の規定に基づきまして、海外出張等の外国旅行の場合には、定額として支度料の規定がございます。その規定に基づき、支給

をしているものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 支度料は何に使うのですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 一般的には、保険料、医薬品、最低限の儀礼品や携行品などに使うものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 市長はこの台湾旅行について3万5,000円の支度料を直接いただいていますよね、振り込みで。何にお使いになりましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 先ほど私が申しましたような経費に定額として支給してございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） だから何に使ったのかと聞いているんですよ。市長しか答えられないでしょう、お金が市長に直接行っているんだから。伺います。市長に聞いているんだよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 条例の規定に基づきまして定額で支給してございますので、こちらは何に使ったか、その用途を特定しなければいけないというようなものではございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） いいですか。この前も話で出ましたけれども、支度料というのは国においては留学など赴任に相当するもので、旅行期間が1カ月以上にわたるものしか支給していないんですよ。これからもずっとそうするつもりですか。定額じゃないんですよ。外国旅行において内国旅行と異なる準備・携行品等の費用に充てると、実費弁償なんですよ、国は。何で伊豆市は定額でやっているんですか。そんなところはどこにもないですよ。どう答えるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この支度料につきましては、昨年12月で議員提案されました議員

の皆さんの費用弁償、こちら市長の旅費に準じて支給することとなっておりますので、議会のほうとまた相談させていただいて、この支度料の取り扱いについては御協議させていただきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

13番（西島信也君） 支度料のことはこの前のときに1行も入っていなかったでしょう。一言も。遠いところだけ日当代を削ったというだけじゃないですか。嘱託料もあるかもしれないけれどもね。

とにかく、支度料は国の趨勢では、出しているところなんてほとんどないんですよ。何で伊豆市だけ出すんですか。おかしいじゃないですか。そんなのんべんだらりともらって、何に使ったか答えられないなんて、とんでもないですよ。

そういうことで、以上質問は終わります。答弁は要りません。

議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで10分間の休憩をいたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時25分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

杉山武司君

議長（三田忠男君） 次に、7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

7番（杉山武司君） 7番、杉山武司でございます。通告に従いまして質問いたします。

その前に、大変申しわけないんですけども、通告書の訂正を4カ所ほどお願いいたします。申しわけございません。

1ページ目、下から7行目、「較べて比べて」が2つありますけれども、後ろの「比べて」を消してください。

次に、4ページ目、上から3行目ですけれども、322という数字がありますけれども、これは375に変えてください。その下の72回となっていますけれども、それを19回に変えてください。それは4ページです。

それから、最終ページですけれども、6ページ目、下から5行目、「伊豆市文書管理規定」という文言がありますけれども、この「規定」の「定」が「程」ですから、変えてください。

大変申しわけございません。

それでは、質問を始めます。

1、救急救命におけるランデブー拠点ヘリポートの整備について。

駿東伊豆消防本部の平成28年の消防年鑑によりますと、救急出動件数は2万2,188件、事故種別では、急病が1万3,160件、一般負傷が3,236件、交通が1,617件、この3種で全体の81.2%を占めています。伊豆市の場合も同様で、出動件数1,847件のうち81.9%となっております。

管内の年齢別の搬送人員は、高齢者が62.5%、成人が30.8%、少年が3.3%、乳幼児以下が3.4%でした。総務省消防庁が毎年刊行している消防白書の平成28年版では、全国の65歳以上の搬送は全体の57.2%でした。それに対し、駿東伊豆消防管内で搬送された高齢者の割合は5.3ポイントも高くなっています。今後は高齢化の進展に伴い、さらに高齢者の搬送の増加が予想されます。

平成28年度消防白書によりますと、119番通報から現場に到着したまでに要した時間は、全国平均で8.5分でした。また、119番通報から病院収容に要した平均時間は39.3分でした。これを平成8年と比べてみると、現場到着所要時間は2.5分長くなり、病院収容所要時間は14.9分も長くなっております。この要因は、社会構造の変化、一般道の整備改良のおくれ、自動車台数の増加などのさまざまな要因が考えられます。

伊豆市では、入電から現着までに20分以上要した割合は15.2%、入電から病院収容に40分以上要した割合は64%で、駿東伊豆消防本部管轄内では、一番割合が多くなっております。これは、駿東伊豆消防組合の管轄面積921.43平方キロメートルの39.5%を占める伊豆市の広い面積363.97平方キロメートルがその一因です。伊豆市の人口密度は東伊豆町の約2分の1、清水町の42分の1と、広い地域に人口がまばらに点在している広域分散型社会が伊豆市の現状です。

救急救命の講習で、カーラーの救命曲線が用いられます。それぞれの疾患で死亡率が50%になるには、心臓停止は3分、呼吸停止は10分、大量出血は30分、それぞれ経過したときとなっています。救急救命は時間との闘いです。昨年9月11日、奥湯ヶ島で事故が起きました。80代の男性がおよそ5メートルの高さから誤って転落しました。8時27分、119番入電、8時30分、本部から田方南消防署へ出動指令、8時32分、田方南消防署より救急隊が出動しました。本部からドクターヘリの要請は8時35分でした。8時50分、救急隊が現場到着、応急治療が始まりました。9時5分、負傷者を収容後、現地発、9時13分、ドクターヘリへ収容しました。およそ5分で病院着、通報から51分後に順天堂大学医学部附属静岡病院に収容されました。

湯ヶ島の山間部から二十数キロ先の病院へ救急車搬送の場合を推測すると、通報からトータルで1時間数十分を要します。重症患者の場合、いかに早く治療を開始するかが生死に大きくかわります。治療が早ければ後遺症の減少にもつながるとされています。ある研究では、ドクターヘリの効果として、医療効果と経済効果の2つの効果が期待できると報告しています。

医療効果は、死者を27%、植物状態を37%、重症後遺症を47%減少し、社会復帰者が45%も向上したと推定しています。経済効果では、救急車搬送に比べて入院日数が4日から18日も短く、医療費についても入院点数が数万点から十数万点低く抑えられ、さらに後遺症の減少によって、介護にかかる費用の削減にもつながるとの報告もあります。

伊豆市には、16施設ほどのヘリポートが旧4町に点在していますが、多くがグラウンドヘリポートの土のグラウンドです。ヘリのローターによる下向きの風が引き起こす砂塵や小石の巻き上げる周辺の施設や家屋への損害、また自己機への傷つけによる安全運航への弊害もあります。現に、昨年12月3日に天城中学校グラウンドで住民によるヘリコプターの安全誘導の訓練が実施されましたが、事前にグラウンドに水をまいたにもかかわらず、風圧で予想以上の砂塵の発生により、着陸はしませんでした。

有視界飛行が原則のドクターヘリの運航は気象条件に大きく左右されます。救急現場への着陸の最終判断は機長に委ねられていますが、運航特性は低高度の運航が多く、障害物に隣接した場外離着陸場への着陸リスクは高く、一般的に航空事故の多くは離着陸時に発生しています。

順天堂大学医学部附属静岡病院の活動報告資料によりますと、平成28年度のドクターヘリの出動件数は、全国54機のうち3番目に多い1,018回で、賀茂医療圏へは322回、熱海伊東医療圏へは190回、富士医療圏へは112回、駿東田方医療圏へは375件、南部が144件、北部が231件で、その他19回となっています。1日平均2.8回の搬送で、かなりハードな運航となっております。

その上で、特に伊豆半島の地域特異性については、1、各生活区域が山で分断された地形的な問題がある。

2、各地に観光地があるため、道路が渋滞しやすい。

3、伊豆地域には高度な治療設備を備えた病院が少ないことを挙げています。

以上のことから、地域の救急救命体制の充実のために、有効なドクターヘリの安全運航について以下の点を質問いたします。

伊豆市は人口減少が急速に進行したり、典型的な広域分散型地域社会となっています。救急救命におけるドクターヘリの位置づけをどのように捉えているのか伺います。

伊豆市が整備した小下田のヘリポートはどのような経緯を経て整備されたのか伺います。

旧4町の救急搬送のランデブー拠点や防災・災害救助となるヘリポートの状況をいかに捉えているのか。その上で、今後の整備計画を伺います。

2、公文書管理について。

平成23年に施行された公文書管理法によって、国の行政機関では文書の作成から廃棄までの文書管理が義務づけられました。制定の理由は、年金や薬害問題などずさんな公文書の管理が発端です。公文書は国民との共有財産であるとの観点から、定められた要件を満たす公文書は重要度において保存期間を定めることを法制化したものです。

この法の第34条は、地方自治体はこの法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の管理に関して必要な施策を制定し及びこれを実施するように努めなければならないと努力義務にとどまっています。これは憲法第92条の地方自治の本旨の地方自治は国から独立した団体に委ねられ、団体みずからの意思と責任のもとでなされるという地方分権的要素によるものとされています。適正な文書管理により国民に説明責任を果たしていくことは、地方自治体においても同じように求められているものではないかと考えます。

総務省の平成27年度3月発表の公文書管理条例等の制定状況調査によりますと、公文書管理条例を制定している市町村は12団体、0.7%、都道府県においても5団体、11.6%、政令指定都市でさえ4団体、20%に過ぎません。

平成29年12月26日に内閣府は行政文書の管理に関するガイドラインの変更を公表しました。公表された資料では、行政の適切かつ効率的な運営を実現するとともに、現在及び将来の国民への説明責任を全うするため、行政文書の作成保存に当たっての適正な管理は重要であり、作成する文書の範囲や正確性の確保、保存のあり方、文書管理体制の充実などの方策を取りまとめたものとしています。

その中で、公文書の作成については、行政機関内部の打ち合わせや外部者との折衝等を含め、政策立案や事務及び事業の実施の方針等にかかわる記録については文章を作成することとしています。さらに、行政文書の正確性確保については、説明責任を全うするため、行政機関の外部との打ち合わせ等の記録については、相手方の発言部分も相手に確認の上記録を作成すべきとの判断をしています。

現在、伊豆市では、伊豆市文書管理規程を制定していますが、国の公文書管理法の行政文書の管理に関するガイドラインとその変更を踏まえて、以下の質問をいたします。

公文書の管理についての考えを伺います。

公文書管理条例の制定について伺います。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、ヘリポートについてですけれども、まず1つ目のドクターヘリの位置づけ、これは伊豆市では、大変に必要な救急手段であると考えております。土肥の小下田小峰からは距離もございまして、時期によっては渋滞もあり、船原峠もありということで、土肥を一番心配しているんですが、実はドクターヘリの運用を見ますと、必ずしも土肥だけではございまして、非常に貴重な搬送手段となっております。ただ、御承知のとおり、夜と天気が悪いときに運用できないものですから、将来への大きな課題と認識しております。

それから、小下田のヘリポートは、これは小下田にございますふじみ幼稚園を廃止した後、

それを有効活用するときに土肥の地元の旅館が使いたいということで、地元の皆さんとお話をさせていただきました。そのときに、地域の皆さんからふじみ幼稚園のところはゲートボールに使っているのという御要望があったのですが、私のほうから、小下田地区にとっては、まずドクターヘリのヘリポートが必要ではないでしょうかと、そしてヘリポートを整備した後は、ゲートボールとしても使うことができますのというので提案をさせていただき、その後は行政手続を経て、整備をさせていただきました。

その経緯と3番目のランデブー拠点については防災監から答弁をさせていただきます。
議長（三田忠男君） それでは、補足説明の申し出がありますので、総務部防災監。
防災監（佐野松太郎君） 2番の小下田のヘリポートについて、どのような経緯を経て整備されたかについて補足いたします。

先ほどありましたとおり、現在、緊急時はドクターヘリのヘリポートとして整備いたしました。平時の草刈り等の維持管理については、地元へお願いしております。本体工事は平成28年3月30日着手し、平成28年11月30日に完了し、関連工事は平成29年3月29日に完了したものであります。

引き続きまして、3番目の旧4町の緊急搬送のランデブー拠点や防災・災害救助となるヘリポートの状況をいかに捉えているか、その上で、今後の整備計画についてですが、救急搬送のランデブーポイントや防災のヘリポートなどの必要性は、市の地域特性から非常に高いものと考えております。現在、防災上のヘリポートは、伊豆市地域防災計画の資料の巻であります。記載し、市が県地域防災計画にありますヘリポートの発着場基準に基づき、19カ所指定しております。ドクターヘリのランデブーポイントについては、消防本部において、消防防災ヘリポートを含み市内39カ所を指定しております。

今後の整備については、消防本部と連携し、住民の意見等踏まえ、ドクターヘリ運航対策室の協力を得て、ヘリポートの確保に努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 救急救命における伊豆市の現状と地理的条件を長々と説明させていただきました。ドクターヘリの有効性というところなんですけれども、傷病者を迅速に医療機関に搬送するという目的はもちろんですけれども、それ以上に必要な役目というのがドクターヘリには備わってしまっていて、重症患者に対して、可能な限り早急に治療を開始するための医師を搬送するというのがドクターヘリの本来の目的だとされています。重症患者にとって生死を決定するもの、これは時間ですよ。伊豆市の面積や地形によって、致命的な地勢を伊豆市は持っています。そのところをどのように捉えているのか伺いたいというふうに思っています。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 救急搬送に要する時間が非常に重要だという認識については、そのとおりであります。先ほどありました他の市町に比べて、伊豆市は40分以上というのが60%を超えているという極めて高い数字だということは認識しております。この中で、治療開始時間の短縮が救命にかかわる、つながるものだと考えております。

なお、いかに医師を傷病者の発生現場に早く行き、治療を開始するかだということを思っております。救急隊と運航対策室の連携はもちろんのこと、市として何かできるかということが重要だと認識しております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） ドクターヘリの先進国でありますドイツですけれども、ドイツの救急法には15分ルールというのが定められていまして、どの現場においても15分で治療を開始するということが法律で定められているんですね。日本もその確立を求めようとする動きが広がっていますが、そのためには、安全に着陸できる場所が本当に少ないんですね。そのために、安全なヘリポートが不可欠なことは既に御存じだと思うんですが、その辺のところをどういうふうに重要に捉えているか伺いたいというふうに思っています。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） お答えします。

市の地域が広いということに関して、現在、まず初動については、具体的には田方南消防署から救急車が行きます。そのために市の広さを考えると、どうしてもやむを得ない時間というのは、当然広さに応じたものがあります。先ほど言いましたいかにそれ以降にいかに時間短縮かということに対して、現場に医師を届けるかということの連携が極めて重要だということで認識しております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 次に、小下田のヘリポートについて伺いますけれども、順天堂病院のドクターヘリの運航対策室からいただいた資料によりますと、ランデブーポイントヘリポートというものは、防災対策基準以上の条件が必要であるというふうに資料をいただいております。最小でも35メートル掛ける35メートルという面積を有して、砂塵が飛ばないこと、それと、特に砂塵が飛ばないようにするために、芝生や舗装した着陸地点が必要ですということなんですけれども、この基準を満たすことでドクターヘリは有効な安全活用ができるということが資料に示されています。

小下田のヘリポートは、順天堂の運航対策室からいただいた資料による要件に適合しているかどうか、伺いたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） 運航対策室のほうからは、降着は可能だということで返事をいただいております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 1回でもおりたことがございますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） ありません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） それと、このヘリポートの整備に関して、風などの気象条件をどういうふうに捉えたのか、また障害物を考慮に入れたのかということと、その辺のことを踏まえまして、整備に関してヘリポート整備の専門のコンサルティングを入れたのかどうか伺います。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） お答えします。

専門のコンサルティングは受けておりません。逐次運航対策室のほうに指導を受けたという認識であります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 運航対策室に聞いたという話ですけれども、現地評価を受けてありますか。いかがですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

防災監。

防災監（佐野松太郎君） お答えします。

作成時については受けていないという認識です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） ぜひ、運航しているセントラルヘリコプターもしくは中日本航空といったドクターヘリ専門のこういうところは運航会社はコンサルティングもやっていますものですから、その評価を受けていただきたい。そうしないと、宝の持ち腐れになってしまいま

すから、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

では、次に行きます。

議長（三田忠男君） それでは、公文書、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） まさに今、国政で公文書の管理は大変問題になっておりますけれども、適正に伊豆市としても公文書の管理に努めてまいります。

詳細については、総務部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の公文書の管理についての考え方ということでございますが、伊豆市におきましては、議員おっしゃるとおり、伊豆市文書管理規程を制定してございます。公文書の作成や保存の取り扱いを定めるとともに、文書保存のルールを徹底するために、年1回、職員により文書管理点検を行い、公文書管理の適正な実施に努めております。

2点目の公文書管理条例の制定につきましては、統計でも出ておりましたように、市町村、数字が低いわけですが、伊豆市におきましても、今後の公文書管理全般の中長期的な課題として検討してまいります。

市の施策の意思決定や事業実施等の記載である公文書は、市民共有の財産でありますので、引き続き、適正な管理と適切な保存に努めてまいります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 今国会でまさにこの公文書の取り扱いが取りざたされているわけですが、国の公文書等の管理に関する法律の第1条では、その目的として、国やその機関の諸活動や歴史的事実の記録の公文書は健全な民主主義の根幹を支えるものだということで、国民共有の知的資源として、現在及び将来の国民に説明責務が全うされることを目的とするというふうに記載されております。

国の制定するよりも8年も早く、全国で初めて公文書管理条例を制定した熊本県宇土市の文書管理条例の第1条の目的にも、市が保有する情報は市民の財産であるという基本的立場に立ちという云々があります。そして、これは情報公開制度達成のために行政機関等の政策形成能力の向上のためにも、市が保有する公文書が適正な管理を図り、もって公正かつ民主的な市政の発展に寄与することを目的とするとしてあります。

しかし、伊豆市が制定した文書管理規程には、市民の財産であるという記述が見当たりませんでした。そこで、条例と規程の違いのそもそも論をお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市のこの文書管理規程につきましては、職員が日ごろの文書管理についての実務的な手続なり引き継ぎ保存というのがあるんですが、その手続をしっかりと守るために作成したもので、いわゆる公文書管理法のような公文書の市民共有の財産とか、そういうところまで踏み込んだ規程とはなっておりません。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 文書管理規程の条文を読むと、そうですね。文書の体裁であるとか、そういったことに重きに置いておいて、先ほど私が言いましたけれども、市民との共有の財産であるという位置づけにはなっていないわけですね。国はちゃんとこういうふうに決めてあるんですけれども、今、国会でもめていますけれども、地方自治体は、依然として公文書は役所の業務で行うものだということで、市民との共有財産であるという認識が広まっていないというのが実情だと言われてはいますが、伊豆市の現状はいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この文書管理規程におきまして、当然、文書の作成や決裁、また保存年限等、またいつでも検索といいますか探せるような、そういう一連の流れをしっかりと規定しております。当然、公文書開示条例、要は情報公開条例等の制度に対応しなければなりませんので、むやみに、扱う職員によって扱い方が変わったりとか、そういうことがないように一定のルールで、当然、市の財産として公文書を管理しているということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 今までの文書管理は行政機関の適切かつ効率的な業務遂行のためという位置づけが強かったですけれども、いわば行政のための文書管理という性質だったんですね。しかし、現在、今、社会構造の複雑化によりまして、地方自治体の行政環境というのは非常に悪くなってきております。その上で、今後、行政に対して市民の理解と協力というのは避けられないし、重くなってきている。そのために文書管理規程を整備することが自治体にとっても重要視されているところであります。

そのようなところで、この文書管理規程については、どのようなお考えを持っているでしょうか。職員の考えもあわせた中でお伺いしたい。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この文書管理規程は、今おっしゃられたような市民の財産である文書を適正に管理するという意味では、手続的には、当然実効性のあるものでやっております。

す。議員おっしゃられるようなしっかりした文書の位置づけ、市民の財産という位置づけにつきましては、先ほど申し上げました情報公開条例で、制度があります。この情報公開制度につきましても、そもそもこの条例が市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるように、市政に対する市民の理解と信頼を深め、そういう目的で情報公開条例を定めております。

この情報公開条例のもとになる公文書がまさしく今、議員おっしゃられたような位置づけのものでございますので、まず公文書の重要性というのは情報公開条例でも規定されております。この文書管理規程の中にも、そういう位置づけが必要かどうかというのは、今後検討させていただきたいと思いますが、情報公開条例でも、しっかり公文書を市民に説明するようにという位置づけをしておりますので、その点は御承知いただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 今、部長がおっしゃったのは、情報公開条例の第1条のことだと思うんですけども、25条には、実施機関はこの条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するという、ここだけが載っているだけですよね。

そして、今までの文書管理というものは、何回も言っていますけれども、住民と行政の情報の共有というものは、地方自治の本旨が求める目標なんですよ。そして、情報公開と文書管理は車の両輪と言われています。地方創生の潮流の中で地方分権はさらに進んでいくと思われま。その場合、行政、議会、それから住民の果たす役割は、今まで以上に重くなっていくのが、そういった流れになってきております。

そうしますと、今までの行政の説明責任を越えて、行政は後世の世代に対しても自治体の説明責任というのうんと重くなってくるのではなからうかというふうに判断をいたします。文書管理制度を整えることによって、自治体は無用な責任をいつまでも背負うことなく、回避できるメリットもあると言われております。そしてもう一つが行政職員等の意識改革にもつながっていくとされています。

時間をかけて文書管理委員会等を設置して、議論を重ねて、条例化に向けて動き出しているませんか。どうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 公務員としては大変負担が大きい文書管理、しかし、これ他方はまさに市民の皆さんの財産ですので、そのバランスなんです。御指摘いただいたことを市長として整理しますと、まずは、しっかり今管理している文書を適切に保存し、市民の皆さんに公開せしめるということ、それから、保存期間と保存の仕方を決めるときに、全部無期限というわけにはいきませんので、その保存の条件の仕方をしっかりとすることと、それから、これはまだ市役所内で十分にまだ議論していないんですが、今、全部紙で多分残してい

と思うんですけれども、紙だけで残すことについて私は大変に違和感がありまして、防衛庁が市ヶ谷に移転したときに、全部マイクロフィルムに収めたんですね。相当な作業が要ったんですが、紙でも持ち切れなかった。膨大な資料を持っていますから。

したがって、やはりどこかで電子データとして保存をして、これは個人情報等の問題もありますので、全部というわけにはいかないんですけれども、市民の皆さんが全市的に見られるような閲覧できるようなことも将来的には必要なんだろうと思います。こちら側もそうすると、保存期間が切れたものも電子データでは残すことができますので、将来の方向性については、新たな手法も交えて議論していければと思っています。

ただ、これまで正直な話、市長として優先順位を高くして公文書の管理を議論しなさい、検討しなさいという指示を出しておりませんでしたので、改めて将来の公文書のあり方について検討の時間をちょうだいしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

7番（杉山武司君） 整理には非常に時間がかかるというふうに案じておりますけれども、将来にわたって文書管理を適正に行っていくということは、公開条例があるものですから、もしその条例に沿って、もし資料の提供を求められた場合に、市の職員というのは相当な労力を要するのではないかというふうに思います。何年も前のことの資料を要求する場合も出てきます。そうすると、一人がかかり切りで探さなければならないという状態にも陥ると思いますので、しっかりとその辺のところは議論を重ねた中で、条例化を図っていただきたいというふうに思っています。

以上で終わります。

議長（三田忠男君） これで、杉山武司議員の質問を終了いたします。

延会宣告

議長（三田忠男君） 残る一般質問につきましては3月13日及び14日に行います。

一般質問2日目は明日13日の午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

どうもお疲れさまでした。

延会 午後 3時57分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第5号)

平成30年3月13日(火曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 靖明君 | 2番 | 山口 繁君 |
| 3番 | 星谷 和馬君 | 4番 | 間野 みどり君 |
| 5番 | 鈴木 正人君 | 6番 | 下山 祥二君 |
| 7番 | 杉山 武司君 | 8番 | 三田 忠男君 |
| 9番 | 青木 靖君 | 10番 | 永岡 康司君 |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君 | 14番 | 杉山 誠君 |
| 15番 | 森 良雄君 | 16番 | 木村 建一君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより平成30年第1回伊豆市議会定例会5日目の会議を開きます。

一般質問

議長（三田忠男君） それでは、3月12日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の下山祥二議員から発言順序10番の波多野靖明議員です。

これより順次質問を許します。

下山祥二君

議長（三田忠男君） 最初に、6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

6番（下山祥二君） 皆さん、おはようございます。

6番、下山祥二です。

一般質問の通告書のとおり質問させていただきます。

1、地方創生『まち・ひと・しごと』今後の伊豆市の戦略について。

中央集権体制から地方分権、地域主権、そして地方創生へと、「まち・ひと・しごと」は地方創生の鍵となります。

今や国の財政状況も、30兆円を超える社会保障費の負担割合が年々増加し、逼迫してきている状況です。今後は、地方交付税をめぐり、各自治体が生き残りをかけて競い合わなければならない状況があると言っても過言ではないと思います。

この伊豆市が生き残るためにも、地域の特性を生かしたまちづくりをより強く推進し、この伊豆市内で多くのお金が回る仕組みをつくり、元気な伊豆市、強い伊豆市の創造が必要であると考えます。

総務省の公表によると、ことし2月1日現在の日本の人口は1億2,656万人で、前年同月比で23万人の減です。日本国内のほとんどの自治体で少子高齢化が進み、人口減少対策に必死に取り組む中、伊豆市の人口も第2次総合計画では平成37年に2万8,500人まで減少すると推計され、人口減少には歯どめがかからない状況です。

10年、20年後の伊豆市のあり方を見据え、若者が心からずっと住み続けたいと思うまちづくりを力強く進めていくことに異論は唱えません。このためには、市民、行政、そして議会も一体となって知恵を絞り、多くの可能性を追求し、市民に見える成果（結果）を出さなけ

ればならないと考えます。

1番、2月9日に第2次総合計画改定案は、審議会からその改定案は妥当であるとの答申がありました。それを受けて市長の思いはどうか伺います。

2番、人口減少イコール伊豆市の経済は衰退すると思えますか。10年、20年後の伊豆市のあるべき姿を見据え、伊豆市としての攻めと守りについて伺います。

3番、若者が安心して子育てできる社会づくりは、具体的にどのようなことが必要と思えますか。

4番、企業と連携「地方創生に関するパートナーシップ協定」の活用は進んでいますか。大きな2番、伊豆市の交通インフラ整備について。

伊豆市で開催される東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技の開催まで、残り860日余りとなりました。

また、先ごろ、自転車ロードレースは、御殿場市、裾野市を經由して小山町がゴールとなるルート変更が発表され、伊豆半島全体がサイクルメッカとして、さらなる注目を集めております。

そして、伊豆市では、1年後の平成31年には天城北道路の天城湯ヶ島インターチェンジの開通を控え、観光車両の増加が予想されるだけでなく、現在でも確実にサイクリストが増加している状況で、交通インフラ整備は喫緊の課題であると思えます。

1番、今後、伊豆市内の道路は、交通渋滞や交通事故のリスクがさらに高まることが予想されます。災害時の復旧対策も含めて、安心・安全対策はどのように考えますか。

2番、東京オリンピック大会終了後、伊豆市の産業・観光振興のために、交通インフラ整備はどのように考えているか伺います。

議長（三田忠男君） ただいまの下山祥二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、総合計画改定案の答申を受けてということでございますけれども、基本構想の骨格、それから重点目標等、大きな変更はございませんでした。内容的に修正したところはございますけれども、基本的な方向は継承されているものと考え、着実にこれを遂行してまいりたいと考えております。

それから、人口と将来の経済との関係は、必ずしも正比例の関係ではないと、人口減少がそのまま経済衰退の宿命ではないと考えております。もちろん課題はたくさんありますけれども。その中で、行政サービス、それから都市構造は効率化させていただき、その一方で、将来に向けて必要な投資は積極的に進めてまいりたいと思います。将来への投資というのは、基本的に次世代育成のための教育と、それから産業振興のための投資だろうと、このように

考えております。

それから、3つ目の課題が、これがなかなか大きな課題でございます、先般目にしたレポートでも、ここ20年くらいで世帯所得が平均的に100万円以上減っているんですね。これがやっぱり相当、若者世代に対して不安材料になっておるようです。当然そこで核家族化もありますので、子供の面倒を見てくれるおじいちゃん、おばあちゃんとは離れて暮らし、若いお母さんも働かなければならず、保育も充実をしていないというのが今の子育て世代の課題なんだろうと思います。逆に言えば、これを克服しなければいけないわけですね。

したがって、出産から子育て、それから子育てを男女が協力してサポートしながら、そして地域社会のサポートも得ながらというような社会のサポート体制の強化というのが必要なんだろうと考えております。行政は幼児教育、それから保育に責任を持っておりますので、そこについては、まずは重点的に進めているところでございます。

4番目の企業との連携については、産業部長から答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから企業との連携について説明させていただきます。

市では、平成24年度に、相互に効果的な情報交換を通じて地域経済の再生と発展、地域社会の活性化に寄与することを目的としまして、三島信用金庫、静岡銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、JA伊豆の国の5社と「伊豆市活性化に関するパートナーシップ協定」を締結いたしました。内容といたしましては、市内外への情報発信、企業誘致、販路拡大、ビジネスマッチング、マーケティング等について効果的な情報交換を行うこととしております。この協定によりまして、県外の支店窓口への観光パンフレットの配架、ビジネスマッチングへの出展による商品PRなどの販路拡大を行っているところでございます。

また、昨年6月に、日本政策金融公庫沼津支店と「地方創生に係る相互協力及び連携に関する協定書」も締結しております。

そのほかといたしまして、企業誘致においても、現在進めているIT企業誘致等に関する情報戦略研究会を月1回開催しております。こちらにつきましては、金融機関以外にも、学校関係者や商工関係者にも出席いただきまして、情報交換に努めているところでございます。

今後も、さまざまな観点から相互に協力できるよう情報交換を行っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 昨年の9月、全員協議会で、地方創生アクションプランが完成し、その後、多くの事業が地方創生交付金として採択され、その実績額も報告されました。そこで、今後の伊豆市のまちづくりは、地方創生は、いかに民間活力やそのノウハウを参考にして、

今まで以上により効果的かつ効率的な特色あるまちづくりをどのように進めていくか、攻めと守りの観点から質問いたします。

先月、2月23日の伊豆市主催のセミナーに参加して、今後は官民連携、PPP・PFIで伊豆市地域プラットフォームを立ち上げ、しっかりと取り組みを強化していくということは既に確認済みです。その上で何点が質問いたします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、第2次総合計画改定後の総合計画審議会の答申は、文言の訂正と、多少追加されたものもありましたが、おおむね妥当であると判断されたと思います。

文教ガーデンシティ事業が中止となりましたが、今でも多くの喫緊の課題は残されたままです。審議会の会長からは、市民は危機感を持っているとのコメント報道もありました。

そこで、市長は政策提言に余り懐疑的にならずに、職員を鼓舞しながら、市民や議会には丁寧な政策の説明をして、まちづくりを進めてほしいと思っておりますが、具体的にその施策事業が目に見える形として、また結果で示さなければ、市民は伊豆市の将来に夢を持たないのではないかと思います。その辺どのように思われるでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 御指摘の点は重々承知をしております。言葉あるいは文字で説明するものが市民の皆さんにビジュアルに描けるように、本当はしっかり表現すべきだと考えております。去年はかなりそういった言い方、去年目指していた文教ガーデンシティと都市計画の見直しというのは連携していましたから、牧之郷から佐野くらいまでの将来のこんな形になりますよというようなポンチ絵も使いながら、駅周辺1キロ程度内のスケッチなんかも描きながらやってきたんですが、それは改めてということになりますので、今御指摘のあった将来構想は、もう少し市民の皆さんがあまねくビジュアルに描けるような表現の仕方というものを工夫をさせていただきたいと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） その上で、伊豆市の財政を考慮しながらも、攻めるべき政策と守らなければならない政策があると思います。守るべきものは、伊豆市の自治体の規模を鑑みて、財政的にも慎重にならなければならない施策であり、社会保障を初め、市民の安心・安全は全力で守るべきものと思います。

第1答弁でありましたが、教育と産業振興については今後力を入れていくということですが、将来の伊豆市を見据えて積極的な投資が必要となる事案も多いと思っておりますが、その辺はどのように考えますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、合併特例債が現時点で平成31年度までということですので、ここは前から申し上げておりますとおり、伊豆市の都市構造をやっばり可能な限り変えておかなければいけない。これは、成長に直結するものとそうでないものとあるんですけれども、伊豆市の財政を考えたときに、4町が合併して一つの市になった、あるいは伊豆の国市と連携している事業もあるんですけれども、これについて大きな将来投資のためには、平成31年度までに可能な限り進めておきたいというのはございます。これは持続性ある行政サービスのためのベースになりますので。

それから、教育はちょっと置かせていただきまして、産業のほうは、国内の投資がなかなか進まないんですね。ゴルフ場リゾートは、1つが中国、1つがマレーシア系の投資、それから宿泊施設も、現時点で私が承知しているのは、中国が1件、それから台湾が1件でしょうか。それから、今、少し動きもあるように聞いております。

ところが、国内企業の投資がなかなか順調に進んでいない。これをやはりもうちょっと促進するための環境というものが必要なのではないかと考えております。幸いなことに、ことしのカレンダーがかわるか、かわらないかぐらいのタイミングで伊豆縦貫道天城北道路ができる、これはとても大きなインパクトで、それに対して関心を持っている企業もあると、これ直接耳にもしておりますので、そういった環境の整備というものは投資促進のために必要なんだろうなと。したがって、PPPになるわけですね。行政だけでやる、企業だけでやるのではなくて、可能な限り連携をして、将来の経済振興につながるような施策を組んでいきたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） わかりました。

人口対策という意味合いで、創生総合戦略概要版、これ9月の全協ですね、この人口ビジョンによりますと、2040年の伊豆市の人口は2万244人と推計されているのに対しまして、伊豆市が目指すべき姿、それは出生率の向上や社会減の抑制によりまして、2万3,000人の人口確保が新しいチャレンジとされております。現状の推移からすると非常に厳しい目標であると思えますけれども、日本は人口減少から働き手が減って、財政赤字が拡大の一途となり、多くの地方は消滅の危機にあると言われている。その反面、それを乗り越えて経済成長の鍵を握るのは、住民の当事者意識を高めたイノベーションであり、そこに十分なチャンスがあるとも言われております。

市長は人口減少イコール経済の衰退とは考えていないという答弁でしたが、伊豆市の経済が衰退しないようにするには、今後どのような対策が効果があるとお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 前提となる人口減少のところ、今、2万3,000人程度を目標としてい

るんですが、ここは相当大的なチャレンジになります。

ちょっとここを詳しく申し上げたいんですけども、以前に議会でも申し上げたことがありましたけれども、50年、60年前までは大体平安時代と同じぐらいの生活様式だったんですね。日本は北欧と違って暖かいものですから、水とちょっとした田んぼがあれば、どこでも生きていけたんです。柿木なんかもそうなんですけれども、山水があつて、薪があつて、ちょっとした田んぼがあると、凍死しませんから、それで日本というのはいろんなところに住居が構えられていて、わら屋根の家とちょっとした畑、田んぼで生きていけた。たった五、六十年前まではそうだったんですね。これはヨーロッパと全く違うんです。

その後、急速に社会と経済が成長したこの50年間とともに、地方にもどんどん人口がふえたことはありがたいんですが、その中で今度は戻れなくなっているんですね。電気も必要です、お店も必要です、お医者さんも近くに欲しいです、ショッピングストアも近くに欲しいです。ということになると、今度はずっと展開した人口を広く、人口が広がってしまった状況で、同じ生活のためのサービスを維持し続けるというのは難しくなっているんです。昔のように水と薪だけだったら日本は住んでいけるんですけども、そういうわけにはいきませんので、したがって、生活拠点というものはある範囲内で整備せざるを得ない。これは恐らく避けて通れないと思う。よっぽど好きな人でない限り、山荘風のところに山水で、薪で、自分は電気も要りませんという方はそうそうはいないと思うんですね。そこを平均的に政策目標にはできませんので、やはり生活拠点というのは、ある程度政策誘導して集約せざるを得ない。したがって、人口は時間をかけてある程度のところに集約していただく必要があるというの、これは宿命なんだろうと思います。

問題は、それは直ちに経済、産業の衰退につながらないようにするということですので、ここが基盤産業である観光としては必ずしもマイナスではないところなんですね。そういった田舎が好きで、首都圏の3,000万人の方々、あるいはこれから外国の方々においでいただくということですから、その将来の社会の姿は観光にとって必ずしもマイナスではないと、こう考えているんです。

ポイントは、今まで以上に外貨で稼ぐ。外貨というのは、もちろん円という意味ではなくて、伊豆市外の方に伊豆市に来ていただいて、そこで稼ぐ、お金を落としていただくということが当然ポイントになるわけですね。そうすると、首都圏からおいでいただく1泊2日のビジネスモデルだけではもうそこまで経済は発展し切れないと、私はこう考えているわけです。そうすると、数日滞在をしていただく、できれば1週間近く滞在をしていただく。宿泊以外にもお金を落としていただく。それを総合的にやろうと考えて組織をつくったのが産業振興協議会なんですね。ですから、農協さんも入っていただいているわけです。

そのような、いわゆる総力戦で外貨を稼ぐ、市外の方からお金を稼がせていただくという体制が強化できれば、私は伊豆市の産業全体の成長と所得の向上というものはあり得るだろうと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） では、続きまして、産業振興協議会が今、答弁に出ましたけれども、その辺についてちょっとお伺いします。

伊豆市の観光・商工振興は、時として、私の感想とすると待ちの姿勢を感じるようなこともあります。先日、あるワサビ農家の方が、全国で物産協会、これは県の外郭団体らしいんですが、それが無いのは神奈川県と静岡県だけですと。少ない事業者で首都圏のデパートの催事出店に参加しても伊豆市ブランドの確立は非常に難しく、伊豆市としても物産協会の立ち上げをぜひ検討してもらえないかというような話がありました。具体的その中身は十分確認はしておりませんが、これもある意味、攻めとして考えるのではないかと思います。いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 物産協会が伊豆市にないというのは承知しております。いろんなイベントであるとか、商品のマッチングであるとか、その都度、市のほうでは出店者を募って、いろんな形で出ていただくという状況が続いております。その中で、やはり出る業者さんというのは固定されているというか、決まってきているなという状況はあります。その関係でやはり攻めの姿勢ではないと言われてしまうと、ちょっとそのとおりなのかなと感じるところもありますが、今後は、先ほど市長が言いましたとおり、産業振興協議会というのがあります。そこでは商工会さんも入ったり、JAさんも入っているという状況がありますので、その中でやはりいろんな形の物産を単体でPRするよりも、伊豆市の物産が全部固まった中で、全体一丸となってやはりPRしていく必要があるのかと考えておりますので、協議会のほうで少し検討していきたいなと考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） ぜひ静岡県とも連携しながら検討してみたいなと思います。

伊豆市は、東京オリンピックを初め、道の駅のオープン、それから静岡水わさびの世界遺産認定、さらに世界ジオパークの登録も濃厚となり、今、国内外から注目されているときであると思います。

そこで、地方創生「まち・ひと・しごと」が鍵となってくるとは思いますが、これからは各自治体が競い合い、やる気のある自治体は国も応援するけれども、そうでない自治体は支援しない。つまり、各自治体のほうから積極的に提案、要望して、地方交付税を取りにいかなければならない、そんな競争がさらに進んでくると考えます。

伊豆市は既に、どこの市町にも負けず、県や国に対する事業提案、そして要望活動は積極的に取り組んでいると評価いたしますけれども、今、まちづくりの提案、そして要望活動は、

もっと近隣市町と連携した広域的な形で進めていくほうがより効果が上がるのではないかと
思いますが、市長はその辺どのように考えますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 私は、御指摘のとおり、伊豆半島は広域連携をしないと本当に将来は
開けないんだろうと、かなり強く確信をしております。ほかの施設も、どちらかという
と伊豆半島を俯瞰して、伊豆半島にどこにどういう施設があったら最適であるかという
ことを本当は考えながら、13あるいは15市町が協力したほうが個人的にはいいと思っ
ているんですね。

例えば、2回続けて、うちはクラシックコンサート、アクシスをお借りしているん
ですが、15分先にあれだけすばらしいホールがあるものを、お借りすればいいでは
ないかと。伊豆市で必要なものは、あるものは伊豆市を使っていればいいでは
ないか、こう考えております。

したがって、社会が一番類似している、緊密性の強い伊豆の国市さんとは可能な
限り連携をしながら、都市交通を共有している駿豆線沿線、これ既に協議会がござ
いますけれども、あるいは観光であれば中伊豆、西伊豆の連携、そういったものを
しっかり強化しながら、私は伊豆半島全体の連携事業は少し停滞しているよう
に感じておりますので、これも改めて強化していくべきであろうと考えてお
ります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 既に伊豆半島全体の自治体と連携した要望活動を推進して
いると思いますが、これは距離的な関係もあると思いますが、北海道や九州の自治
体は大挙して連泊にて要望活動を進めていると。これは国に強いインパクトを
与えているのではないかと聞きます。たとえ伊豆市単独であっても、より効果
の上がる要望活動をお願いいたします。

去る3月1日、静岡新聞に移住希望地域のランキングが掲載されていま
した。静岡県は、長野県、山梨県に続いて、2年連続で全国3位という高い人
気であるとの結果でした。そこで、本市は静岡県のランキングはどのようにな
っているか、そのようなデータがありますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

この移住者のランキング、3位ということで非常に高い位置なんです
が、こちらを集計しておりましたNPO法人のふるさと回帰支援センター、こ
ちらにもちょっと確認させていただいたところなんです
が、調査項目自体が都道府県で調査しているということの
ようで、市町村単位でのデータはないということ
でございます。

また、アンケートの中でも、移住を希望する地域類型というのがあるん
ですが、その中で

「地方都市」を希望する方が、1つ前の前回は49.9%ほどあったのが、今回64.1%に増加しているというところがございますので、環境と利便性のバランスでそういったところを検討している移住希望者がいるということがうかがわれるようでございます。

伊豆市におきましても、首都圏からの近傍性、近いところの優位性、これらを生かしつつ、また自然環境もございますので、こういったものを含めた職住一体となった情報提供、こういったものをまた提供しながら、そういった移住希望者に希望していただけるようになればと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 恐らく伊豆市もそんなに低いランキングではないと思います。

日本の総人口が減少する中で、地方は移住・定住者の今、争奪戦となっております。いかに受け入れ側が早期に特色ある施策で体制を構築していくかが問題であり、伊豆市も人口減少対策は思い切った施策事業が必要であると考えますが、その辺どのように考えますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） きこのうの議論でもございましたが、出生数がかかり下がる傾向がとめられない状況で、非常に厳しい状況でございます。他方、1歳、2歳少しマイナスのところもあるんですが、10歳以下ぐらいを見ますと、生まれた数よりも今いる数のほうが、子供さんの数のほうが多い。ですから、移住施策はある程度効果が出ているんですね。

1つは、牧之郷の工場跡地で50世帯ぐらい一挙にできたということもあるんですが、価格の問題も当然あるんですけれども、ある程度の施策を組んでいけば、もう少し伊豆市に住んでいただける可能性というのは十分にあるんだろうとっております。これは行政だけではできませんので、問題は移住希望の方々を受け入れられるどうしても借家の提供が構造的にまだできていない。ここがチャンスロスをしているような気がして、何ともじくじたる思いをしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） そんな中、昨日の山口議員の質問にも出ておりましたが、新規事業の一つとして若者・女性・シングルペアレント移住・定住推進事業は、市内の観光業を初めとして、多くの業種の事業所から人手不足、求職・求人のアンマッチの話を聞きますので、今後ともその事業の進捗に期待して見ていきたいと思っております。

伊豆市の事業では、切れ目のない子育て支援は他の市町に負けず進んでいると一定程度評価いたしますが、地域医療として産婦人科や小児科の存在は大変重要であると誰でも認める

ところだと思います。

伊豆市の財政は決して潤沢なものではありませんけれども、多くの自治体は公立病院経営に莫大な投資をしながら維持しております。今後も多くの自治体では医療機関への投資は当たり前前に継続されることと思いますが、伊豆市としての考え方はどうでしょうか、お伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 私のほうから市長としての考え方を申し上げ、必要であれば健康福祉部長に補足をさせますけれども、必ずしも悪い状況ではないんですね。3次救急の順天堂大学静岡病院がここからだと15分程度、市内の奥からは30分程度で行ける状況で、3日前の下田での道路の勉強会でも、あれは岩井先生からだったのでしょうか、救急車が1時間で3次救急まで行ける地域をゴールデンアワー、すばらしい1時間と言っているんだそうで、もちろん症状、けがの程度によるんですが、基本的に、3次救急の必要な方にとって、1時間で救急車が行けるというのは条件として非常にいい条件らしいんですね。そうすると、伊豆市は大体その中に入り、そして2次救急の日赤のほうで年間700台ぐらいの救急車を現在受け入れていただいている状況です。それから、外科、整形外科、それぞれ近隣の病院と連携をしながら、機能としてはそろっていると思うんですね。

問題はそこからで、肝心ないわゆるかかりつけのお医者さんが伊豆半島北部の中では、大変残念ながら最も高齢化率が高くて、近くのまちのお医者さんを維持することが相当難しい状況に直面をしている。ここは日赤まで、順天堂までの距離を考えますと、やはり日々心配なときに相談できるまちのお医者さんというものをしっかり確保するという事は、まず当面の課題だろうと考えております。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） お静かに願います。

再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 安心・安全、そして便利さはただでは買えないものでありますが、伊豆市の若者から高齢者までが少しでも安心して便利に暮らせるために、議会、行政が一体となって、これはしっかりと守るべきところだと思います。

先ほど産業部長の答弁で、パートナーシップ協定は多くの企業と提携、協定しているということでしたが、先月の中旬に私が勤務していた会社が裾野市に防災備蓄用圧縮トイレトーパーを寄贈いたしました。また、隣の伊豆の国市の発達支援センターには児童遊具、これも30万円弱のボールプールのようなのですが、寄贈された記事を見ました。また、伊豆の国市では、先月の2月23日には、公用車の事故が目立つ市の職員さんを対象に交通安全講習会も開催したようです。

実は、昨年9月17日でしたが、私が仲介して伊豆市とのパートナーシップ協定を紹介しましたので、私自身は少しもったいないな、残念だなというような気持ちでその記事を見ておりました。些細なものでも、企業が社会貢献の一環で取り組んでいるものでありますので、これもまさしくPPPであると思います。やみくもにパートナーシップ協定を進めるとは言いませんけれども、今後のPPP・PFIを進める上で、多くの情報の中から選択し、ギブ・アンド・テイク、ウイン・ウインの関係を築き、まちづくりを進めていくべきだと思います。

民間のノウハウを利用し、そこから多くのヒントを得て、使えるものは使い、少しでも伊豆市のプラスにして、人口減少対策として子育て支援と教育の充実、そしてその上でUターンの増加を、さらに特色ある移住・定住施策でIターンの増加を図り、しっかりと攻めるべきところは攻めて、伊豆市内でお金が回る仕組みづくりを進めていくべきであると考えております。

次に、2番をお願いします。

議長（三田忠男君） 2番の答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆市の交通インフラについてでございますが、災害時の復旧対策も含めて、安心・安全対策としての道路網ということだと理解をいたしました。

まずはやはり伊豆縦貫自動車道、これは伊豆半島全体の大規模な災害のときの最も大切な背骨となる道路でございますので、これをももちろん要望するとともに、そこからの国道、県道、状況によっては市道の整備というものをあわせ整備していくことが極めて大切だろうと思っております。

幸いなことに伊豆市では、天城北道路とタイミングを同じようにして国道136号線、県のほうが進めてくれておりますので、市内で最も不安のある西海岸については道路が格段に改善をされます。また、八岳地区と月ヶ瀬インターを結ぶ市道矢熊筏場線も事業化し、予算の範囲内ですが進めさせていただいておりますので、こういったことを整備することによって災害対策と、それからお客様の回遊性の向上というものを期待できますので、あわせ進めていければと思っております。

これも、ほとんど社会資本整備交付金を充てておりますので、幸いなことに55%の交付金のレベルも維持をできておりますし、何とか国土交通省、財務省のほうには要望を重ねて、この社会資本整備交付金が真に社会インフラのないところにしっかり重点配分されるように、これからも要望を続けてまいりたいと思います。

それから、東京2020大会のとき、1つ大きな課題は、まだ輸送計画の議論に入れていない、ここが大変危惧される場所であって、道路整備は伊豆市としては、修善寺駅から会場であるサイクルスポーツセンターまでを事業化して進めておりますけれども、また下水道事業ですが、大平インターからラフォーレ入り口まで、オリンピック開催までに終わるように進め

ておりますが、肝心の全体の輸送計画ができておりませんので、ソフトのところですね、交通統制でありますとか、迂回路の確保でありますとか、そういったところが議論にまだ入れていないことが心配でございます。

その後、大会後のレガシーを考えますと、ここまで自転車の競技会場として盛り上がってまいりましたので、今、県が進めている矢羽根の整備でありますとか、あるいは道路の改良は、これは相当時間がかかるとは思いますけれども、今後着実に進めていただければと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 私は、昨年9月の一般質問で、伊豆市のインフラ整備について質問いたしました。半年経過いたしましたので、その検証のために再度質問させていただいております。

まず、唐突ですが、県道223号線の区間はどこからどこまででしょうか。また、その重要性についても伺いたします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 県道223号線の区間は、起点が清水港にありまして、終点が土肥港になります。名前は県道223号線清水港土肥線になります。延長と区域というのは、県に確認したところ未設定ということで、海の上を走るものですから、通常道路みたいにちゃんとした道がないもので、例えば風が強いときには船の航路が多少どっちかに流れるとか、そういうことで未設定だと思われま。

重要性ということですが、土肥港につきましては、静岡県のみならず機能継続計画、みなとBCPの緊急物資の2次輸送に位置づけられていますので、市としても重要と考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） ありがとうございます。

一昨日、東日本大震災から7年がたち、その追悼式が行われました。今なお7万人以上の方が避難生活をされているようです。

未曾有の大災害に備え、その復旧対策は広域かつ長期的に、首都圏や中部圏の中の伊豆市として捉えなければならぬと考えます。そして、陸路、空路、今の海路の確保も大変重要であると考えます。

大変古い話で恐縮ですが、今から10年前、富士山静岡空港の開港を見据え、当時の小嶋静岡市長と菊地伊豆市長が駿河湾カーフェリー上で駿河湾洋上トップ会談を行い、空港を利用

して東アジアや九州、北海道から観光客を伊豆地域へ誘致することを共同して取り組むとの記事がありました。

私は、その後の推進委員会の成果、進捗を検証するのではなくて、今まさに東京オリンピックを契機に、富士山静岡空港から駿河湾カーフェリーのルートも注目して、世界レベルのリゾート地を目指す一つ的手段とすべきと考えます。

さらに、東京オリンピックの大会後、観光振興だけでなく、災害時の輸送確保という意味では、先ほど建設部長からの答弁がありました。国道136号線もしっかり見直して、下船原バイパスの完成とともに、伊豆半島の筋骨、アクセス道路として、より重要な位置づけとなると思いますが、もう一度、市長の考えをお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 御指摘のとおり、あのときは小嶋市長と非常に強い連携事業ができていて、市民交流も子供さんも含めて進み、とてもいい状況でした。その後、なかなか同じような熱意が続いていないと少し危惧をしているところです。

この駿河湾フェリーは、もしこれが廃止されるようなことになれば、その衝撃というのは、静岡市でなくて、圧倒的に伊豆半島西海岸なんですね。土肥、西伊豆、松崎にとっては極めて大きな影響を及ぼすことになります。

新東名が西に延びたにもかかわらず、駿河湾フェリーのお客様が思うように伸びていない、これを大変危惧しておりまして、まだ黒字に毎年なっていない状況ですから、やはり改めて、最も影響を大きく受ける西海岸で連携をして、この駿河湾フェリーの活性化というものは進めさせていただきたいと思えます。

一部、観光事業者さんから伺ったのは、駿河湾フェリーというのは何か検索しにくいんだそうで、名前を知っている方は別ですけれども、なかなか出てこないというようなことも御指摘をいただいたり。だけど、会社の名前を我々が変えるわけにはいきませんので。あるいは、清水港の中で豪華客船なんかと埠頭がバッティングするのでしょうか、幾つか県とも連携しながら克服する課題もあるやに聞いております。その辺を整理して、また議論を進めたいと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 将来的には、先ほども市長の答弁からもありましたが、伊豆市から伊豆半島の東西南北はほぼ30分圏内となり、結果、真に伊豆市は伊豆半島のへそとなります。伊豆半島の中心となると多くの施設が伊豆市に集約される可能性もあり、そのためには、天城北道路の完成と同時に、伊豆市内の筋骨道路の整備も大きな意味を持つてくると思えます。

東京オリンピックに向けて修善寺駅から大会会場までの整備が着々と進んでいることは既に確認済みですが、昨年9月の議会で私が一般質問した県道修善寺天城湯ヶ島線について再

確認させていただきます。

昨年(11)月25日、佐野区の集会所におきまして、佐野区民に対し静岡県の説明会が実施され、県道修善寺天城湯ヶ島線の佐野区の区間の拡幅工事完成は最終的には平成44年になると説明されました。今から15年後ですね。その場にいた区民一同、啞然として、言葉を失いました。この内容は承知されていますでしょうか。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長(山田博治君) 昨年(11)月25日に県のほうで意見交換をいたしました。それは承知しております。

簡単に内容を言いますと、全体の区間をA区間とB区間というふうに分けまして、A区間につきましては平成31年から用地買収で、平成37年を完成予定、B区間につきましては、今、議員さんが申しましたように、平成44年予定というふうに説明会で伺っております。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

下山議員。

6番(下山祥二君) ことしも梶山の高台から河津桜の帰り車を見ておりますと、この先のルート情報から渋滞を予想してか、修善寺道路のほうはすきすきで、反面、県道修善寺天城湯ヶ島線はしばらく歩行者が横断できないような大量の交通量でした。

また、雲金橋付近の市道と県道が合流する交差点、Yの字に交差するところですが、民宿おがわの前、それから佐野梶山から南下して曲がるカーブ、ここは過去にたびたび大きな事故が発生しておりますが、その辺は承知されておりますでしょうか。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長(山田博治君) いつというか、何年とかはちょっと把握していませんけれども、たしか昼間、雲金橋のちょっと下流のところの市道とのちょうど交差点のところで正面衝突があったと記憶しております。それによりまして両方が交通整理で結構渋滞したようなことがあります。あそこでは多々事故があるということは、うちのほうも承知はしております。

それで、それにつきまして、管理は県なんですけれども、県のほうでラインを何回か引き直したり、そういう誘導標識はしているということで対応しているということです。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

下山議員。

6番(下山祥二君) 御承知のとおり、この道路沿線は、1年後には天城北道路の完成、それから2年後の東京オリンピックに向けて、サイクリストがさらに増加しております。そして、平成34年には新ごみ処理施設の完成が予定されており、さらに渋滞や交通事故のリスクが高まりつつあります。

また、新ごみ処理施設の建設に伴う佐野区との協定書の第1に、県道修善寺天城湯ヶ島線

の整備が早期に実現するように協力するとあります。平成44年の工事完成というスケジュールは到底受け入れることはできません。当然、私自身も動きますけれども、伊豆市としても放置することなく、県への強い働きを望みます。これは要望ではなく、協定書の中身の検証という意味合いでとっていただきたいと思います。

最後に、昨日、ある市民から、高校生が自転車通学しておりますけれども、事故が心配です。伊豆市内の道路においても自転車専用道路の設置が検討できないか聞かれましたが、これは財政の問題もいろいろあると思います、市道、県道の問題もあると思いますけれども、どのように考えますでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（山田博治君） もちろん、そういう自転車専用道というものができれば、一番安心して通行ができると思いますけれども、それには非常に、先ほど市長が申しましたように、多額の費用と用地等、そういう時間がかかります。そういうところなものですから、まずは県で行っています矢羽根の普及をして、まずそういうところで自転車も走ります、自動車も、そこを自転車が走るから注意してくださいというふうな啓蒙というか、そういうお互いが意識しながらというところでまず行っていく必要があるかなと思います。将来的にはそういう整備を考えていきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

下山議員。

6番（下山祥二君） 自転車の事故はややもすると軽視されがちですが、本人はもちろんのこと、最近では自転車の事故でも、対人で1億円を超えるような損害賠償の判決も出ております。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

最後ですが、今の伊豆市は東京オリンピックに向けて動き出し、市民の中には少なからず期待感もあるような気がいたしますが、オリンピック終了後のまちづくりが一気に冷え込んでしまっは元も子もありません。オリンピック終了後の伊豆市を見据え、魅力あるまちづくり、安心・安全なまちづくりを一步一步、着実に進めていくことを期待して、私の一般質問を終わります。

議長（三田忠男君） これで下山祥二議員の質問を終了いたします。

ここで35分まで休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時35分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

杉 山 誠 君

議長（三田忠男君） 次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

通告に従い一般質問をいたします。

初めに、持続可能な開発目標SDGs（エスディージーズ）の理念を生かす取り組みについて、市長、教育長に伺います。

SDGsとは、貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、国連加盟国が2016年1月から2030年末の達成を目指す、17項目から成る国際目標です。

2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で可決された国際目標とは、1番目の貧困をなくそうから17番目のパートナーシップで目標を達成しようまでの17の目標と169のターゲット、そして進捗状況をはかるための約230の指標で構成されています。

SDGsで掲げる17の目標は、一つ一つが互いに関連していて、経済、社会、環境におけるさまざまな課題解決の糸口になるとされており、地方自治体や民間企業でその理念を施策や事業に取り入れる動きが活発化しています。

国では、2016年5月に、安倍総理を本部長、全閣僚を構成員とするSDGs推進本部を設置し、地方創生に向けた自治体SDGsの推進について取りまとめています。

当市について考えますと、生産年齢人口の減少や少子化が進み、中山間地域の活力低下は深刻な状況となっています。持続可能な開発目標11に「住み続けられるまちづくりを」とありますが、このほか、第2次伊豆市総合政策に掲げられた目標との整合性が幾つも見られるこの国際目標です。地方創生におけるSDGsの役割と自治体施策との関係性をどのように捉えるか、お伺いをいたします。

また、「環境未来都市」構想が持続可能な都市の実現に向けた一定の成果を得てきたとされておりますが、どのような認識をお持ちでしょうか。

また、持続可能な開発のための教育ESDは、世界にあるさまざまな現代社会の課題をみずからの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そして、それによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動とされています。

SDGsの持続可能な開発目標4に「質の高い教育をみんなに」と記載されていますが、ESDは、持続可能な社会の担い手づくりを通じて、17全ての目標の達成に貢献するものと言われています。つまり、ESDをより一層推進することがSDGsの達成に直接、間接につながっていると言えますが、当市のESD教育の現状と、ESDの活動拠点とされるユネスコスクールの取り組みはいかがになっておりますでしょうか。

次に、学校での心肺蘇生教育の推進と危機管理体制の整備について、教育長に伺います。

突然の心停止から救い得る命を救うためには、心肺蘇生法、AEDの利用を普及させる必

要があり、学校での心肺蘇生教育はその柱となるものです。

日本では、平成16年に市民によるAEDの使用が認められて以降、急速にその設置が進み、AEDの使用によって救命される事例も数多く報告されています。

しかしながら、いまだなお毎年7万人に及ぶ方が心臓突然死で亡くなっており、学校でも毎年100名近くの児童生徒の心停止が発生しているとの報告があります。その中には、平成23年9月のさいたま市での小学校6年生の女子児童の事故のように、AEDが学校にあっても、活用されずに救命できなかった事例も複数報告されています。

現在、学校における心肺蘇生教育の重要性についての認識は広がり、平成29年3月に公示された中学校新学習指導要領保健体育科の保健分野では、応急手当を適切に行うことによって、傷害の悪化を防止することができること、また心肺蘇生法を行うこと等が表記されています。しかしながら、全国の教育現場ではまだ心肺蘇生教育の普及が不十分とのこと。

本市の小中学校における児童生徒への心肺蘇生教育の現状と今後の取り組み、また教職員へのAED講習などはどのように行われているのでしょうか、お伺いをいたします。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

持続可能な開発目標という非常に大きなテーマでございます。ただ、これまでどちらかという、気候変動とか環境問題は国家間の協議とか、あるいはエネルギーとかは製造業、大企業を対象に交渉されてきたような経緯であると感じてきたんですが、それだけでは恐らく地球の保全というものはおさまらないだろうという、そういう問題認識であろうと考えております。地方創生の実現にもこの目標達成に対する取り組みが資するものであるし、また自治体レベルも巻き込んで、全体として進めていくべき段階に至ったんだろうと認識をしております。

ただ、この17目標の中で、やはり国によって違いがございますので、日本のように飢餓とか水やトイレはおおむね考えなくてよいような国、逆に言えば日本、そして日本の構成である静岡県、伊豆市はやはり少しでも地球温暖化の防止に寄与する、あるいは伊豆市として住み続けられるまちづくりを進める、その方向性の中でSDGsの掲げる目標、理念の方向に進んでいくというのは、お互いに利益になる方向性だろうと考えております。

したがって、御質問にございました地方創生におけるSDGsの役割と自治体施策との関係性、これはやはり同一目標に同じベクトルの方向に進んでいくべき。そして、それは伊豆市の地方創生にもかなうものであると、このように認識をしております。

また、「環境未来都市」ですが、これは温暖化や地球資源などの環境問題、超高齢化に対応した技術やまちづくりなどの成功例を創出し、これを国内外に普及展開することで持続可

能な経済社会を実現するよう取り組む都市として、全国11都市が認定されているものと聞いております。

構想の中の環境、社会、経済に係る取り組みがSDGsの理念と共通している点が多いことから、「環境未来都市」構想の取り組みが一定の成果を得てきたこともSDGsの達成に大きく貢献しているものと認識をしております。

議長（三田忠男君） 次に、教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） ESDは、持続可能な社会の担い手を育む教育として、身近なところから課題解決に取り組もうとする人を育成し、意識と行動する教育として、伊豆市では、伊豆市天城中学校がユネスコスクールの認定を受け、取り組んでおります。

ふるさとである天城の地域のよさを学ぶ「天城学習」として、地域のよさを知り、地域とつながり、地域の未来を考え、自分たちでできることを考え、取り組んでおります。伊豆市合併後は、天城地区のみならず、伊豆市をふるさととして継続して取り組んでおります。

国際社会の課題は実は身近なところにもあり、その課題解決のためにみずから考え、行動できる人材の育成に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 今、答弁いただきました。市長からは自治体とSDGs、同じベクトルで進んでいくという答弁をいただきましたけれども、少し確認をさせていただきたいんですけれども、繰り返しになりますけれども、SDGsとは人類及び地球の持続可能な開発のために達成すべき課題とその具体的目標ということで、世界レベルの目標でありますけれども、近年、これに限らず、国際目標の達成に際して、国だけでなく、自治体の責任と役割の大きさが重要視されております。

なぜかと申しますと、地方自治体は市民生活に最も密着した行政組織であること。そして、それがそれぞれの地域の歴史、文化や社会、経済などの実態を踏まえた現実的で実行性の高い政策を打ち出し、実行に移す能力と責務を有しているということです。さらには、それが国の各省庁、あるいは地域の産業界や市民の間に立ち、多様な主体の連携を促すことも期待をされておりますけれども、この自治体の責任と役割についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） これは市役所内で調整、統一された見解ではなくて、市長としての私の個人的な見解として申し上げたいのですが、伝統的な生活文化をもう一度見直すということが私はとても大事だろうと思っております。輸入した鉄で船をつくり、輸入した重油で走らせ、そして、それによって輸入した鉄とプラスチックで住宅をつくってきたわけですね。

とても地球に対する負荷が大きい社会をつくってきたわけです。もう一度これを地元の木を使った住宅建築様式に変えることで、相当負荷は軽減されてくるわけですね。それは本来、私たちにとって心地よい住生活だったはずなんです。

それから、幸いなことに技術の革新で木造建築の耐火性というものは相当進んできましたので、これはあくまで一例ですけれども、生活文化をもう一度伝統的なものを見直すというのは、私は極めて波及効果は大きいのだらうと思っております。これは林業と森林保全を進めた伊豆市の市長としての課題認識なんですが、それぞれの市町にはそれぞれの役割があるのだらうと思います。

もう一つ、大変気になっているのが、今、急速に海洋汚染を進めておりますマイクロプラスチック、これは川の最上流部として伊豆市の責任はやはりかなり大きいものがありまして、狩野川流域の皆さんと協力をしながら、我々はしっかり狩野川と駿河湾のマイクロプラスチック対策、これは通常の放棄されているごみ対策と同一線上にあるわけですけれども、そういった地道な取り組みを全国、全世界で同時並行的にやることによって、自治体の責務というのは連携して果たされるのだらうと、このように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 非常に現実的というか、本当にわかりやすい問題だと思います。その上で、SDGsというのは、先ほどから市長の答弁にもありましたけれども、開発途上国に対する問題意識だけでなく、全ての国を含むレベルでということで、そういった貧困や不平等、そして不健康等の撲滅を図るものであります。言ってみれば、全ての国民のQOL、クオリティ・オブ・ライフ、生活の質を向上させるための目標とも言えます。

そこで、地方自治法では、地方自治体の基本的役割として具体的に、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされておりますけれども、少し具体的に、この市民のQOL、生活の質向上に果たす自治体の責任についてはどのように捉えておいででしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） その地方自治法に示されております住民の福祉の増進というのは、私は幸福の追求という言葉で理解をしております、生活全般の安定性を確保、それから改善していくことが地方行政の責務であらうと考えております。

ただ、その中で、日本、そして伊豆市が抱えている当面の非常に緊急的な課題、少子高齢化対策でありますとか、産業の再活性化でありますとか、そういったことを実現する過程において、過程においてですね、やはりSDGsの目標として世界にも貢献しつつということが必要なんだろうと思います。ですから、負担がかかる可能性があるんですね。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、もう学校建築を木質化、木造化することで子供

のインフレーションが減ったり、あるいは中学生の学級崩壊が減ったりということは相当エビデンスが出されている。ところが、これはお金がかかるわけですね。今使っているスチールの机と椅子であれば約2万円、これ木でつくと約5万円。その負担を我々が社会として甘受するかどうかということはあるのだらうと思います。

したがって、心地よい生活文化を我々が提供し、それによって心地よい生活の質を確保し、そこにどこから負担、それを願うかという、そこにどうしても行政の責務がかかってくるわけですね。自治体というのはどうしても最後は予算の世界になりますので、そのバランスをどうやって市民の皆さんと共有していくかということが論点になるらうかと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 今、市長からの答弁だと、生活の質というのはかなり上質な質というような捉え方を私はしたんですけれども、もう一歩進めると、やっぱり生活のレベルというか、最低限守らなければならない質というような意味もあるものですから、それは後ほどまた入ってくるんですけれども、いずれにしても、国でこの持続可能な開発目標、SDGsの推進本部を設置して、地方創生に向けた自治体SDGsを推進しているわけなんですけれども、そもそも地方創生の必要性が強調される背景には人口減少というのが大きく影響されているとしています。

その結果、まず挙げられるのが社会保障の問題です。よく聞く話ですけれども、1965年当時は65歳以上1人に対して二十から64歳は9.1人の割合で、いわゆる胴上げ型と言われていました。これが2012年になると騎馬戦型と言われるようになり、やがて1人の若者が1人の高齢者を支えなければならない厳しい社会が訪れると言われております。

さらに、生産年齢人口の減少で特に中山間地域の活力が低下し、さまざまな問題が浮上しております。一方で、人口一極集中により首都圏では当面、高齢者が急増し、医療、介護の確保が大きな問題とされております。また、若者雇用が主に首都圏へ吸収されている。これらのさまざまな課題がありますけれども、これらの課題に対する認識はいかがお持ちでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 先に私から一言だけ申し上げたいのですが、社会保障費、医療、介護の費用が加速度的にふえてまいります。これを、国は総合的な政策を編んでいると思うんですが、地域包括・在宅のほうに誘導するだけでできるのかどうかというのは私は大変疑問なところがありまして、その方向で努力はするんですけれども、やはり国民の皆さんのあまねく負担能力に応じた負担をお願いせざるを得ないのではないかと。そうしないと、社会保障のところの財政圧力がほかのところにも波及することを大変危惧しておりまして、これは市長として解決できる問題ではございませんが、問題認識としてはそこが深刻ではないかと考え

ております。

少し、具体的な社会保障政策については、健康福祉部長のほうから答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 社会保障の関係と、あと生活の質の向上というところですけども、やはり健康づくりであったり、福祉の向上というところで、今現在、地域包括ケアシステムというような構築を目指しているところなんですけれども、伊豆市の中では、在宅医療のそういう連携の中で、医療と福祉、介護のそういう連携というところを平成26年から押し進めております。そのところをやはりこれからも引き続きやっていくこと、そしてまた、生活困窮というようなところの中で、相談というところも今現在、年間44件とか新規の相談を受けておりますけれども、やはりそういうようなところから社会保障のところに困っている方とか、それぞれ住民の方の個々の相談に応じながら対応していくということが大事なんだと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） 少し踏み込んだ答弁をいただいたんですけれども、きょうの質問はSDGsということで、大局的な話ということで進めていきたいと思っておりますので、また後ほど少し具体的なことはお聞きすることになると思っておりますけれども、いずれにしても、高齢化の時代を乗り切るには、いわゆる福祉、医療、介護のサービスだけでは賄えないということは私も自覚しております。その上で、65歳以上を高齢者としている今の施策、これをやはり、国のほうでも言っておりますけれども、75歳までは担い手でいてほしいということも言われておりますので、ちょっと横道にそれてしまいましたけれども、いずれにしても、いつまでも健康寿命を伸ばす、これがやはり市民の生活の質の向上にもつながると思っておりますので、少し加えさせていただきたいと思っております。

先日から出ておりますように、地方創生の問題、これ本当に大きなテーマ、大切なテーマでありますので、この地方創生というのは、少子高齢化に歯どめをかけて、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することが目的とされておりますけれども、地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくり、そして地域活性化が重要とされております。

特に、人口減少が急速に進む地域では、暮らしの基盤の維持、再生を図ることが必要と言われております。この住民の暮らしの基盤の維持、再生を図る、このことが住民の暮らしの質の向上に直結するということが言われております。住民の生活の質の向上のためには、短期的に見た生活サービス機能の向上や居住の利便性の向上だけでなく、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりを進めていくことが必要であると言われておりますけれども、中長期的な視点から持続可能性のあるまちづくりということで、少しテーマが何とかな、

漠然としてしまいましたけれども、この辺の考えをお持ちでしたらお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 何年前になるのでしょうか、7年ぐらい前になるのでしょうか、政権が民主党政権にかわったときに、たしか高校の無償化が最初議論になったと思うんですが、そのとき国会議員の皆さんに私はお願いしたのを記憶しているんですが、ナショナルミニマムを最低限してもらえないだろうか。つまり何を最低限、国の中で共通化するのかということが、それからずっと七、八年、同じ課題認識を持っているんですね。

具体的に言えば、子供の医療費、もう競争でくたくたですよ。小学校6年生にしたと思ったら中学校3年生、今度は高校3年生までのところが出てきて、今度は給食費の一部公費負担とか、それから公共料金でいいますと、恐らく水道料金が一番全国に差があって、多分7倍ぐらいの差があると思うんですね、安いところと高いところと。そういったことを考えていきますと、うちのような都市構造のところは必ず負担が大きくなるんです。それを、本当は個人的にはもう公共料金とか全国一律にしてほしいんですが、現時点で県で確認しているところは、香川県のように県内で水道も統一することは考えていない。

そうすると、ナショナルミニマムをしっかり明確にしてほしいんですが、それが国・県でできないとなれば、我々がやるしかありませんよ。そうすると、伊豆市長として、子供の医療費のあり方、それからお年寄りの最後の、高齢者の方々のQOLの確保の仕方、あるいはとても社会生活に必要な、もちろん医療もですけども、伊豆市にとっては水道は物すごく大変ですから、このあり方を、自分で伊豆市としてのあり方をしっかり分析をして、県と国にこれをやらせてくださいと、これを確保しないと伊豆市民のクオリティ・オブ・ライフは確保できませんということをこちらから申し上げるしか現時点ではないのかなと考えております。できれば可能な限り広域、県とかの範囲で何とかスタンダードを同じくして、制度の統一化を図っていただけないだろうかというのが本音のところですね。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） そもそも、SDGsに戻すわけですけども、SDGsの目的というのは、やはりそういった、世界レベルで目標を一つにして、それぞれの情報を交換しながらレベルアップをしていくということなものですから、今、市長の答弁にあったことも一部納得はできるんですけども、すみません、少し具体的にSDGsを含めた内容に入りたいと思うんですけども、この5日に静岡県議会で、公明党の早川育子県議の一般質問に対して吉林副知事から、県がSDGsに率先して取り組んで、SDGs先進県を目指すという答弁がありました。今後は各自治体に対してSDGs導入の推進が要請されてくるのが予想されます。

自治体レベルの取り組みとしては大きく2つに分けられます。1つ目は、国や県の方針に

従った義務的・包括的取り組み、そして2つ目は、既に策定あるいは計画検討されている地域固有の事情を反映した個別性の高いものとされており。これを、個別性の高いものをSDGsの趣旨に沿ったものとして仕上げることで先導的役割を果たすことができると考えております。

そこで、今、少し市長からも答弁ありましたけれども、既に計画されているものを含めて、伊豆市として地域固有の個別性の高い施策として、地方創生に果たす、地域活性化に果たす、そういう施策としてどのようなものが考えられますでしょうか、お伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

先ほど議員のほうからお話ございました、県議会のほうでもSDGsに対する県の取り組みについての質問がございました。その中でのお答えの内容を見ますと、今現在、県のほうでも総合計画を策定しておりまして、その中で目指す目標等がSDGsの目標、特に先ほど議員のほうからございました11番の「住み続けられるまち」ですか、その11番のところに係る内容として幾つか共通点があるというようなことで、既にそういう作成されている、すみません、作成されている状況ではないですね、まだ現在策定中といたしますか、今改定しております県の総合計画にもその方向性は見出せますよというようなことでございます。

今、伊豆市のほうでも改定をいたしました総合計画の内容についても、確かに見ますと、非常に共通点のある部分がございます。特に市独自のとか特定のということではなかなか見出すことは難しいかもしれませんが、その中で今ある総合計画で目指す目標、取り組みを進めるということは、国際目標であるSDGsの目標達成にも寄与できるものではないかと考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） そうですね、具体的に少しお聞きしたいんですけども、第2次伊豆市総合計画の第1章、伊豆市の将来像、2のめざすまちのイメージ、まちの「色」ということで掲げられておりますけれども、風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市ということなんですけれども、その中に、終わりのほうなんですけれども、「他都市には決して真似のできない、風情と風格が漂う国際的な観光文化環境都市の実現に取り組みます」とあります。この「観光文化環境」ということがちょっと気になって、先ほどの環境モデル都市とか、そういったものと関連するのかなと思ったら、昨日の山口議員の質問に対して市長から自然環境ということでお話がありましたので、特にこれは環境問題ということではないという、いわゆる環境問題ではないということがわかりましたけれども、他都市には、ほかの都市には決して真似のできないということが強調されておりますので、ここは何か考えがとおりでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） きのうの答弁では自然環境のみ言及したかもしれませんが、もちろん生活環境も含めて私は理解をしております。今、改めて川端康成の書いた「伊豆の旅」を読んでいるんですが、もう圧倒的に天城のいいところを書いてあるわけですね。伊豆半島全体をあちこち旅した中で、天城峠越えこそが伊豆半島の魅力だというようなことを盛んに強調されていて、その天城山を中心とする伊豆半島内陸部の自然環境の保全、保護、活用、あるいは何というんでしょうかね、観光のための活用ですね、も含めて我々の宝である天城山系、そしてそれから、その恵みを生かした、清流を生かした、世界農業遺産になったワサビ、あるいは狩野川、そしてそこからつながる駿河湾、これは私は本当に世界に比肩するものだと思っております。そういったものをしっかり我々が持っている歴史、あるいは文化とを連携させることで非常にグレードの高い世界レベルの観光振興策を組んでいくことができると、ここは私は確信をしております。

ですから、自然環境は非常に高い位置を示しております。これは県の総合計画にも明言されておりますので。ただ、当然、私たちにとっての必要な生活環境というものは含んだことであるということは理解をいただければと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） そうですね、自然環境に関しては、私も誇りを持って他市に負けなと思っています。山はもちろん、環境もしっかりと備えた海、山の魅力を持った伊豆市ということで思っておりますけれども、具体的には、総合計画の部分的なことはこれからの課題となりますけれども、いずれにしてもそういった意気込み、他都市に真似のできないものをしっかりと捉えて、それを生かしていくということは、地方創生にとって必要なことであると思います。

少し観点を変えますけれども、地方の人口減少課題への対策として、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）では、1番目に都市のコンパクト化、2番目に稼げるまちづくり、3番目に公共施設等の集約化・活用や空き家の活用ということが指摘されております。これは昨日からの一般質問を通じてそれぞれの議員から提案されて、議論がされてきたわけですが、これらの政策課題の推進にSDGsのゴールや指標が大いに活用できると思っております。

さらに、魅力あるまちづくりの推進においては、先ほどから市長も述べられておりましたように、さまざまな歴史的経緯や立地条件を有しております。それを受けて、他の自治体に比べて優位な側面、また逆に劣った面というものもありますので、自身の持つ魅力をしっかりと認識する、また場合によっては、その魅力に気づいていない場合もありますので、SDGsという、そういう世界共通の物差しで客観的に自己分析をして、その魅力をさらに高め

る、この要素を認識することができるというSDGsの利点を持っておりますので、あるいはまた経済とか社会、環境、その3側面、これを不可分のものとして扱うこともできるということが言われております。自治体が抱える多様な課題について、その3分野にわたって相互の関連性を知ることができるとして、統合的取り組みがもたらす相乗効果のメリット、これを認識した上で各種課題に取り組むことができると言われておりますけれども、こういった統合的な取り組み、なかなか、分野分野ごとの取り組みは今、多いように思えるんですけども、統合的な取り組みということに関しては、伊豆市の市長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ちょっとお答えする前に、先ほどの環境のところでは少し足させていたきたいのですが、エネルギーのところを私、さっき何も答弁しなかったものですから。

新エネルギービジョンは、たしか平成17年につくられたんですが、今、見直しがまだなかなか進んでおりません。当時は風力発電もかなり記載されていたんですけども、そこは動きそうもありませんので、改めて小水力発電とかバイオの可能性についてももしっかり検討していきたいと考えております。

それから、今の議員の御指摘のところ、まさに県でも、SDGs庁内推進会議は全ての部局で構成されるということのようですので、どこかの一担当局がこれを進めるものではなくて、全ての総合政策を分担し、担っている部局がこの方向にベクトルを、同じベクトルを向いて進んでいくという性格のものなんだろうと考えておりますし、伊豆市としてもそのように進めていきたいと思っております。

その中で、これ、こじつけるわけではないんですが、私はいつもここを思うと、ジオがびったりだと思うんですね。ジオパークというのは伊豆半島がなぜ伊豆は一つかということをも物すごくはっきり明確に、伊豆半島だけがもともと一つの海底火山であった、島であったということで運命共同体ですし、それから世界自然遺産と異なって、保全ありき、保全が全てではなくて、防災も含む活用のところが相当ジオパークでは重視されます。そして、地域の住民の活動も極めて重視をされます。そういったことを考えますと、まさにSDGsの目標とジオパークの方向性というのは全く合っていて、その中で地方創生の大きな柱として我々もジオパークの活用を考えておりますので、その方向にいろんな政策を連携をとりながら進めていけばと、大きな成果が期待できるのではないかと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） それでは、少し具体的な施策について伺っていきたく思いますけれども、新年度の事業で、定住人口の増加やまちのブランド力の向上につなげていくとして、若者・女性・シングルペアレントの移住施策が計上されております。昨日も質問が出されて

おりましたけれども、求人と求職のアンマッチ、これは観光業に限らないと思いますけれども、いずれにしても、アンマッチが起きる業種に対して就労意欲を向上させるには、賃金水準や雇用環境の問題が切り離せないと思います。

SDGsの目標8、これに「働きがいも経済成長も」とあります。そして、その具体的ターゲット8の5には、「2030年までに、若者や障害者を含むすべての男性および女性の、完全かつ生産的な雇用および働きがいのある人間らしい仕事、ならびに同一労働同一賃金を達成する」とあります。これ国際目標です。そしてまた、8の8には、「移住労働者、特に女性の移住労働者や不安定な雇用状態にある労働者など、すべての労働者の権利を保護し、安全・安心な労働環境を促進する」とあります。

ここで、国でも最初に行いましたけれども、今、都道府県レベルで開催されております地方版政労使会議というものがあります。これ静岡県では二度行われたと聞いておりますけれども、この会議は地方自治体、国の出先機関、使用者団体、労働団体、それぞれの代表が話し合うものでして、賃上げや働き方改革に成果を上げているというものであります。

地方自治体として、伊豆市としての移住支援は当然必要ですけれども、市レベルでこの政労使会議のような関係者間での賃金や雇用環境まで踏み込んだ話し合いができないものかと思うんですけれども、また、あるいは県で行われてきた成果を当市で活用することはできないか伺いたいんですけれども。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 地方版の政労使会議についてお答えいたします。

こちらの内容につきましては、最初は国レベルで始まったというふうに聞いておまして、行政と、それから労働者と、それから事業者とといいますか、企業者の中で、そういった働き方改革の一つの形としていったものがポイントと伺いました。

静岡県のほうでは、やはり県、それから浜松市、それから静岡市も含まれているようですが、それとまた国の関係機関、それと労働者の機関、それから事業者としての機関が集まって話し合い、そういった中でいろいろやっているというふうに聞いております。

実際にはなかなか、やはり大きな課題でありまして、特にそういった労働環境の中での賃金という問題については、なかなかやはりこれは難しい問題のようでございます。県としても、そういった中で、取り組みは進めているけれども、まだ具体的な方向性を見出すところまで至っていないのではないかなというちょっと感想を持っております。

そんな中で、市の中でそういったものをどうするかという御提案でございますが、今の県レベルのほうの動きがどういうふうな形になっているか、そういったところを非常に見きわめた上で考えていくべきではないかと思っております。御意見として非常に重要な視点であることは間違いございませんが、まずそういった上の取り組みの状況を確認した上で、こういった方向性を見出すかというところは、もう少し検討させていただければと思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） さきの下山議員の質問にもありましたけれども、やはり若者の所得、これが低いということが今、大きな問題になっておりますので、ぜひこれは力を入れて方策を探してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

次に、持続可能な開発目標11に「住み続けられるまちづくりを」とあります。ターゲットの11に住宅供給ということで、「2030年までに、すべての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する」とありますけれども、本市においては、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が増加しております。特に中山間地では、日常生活への不安や不満の声を多く聞きます。国際目標から見て課題があると思いますけれども、第2次伊豆市総合計画の改定案では、重点目標2の政策の2、施策の1で「都市計画の見直しと心地よい居住環境の創出」として、空き家を含めた民間賃貸住宅等を活用した居住環境整備の推進が追加をされております。

私も昨年12月の一般質問で、空き家・空き室を国の補助を受け高齢者らに提供する新たな住宅セーフティネット制度の活用を提案しましたが、総合政策に盛り込まれた居住環境整備とは具体的にどのようなことを示すのでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

今回の総合計画の改定の中にございました質の高い住環境づくりというものでございますが、具体的な考え方としますと、市営住宅の検討も含めますが、移住施策における民間賃貸住宅との連携、これは既存の空き家等のストックも含めた中での活用施策ということでございまして、ベースにはやはり移住・定住に向けた居住環境の取り組みというような考え方で掲げているものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） いわゆる住宅の確保と、そして入居支援ということであると思うんですけれども、これも必要なものですから、少し細かいことはまた後ほどにさせていただきます。

それでは、教育長にお伺いしますけれども、今、天城中学校でユネスコスクールに取り組んでいるということで、私もホームページを見させていただきました。そして、天城中学校のユネスコスクールの成果も見させていただきました。同時に、各小中学校のホームページからランドデザインというものを見させていただきました。

そこで少し気になったことがあるんですけれども、これは修善寺の4小学校と中伊豆小学校、そして天城中学校しか子供の実態ということが書かれていなかったんですけれども、そ

の中で、子供の実態ということで、全体的に明るく素直で優しさがあるという利点はあるんですけども、自主性、自己肯定感、たくましさに欠けるということが6校を通じてありました。この点について教育長はどう感じておられるでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） まさにそこに掲げられた子供たちの課題、特に自己肯定感等につきましては、伊豆市だけではなくて、この伊豆半島全体の教育長と話ししてみたりとか、私の今までの経験の中で勤めた学校なんかでも大変低いです。もっと言うと、静岡県というのは割と全国と比べても低い状況にはなっています、全国比較しても。そういう点で、各学校でかなり自己肯定感を上げるということを課題、テーマの一つとして掲げている学校は多いかと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） そうですね、自己肯定感、要するに自信を持てているいろいろなことにチャレンジしていく、これ社会人となったときに非常に大事なことになると思いますので。

そこで、天城中学校のユネスコスクールの年次報告書というのを見させていただいたときに、活動内容を確認させていただきましたけれども、そこが、本校がESDに取り組んだきっかけの一つは、生徒の自己肯定感の低さの解消を目指すことだった。平成29年度全国学力・学習状況調査において、「自分にはよいところがあると思いますか」という質問に対して、「当てはまる」と答えた生徒は全国平均を30%近く上回った。また、「難しいことでも失敗を恐れないで挑戦していますか」に対して、「当てはまる」と答えた生徒も全国平均を10%以上上回っており、確実に目指す生徒の姿に近づいているという報告がありまして、これはやはりESD教育というか、やはり地域のことを考えることから始まって、国際的なさまざまな問題に取り組む、そういった視野を広くするというような、いろんなことを通じて、自信を持って力強く生きる力が備わってきたのかなと思ひまして、ユネスコスクールの今後の展開について伺いたいんですけども、昨年の12月に福岡県の大牟田市で第9回のユネスコスクール全国大会が開催されまして、ここでは全市立学校がユネスコスクールに加盟して、自治体を挙げてESDの実践に力を入れてきたということです。

ユネスコスクールは、ユネスコの理念、国際平和と人類の幸福の促進を实践する学校で、人類共通のグローバル目標であるSDGsを意識した活動により、地域に根差した身近な活動が世界につながるということふうになられております。貧困や格差、健康や福祉、産業や経済、エネルギーや気候変動対策、さらには平和で公正な持続可能な社会の建設に貢献する人材を育むユネスコスクールの目標に沿った取り組みを通じて、各学校において、いわゆる子供の自信のなさとか、そういうものが改善されていくのではないかという思いから、このユネスコスクールを市内に普及、広げていくことも一つの成果を上げるのではないかと思う

んですけれども、この点いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（西井伸美君） 最初のほうの話からいきますと、結局、地域学習といいますが、E S Dのいいところは、身近なところにある問題点と同時にすばらしさも見つけていくというところから始まって、課題設定がされていくわけですので、そういう点で、ごく自然に当たり前にある自分たちの身近な中の課題とすばらしさを発見していくというところは、大変子供たちにとってはいいことになって、つながっていくし、だからこそ、それをどうしたらいいんだろうと次の段階へ進めていく。

そういう学習形態なんですけど、今現在、ユネスコスクールに認定し、それからE S Dを名乗っているのは天城中学校だけですが、実はほかの中学校も、そこには設定していないし、そういうふうな名称は使っていませんが、割と近い状態でどの学校も、伊豆市という全般を見ながら中学校ではやり、小学校ではもう少し狭い範囲の郷土のことについて学習しながら、よさと、それから課題、それらを見詰めながら学習しているという状態で今現在も進んでいるところであります。

議長（三田忠男君） 再質問。

14番（杉山 誠君） 2番をお願いします。

議長（三田忠男君） それでは、2番の心肺蘇生ですか、答弁を願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） それでは、心肺蘇生教育について答弁いたします。

現在、市内の小学校においては、3校で児童向けのA E D講習会を行っています。いずれの学校とも、五、六年生を対象に避難訓練や学級活動、学校保健委員会等の機会に、消防署員を講師として実技指導を行っております。

中学校は、市内3校で実施され、2年生の保健の授業において、操作説明の動画を視聴した後、練習用のセットを使い、実践に近い形で操作方法を学んでいます。

平成33年度より中学校で新学習指導要領が完全実施されますが、議員御指摘を踏まえ、全中学校でA E D活用の授業ができるよう年間指導計画への位置づけや、実技教材の購入などを計画的に進めてまいります。

次に、教職員への講習ですが、小学校では毎年、プールの活用前に、消防署員などの専門家を講師に先生方が実践を学んでおります。中学校は、1校で、持久走大会を実施しておりますので、その大会の前に講習会を同じく先生方に実施しているところであります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） わかりました。

突然の心停止で、現場に居合わせた人がA E Dを使用した場合の1カ月後の生存率が

53.3%、そして市民がこれを使わなかった場合の11.3%に比べて約4.7倍、5倍近く救命率が高くなっているということです。また、1カ月後の社会復帰率については、市民がAEDを使用した場合は45.4%、そして使用しなかった場合の6.9%と比べて6.6倍高くなっているということで、昨日も杉山武司議員からドクターヘリの質問がありましたけれども、いち早い手当てを行うことも当然必要ですけれども、居合わせた人が心停止に対する救命措置を行うことがまず求められております。本当に時間の経過とともに救命率が下がっておりますので、特に学校現場ではそのような事例が全国で100件起こっているということでありますので、対応をしっかりと整備してほしいと思いますけれども、実際にさいたま市で起きた小学校6年生の事故という、これで、それを踏まえて、「体育活動時等における事故対応テキスト：ASUKAモデル」というのがつくられているんですけども、これは御存じでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（西井伸美君） 今のそのもの、本自身は、すみません、知りません。

議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

14番（杉山 誠君） これは、その事故を踏まえて、本当に遺族の全面的な協力を得て、二度とこういうことが起こらないようにということで作られた教職員向けのテキストでありまして、非常に具体的に書かれております。内容を読んでいる時間はないんですけども、全国の学校がこのテキストを参考にされ、学校における重大事故を未然に防ぎ、子供たちの命を守り抜くことを願ってやみませんということで書かれております。これはウェブから、「さいたま市 / ASUKAモデル」で検索できますので、ぜひこれをごらんになり、そしてこれを普及してほしいと思うんですけども、どうでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（西井伸美君） 早速引き出して中身のほうを見させてもらって、必要なら各学校にも紹介したり、先生方の研修の機会に使えるようにしたいと思っています。

議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からとします。

休憩 午前 11時30分

再開 午後 1時00分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

星 谷 和 馬 君

議長（三田忠男君） 次に、3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

3番（星谷和馬君） 3番、星谷和馬です。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

熊坂こども園についてです。

熊坂こども園は、昭和52年3月に完成し、開園は翌月の4月1日です。この間、平成19年度に耐震工事、平成27年に改修工事がなされ、現在に至っております。

しかし、敷地面積は1,933平方メートルと大変狭いです。そのためこども園の行事、イベント等は隣の熊坂公民館を使用しています。また、車での送迎も熊坂公民館の駐車場を使用し、さらに、駐車場とこども園の通路には蛍光灯を設置し、電気代も熊坂区が負担をしております。こども園の先生、職員の車は、熊坂区が管理、運営している伊豆縦貫道高架下に駐車しています。すなわち、熊坂区はこども園に全面協力をしてはいますが、不平、不満の声は今のところ聞こえておりません。

以下について質問いたします。

1です。この現状をどのように思いますか。

2番、熊坂こども園の近くに移転する計画がありますか。

次、虹の郷についてです。

虹の郷は、伊豆市の数ある施設の中で最大級の面積、規模を誇っております。また、豊かな自然林もあり、環境的にも大変恵まれております。しかし近年、来園者数の減少が著しく、とまりません。原因は、施設の老朽化、イベントの減少、マンネリ化、管理運営不足等が感じられます。

来園者の増加は、修善寺、伊豆半島全域に経済効果を波及し、活力にもつながります。観光ブームであり、2020の東京オリンピック・パラリンピックの成功にもつながります。再生が望まれます。

以下について、質問いたします。

1、入場料、駐車場料金の価格は適正でしょうか。

2番、来園者数をふやす対策はどのように取り組んでいますか。

3番、どのような施設にするか、将来像を示してください。

以上です。

議長（三田忠男君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、熊坂こども園ですが、昭和30年に現在の場所に熊坂区立熊坂保育園として開設したと伺いました。その後、昭和41年に修善寺町立熊坂保育園となったようでございます。現在においても地域の皆さんにお支えいただき、熊坂区民の皆様には市長として、この場をおかりして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

しかしながら、移転の計画については、現時点では熊坂こども園の建てかえ、あるいは他の場所への移転というものは計画されておられません。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 私は、熊坂こども園の現状を議会の皆様と市民の皆様に知っていただくために質問いたします。

これは昭和52年3月に完成、ことしで築41年です。施設も古くなっております。構造的・寿命的にはいかがでしょうか。お答えをお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 確かに、昭和52年の3月に園舎のほうで完成ということになっておりまして、耐震性というところでは平成19年に耐震工事を行っております。そして、平成27年のところでは改修工事ということで、職員室、保育室の関係、それからトイレの増設等を行っております。そしてまた、平成30年の予算の中でも改修のところを予定しているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

それでは、敷地面積が1,930平方メートル、大変狭いんですね。これについていかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 議員のおっしゃるように、敷地面積のほうは1,933平方メートルということですね。今回、新しいこども園の関係のところにつきましてはかなり広い面積のほうを考えていまして、今、車で送り迎えをする親御さんふえておりますので、やはり駐車場の設備等が必要になってくると思いますので、今現在、熊坂のこども園につきましては、その敷地面積についてもちょっと狭い状況にあるということを思っております。

議長（三田忠男君） 再質問。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） グラウンドが大変狭いということは、これは部長もおっしゃったとお

り、全くそのとおりで、現状としては、熊坂こども園の運営管理ということは現状では無理なんですよね。それで、隣の熊坂公民館とか敷地とか、全てを含めて僕らはこども園というような感じで住民は捉えているんですよね。

そこで、また伺います。

この1,930平方メートルで、また園舎があり、グラウンドということに關すると、全く余計狭くなるわけですよ。そうしますと、昨今は運動会が行われても、大変運動会のような形ができないです。問題は、狭いために子供たちの、園児の体力的観点からも見ても大変問題だと思っんですよね。それで、運動会一つとっても、今では、お父さん、お母さんから両方のおじい様、おばあ様、来ていただける。そうすると、1人の子供に対して家族が何人も来る。そうすると、あのグラウンドがいっぱいになるんですよね。いっぱいになって、また後ろの道路にも皆さん立ち見するという形が現実なんです。ですから、市長はさっき計画はございませんと言ったけれども、やっぱり計画は計画で、将来に向かって考えますぐらいの答弁を言ってくれないと、僕も質問している立場上、ちょっと悔しくなりましたけれどもまたそのときはまた……

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） お静かに願います。

3番（星谷和馬君） すみません、つい地が出ちゃって。申しわけありません。

また、例えばいろいろな行事をするときに、熊坂公民館を園長さんがあけて、いろいろの運動会とか行事とかですね、そしてトイレ一つとっても、皆さんが熊坂公民館を使用しているということが、これは現実なんですよね。

そこで、ちょっと伺いますけれども、この熊坂区の公民館のトイレを使用するということ、トイレはあれは和式なんですよね、ですから一部洋式にしようかという案もやっぱりあるですけれども、そこにおいて、補助金制度というのも上限幾らになっていることも聞いておりますけれども、ちょっとお願いのような形になりますけれども、トイレの補助金ですよ。プラスアルファということはどうなんでしょうか。ちょっとお願いというか、ちょっと質問がおかしいかもしれませんけれども。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 熊坂の公民館のトイレの改修ということについては、私のほうもなかなかいい意見のほうは申し上げられないところですけども、社会福祉協議会のほうの赤い羽根の募金活動の使い道の中にも公民館等の改修というようなところがございまして、和式のトイレを洋式に直すというような項目もありましたので、そういうものがちょっと使えるといいなと感じました。それでいいですかね、すみません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

トイレのことですけれども、熊坂公民館というのは和式なんですよ。それで、一昨年です、一部洋式にしようか、見積もりをとったところです。そして役場へ行って、上限幾らだということも聞いてきました。それで、その観点ですね、一部の方から、おまえ議員だから、もう少し上限ないのか、もっともらえないかという声をいただきまして、そして公民館というのは隣のこども園も使用していることだから、何かもう少しおかしいような話ですけれども、もう少し補助金制度のアップをできないかということ言われたもんですけれども、これはどうなんでしょうかね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

〔「総務部で答えろよ、総務部で」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） お静かに願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 先ほどの話の中で、平成30年度の予算の中でも一部こども園のほうの大人用のトイレを増設するという工事は含まれているわけですが、その辺、公民館のトイレの関係につきましても、熊坂区民の方たちの御意見をちょっと聞きながら、今後のところで何かできるかを検討させていただきたいかと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

いろいろあるんでしょうけれども、その節はよろしく頼みます。地区要望じゃございませんから。

それでまた、園長さんは熊坂公民館の鍵を所有しているわけですよ。そして、園長さんが隣の公民館の鍵を所有というのはなかなか不思議ですよ。普通じゃ考えられないと思います。だけれども我々としては、隣のこども園も余りにも狭過ぎるから、それで熊坂公民館を何かの行事のときにはぜひ使ってもいいですよ、そういうことで鍵を園長さんに渡してございます。それで、園長さんもいろいろの行事に従って公民館をあけて、トイレ一つとか、休憩、そういったことも使っているわけです。その辺もぜひ考慮いただいて、よろしく願いします。

先ほど、市長も答弁の中で、教育は伊豆市の基本だ、これを常に言っておられます。それで、先ほど熊坂こども園の移転は考えておらないという答えを一番最初いただきましたけれども、それはそれとして、やっぱり財政問題とか優先順位に従って、事業計画じゃありませんけれども、事業を進めるということはやっぱり言葉として僕はいただきましたかと思うんですけれども、これは残念ながらそういう答えをいただきました。伊豆市の財政でも、限られた財政です。自主財源も38.4%ですか、ことしはね。そういう観点からも優先順位をつけて、財政の中で許されるならば、この優先順位の中で事業を進めていただきたいと思う

んですけれども、これはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

〔「市長が答えなきゃしようがないだろう」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

熊坂のこども園も含めまして全体的な伊豆市のこども園の関係につきましても、児童数の関係、動向を見ながら、やはり進めていきたいと思えます。今現在、熊坂の区のところでも児童数のほうも9人とか12人とか学年の人数も減っておりますが、3歳未満児の保育というところではかなり全体的なところでもふえておりますし、そのような若い人たちの保育の希望する状況を見ながら、やはり整備が必要な場合も出てくるかと思えますので、その辺については児童数の動向を見ながらということで考えていきたいと思えます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 部長は部長なりに自分の権限の中でいろいろ意見をおっしゃっていただきました。これはこれでとてもありがたいし、先ほど市長が一番最初に計画はございません、それは僕らとしてはちょっと違うだろうと。もう少し言葉はストレートじゃなくて、もう少し親身になって考えて、答弁していただきたいと僕は思ったです。

それじゃ、2番、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 虹の郷については、産業部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

まず、入場料、駐車場料金の価格につきましては、平成26年の4月1日に入園料を変更していると思えます。当時は、大人が1,000円、子供が500円ということでしたが、現在は、大人が1,200円、子供が600円に変更させていただきました。この変更につきましては、収支バランスであるとか、今後の売り上げ等に対応して考えて変更したということがございます。駐車場料金につきましては、普通車が300円ということで、こちらについては据え置きをさせていただいたということがございます。両方の料金につきましても特に問題ないと考えているところでございます。

続きまして、来園者数をふやすための対策につきましては、近年の来園者数の減少につきましては、議員と同じような形で大変危惧しているところでございます。

現在、一般社団法人伊豆市振興公社が指定管理者として指定管理を行っております。御指摘のとおり大変厳しい状況でございますが、一部の取り組みについて御紹介させていただきます。

まず1つ、イベントとしまして、忍者イベントの開催を行っております。また、秋のみみ

じライトアップにつきましては、例年よりも1週間程度延長しているということで聞いております。また、ワンちゃん同伴入園、これもかなり好評を博しております、今年度は1カ月延長しているということで聞いております。また、コスプレ支援につきましては、平成29年4月より匠の村に専用施設を用意しているという状況でございます。2月、3月にかけては、イギリス村にも撮影用のオープンスタジオを用意するという形で聞いております。また先般、3月9日の新聞にも載りましたけれども、虹の郷で10日と11日の両日の午後5時から8時半ですか、コスプレ愛好家を対象とした夜間開園、真冬の街並みオープンスタジオを施設として開催するという記事も紹介されておりました。またそれとともに、SLと富士山が同時に撮影できる日本で唯一の場所として、新スポットとしてのPRも行っているところでございます。

続きまして、将来像につきましては、先ほどから言いましたとおり、大変厳しい状況ではございますが、経費削減によりサービスの低下を招かないような経営努力をいたしまして、市民の憩いの場としての役割を担いつつ、伊豆市の観光の拠点として、また、伊豆半島のにぎわい、圏域経済の活性化に寄与する施設を目指しまして、今後の将来につなげていきたいと考えているところでございます。

前回の議員の御質問等にもお答えさせていただきましたが、新たな民間のアイデアの活用を含め、伊豆市産業振興協議会によるプロモーションなどを行いまして、今後の強化に取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） いろいろありがとうございます。

去年も同じ質問をさせていただきました。これはやっぱり伊豆市で最大の施設であり、面積を有している、そして修善寺温泉を初め、伊豆半島全域に経済効果をもたらす、虹の郷もはやれば修善寺がはやり、伊豆半島がはやるだろう、そういう観点から質問させていただきました。

それです、1番の入場料についてですよね。この入場料1,200円、子供が600円です。これは、虹の郷というのは花でうたってございます。それで、花の咲く時期ですよね、3月、4月、5月、6月ですよね。桜が咲き、シャクナゲが咲き、ショウブが咲き、フジが咲く、そういうときにはやっぱりお客さんから1,200円いただいても納得できるんですよね。だけれども、どうでしょう、シーズンオフですよね、全く花というのは生き物ですから、咲かないときがあるわけですよね。そのときに1,200円をいただいはどうかなという気がするんですよね。お客さんから見ても、何も花も咲いていないんじゃないかという声もいっぱい聞けるわけですよね。その辺のことを捉えて、シーズンオフのこの1,200円の料金というのはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 虹の郷は花でということ、当然いろんな形での花のあれもやっています。その中でも新たに寒緋桜であるとか、そういう形でいろんな形での植栽等も行ってありますんで、そういう形で1年間を通じて来ていただけるような形にはしていきたいと思えます。花だけではなくて、やはり先ほど言いました1年間を通じたいろんなイベント等も開催しております。お年寄りが孫と遊べるようなイベントであるとか、カナダ建国記念でカナダ村まつりであるとか、本当に年間を通じた中で訪れるお客様が飽きないような形で、いろんな形での入場料に値したような形で対応はしていきたいと考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） そうですね、少し意見がかみ合いませんでしたけれども、やっぱりシーズンとオフの差が余りにも高低差が広過ぎるということですよ。冬は当然花咲きませんから、そのときにもう少し柔軟に価格料金も考えたらどうかなという気がしますが、部長の答弁で、それはそれということです。そうですね、冬場、この来園客数をふやすことですよ。これが残念ながら全然ふえていないし、毎年のように減少しているのがこれは現実なんです。

それで、部長で結構ですから、部長、この虹の郷を見てですね、一言で結構ですから、どのように感じますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 来園客数につきましては、こここのところほとんど変わらないという状況なんです、ことしの例えば11月、12月になりますけれども、昨年度、平成28年度につきましては3万7,000人だったものが平成29年度は4万7,000人という形で、秋の紅葉時期というのはふえているんですよ。ですからそのやり方というんですかね、どうPRするのか、そのやり方によってかなり違ってくるのかなというところも感じているところでございます。ただ、やはりこれから、前にも言いましたとおり、新しい民間というんですかね、新しい発想、そういうものはやっぱり考えていかないと、今までどおりやっていくのではなかなか状況はクリアできないのかなという形で考えておりますので、新たな新しい発想というんですかね、やはりそれをいろんなところから集めていく必要があるのかなという形では考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 私、3月10日に虹の郷を見学してきました。約3時間でしたけれども、

隅から隅まで一通り回ってきました。自分は虹の郷へよく行くんですけども、全体のエリアをこう見るというのは2年ぶりでした。そこで僕、一番びっくりしたことがあったんですよ。その一つは、この豊かな自然環境、第2次総合計画にもうたってございますけれども、その部分ですね、イギリス村からカナダ村へ行く途中に、先ほど富士山が見える郷、丘とか言いましたけれども、それで、全て切って桜を植えてあるわけですよ。桜を3年前に500本植えたと聞いておきました。それで、あの山が、大変失礼ですけども、今まであった自然林を全部伐採して桜を植えたということですよね。そこにおいて、あれだけの山、土砂が、斜面が昨今の大雨とか台風、集中豪雨ですね、あれで崩れないのかなということを僕は大変に疑問に思ったんですけども、防災監いますから、いかがでしょうかね、あの山がすごく崩れるような心配になっているんですが、その辺はどうでしょうか。

議長（三田忠男君） 産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 伐採はしておりますけれども、新たなものを植栽しているということですよね。これから桜という形で広葉樹になると思いますんで、そういう形でこれからはそれも育っていきますので、防災等の心配ないという言い方は変なんですけれども、その辺も考えながらやっているということで理解いただければと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） ありがとうございます。

あの自然豊かな森を伐採する、そして桜を500本植えた。桜を植えるということは、それはそれでとても桜で花で売っている施設ということで、僕はとてもいいと思うんですけども、だけれどもあれを見たときに、これは間違いなく大雨、台風、集中豪雨、今、しこたま大きいのが来ますから、あのときに、あの斜面、山、土手が崩れたときに、この修善寺温泉のところまで土石流のような形で行くように僕は思ったんですよ。これ、すごく僕、危惧するかびっくりしたんですけども、これはちゃんと対策をお願いしますね。これ、絶対なりますよ、今の常識からいくと。ちょっといいですか、お答えできますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） もともと虹の郷につきましては、本当に広大な面積を有しておりますので、それなりに調整池等、対策は練っていると思います。そんな関係で、確かに伐採ということはあるかもしれませんが、ちょっと切った周囲が私はわからないんですけども、針葉樹であればそれなりのそれを広葉樹にかえたという形で御理解いただければと思いますけれども。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） とにかくあその調整池というのは、調整池になっていないんですよ

ね。それで池も、大変失礼だけれども、コンクリで覆って、その上に水が流れている。それで調整池としてはとにかく不十分であって、池といいますか、沼というか、とにかく汚いですよね。それで、もっときれいにする方法はないのか。そしてまた、今、昨今、外来種があの中にいるのかということもちょっと心配なんですけれども、調査とかしたことはありますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 調査等は多分調整池なもんですからしていないと思いますが、ただ、あんまり汚いようでしたらば、ちょっと一回うちのほうでも虹の郷のほうに話をしまして、点検するような形にはしたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 今、東京のだ真ん中の日本庭園なんかはホテルへ行っても、今、きれいですよね。あの虹の郷は自然豊かで森の中の公園なんですけれども、あの池がとてもじゃないけれども、どぶ池なんですよね。その辺はやっぱりよろしく願いますね。お客さんから見て、とてもやっぱり醜いです。それは改善していただければ解決することですから、これはまたお願いします。

そして今度は、皆さんわかるとおり、修善寺自然公園、虹の郷とつながっておりまして、松がございませぬ。それで、松がもうびっくりしたことに毎年のように害虫、松食い虫によってあの松が何本、何本というように切り倒されていく。あの松だけ、都会の人たちはすごく立派だな、感動するんですよね。あの松だけお客さんを呼ぶこともできるんですよね。それがもうびっくりしたことに見る影もなくなっちゃった。そしてやっぱりあれだけの松をちゃんと管理しなきゃだめだと思うんですよね。管理がとにかくできていない。これについてはいかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 虹の郷自然公園の松につきましては、毎年松くい虫の駆除という形で実施しております。ただそれをやってもなかなか駆除できないというのが実情でございます。虹の郷と土肥の松原公園、両方とも毎年職員が委託業者に委託しまして、やっている状況ではやっているんですけれども、それ以上に松くい虫のほうがちよっと勢いが強いという状況なのかなという形で考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 確かにわかります。でも、お客さんからお金をいただいている施設ですからね、あそこは、虹の郷は。ぜひしっかりやっぱり害虫に対して管理をしなきゃいけない

い。ほかの施設とか林と違いますから、お客さんからお金をいただいているところですから、その辺はしっかり管理していただきたいと思います。

ちょっと余談ですけども、あれは大正13年に旧修善寺村の人と3,000本植えたんですよね。ことしはですから93年です。物すごく広大なアカマツです。そして昔、マツタケも出たそうですけれども、あれだけの松ですからしっかり管理、改めてよろしくをお願いします。

それでもう一つ、次、気がついたことですけども、お客さんが少ないということで、やっぱり営業的に成り立たないだろうということで、各テナントさんが、特に伊豆の村なんていうのはもう半分ちょっとお店が閉まっていました。これはもう仕方ない現実だろうなと思うんですよね。ですけども、やり方はあるんですよね。あのテナントさんを生かす方法には、前の広場を今石積みにしてあるんだけれども、石をどかして、もとの芝生の平らにすればあそこで家族団らんで食事ができるとか、小さい子供が運動ができるとか、自然公園にもなるんですよね。運動場にもなるんですよね。それを部長に、失礼ですけども、提言はどうでしょうかね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 先ほども申しましたとおり、虹の郷については、本当に多くの方、いろんな方から意見を聞きながら、再生というんですかね、やはり図っていかなきゃいけないと思います。今議員のおっしゃいましたことにつきましてもちょっと虹の郷のほうに話をさせていただきまして、その辺をちょっと検討できるかについては話をさせていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） それで、先ほど言ったとおり、花で売っている施設なんだけれども、花がもう残念ながら少なくなっちゃっているわけですよね。ショウブだってわかるとおり、もう過去は100万本、東洋一と言われたんです。それで、その1カ月だけお客さんに二十数万人来ていただいた、これは過去の話ですけども、もう現実も無理でしょう。今3月ですよ。当然、今菜の花の時期ですよ。それで、僕が行ったときに、菜の花が一つもないんですよ。え、何これと思ったんですよ。経費削減でコストを下げ、損益分岐点を下げて、行くところまで行ったから職員さんもあんまりいなくなった、従業員の方もいなくなった、そこでやっぱりいろいろところで施設に手が回らなくなった。それが花がなくなった、管理ができないということだと思うんですよね。

そこでまた少し提言ですけども、あれだけの借地料金を払っているわけですよね。借りているところは民地ですよ。それで、僕はこの間、元従業員の方に聞いてきました。そして、オープン当初から借地料が変わっていないそうです。当然、契約というのは何年契約というような、あるはずですよ。それで、契約が満期になったら借地料の交渉なんかも現状に

合わせてすべきだと思うんですよね。民間じゃ必ずしております。この辺ちょっとどうでしょうか、部長。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 借地料につきましては、固定資産税を見ながらその都度3年とか、そのくらいに見直すことになっているかと思います。きのうも公共施設等の話がありましたとおり、借地につきましては本当に開園以来ずっと支払っているということで、毎年1,200万円ほどの借地料ということになっておりますので、やはり公共施設としてそれがいいのかどうかということもありますので、できれば必要なところはやはり買うという方向で、要らないところにつきましては返すという言い方は変なんですけれども、そんな形で公共施設の管理計画にも出ておりますので、そのような方向で今後は進めていければなという形で考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） オープン当初から借地料が同じということはちょっと考えられないんですよね。その辺はやっぱりすぐ検討する余地があると思うんです。また、地主さんにしてみれば下がるということはとても気に入らないと思うんですけれども、やっぱりこれは営業が営業ですから、施設を残すための一つの一環ですから、これはまた検討じゃなくて、交渉してみてください。お願いします。

そして次、ここは、虹の郷というところは、広い園ですよね。それで、花で売るんですけども、今僕が言ったとおり、あんまり花は、残念ながら季節に応じて昔のように花はない、できない、管理ができない。ということならば発想を変えて、ウォークラリーコースなんていうのを設けたらどうでしょうかね。あの施設を歩くんですよ、特にシニア層の方に。それで、それも平日にするんですよ。そして、価格もある程度下げる。そうしていただければ健康増進、健康寿命もふえるだろうし、それに従って、先ほどにも話が出たけれども、医療費の削減にもつながるのじゃないか。一石二鳥にも三鳥にもなるんじゃないかという感じがします。そしてまた都会の方は、虹の郷に来ていただいて、緑と林と自然の中でおいしい空気を吸っていただければすごく喜ぶと思うんですよね。そして、途中で甘酒だとかお汁粉とかお茶とかね、季節の商品を添えてあげればすごく喜ぶと思うんですけれども、これ、部長、僕の提言なんておかしいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 貴重な提言ありがとうございます。虹の郷につきましては、昨年も審査会等行っております。その中で、やはり来客者の立場になっての運営が望まれるであるとか、誘客につながる事業の再構築を望むという形の意見も出されております。その辺を

今後虹の郷からいろんな形で、それらの審査会の意見から多分いろんな形で提案されてくると思います。今回も議員から言われたことにつきましてもお話をさせていただきますので、今後そんな形で、企画とかそういうものは虹の郷だけではないんですけれども、考えていくのかなという形で思っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） そうですね、部長はいろいろ発言していただき、ありがとうございます。また、よくするためですから、いろいろのことを理事長を初め経営の母体に提言していただいて、いい施設にしてもらうようにまた努力をお願いします。

それじゃ、3番ですよ、これ。どのような施設にするか、僕、将来像を示してくださいと言ったんですが、これが残念ながらとても難しく、ポイントであり、重要であり、未来像が現実では僕はなかなか見えないんですけれども、部長、簡潔に答弁していただけますか。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） ちょっと長い経緯がございますので、私のほうから申し上げます。

虹の郷の将来像については、幾つかの議論がございました。私が市長になったころは、もとの自然公園に戻して、それから、今ある観光施設も1つずつ解体撤去をして、市民のための自然公園に戻すべきだというような意見のほうの方が有力でした。実際にはお客様の数を見ると、半々ではなくて9割ぐらいが観光のお客様で、市民の方は1割ぐらいですから、むしろこれは観光施設ではないのだろうかという観点から、私のほうは検討をし直しました。率直に申し上げて、現状、市長としては、虹の郷はとても中途半端だと思っているんですね。自然公園のような、そしてイギリス村があり、カナダ村があり、奥に匠の村がありというところで、これは一体どういうコンセプトでつくられてきたのだろうかという疑問があったんです。そうこうしているうちに、実はイギリスの方から手紙をいただきまして、市長宛てに。あの15インチの鉄道は物すごく貴重なもので、売ってくれというお手紙だったんですね。そういう手紙をいただくと何としても守りたくなるのが人情であって、それだけ貴重なものなのかということなんですね。奥のカナダ村も実際ネルソンに倣って、ネルソンの庁舎を模し、それからベイカー通りを模し、そしてクーテニー湖、それから大きなオレンジ色の橋というもの、まさに姉妹都市のネルソンを模した町がカナダ村になっているわけですから、もう一度そのコンセプトというものを考えてもいいのではないかと、市長としては考えてきたわけです。

ただ他方、全体、これは一般論としてですが、観光施設、観光ビジネスを公務員がやってもうまくいかないだろうというような思いも、この10年間持っているわけですね。例えば民間の施設で恐縮ですが、吉奈温泉の東府や旅館さん、東府やResort & Spaの周辺のところは、やっぱり1人のオーナー、1人のプロデューサーが充実させていきますから、今東府やワールドで拡張もされますし、それから一つのコンセプトでできていますので、とてもお客

様による評価が高い。どうしても行政がやりますと、いろんな方の御意見を取り入れて、最大公約数にせざるを得ない。平たく言えば、とんがったものはない施設になりがちなんですね。実は先ほどの桜も、以前も修善寺温泉の方からニーズが、要望があるたびに、桜ですかと、桜は南のほうにもっと大きなところがありますよねと申し上げるんですが、やはり温泉旅館の方からは桜という要望があるんですね。で、あちらこちらの要望とか御意見を入れていると、やっぱりとんがってこないわけです。ですからやはり将来的には、しっかり投資のできる、それから観光ビジネスとしてプロとしてやっている方に運営をお願いするほうが成功する確率が高いのではないかと、この10年間を見てきた市長としてはそのように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） 市長も答弁いただきました。とにかくこの施設をどのようにするのか、この将来像ですよ、これが産業部長も市長もなかなか答えができない。そして、今の指定管理でいいのか、ここもいろいろあります。そして市長がおっしゃってくれたとおり、やっぱりプロに任せるのかな、だろうな、これも一理あります。ただ、どちらの道にしても、あれだけの施設を閉園とか自然公園に戻すじゃなくて、やっぱり生かす手段だろう。それで生かすことによって、先ほど述べたとおり、とくかく虹の郷の出发点というのは、修善寺の名物町長が修善寺の旅館のために、お客さんをふやすためにつくった施設なんですよ、知っていると思うんですけども。名物町長さんですから、どの方だかわかるといいます。旅館経営しています。だから、それはビジネスサイドで考え方でつくったわけです。でも、これからはやっぱりあれだけの施設を残すのにはどうしたらいいか。やっぱり皆さんと知恵を出し合ってするべきだろうなと思います。

それで、最後に質問しますけれども、これだけの施設は、さっき部長に答えていただきましたけれども、経営プロとか外部の方からの意見を取り入れて、参考にしているということですよ。違う、どうでしょう。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 今後、先ほども言いました審査会等でやはり外部コンサルタントの導入が必要ではないかという形の意見もいただいておりますので、それについては今後検討していきたいということでございます。それを虹の郷のほうにお伝えしてありますので、その辺でどういう形の回答が来るのかなというところもあります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

3番（星谷和馬君） そうですね、これだけの施設ですから、当然、内部だけで管理運営というのはこれは無理なんです。当然、指定管理がやるにしても、民間に委託するにも、外か

らの経営のプロの意見を参考にしなければ、そして取り入れなければ、やっぱり施設は運営できないと思うんですね。これはこれにどこの業者がやるにしても、やっぱり経営ということに関してプロを入れて、いつもその都度その都度目配りをして、管理運営をしていただきたいと思います。

以上、これで終わります。

議長（三田忠男君） これで星谷和馬議員の質問を終了します。

ここで、55分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時55分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

木村建一君

議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

第1に、天城湯ヶ島支所跡地周辺の土地・建物を東京ラスクに売却を前提とした覚書の課題についてお尋ねします。5つお尋ねします。

第1に、覚書によって市と東京ラスクにどのような効力が働きますか。

2つ目、市長と議会との政策的課題の進め方についてお尋ねをいたします。

中伊豆温泉病院、東こども園、中学校については議会の対応を求め、その後に市当局、教育委員会が方針を出すという過程を経ていきます。支所跡地については、市長は東京ラスクと覚書を交わそうとしています。このことは、担当課より去年9月の全員協議会で報告をされました。議会への対応は同じスタンスではないと私は受けとめています。市長の見解を求めます。

3点目、覚書には行政財産が含まれています。現時点で、これも売却を前提とした覚書は有効ですか。教育委員会が管理する建物が含まれていますが、教育長は御存じでしょうか。

4点目、以前の議会で、東京ラスクが事業計画を立てているが、無条件でやるのではなく、これからの協議の中で公共性に役立つような協議を進めると述べられました。その協議は覚書第6条で定めるといふことでしょうか。

最後の5つ目の質問です。地方が企業を誘致するための条件を市長は以前、議会で述べられました。この条件を東京ラスクの誘致に当てはめての見解をお聞かせください。

大きな2点目です。

教育長にお尋ねします。教師の長時間労働の実態と改善策を保護者など市民が共有する機

会を求めます。2つお尋ねします。

1つ目、教師の働き方を変えて、どの子ども授業がわかり、楽しく過ごせる学校にすることは、みんなの願いだと思います。教師の勤務時間の実態はどうなっているのか。保護者は学校に何を求めているのかを、そういうテーマに話し合う場は必要だと思いますが、教育長の見解を求めます。

2つ目、中央教育審議会は昨年末、学校における働き方改革についての中間まとめを発表しました。そこには、教師の勤務時間については直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識が示されたとあります。勤務の長時間化の要因を明らかにすると同時に、国、教育委員会、学校が取り組むべき方策も述べております。

まとめには、これはこれからは中間まとめからの抜粋ですから番号はちょっと飛びますけれども、学校徴収金の徴収管理、その次に地域ボランティアとの連絡調整、次に、調査・統計への協力、少し番号飛ぶんですが、8番目に部活動、9番に給食時の対応について取り上げて検討を行った。これは本来誰が担うべき業務であるのかと問いかけています。また教育委員会が取り組むべき方策も示していますが、伊豆市としての方策を出しませんか。

最後です。生徒・保護者や住民の方々もそうですが、教師と一緒にあって、生徒たちにとって部活動って何という話はもうぜひとも求めていきたいと思います。学習指導要領には、学校で部活動を行いなさいとは一言も書かれていません。学校教育の一環としながらも、生徒の自主的・自発的な参加によって行われる教育課程外の活動としております。教員の免許法には、部活動に特化した科目がありません。生徒たちにとって部活動とは何か。保護者は部活動に何を求めているのか。教師の部活動指導の過重負担の課題などを話し合う機会を教育委員会が担うべきだと思いますが、いかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、天城湯ヶ島支所の件につきまして、議会への対応が同じスタンスではないという御指摘でございます。

もうこれは過去の経緯になりますけれども、中伊豆温泉病院、修善寺東こども園、それから新中学校については、平成28年9月議会までは議会の議決をいただいて、そしてその方向をお示しし、議会の手続を経て進めてきた案件が平成29年5月には予算の段階で否決をされたということでございますので、新たな方向については議会としてのお考えを確認したいということを申し上げたわけでございます。

ただ、東京ラスクの天城湯ヶ島支所活用については、事業会社から提案がなされ、行政も一緒になって説明会をさせていただき、地元住民の皆さんの御意見も伺い、その方向で進んでおりますので、私は、行政と議会と地元の皆さん方が同じ方向を向いているように判断を

しておりますので、このような手続を進めさせていただいております。もちろん事業会社の方には、最終的には財産処分ですから議会の議決が必要であるということを確認しながら進めているところでございます。

最後の地方が企業を誘致するための条件で、私のどの発言を指しているのか判然としないのですが、私が以前申し上げたことを記憶しているものは、一般論として事業会社が国内に事業所を展開する場合には、雇用を確保できる立地または社長の生まれ故郷が多いということを上げようとした記憶がございます。そうでないかもしれませんが、私の発言記憶はそれくらいしかないんですが、そういったしますと、東京ラスクはまさにオーナーである社長様の生まれ故郷であるので、そういった判断と将来の道路整備を見越した状況判断があったんだろうと、伊豆市にとっては望ましいものであると、このように考えております。

そのほかは総務部長。

議長（三田忠男君） 教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

教育長（西井伸美君） 覚書の中に天城温泉プールが含まれていることは承知をしております。

議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは、まず1点目の覚書の効力ということでございます。

この覚書につきましては、旧天城湯ヶ島支所敷地全体を東京ラスクに売却することを前提としたものですが、東京ラスクが敷地全体を活用した事業計画を立てていく中で、一括した売買契約を締結するまでの間、個々の施設について、賃貸借契約を通じてその使用権限の主体と時期などを双方で確認したものでございます。

3点目の行政財産の関係でございます。

今回の覚書は、先ほど申しましたとおり売却を前提としておりますが、あくまで双方で現在ある施設の使用期間等を確認し、その期間について、双方協議により定めるとしているものです。当然その中に現在の行政財産も含まれております。実際に貸し付ける場合や売却をすることを前提としまして、当然、行政財産の用途廃止に係る関係条例、こちらに関する議決もいただき、また売却時には売却に関する議決も必要となってきます。

4つ目の協議についてでございます。

昨年9月の全員協議会でお示しました覚書（案）の6条の協議、こちらは、覚書の内容への疑義や覚書に規定していない事項の協議を決定することを規定しております。そのときの全員協議会でも議員から、この覚書には雇用等の計画に関するものが何もないという御指摘をいただきました。きのうの西島議員のときにも質問があって、答えられなくて、締結したのか、いつかということでもございました。先月、2月14日に締結をしております。

その後、案についていろいろ協議をし、一部見直したところがございます。当時の案に対

しまして、3条の次に1条を加えております。その加えたところにつきましては、賃貸借等の契約の締結前に事業の計画を示してくださいということを覚書に追加してございますので、議員御質問のその協議というのは、覚書の6条ではなくて、当然、その契約する前には事業計画を示していただくという内容としてございます。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 覚書というのはどういうものなのか、根拠についてお尋ねします。

覚書だから覚えておきましょうねということじゃないと私は思うんですね。忘れないようにこうやろうよということはないと思う。内容によっちゃ、これが本当に、僕も法的なことはわかんないんだけど、覚書はその書面の内容自体によっては契約と変わらないよと。契約と変わらないということは、今回の件で言えば、市長が交わしました、東京ラスクと。その約束事はお互いに守り合いましょうねという、そういう意味にもとれるんですが、そういう意味で覚書を交わしたいということですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、議員おっしゃるとおり、覚書も一つの契約には変わらないという性質もございます。ただ、この覚書につきましては、当然民間企業についても口頭でのやりとりの中での事業計画をつくるというよりも、双方の意思確認、市としては当然議会にお諮りして手続を得た後に売るということを前提とした覚書でございますので、市としての意思、また、東京ラスクとの意思を双方で確認したものでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） そうしますと、どうなるかわかりませんが、覚書の中にあるように、今後これをきちっとやるためには、議会の議決をやりますと。経て、いわゆる売買契約については締結しますという、こういう文章になっているんですけども、社会的には市長と東京ラスクの社長と覚書をもう既に交わしました。あと残るは議会の議決なんですよ、そうするとね。で、議会がもしいや違うよとさまざまな条件をつけたときには、そのときには市長は東京ラスクについてどういう立ち位置になるのか、仮定の問題で申しわけないですが、教えてください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、現在の支所と保健センターにつきましては、平成30年3月31日をもちまして、普通財産に用途廃止になります。今議員おっしゃられた売買契約については議会の議決を得て締結するという、こういう条件をもとに双方が意思確認をしてござい

ますので、当然、行政手続として必要な議会の手続を経なければ売買契約はできないと、そういうこともこの覚書で規定してございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 次、いきましょうね、こればかりやるとまた時間なくなっちゃうから。

いわゆるその中伊豆温泉病院、東こども園、中学校についての対応が違うんじゃないですかと私は思ったんですけれども、それは置いておきましょうね。

市長は、じゃ東京ラスクについて議会、市住民は私と市長と同じ方向に向いていると判断したと、だから覚書を交わすんだという話ですよ。そうしますと、お尋ねします。東京ラスクと覚書を交わして、具体的に交渉してもよいという議会での意思確認した事実はどこにありますか。議会ですよ、議員じゃないですよ。議会として、組織としての。お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） これは平成28年の12月だったでしょうか、一度、湯ヶ島小学校と湯ヶ島幼稚園に関する予算だったと思いますが、否決をされ、その後改めて天城湯ヶ島支所の活用と幼稚園、それから小学校の湯ヶ島地区の拠点づくりの説明を、特に東京ラスクのほうからは天城湯ヶ島支所の活用について丁寧な説明を受け、その上で湯ヶ島小学校、湯ヶ島幼稚園の予算が可決をされておりますので、湯ヶ島幼稚園、湯ヶ島小学校に天城支所を移転する時点においては、天城湯ヶ島支所の跡の使い方を説明した上での議案でございますので、そこは議会から方向性について合意をいただいたものと判断をさせていただいております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） あのときに議会で議決されたときには、支所移転ですよ、提案されたのは。そうですね。支所跡地について東京ラスクに貸したいと、売りたいという話は、それは市長はやっていた。議決内容はそこまで踏み込んでいましたか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど総務部長が説明しましたように、行政財産の処分については改めて議会の議決が必要だということは当然認識をしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） すみません、私がお尋ねしているのは、覚書を交わすと、その覚書を交わしましたと、その前提が議会も同じ方向に向いていると、市長はそのようにお話しなされたから、事実はどうですかと言ったら、いや、それは前にも言った、何か一体だという

話も担当のその職員は言っていたんだけど、議会において支所移転は湯ヶ島小に移しましょうといったときに、附帯事項的なこととして、東京ラスクに我々は貸していいですよという、そういう確認はどこでやったのか、それを聞いているんです。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほどから私が申し上げましたのは、議決をいただいたということではなくて、その湯ヶ島の新たな拠点づくりの予算の中で天城湯ヶ島支所の後利用については御説明をさせていただいておりまして、その中で議会もおおむねというか、その方向で合意をいただいていると判断をさせていただきましたということでございます。議論の過程の中でということですよ。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 確認したいです。それは、前から市長は東京ラスクへということはこの支所移転のとき、そのずっと前からその話は私も伺っています、市長の思いはですね。きょう聞いているのは、同じ方向で向いているという判断しているから覚書を交わしたんだということですよ。そうすると、議会も責任を持たなくちゃならない、そういうふうなふうですよということで、組織として。我々は、そういうここで意思統一したことは1回もない。なぜそう言うかということ、ちょっと進め方の問題は違うかもしれないんだけど、その前の中伊豆温泉病院、東こども園、中学校については、市長言われるように一回、文教ガーデンのその一つ一つについて、だめよと言われた。で、改めてということだから、いろんな話を伺った。我々議会としては、じゃどうしようかということで、御存じのように中伊豆温泉病院についてもちゃんとした議会、市当局との対応、議会として、どう考えるのか。東こども園もそうです、中学校もそうです。それぞれの組織としての意思表示をしているんですよ。意思表示をしているんです、御存じだと思うんですけども。そういうふうなふうな考えたときに、我々はそのことについては意思表示をしました。でも、この東京ラスクにいいですよとか悪いですよとかということについては意思表示をしていないじゃないんですか、議会として。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 木村議員のおっしゃることは重々承知しておるつもりであって、そうすると、その全ての案件について、まずは議会の事業の承認か、予算を先にいただかないとできないということになってしまって、議会との関係、なかなか整理が難しいところなんです。今回は去年の1月だったと思いますが、日付まで覚えておりませんが、その場には私は出席はしておりませんでした。私が伝え聞いたところ、報告を受けたところによりますと、住民の皆さん、議員の皆さんは何人いらっしゃったか、その場では私は確認していませんけれども、異論があったように社長が感じられて、そしてそのときに社長は、じ

やこの話はもうなかったことにしますという発言をされた後、今度は住民の皆さんから、いや、そうじゃないと、ぜひ残ってくれという非常に強い御意見があったと報告を受けております。そういったその事業会社さんとのやりとりの中で、議会もそれを当然耳にされたと思いますが、地元の住民の皆さんのそれだけの御意向は確認されたはずですから、その上で新たに湯ヶ島地区の拠点整備の予算案を可決していただいた流れの中で、私は議会ではそういった方向については合意いただいているんだろうと、これは判断をさせていただいたということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） したがって、だろうなんですよ。私が今言った、じゃ今後ですよ、いろんなことを決めるのにその覚書を交わさないとだめだと別に私は言っていないですよ。覚書を交わすということはもう、冒頭話した覚書というのは、市長とその企業との約束事を交わすということじゃないですか。それで前提の問題として、議会がおおむねそういう方向で流れていいよと、議会の意思としてそういう意思を事実として受け取ったんだっただらば、覚書を交わすことについて何ら我々議会としては異論は挟まない。でも、そこまで到達していない中での覚書を交わしたから、どうなんですかという。やり方の問題でどうなんですかというお尋ねをしているんです。もう一度お答えください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） したがって先方様には、最終的に行政財産の処分の時点においては議会の議決を必要としますよということは確認をさせていただいているわけです。最終的に天城湯ヶ島支所全体の利活用の計画に基づく行政処分の譲渡の案が出たときに、それは議会として公益性に合致するかどうかの御判断をいただければよいと思っておりますし、私どもは、その時点で議会からしっかり承認いただけるような地元の住民の御意見等、それから公益性を十分に満たすような事業であると、売却という行為がですね。今、私たちは確信を持って進んでおりますので、最終的に議会で否決されないようにしっかりここは進めていきたいと思っております。繰り返しますが、議決がないことは承知の上で、それまでの議論の流れの中で判断をさせていただいているということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 次にいきましょう。

行政財産についてお尋ねします。

これ、法的なことも含めて、ちょっとお尋ねします。温泉プールと農村環境改善センターは、これは行政財産ですよ。そうすると、今時点ですよ、2月14日に締結した時点では、この温泉プールと農村環境改善センターは行政財産ですよ。行政財産をこういうふうに一

企業に貸しますよ、売りますよという覚書を交わしてもよろしいという、そういう判断の根拠を示してください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 当然、議員おっしゃるとおり、農村環境改善センターと温泉プールは現在行政財産になっております。当然、貸し付けるにしろ、売り渡すにしろ、その前提となる手続は、関係条例を廃止なり改正して、普通財産へ用途廃止しなければなりません。そういう前提のもとでの覚書ということです。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 失礼だが、前提じゃないです。前提を横に置いて、行政財産を一企業と覚書は交わしましょうねということが事実でしょう。そうすると、法的に見ると238の4条、法律でいくけれども、その中に7というのがあって、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる」と、こうなっているんですね、平成18年で地方自治法改正があって。行政財産もいいですよ。ただしですよ、使用許可の範囲というのをちゃんと定めているし、それから伊豆市の公有財産管理規則の中のこれ第5章というのがあるんだけど、ここにも使用許可の範囲ということで、5項目という、掲げているんですよ、行政財産の使用を許可する場合はこういう場合に限りますよと。そうすると、今の覚書というのは行政財産がその中に入っているとしても後々やるからいいんだという、そういう判断ですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） その2つの施設については、特に農村環境改善センターにつきましては、プールも同じなんですが、協議により定めると。現時点で行政財産ですので、当然使用許可も賃貸借もできません。将来的に協議によって定めますと。それには普通財産へ用途が移行した時点で初めて賃貸借なりの行為ができるということで、現在使用許可を出しているわけでもございませんし、賃貸借をしているわけではございません。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） だから、僕は冒頭お話ししたように、覚書というのはただ単に記憶にとどめておきましょうねというんじゃないくて、今、世間一般、この日本社会においては、覚書と名を打っているんだけど、契約書に匹敵する内容、文面によってはそうなりますよねという話をしたんで、そうすると、確かにその正式なね、契約というのは後々議決された後にやるでしょうけれども、今現時点では、覚書の性格から見たときに、行政財産が入っているのに覚書を交わしてよろしいと、いわゆる普通財産と同じようにやってよろしいとい

うことで、そういうスタンスで今行政は動いているということですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 現実な企業の活動と私たちの準備について着目していただきたいのですが、事業会社さんのほうはどこをどう使えるかがないと計画がつかれないわけですね。議会のほうは今度は逆に、どういう計画があるんだということがないと承認できないということをおもって、これをこれまでずっと議論されてまいりました。ちょうど1年前ぐらいも一体東京ラスクは何をしようとしているのか計画がなければ判断ができないというような議論も当然あったわけであって、そうすると何らかの条件が見えないと先方さんは計画できないわけですね。ですから、そこはもちろん口約束でというのもあり得るんですが、しかしやっぱり事業会社さんですから、どこをどう使えるめどだけ立てるような条件をこちら側から提示してあげないとその計画そのものがないということで、企業活動の実態と我々の行政側の準備とのタイミングというものも、そこはぜひ御理解を賜りたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） そのことを私は問うているんじゃないの。しょっちゅうここで私言うんだけど、法律とか条例、規則、要綱にのっとって、要綱はちょっと違うのかな、行政側がつかれるんですか、権限はあるんだけど。お尋ねしているのは、覚書の中に行政財産がありますよね、その行政財産はどれにのっとって覚書を交わそうとしているんですかという質問なんです。そうすると今、市長が言われたその東京ラスクにとってはどんな事業計画を立てたいのか、我々だって議会だって欲しいよと、その論点じゃないですよ、今話しているのは、行政財産はなぜじゃ処分しちゃだめなのかと、法的に、もう時間がないから読まないけれども、読もうか、やっぱり。これは、行政財産というのはその地方公共団体の市民に対するサービスの源なんですよ。それがあって、その目的に応じた建物とか人とかが生きているわけじゃないですか。だから、行政財産を勝手に効率化のもとに交換したり売却しちゃだめですよ、普通財産はいいけれども、そうですよということは法律で決まっているわけじゃないですか。だからそのことを問うているんです。それでも構わない、構わないというのは変ですけども、何ら問題ないという見解でよろしいですね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申しましたとおり、現在、今現時点で行政財産です。で、市民の方が利用になれます。これを覚書が、今後協議するということですので、仮に賃貸なり売却するときには、必ず議会の議決を得て関係条例を改正して、普通財産に移行しなきゃできません。ただ、将来的に協議しましょう、それには当然今言ったように、議会の議決を得なければできませんので、その意思確認のための覚書ということで御理解いただきたい

と思います。

それと、先ほど来、東京ラスクさんのこの覚書を結ぶことの議会の承認ということですが、当然、市長申しましたとおり、保健センターの廃止や支所移転の経費等、予算のときにもいろいろ御説明させていただきました。この覚書につきましても、全員協議会で東京ラスクということで説明させていただいております。ただ、現時点で例えば保健センターを東京ラスクに貸す場合に議案にならないわけですよね。議案になるときは、適正な価格で貸さないときに議案になるんであって、現在の4月からの普通財産を貸す場合、仮にこれが適正な価格であれば議案にならない。ですので、この覚書をラスクと結ぶという、例えば保健センターに限って申しますと、支所に申しますと、全協で説明したり、予算のときに説明したり、そういうときでなければ説明の場がないということでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 矛盾を抱えたまま、しょうがない、次にいきますね、時間がないから。

きのうも言った、ちょっとお尋ねしますね。いわゆる随意契約について。この随意契約については、きのうの話だと176条の2を使って、いわゆる部長はこれは性質または目的が競争入札に適しないと、もうその前に文章があるんだけど、じゃなぜ適しないか。地元のにぎわいとか公共性に値するからだと、東京ラスクは。そういう説明であったんですけども、そういうことで随意契約するんだよと、地方自治法の施行規則によってやるんですよということで間違いないですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 自治法施行令の随意契約の1項2号ですか、契約の性質または目的が競争入札に適さない、いわゆる価格の高い低いだけで、経済的な理由だけで入札してしまうと、本来の目的、例えばこの支所移転につきましては、まずは1つその公共施設の再配置という問題、それと地域のにぎわい、また地元への貢献というものもあります。ただ高く、ちょっと用途がわかんないんですけども、ただあの箱を何かに使うというだけであれば、で、高い金額だとします。そうすると、本来のこの支所移転の目的が達成されないわけですね。そういう場合にはこの随意契約でそもそものこの契約の目的が達成されなくなるおそれがあるという場合がこれに該当しますので、ここの2号該当ということで考えております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） 次へいかなくちゃならないから、市長、ちょっと課題が多いから。少し別の角度からお尋ねします。

随意契約というのは部長御存じのように、いわゆる競争入札とは別の分野ですね。基本的には競争入札をやると、行政はということですよ。随意契約をするに当たって留意すべき事項、部長だけが全て悪いわけではない、全職員がここに関わるかもしれない。そういうときに、ガイドラインというのを持っていますか。こういうときはあんまりむやみに、例えばこういうことが。業務等に精通している、すごくよくわかっていると。で、納入実績があるから使い勝手がよいというだけで随意契約しちゃだめですよとか、ほかの事例でいろんな全職員が随意契約を使う場合のこのガイドラインでちゃんと設けているんですけども、伊豆市は今回のこの随意契約を執行するに当たって、そういうガイドラインというのは設けていますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） ガイドラインというそういう名称だったかはちょっとわからないんですけども、基準は当然ある。よそのガイドラインや国の基準を参考にして、それを示していることがあります。それを正式な伊豆市のガイドラインなり基準にしたかどうかは、すみません、ちょっと今記憶にないんですけども、必ず随意契約については、決済の段階で相当厳しくチェックはしております。今議員おっしゃられたようなことは当然、この原則、一般競争入札ですので、特例としての手続の随意契約を安易に使っちゃいけないというのは当然我々も承知しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） また後で見させて。ちょっとなかったもんですからね、それらしきものがあるということね。

覚書についてはわかりましたが、市長にお尋ねします。こういうことが覚書かなと思って出したんですけども、平成29年の3月議会にこういう話をしているんです。東京ラスクの伊豆ファクトリーが同じですね、ちょっと組織は違うけれども、事業計画を立てておりますと、そのときにはね。それを審査するというわけではないんですけども、それを前提にして協議するということで、やっぱり地域の利益にかなうのではないかと考えています。したがって、無条件でやるのではなくて、これからの協議の中で地域に役立つと、地域の公益性にかなうような協議を進めるべきであると、この平成29年3月時点では考えています、そういうことだったんですよ。僕はそれが覚書かなと思って質問したんで、そうじゃないですよとわかりましたが、そうしますと、お尋ねします。いわゆる地域の今度は随意契約するのは地元のにぎわいだとか、今、市長もこの3月議会で述べられた公益性にかなうんですというふうにお話しなされましたが、かれこれもう9年、10年ぐらいになるかな、東京ラスクと、あそこへ営業を始めて。私はその目の前に住んでいるんですけども、このにぎわいとか公共性というのはもう約10年たっているもんで、市当局はこれに基づいて今随意契約を交わそうと

しているから、この間のどのような成果物を東京ラスクから得たと判断していますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 支所というのは随意契約ということだと思いますが、これも以前からこういった案件があるたびにお話を申し上げてきたんですけれども、基本的に、企業誘致はよほどそのきっちりとした確立性のある工業団地をつくっていれば別ですけれども、プロポーザル型の随意契約が大半なんです。行政的な公共事業をやる、例えば道路なんかをやるときに、100メートル幾らです、予定価格は幾らです、あとは価格で競争してください、技術は何社同じですというものと違って、企業誘致はビジネスに行政が入っていくことですし、ずっと伊豆市がこの10年間続いているのは、全て施設の目的外利用ですよ。そのためにつくった施設をそのために使っていただくために価格で競争してくださいというのではなくて、天城湯ヶ島支所としてつくったものを半分ラスクに借りていただき、残りの半分も要するにビジネスで使ってくださいということですので、一般的な競争入札にはそもそもすぐわない事業を今やろうとしているわけです。我々は今ビジネスに入ろうとしているわけですから。したがって、補助金や補助制度もたくさんあるわけですね、どこの都道府県でも市町村でも。そういった中で東京ラスクさんにこちらにおいていただき、そして今度は御承知のとおりつけ合わせに旅館も買っていただき、そこに今度グランピングも今整備をする、たしか土地利用申請だったでしょうか、上がっているようですが、そういったものの中で雇用のめどというものはございます、掌握しております。また、新しい高卒の、新卒の採用なんかも進めていただいております。そういった観点から、事業会社としてここで事業を展開し、雇用を確保し、そして地域の中にこれからもあの地域に観光誘客を向上させていこうという事業については、その方向は地域にとっても市にとっても望ましいと判断をしております。この1年間の議論の中でそういった事業展開をするという地域の皆さんとの話し合いの中で、東京ラスクさんにはその説明をしていただいた上で今判断しているわけですから、さすがにラスクも含めて全部オープンで競争入札をしますという信頼性を損なうわけですので、ビジネスの中で信頼性を損なうというのはやはり望ましくないというように判断をしております。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

16番（木村建一君） すみません、もう一度お尋ねします。随意契約云々というのは置いときましょう、横に。お尋ねしているのは、随意契約に値するよといったところで、地元のにぎわい、公共性があるんですよということが約10年間やられてきたから、そう判断した根拠を示していただきたい。地域でどうこうって僕もよくわからない、地域というのは地域っていったって、地域のにぎわいというのは何をどうしたのかなということをちゃんと明確に行政として判断をして、確かにここはほかの企業が来るよりも東京ラスクがいいんです、

地域の方々はこの東京ラスクが来ることによってにぎわいできたんですよ、抽象で言ったわけじゃないですよ、地域のにぎわいというのは僕はそう思っているんだけど、全体のせめて市山地区全体のにぎわいはとれたから随意契約をやるんですよというんだったら私もうん、そうかな、じゃ市山地区の皆さんに僕は地元だから帰って話そうかなと思うんだけど、その点お話しください。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 今、正確な数値を私は持っておりませんので、もし産業部長が持っていれば説明をさせますが、去年の時点で私は御説明申し上げたと思うんですが、計画ですよ。東京ラスクさんの去年私が伺った計画をもとに判定従業員指数を計算すると、100人を超えていたんですね。それは正職員以外の方は勤務時間を計算して、正社員としたら何人分かという式があるんですね。今、伊豆市内で判定従業員指数が100人以上って3社しかないんです。それに匹敵する事業の展開ということですので、私は十分に地域と市に利益のあるものであると去年御説明をさせていただいた記憶がございます。もしもう少し詳細の数値を部長が持っていればつけ加えさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） じゃ、地元のにぎわいってどういうふうに判断しますか。

議長（三田忠男君） 市長。

市長（菊地 豊君） 議員が、申しわけないんですが、東京ラスクさんの事業に反対なのか、賛成だけれども心配しているのか、事実確認なのか、実はそこがわからなくて、私もお答えのしようがないんですけれども、しばしば私もあそこを通るんですが、まずその今全国で交流客数をふやしたいというのは、お客様に来ていただくことが第一歩、これの物すごく壮絶な今競争をやっているわけですね。先ほど、駐車場が地域のにぎわいじゃない、それはそのとおりなんです、駐車場がにぎわっていること、駐車場がいっぱいであるということにビジネスチャンスが広がっていくわけですから、実際に近くでラスクの横で既に少し商売をされている方もいますし、あるいは近くで飲食店をやっている方もいますけれども、そういった現状が私は十分に地域に貢献をしていると思っておりますし、そして固定資産税や法人事業税、あるいは社員さんの所得税、住民税、そして雇用の確保、そういったことを考えると、私は常識的には非常にいい案件だと思っております。まだこれは係数として申し上げられませんけれども、下田、河津の方からはいつも伊豆市は元気でいいよなという中に必ず指摘を、例示をされる案件ですので、私はその東京ラスクさんの事業展開に議員さんとしてどこに疑義があるのか、少し、そこがむしろ不思議なんですけれども。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番(木村建一君) 私は、別に疑義があると言っているんじゃないじゃないですか。何か物を言うとすぐに反対しているのかという、そういう先入観念はよしてほしいの、私は。

〔発言する人あり〕

16番(木村建一君) ちょっと黙って。

議長(三田忠男君) お静かに願います。

16番(木村建一君) 私が言っているのは、今回の随意契約の根拠はこうですよと示されたから、じゃ地域のにぎわいってどういうものですかということをお尋ねしているだけであって、別に私はラスクが来ることをけしからんとは何にも思っていないですよ。前からずっとそうだもん。だから、その根拠を自分たちが出したんだから、市長が提案しているんですから、それについて私はもっと詳しく聞かせてくださいというだけなんですよね。これはもういいです。9分しかない。

もう一つ、最後のところ、いわゆる企業の立地条件というのは、また後で振り返ってください。平成28年の6月議会で市長は少し述べられたことを当たっているんですよ。こういうことです。地方が企業を誘致する、これは一般論として3つありますと。立地条件が非常に競争力のあるところ。2つ目に、雇用を確保できるところ。つまり、人口が多いところ。3番目に、社長が出身者ですと、こういうことをこの3つの条件が大体企業を誘致するに当たっての一般論と言っているんだけど、条件ですと言われたから、このラスクにとってこの3つの条件を当てはめたときどうなんですかとお尋ねしているんです。平成28年の6月議会で述べています。お願いします。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

市長。

市長(菊地 豊君) 1つだけ立地のところだけ除いて、私さっき申し上げたとおりで、やはり経営者の方の出身地であるということは非常に強みになっておりますし、道路、伊豆縦貫道の整備進捗というのは立地条件がどんどんよくなっていることだろうと思います。ただ、市長としての少しむしろその期待をしながら心配をしているのは雇用のところであって、1には、事業を大きくしても従業員が集まるだろうかという不安をお持ちの方も、ラスクに限らずいらっしゃいます。それから、実はほかの事業をやっている方で、1点にある事業所であられると困るというような心配の声も現実に耳にしておりますので、その3つの条件の中でいかに道路の整備の成果を雇用の確保、我々が北側から従業員として我々はとらせていただく、これは行政も一体となって、その2つ目の条件のところはむしろかち取らなければいけないのではないかという認識をしております。

議長(三田忠男君) それでは、2番目、教師の働き方、実態ですね。

教育長。

教育長(西井伸美君) それでは、教師の勤務時間の実態につきましては、さきの議会の一般質問でも現状を御報告し、教育委員会といたしましても、何らかの対策が必要であると考え

えております。

こうした実態把握とあわせ、先生方にも働き方を考えてもらうよう機会あるごとをお願いをしてきました。

また、保護者が学校に何を求めているかにつきましては、各学校が学期末に学校評価のアンケートを実施し、把握しているところであります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 今回提案しながら質問しているのは、前の前の議会で、中学校、中学校にちょっと限りますね、小学校を入れると数字が飛び交うもんだから。80時間以上、いわゆる実質的には残業分があるんだから、実質的にはちょっとこの点を確認しながら質問しますね。過労死ラインというのは、その時間外労働が主に月80時間を超えた場合は過労死ラインと言われているんだから、週のいわゆる通常の勤務時間を比較すると、それを足すと約60時間以上が過労死ラインだよということです。80時間じゃないですよ。残業分も含めてということですよ。前調べたのは、80時間というのは……ごめん、ちょっとうんと言っているから、80時間というのはいわゆる勤務時間プラス時間外労働、所定の時間プラス残業時間含めると80時間が5割ぐらいあったということでもいいんですか。違う。ちょっとその点数値の確認をしたいです。ちょっとずれていたもんで。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 80時間は時間外労働分が月において80時間、正規の勤務時間を入れてはありません。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） いや、それは同じように、ごめん、私の間違いだ。

そうすると、今提案しているのは、これによって先生たちが子供をちゃんと教える環境にあるんですかということ、一番僕が心配しているのは。だから、2つ目に移っちゃうんだけど、教育長もお持ちのその学校における働き方改革特別部会の中間まとめ案というのを読ませてもらったんで、ページめくってくださいということだから、確認しながら。

2ページ目のところに、こういうことですね、これまで学校、教師が担ってきた代表的な業務のあり方に関する考え方ということで、冒頭私が質問した中で、14ある中で3つ、4つ、4つぐらいだったかな、こういうことが今課題になっているよということ。それからさらに進んで、じゃこれで具体的に12ページのところ、学校、教師が担う業務の明確化・適正化というのがあって、ずっといきますと、丸を書いて、今言った十幾つの中のこれは本来誰が担うべき業務であるのか、それぞれの業務について負担軽減のためにどのように適正化を図るべきかという、こうまとめをやっているんですよ。そのずっとまためくってくると、これ

はいわゆるこれは教師の分野じゃないとか何とかということ振り分けているんだけど、これは時間がないからあんまり言わないけれども、今度またじっくりと次の議会でいい意味で話し合いをして、教師の過重労働を本当に解消すべきだなと私は思っているんですけども、ちょっと考え方を聞かせてください。

1つは、こういう勤務実態で今全国そうだけれども、伊豆市の教師も頑張ってるんですよ、でも大変だねというところを本当に保護者の人たちとか市民共有する必要が僕はあると思うの。何かいかにもきちっと教えるのが教師の当たり前だというような雰囲気じゃ僕は困ってくると、本当に一生懸命子供が大好きだから、自分の苦勞はちょっと後ろへ置いてでも先生たちはそれなりに一生懸命努力している。それで、比較検討の問題で、これ別に悪いとは言わないんだけど、広報の中によりよい中学校について考えますということで、4点挙げている。広報に載っていて、市民の皆さんが読んでいます。それで、この中に、「教育指導環境が深刻です」、これは前々から言われている。いわゆる1人で3学年にまたがって指導する教員も多くて、3学年分の教材研究とかテスト作成に加えて、部活動の顧問などいろいろ大変ですよ、負担が大変ですよ、小規模になればなるほど。なんだけれども、じゃ小規模になったら、この過労死ラインという前報告がなされたその80時間を超える先生が中学校の場合5割いるというところがこれによって解消できるかということ、そうじゃないと私は思っているんですよ。したがって、なぜこういう問題が出てくるのかというところをやはり教育委員会として明らかにして、もう一つ、すみません、次にお尋ねしたいのは、教育委員会として取り組むべきことというのが15ページにありますよね。8項目にわたってあるんだけど、学校がこれは先生がやらなくたっていいじゃんよという分野といろんな区分け、3つぐらい区分けしているんですけども、それまでも含めて教育委員会がやるべき仕事というのは、今時点でこの長時間勤務についての先生たちが本当に子供たちと接する時間をたくさんとってね、それが子供たちにとってよりよい教育環境になるかと私は思うから、そのところは具体的にこのまとめを読んで、伊豆市として何をやるのかということとは考えていますか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） ここの教育委員会が取り組むべきこれは方策なんですね。取り組むべきことじゃないんですね、方向性。こんなふうに学校のほうに指導してくださいよと、これは教育委員会がやることじゃなくて、指導してくださいねとかという。そして、1番から14番までのやつは誰がやるべきことでしょうかと問いかけながら、この部分は教育委員会がやってくれということだもんで、具体的に教育委員会がやるべきことは から の中を読んで、教育委員会じゃないのと言っているところについては検討していきます。教育委員会が今度はさっき言われました取り組むべき方策につきましては、私たちだけじゃ考えられませんので、今考えていることは、教育委員会並びに学校と相談しながら具体的に決めていき

いと思っています。ただし、この中にもうかなりの部分は伊豆市としては取り組んでいるものがあります。前回も言いましたが、校務支援システムだったか、要するに、欠席した場合はいろんなところに欠席のデータが行かなきゃいけないんで、今まで手で全部やっていたんですが、それが一元管理できるようにというような、通知票や指導要録をつくる、それから日常の出欠席の管理、こういうものが一元管理できる校務支援システムというのは早くから伊豆市は取り組んでいて、この中に教育委員会はそういうものを取り入れるようにすべきではないかというふうに言っている。それとか、多分その後に聞いてくるでしょうから先に言いますと、給食費を公会計化しろと言っていますが、それはもうこの辺地区、静岡県はほとんど口座引き落としでやっていますから、子供が現金を持ってきて、先生が集めている、そんなようなこれは、だからそんなことはやめるようにと書いてあるけれども、それはもう既にできている。だから、できていることとできていないことを整理して、また学校としてこれはどうなのというような疑問な部分も、僕はあるんですね。それらを相談しながらなるべく早く進めていきたいと考えています。

議長（三田忠男君） 再質問。

木村議員。

16番（木村建一君） それらも含めて、具体的にやる時間もちょっとないもので、1から十幾つ、どうですか、どうですかと時間なくなっちゃう、あと2分しかないから。これらのことについて、ここじゃなくて、教育委員会として今振興審議会をやっているもので、振興審議会にこれを入れようというから、それは振興審議会の独自性がありますから私はあんまり好きじゃないから、それはいいです。教育委員会として、すぐじゃなくてもいいんだけど、こういうよりよい教育環境を我々も提言というかね、提案書的な形で出しましたけれども、委員会として。皆さんと話し合う場を持つ予定はありますか、市民の皆さん、保護者の皆さんと。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 今のところ、その考えはございません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 持たないと、何がよりよい教育環境なのか教師の勤務実態がわからなくて、教師の苦勞がわからなくて、本当によりよい教育環境ってできますかね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 誰がということでしょうか。

〔「子供ですね」と言う人あり〕

教育長（西井伸美君） 子供が。市民が判断できるかとかというならわかるんだけど。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 教師が今こんな状況に置かれているんだよねと、そうだね、大変な中で頑張っていてねということが保護者にも市民にもわかることが結果的には子供たちへのよりよい教育環境につながるんじゃないですかということ。その理解なしにやったってちょっと無理かなと私は思うんですけれども、いかがですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

教育長。

教育長（西井伸美君） 話し合っても、話もなかなか難しいと思うんです、市民の方が。ただ、状態、こういう実態があるということは、何かをお願いするときにあわせてなぜそうなのかという部分で触れてはおきたいと思えますし、それから、文部科学省がつい最近ですが出した中に、地域や保護者を初めとした社会全体の理解を得られるように、学校における働き方改革の趣旨等をわかりやすくまとめた資料を学校に提供しますと言っていますので、それらもまたどんなことが書いてあるか。やっぱり知ってもらうのは僕も大事だと思うんです。ただ、ぜひ先生たちこんな頑張っているんです、どう思いますかという話し合いは何か難しいかなとは思っているから、状況だけはこの文部省のものも、それから保護者に例えば夏休み中、もしかしたら進めていますので、学校閉庁をやりようと思っています、具体的に1週間ぐらい。今まで1日とか2日でしたけれども、ちょっと長期に。そのときには親に説明をしなければならぬ。そのときにはなぜそれをやるのかの説明を入れながら進めていきたいとは考えています。

議長（三田忠男君） 3番目の部活の問題ですね。答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 生徒にとっての部活とはですが、前回の一般質問の繰り返しとなりますが、例年、卒業を間近に控えた小学校6年生に中学校で頑張りたいことを尋ねると、勉強のことはもちろんですが、それと並ぶぐらいに大半の子供たちが部活動への期待と挑戦意欲を口にします。

また、市内のある中学校の生徒による学校評価では、自分なりの目標を持って、部活動に意欲的に取り組んでいますかという設問に対し、90%以上の子供が肯定的な回答をしています。

以上のことから、子供たちにとって部活動とは、教育課程内で行われる各教科・領域の学習内容と同じぐらいに目標や挑戦意欲を大きく抱いて参加している場であると認識しています。

また、各中学校では、保護者を対象に5月に部活動見学及び部活動懇談会にて話し合う機会を設けているところです。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村議員。

16番（木村建一君） 14秒しかありませんから。

学習指導要領には学校で部活を行いなさいとは一言も書いていないと、あくまでも生徒の自主的・自発的な参加により行われるものというふうになっているんですけども、教科じゃないですよ、教科外ですよ。確認します。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

教育長（西井伸美君） 教科外はそうですけれども、教科外のものってほかにもあるんで、教育課程外です。

議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで、3時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時05分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

波多野 靖 明 君

議長（三田忠男君） 次に、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

1番（波多野靖明君） 1番、波多野靖明です。

伊豆市の抱える諸問題を通告に基づき、質問いたします。

件名1、訪日外国人に対する外国語対応について。

近年、伊豆市に訪れる外国人観光客は大変増加しています。

また、修善寺温泉は、好奇心に満ちた旅行者が訪れる土地をよりよく理解し、充実した旅を楽しめるような情報を満載したミシュラン・グリーンガイド・ジャポンの2つ星を獲得しています。

景観、そして人と人のつながるおもてなしがそろってこそ、また訪れたいというリピートにつながり、口コミでの評価を根強くしていくものと思われれます。しかし、外国語に苦戦している旅館、ホテル、近隣の商店があると聞きます。

2年後に控えた東京2020大会にも備え、海外から訪れる観光客に対しての言葉の壁をどのように解決していくのか大きな課題であり、集客の一つのアイテムだと考えます。

外国人旅行者に対する伊豆市としての現在考えている、または今後の取り組みはございますか。

件名2、景観条例とサイン看板について。

現在、市内で屋外広告物に対する対策がとられていると思います。

また、誰が見てもわかりやすいサイン看板などの設置、景観にマッチした看板への見直しなど、より魅力的な観光地伊豆市にするためにも、発展が必要だと考えます。

私は、以前にも景観条例で質問させていただきましたが、屋外広告物に対する取り組みの進捗状況をお伺いいたします。

議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私のほうからは、人と人との直接のコミュニケーションに関する外国語対応について申し上げたいのですが、VoiceTraというアプリがあります。私は自分のスマホに入れているのですが、これ、テレビで見ていいなと思って、無料でダウンロードしたんですが、その数日後ぐらいに偶然総務省の方がおいでになって、これは国立の情報通信研究機構で開発したもので、ぜひ使ってくれということなんですね。最初、そのテレビ報道だけだったので、私も少し疑心暗鬼で使っていたんですが、国を挙げてこれは開発したもので、少しその制限をかけているように書いてあるのは、契約なんかで使われたときに全部正確だという保証はないよということであって、むしろぜひ使ってほしいということでした。私は中国語がわからないので、そこは自信がないのですが、少なくとも英語に関しては相当高いレベルで出てきます。文字でも出てくるし、ボイスでも出てきますので、まずはそういったものをみんなで使いましょうということは、産業振興協議会なりを通じて、商売をやっている皆さんには大いに宣伝をさせていただきたいと思っております。国が進めている事業ですので、ぜひ使わせていただきたいと思いますと思っております。

そのほかの外国語対応については、産業部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明をお願いします。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私から説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、近年では年間約6万人を超える外国人が伊豆市のほうを訪れております。東京2020大会の開催を控えまして、今後もますます増加が見込まれているところでございます。

伊豆市としましては、その対応としまして、平成23年度から毎年増加する外国人観光客に対応するために、市内宿泊施設等を対象にしまして外国人観光客受け入れ状況調査等を行っております。内容といたしましては、英語対応が可能なかどうか、施設内表記の有無や外国人受け入れ意向等についてが主な内容になっております。

それに伴いまして、具体的な施設整備といたしましては、観光施設や公衆トイレの洋式化、観光案内標識等の多言語表記、無料公衆無線LAN環境の整備等を実施してきました。

現在、約40カ所あります市有観光施設及び公衆トイレの洋式化につきましてはほぼ完了しておりますが、まだ案内サインやバリアフリー等改修等については継続して整備をしていく予定でございます。

観光案内標識等の多言語表記につきましては、市内各所にある施設案内看板及び観光案内看板、ジオサイト案内板、道路案内標識等わかりやすく、また景観へも配慮した整備を進めております。今後は、関係団体等から要望があれば整備を検討したいと考えているところでございます。

次に、ソフト面の整備でございますが、修善寺駅観光案内所での多言語対応可能な職員による観光案内の実施、7カ国語対応の市内観光パンフレットの作成が挙げられます。平成30年度、来年度につきましては、観光防災まちづくりの一環としまして、多言語表示可能なスマートフォン向けのアプリケーションの導入を図っていきたいと考えております。また、今年度行いました市内商業施設へのカード決済の状況調査をもとにしまして、利用拡大に向け端末機導入に向けた補助を行う予定で考えております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

1番（波多野靖明君） はい。

議長（三田忠男君） 波多野議員。

1番（波多野靖明君） 今、VoiceTraというとても素晴らしいアプリがあるということで、私のほうも、実は先日アプリを無料でダウンロードさせていただきました。かなり英語に関しては精度が高いということは、私も認識をさせてもらいました。ただ、ほかの言語についてなかなかテストができなかったのも、その辺はまた今後していかなきゃいけないなとは思っているんですけども、ただ、ある観光地では観光業従事者のみが見えるスマホのアプリケーションを作成しまして、かなり活用していると。それにより観光客との、簡単ではございますが、コミュニケーションができています。簡単に言うと、指差しメニューのスマホ版というか、アプリになっているんですけども、そういうので外国人観光客のかなり満足度が高まるということを聞いております。そういうことに関して、じゃ例えば伊豆市、または伊豆市だけじゃなくて、今度観光防災アプリなんかも考えて予算も上がっていると思いますけれども、そういう面で伊豆市で独自、またはその美しい伊豆創造センターなどと連携した伊豆半島全体のその観光アプリというものは考えているのでしょうか、お伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 議員御指摘の従業員のためのアプリという形で、あるところやっていると承知しております。伊豆市におきましても、先ほどアンケート調査という形で話はさせていただきましたが、全体で約146施設にアンケートをとりまして、96施設から回答をいただいておりますが、その中で約38%が何らかの外国語対応ができるという形

で聞いております。その辺がまだまだ少ない状況でありますので、先ほど市長が言いましたVoiceTraですよね、やっぱりその辺の有効活用をこれから図っていく必要があるのかなという形で考えています。

それとともに、たしか外国人の方が見たホテル、旅館向けの英語でおもてなしセミナーというのも開催されることも聞いておりますので、そういうのも有効活用させながら、旅館組合等とも話をしながらやっていきたいなという形で考えています。

あと、伊豆半島全体ということもありますが、今、IZPASSというのがあります。これは沼津市、三島市、伊豆の国市と伊豆市が導入しているものでございますが、これらは伊豆・三島エリアの無料Wi-Fiスポットを紹介するものでございまして、そのWi-Fiスポットに行けばある程度の市内の観光情報であるとか、そういうのが得られるという状況のものがありますので、それらをこれからも有効に使っていきたいなと考えているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 実は、何件かの旅館さんにお話を聞いたところ、やはり先行した旅館さんでは外国語のお客様に対して、電話で同時通訳のできる、また三者通話のできるサービスというのを月々本当に1万円足らず、8,000円だったか6,000円だったか金額はちょっと覚えていないんですけども、そのぐらいで導入できるということで、かなりそれを活用しているところもあると。ただ、そうじゃないところもかなりありまして、またそういうところで働いているスタッフの方からは、なかなか旅館さん、またホテルさんのほうでそういう導入がないので、1人の、例えば1つの団体のお客様、家族だったりに対して、フロントで30分、40分、長ければ1時間近くかかってしまうと。そういうところでかなりお客様の渋滞ができてしまう。また、お客様の不満を買ってしまう、クレームをかなり受け付けてしまう、そういうところでかなり外国人のお客様とのやりとりですが、かなり難しいと。そういうところでもやはりある観光地のそういうアプリケーション、自分たちの観光地に特化したアプリケーションを入れてくれれば、またその観光従事者以外に一般の人だとか、観光に来た外国人の方も使える、ダウンロードできるアプリがあればかなりスムーズなやりとりができるんじゃないかという意見をいただいたんです。

またこれは、議長のほうに許可を得ましたので、資料を使わせていただきます。こちらのほうがちょっとどんなアプリがあったらいいかということで、市内の旅館さんだったかでアルバイトをした経験のある高校生がつくってくれたちょっとこういうデザインなんですけれども、このような例えば日本語対英語だったらこのイングリッシュを選んで、中国語の人だったらチャイニーズだとか、コリアンだとか、ジャーマニーだとかいろいろありますので、こういうのを選んで、さらにその中から交通機関だったり、観光のことを聞きたいのか地図、道路について、挨拶なのか、マナーを聞きたいのか、そういうことでいろいろと使えるよう

なアプリがあったら、外国人とのコミュニケーションもとれるんじゃないかなと。また、これから英語なんか義務教育で必須科目になってきますので、そういうところでも自分たちの受験勉強というか、そういう外国語の勉強にもなるんじゃないかなと、少し紹介だけちょっとさせていただきます。

とにかくそういうオリンピックに伴って、また翻訳のソフトができてくることをいろいろと待ってダウンロードをしたほうがいいんじゃないかという御意見だと多分思うんですけども、そういうような例えばアプリがあるのであれば、また計画されているのであれば、若者、また現場の若い観光従事者の意見が取り入れられるように、今後そのようなアプリの作成に意見を取り入れてもらえる、声をかけて力を注ぐ必要があると思いますが、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） やはり観光に従事されている方の意見を聞くというのは大変大切なことだと思いますし、やはりその中でも若い人の意見というのは大切にしなければいけないかなと思っております。ただ、それにつきましては観光伊豆市だけの問題じゃなくて、やはり旅館組合さんであるとか、観光協会さんであるとか、そういうところといろんな形での話をしていく必要があるなと思います。先進地の先ほど言いました会話アプリにつきましても、旅館組合さん等で実施したというのも聞いておりますので、やはりその辺でどういう、当然連携は必要と考えますんで、その辺につきましては今後お互いに話をしながら、よりよいものについては検討していきたいなと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

1番（波多野靖明君） 次にお願いします。

議長（三田忠男君） じゃ2番、景観、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 景観形成につきましては、県と関係市町、観光関係者で構成する伊豆半島景観協議会において、昨年3月、伊豆半島景観形成行動計画を策定いたしました。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを時期的な目標として設定し、伊豆半島全体の景観を良好にする取り組みを進めております。

その一環として、昨年11月に静岡県屋外広告物条例が改正され、伊豆半島の国道・県道沿線における屋外広告物対策を進めているところでございます。

より詳細なことについては、建設部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明。

建設部長。

建設部長（山田博治君） それでは、補足説明をさせていただきます。

県の条例が改正されたことに伴いまして、市内の国道・県道の沿線における屋外広告物に

ついて一部が普通規制地域という、原則、許可をすれば広告物が設置できる地域でありましたが、特別規制地域というさらに景観に配慮した地域に変更となりました。

また、修善寺道路及び天城北道路の沿線やインターチェンジ付近については、広告景観保全地区として看板の色や表示内容について、特別規制区域よりもさらに景観に配慮した細かな基準を定めた地区となっております。

現在、職員によるパトロールを随時実施し、違反広告物の設置者に対し、屋外広告物の設置には許可申請が必要であることや許可基準の説明、撤去の指導を行っております。

その具体的な取り組みとしましては、昨年12月に静岡県が公表いたしました国道・県道沿線における屋外広告物の実態調査の結果をもとに、無届け物件や違反物件を抽出し、ことし1月から国道136号土肥地区を中心に、文書による通知と是正指導を行っております。

今後は、東京2020大会の開催までに国道や県道、主要市道路線ごとのスケジュールに沿って、野立て看板の違反物件を是正していく予定でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 昨年、静岡県によって国道だとか県道沿線沿いの屋外広告物の実態調査をしたということなんですけれども、調査の結果、市内に違反の広告物というんですか、そういうものがどれくらいあったのでしょうか。また、それら違反広告物について、ことしの1月から実施している是正指導を行っているということなんですけれども、どの程度指導が進んでいるのか。また、是正指導に対する看板設置業者の反応というのはどのようなものなのかお伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 静岡県によります屋外広告物の実態調査の結果でございますが、市内には423件の不適格広告物が設置されていることが判明しました。それらは不適格広告物の設置者に対し、ことし1月から是正を求める通知を送付しております。1月は国道136号土肥地区を中心に67件に送付し、その後、電話等での説明や是正指導を行いました。そのうち24件からは是正または撤去する旨の報告をいただいております。

是正指導に対する反応としましては、東京オリンピック開催を控え、伊豆半島全体で景観向上に取り組んでいることについて、おおむね御理解いただけていると感じているところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） そうですね、423件ですか、かなり多いですね。2020の東京オリンピックの開催までには違反広告物に対する是正を完了させるということなんですけれども、なかなか看板の撤去というのは費用がかかると思うんです。そういう費用の問題だとか、看

板撤去に抵抗のある事業者なんかもいると思うのですが、2020年までにその423件、400件を超す全ての違反広告物の是正というのは、実現はできるのでしょうか、お伺いいたします。
議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 議員御指摘のとおり、是正や撤去までには相当時間を要すると思われま。まず、看板を設置するためには市への許可申請が必要であることを認識されていない方が多く、また、許可基準が細かく規定されていることもあり、丁寧な説明が必要となります。

是正内容に納得していただいても、いざ是正撤去となると費用がかかり、なかなかすぐに対応できないため、1件の是正完了までにはかなりの時間を要します。事務量に比べ、その効果がすぐにあらわれにくいところがあります。

また、所有者が不明となっている看板もあり、その是正指導や撤去の方法についても課題が残っております。

市としましては、是正の通知や許可申請の提出、許可基準の説明、是正や撤去の指導などを計画的に、また繰り返し行うことが重要だと考えております。所有者不明など困難な案件につきましては、条例を施行しております県とも連携をとりながら、できる限りの対応をしたいと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 続いてですが、観光地にふさわしい屋外看板についてなんです。誰が見てもやはりわかりやすく、また、景観にマッチした看板という考え方の中で、公共的に整備されている観光案内看板があると思いますが、市が観光案内看板を設置する場合、例えば景観に配慮するとか、統一のそういうルールみたいなものがあるかどうかお伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 平成29年3月に県が事務局を務めます伊豆半島景観協議会において、伊豆半島景観形成行動計画を策定しました。その計画の中で、観光案内標識ガイドラインを定めています。観光地の魅力を向上させることを目指し、案内看板の色彩・形状などのデザイン、板面の掲載内容や表示方法などのルールが盛り込まれております。

今後設置する観光案内看板につきましては、掲出場所や板面方向、大きさや高さ、同じような看板が近くはないかなど、景観チェックシートを用いて景観担当部署である都市計画課が審査をし、設置するという流れになっております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 観光案内看板なんですけれども、こちらのほうも私のほうで資料を用意させていただきました。だるま山に登り、西伊豆スカイラインのほうに走っていきます。そうすると土肥のほうに抜けるんですけれども、その間に小土肥駐車場のとても景色のいい場所の観光案内看板というんですかね、景色がこのように見えますよという多分案内の看板だと思うんですけれども、よく見てもわからないと思います。真っ白で、もうぼろぼろで全くわからない状態なんです。その先に行きますと、今度は土肥駐車場というところがあります。これは2週間ほど前に私が写真を撮ってきたんですけれども、このときは午後の3時ぐらいだったんですけれども、かなりこう車の台数も6台から7台ぐらいですかね、年配の御夫婦が奥のほうで休んでいて、あとは若いカップルだとか、男子が一緒に車に乗り合わせてきたりとか、あとはオートバイですね、オートバイも五、六台いました。その間にラブライブ！の人形を持ったりする方もいたので、そういうラブライブ！効果もあるんだなと私はつくづく感じましたが、そういう景観のいいところで、せっかくこういう景観のすばらしいところなのに、同じように小土肥駐車場も土肥駐車場もこのように全く何が何だかわからない看板になっていると、これはかなり改善の必要があるんじゃないかなと思いました。

ついでに言いますと、隣に鉄棒と大きな石がここにあるんですね。その上に、もともとは多分木が植わっていたんでしょうか、オブジェのようなものがあつたんです。こういうものも景観には全くふさわしくないというか、よくないなと。この鉄棒も多分サービスエリアですとか走っていくと疲れるので、背伸びをするとか、体を伸ばすためにぶら下がるようなものだと思うんです。こちらのほうも、近くで見るとこのようにさびて、かなり朽ちています。とても触ってぶら下がりたいとは思わないものなんですね。こういうものの改善ができるかどうか。

もう一つ、これはとてもすばらしいなと思ったのは、だるま山のレストハウスにある看板なんですね。世界に初めて発信した富士山が見えるところにございます看板です。こちらのほうは下にありますように、伊豆半島ジオパーク推進協議会の名前が載っているとともに、こちらにQRコードですね、スマホでこちらのほうを撮ると、すぐこちらのホームページに飛ぶと、こういう今どきのとてもいい例の看板がございました。全部をこういうものにしろということはないんですけれども、こういうQRコードをつけておくことによって、簡単な看板でも詳細はこのQRコードの中に落とし込んでおけば、スマホを見てこの土地の歴史だとか詳細がいろいろわかるものなのかなと思ひまして、こういうような看板の是正というのはどのように考えているのかお伺いいたします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 多分今掲載していただきましたのは山陵線ということだと思ひま

すんで、伊豆市だけではなくて山陵線の管理運営協議会がありますので、毎年毎年パトロール等は実施して、危険な箇所とかそういうのはチェックしながらやってきております。ただその辺につきまして、ちょっと再度事務局のほうに確認させていただきまして、今、多分河津町が事務局をやっているのかと思いますけれども、ちょっと確認させていただきまして、予算の範囲内というんですかね、その辺で大至急の対応ができるものについてはさせていただくというもので、あと鉄棒とかその危険なものにつきましてはちょっと状況を見させていただいて、できる限り危険であればその辺の対応という形でさせていただければと思います。とにかく現場のほうに行かせていただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） 今、改善を前向きに検討するというか、するという方向の回答が得られたということで、かなりほっとしています。また、そういうところも景観がせつかくいいのにちょうど見るところというんですかね、景観を見渡せるところが前がアシというんですかね、雑草というんですかね、ああいうものがかなり生い茂っていて、背伸びをしないと見えなかったり、またその先にずっと走っていくと、全然車がとめられないようなところに景観のいいところがあったりするので、せつかくこういう場所が管理というか、設置されているので、そういうところの景観というのはかなり大事にしてもらいたいなと思います。

続きまして、これ、わかりやすいサイン看板ということで、一つ市民のほうから意見を頂戴したので御紹介させていただきますと、修善寺インター、修善寺道路の取り付け道路というか、インターチェンジがございます。そこのバス停名が修善寺温泉入り口となっているんですね。地元の方からすれば、昔からそういう名称だったので、特に違和感はないんです。ただ、修善寺駅から来た外国人のお客様だとか、日本人でもそうなんですけれども、修善寺温泉入り口となっていますと、そこでおりてしまうお客様がかなり多いと。中には、バスの運転手さんがまだここは温泉場ではないのもう少し先ですよとかなり丁寧に案内してくれるのでいいんですけれども、そういう名称をですね、あそこは修善寺温泉入り口ではなく、例えば修善寺インターチェンジ等に変更したらわかりやすいと思うんですけれども、その辺は多分バス会社様とも協議とかも必要だと思うんですけれども、いかがお考えでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

どこですか。公共交通でどうでしょう。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 確かに、バス停とかそういう表示はなかなか現状認識と違うようなところというのはあるのは承知しております。またこれらにつきましては、単純に行政側でできるものではないと思いますので、まずはその交通事業者、そういったところを含めて、まず話を出してみます。その中で改善できることができれば、ぜひそれはお願いしてまいりたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

1番（波多野靖明君） ありがとうございます。前向きに検討というか、協議をしていただきたいと思います。

最後になりますが、景観という観点から、市の玄関口となります狩野川記念公園前の廃墟が撤去されまして、現在は空き地となっている土地について、民間所有ということなので、そういう民間所有ということなんですが、伊豆市に入って最初に目に入る場所になります。土地の利用が決まった際には景観にも十分配慮された施設の設置というものを希望したいなと考えております。

また、市役所に入ってくる136号線からの横瀬大平線と国道との交差点がかなりきれいに整備をされました。修善寺駅から温泉場までの歩行環境というものかなり改良されて、歩きやすさという面では環境が整いつつあるのかなと、オリンピックを迎えるに当たってかなりそういうところが重要視されると思います。

あとは、観光地として景観形成と楽しく歩ける仕組みづくりというものが必要だと思えますが、具体的な対策があればお聞きをしたいと思えます。

それから、公共施設の景観として、1つ気になっています。古いものをすぐに建てかえろとか、改修するというのはなかなか難しいと思います。しかし、この市役所の駐車場に設置されている国旗、また、静岡県の県旗、市町村旗というんですか、市旗というんですかね。そういうものがかなり傷んでいて、見た目がよくありません。先日もオリンピックがあり、いろいろオリンピックの選手たちが優勝して表彰台に上ったりすると、日本の国旗が掲げられて、それを見て、私たち、自分は日本人だな、よかったなと、そういうような感情もあるんですけども、その国旗が特に傷んでいると。市の代表的な建物となる庁舎の入り口に掲揚されているということもあり、改善が必要だと思えます。こちらのほうは市民からお二人ほど御意見もお伺いしていますので、改善ということでどのようにお考えでしょうか。最後の質問となります。

議長（三田忠男君） 2つありましたので、楽しく歩けるような景観と国旗の問題、担当部署。

建設部長。

建設部長（山田博治君） まず、最初のほうですけれども、狩野川公園の向かい側の空き地につきましては、今議員おっしゃるとおり、私有地ということなものですから、市とすれば、景観の配慮につきましては景観まちづくりの条例に基づいた取り組みにより景観形成を誘導していきたいと思っております。

また、修善寺駅から温泉場、要するに、国道と修善寺と横瀬大平線の交差点の部分につきましては、県の協力も得まして何とか交差点改良されて、歩道もしっかり整備されました。今後は、その交差点のちょうど部分の空き地が市の土地なものですから、そこにつきまし

ては観光サイドと協議しながら、ポケットパーク的なものの整備等を考えて進めていきたいと考えております。

最後の国旗とか市旗につきましては、関係する部署に伝えて、対応をとっていただくようにします。

議長（三田忠男君） わかりました。

所轄は総務部長になりますか。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） ふだん裏の通用口しか通っていなかったもんですから、申しわけありません。早急に購入して、対応させていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

1番（波多野靖明君） ありません。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

これで波多野議員の質問は終了いたします。

延会宣告

議長（三田忠男君） 残る一般質問につきましては、明日14日午前9時半から行います。

本日はこれにて延会いたします。

どうもお疲れさまでした。

延会 午後 3時40分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第6号)

平成30年3月14日(水曜日)午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 靖明君 | 2番 | 山口 繁君 |
| 3番 | 星谷 和馬君 | 4番 | 間野 みどり君 |
| 5番 | 鈴木 正人君 | 6番 | 下山 祥二君 |
| 7番 | 杉山 武司君 | 8番 | 三田 忠男君 |
| 9番 | 青木 靖君 | 10番 | 永岡 康司君 |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君 | 14番 | 杉山 誠君 |
| 15番 | 森 良雄君 | 16番 | 木村 建一君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立をいたしました。

なお、本日、7番、杉山武司議員より早退の届けがありましたので、これを許可いたしましたので、お知らせいたします。

これより平成30年第1回伊豆市議会定例会6日目の会議を開きます。

一般質問

議長（三田忠男君） それでは、昨日の会議に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の鈴木正人議員及び発言順序12番の森良雄議員です。

これより順次質問を許します。

鈴木正人君

議長（三田忠男君） 最初に、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人議員登壇〕

5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。

5番、鈴木正人です。

通告に従い一般質問をさせていただきます。

大きく2つにつきまして市長にお伺いいたします。

1つ目です。市長の施政方針についてお伺いいたします。

市長は今定例会の冒頭にて、伊豆市第2次総合計画の見直しを受けた平成30年度の施政方針を示され、伊豆市では総合計画を戦略的、体系的に策定しています。したがって、総合計画に定めた諸施策を着実に実行することが市の発展に直結するものと考えています。平成30年度は、重点目標達成のため次のような具体的事業を進めてまいりますと述べられました。

平成28年3月に策定された伊豆市第2次総合計画は、昨年、平成29年5月の臨時議会で基本構想の目指すべきまちの形であるネットワーク型コンパクトタウンの基軸となる文教ガーデンシティ事業の関連予算が否決となり、この事業が中止となったことから、改めてまちづくりの方向性の検討が必要となったため見直されることとなりました。昨年6月から市民アンケートや各種団体へのヒアリング、庁内若手職員のワークショップ、地区懇談会、パブコメの実施、そして3回にわたる総合計画審議会での審議による答申を経て今定例会に基本構想の改定案が上程されているところであります。

総合計画の見直しによる諸施策については、今定例会の予算審議において確認することと

し、以下の点につきまして市長の見解を伺います。

総合計画を戦略的、体系的に策定していると述べられましたが、戦略的と表現された意味は何ですか。

市民と協働したまちづくりの観点から、今回の総合計画の見直しに係る策定までの経過について平成28年3月策定時と比較してどのように評価していますか。

1年前の平成29年第1回定例会の施政方針の終わりに、真に必要なして可能性のある将来都市は勇気を持って進めてまいりたい。中でも教育、人材育成は最も大切な投資であり、今こそ米百俵の精神を発揮すべきであると確信していると述べられましたが、今もその考えに変わりはありませんか。

大きな2つ目です。移住・定住促進の課題整理についてお伺いいたします。

総合計画重点目標の2、安全で心地よい生活環境の創出、政策の2、心地よい環境づくりの主要事業である移住・定住の促進事業は、少子高齢化による人口減少の課題を抱える伊豆市にとって重要な事業の一つであると認識しております。また、産業力の強化を目的とした地域産業を担う人材の育成、確保のための地域おこし協力隊の受け入れも定住につながる事業であると考えます。そこで、事業の実績から見た効果、課題、方策等につきまして、以下お伺いいたします。

移住に関する相談件数の推移はどのようになっていますか。

移住・定住者数の推移、IターンやUターンなどの形態、年齢層、性別等の傾向は把握されていますか。

移住希望者とのアンマッチの要因は把握されていますか。

地域おこし協力隊の受け入れ実績、定住の見込みはいかがでしょうか。

現状の定住支援、就業・起業支援における課題は把握されていますか。

これらを踏まえて課題を解決する方策はありますか。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（三田忠男君） ただいまの鈴木正人議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、1つ目は総合計画についてでございますが、総合計画を戦略的、体系的にということの御質問でございます。その戦略的思考について、辞書的に、あるいは学術的に定義されているものを私が把握しているわけではありません。私自身の定義として、戦略的思考というのは、事業なり活動の目的を明らかにし、その目的を達成することのできる目標を確立し、これを実行するための実施要領、これは1H5Wになりますけれども、これを策定する一連の思考過程、これを私は戦略的思考と定義しております。その戦略的思考に基づいて策定さ

れた計画は体系的になると、それによって体系的な計画ができるということでございます。

いずれにおきましても、総合計画の目的が地方自治法に示された自治体の責務、市民の福祉の増進を図ることを基本として、市の行政を自主的、かつ総合的に実施する役割、これが市に求められている役割ですので、これを果たすための活力を確保することが総合政策の目的であろうと考えております。

で、その目的を達成するための目標なんですが、第1次総合計画、この中では、まちづくりの目標として「人あったか・まちいきいき・自然つやつや 伊豆市」とされております。これと私が第2次で掲げた「自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた「伊豆半島の新機軸（クロスロード）」・伊豆市」、全然違うように感じるんですが、こちらの第1次総合計画の中では、その下のところに「自然が豊かな環境のなかで、心あたかな市民一人ひとりが協力・連携し、市外の人々との交流により地域の活力を高めていく」。実は内容的にほとんど同じなんです。ただ、表現の仕方としてよりわかりやすいように伊豆市の特性を整理したというのが、この新たな第2次伊豆市総合計画で定めたところの、私は目標というよりも目指すまちのテーマという形で表現をしましたが、内容的には同じでございます。

その中で、その目標を達成するための具体的な実施要領として、まちの形、色、力という3つで表現をいたしました。これは御承知のとおり、まちの形としてのネットワーク型コンパクトタウン、それからまちの色、それからまちの力としてこれを編成しています。この内容を、要するに因数分解すればいいわけですね。まず目標、第1次と第2次、ほとんど同じだと申し上げましたけれども、それを、目標のところを整理すると、市が有する自然、歴史、文化を最大限に活用し、伊豆縦貫自動車道路整備進捗の成果を活用し、市民は郷土に対する誇りを抱く、伊豆市は行政の責務を果たすことのできる活力を確保する。これが目標の内容になるわけです。

これを実施要領、さっき申し上げた3つの実施要領の中でもう一回再編成をすると、整理をすると、誰がということになるわけですね、1H5Wですから。それを多様な主体と書いているわけです。多様な主体というのは、行政であり、市民であり、企業であり、あるいはその他の団体等でありというのが多様な主体になっていくわけです。

そして、ではWhy、なぜ、あるいは何のために市民が誇りの抱くことのできる郷土をつくり、行政が責務を果たすことのできる活力を確保するためにというWhyになるわけです。

で、いつか、Whenは今後10年間、総合計画ですから。

で、いかに、Howのところは地域資源、自然、文化、歴史などを活用し、多様な主体が協働しというHowになるわけですね。

で、Whereのところが大きく違うのは、以前の伊豆半島、伊豆市の観光というのは首都圏を主対象として1泊2日のビジネスモデルだったわけです。それを国際的としたのはマーケット、つまりWhereを首都圏から世界に広げることなんです。

そして、最後にWhatのところは観光基盤産業として振興するというところで、これ因数

分解すると1H5Wがここで表現されているわけです。これに基づいて第2次総合計画は戦略的につくられたということを申し上げたわけです。

第1次総合計画が私は別に悪いとは思っていないのですが、当時、伺ってみるとやはり相当、合併直後のばたばたの中で急いでつくったということでございましたので、余りゆっくり検討する時間的余裕がなかったことはあるんだろうなと、そういったことを踏まえて第2次総合計画のほうはかなり庁内議論をしてつくらせていただきました。

なお、御参考までに、静岡県総合計画に示されている伊豆半島地域圏の目標、これは世界レベルの魅力あふれる自然を生かした観光交流圏となっておりますので、県の方向と伊豆半島、そして伊豆市の方向は全く同じ方向を向いて一緒に力を合わせてやっていきたいということでございます。

それから、2番目については、これは総合政策部長から経過について説明をさせます。

で、3つ目の御質問、今でも教育と人材育成は最も大切な投資であると、まさに私はこの点については考え方は変わっておりません。

以上でございます。

議長（三田忠男君） それでは、補足説明の申し出がありますので、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 皆さん、おはようございます。

それでは、私のほうから のほうにつきまして回答させていただきます。

まず、前回の総合計画策定時と比較した評価についてでございますが、まず、策定の経緯といたしましては、平成28年3月策定時、第2次伊豆市総合計画でございますが、こちらにつきましては、市民、青少年、市内各種団体へのアンケートの実施、それから伊豆市未来づくりセッション、伊豆市子ども議会、それから地方創生市民検討会議等でいただいた御意見を計画に反映させて作成したものでございます。

今回の改定においても、アンケート調査のみならず、地区懇談会、それから、子育て世代、中学生及び高校生の皆さんとの意見交換会やワークショップを行い、まちづくりのニーズを改めて把握して進めてまいりました。

しかし、今回の改定に関しましては、ゼロベースでの意見聴取ではなく、もとの総合計画策定後に生じた変動要因に対する御意見や新たなニーズ、こういったものを伺い、積み上げたものでございますので、また、策定スケジュールについても約8カ月ということで、単純に比較はできないものと考えておりますが、総合計画の審議会の答申も妥当と認めていただいております。市民との協働という観点からは一定の評価をいただいているものではないかと考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

鈴木正人議員。

5番（鈴木正人君） それでは、再質問させていただきます。

戦略的、体系的にということで、特に戦略的という言葉は、昨今いろんなところで使われますので、特にビジネス関係で商品の販売戦略だとか経営戦略だとかそういったところでよく使われるものですから、それと似通ったものなんだろうなとは思っていたんですけども、あくまでも市民からするとちょっとわかりづらい表現だなと思ったものですから、あえてお聞きしました。

議案質疑の中でも木村議員がこのことに触れられまして、市長が冒頭におっしゃったように、目的を明らかにして目標を立て実施する方針を定めることということで定義づけられました。私も戦略的思考というところから解釈しますと、すなわちその目的と手段の明確化ということで、目的を達成するための手段を明らかにすることが戦略であるということで、今の市長のほうからるる、5W1H等、その辺の手法の説明がありましたので、それはそれで理解をしたつもりでございます。

その総合計画自体が以前の市長、今、御説明されたとおり、第1次の総合計画では、やはり余り具体的な目標設定であるとか数値設定であるとか、その辺がないということで、そこをリニューアルしたと。逆を返せば、やはりそのところを明確化することで、後でいわゆるその効果の検証であったりとか、何か問題があった場合にすぐにトレースができて、課題が、問題がすぐに発見できると、そういうようなメリットもあるかと思うんですけども、そういったことで今回は、通告書にも出させてもらったんですけども、市長の施政方針ということでお尋ねしておるわけで、昨年5月の臨時会で当初の第2次総合計画のコンパクトタウンの中核事業であった文教ガーデンシティ事業が議会の否決によりまして頓挫してしまったということがあって、それをきっかけにして見直し作業が始まっているわけでございます。

そして、今定例会でその新しいその見直しの構想案が諮られているわけなんですけれども、そういった意味からしますと、施政方針ですからその単年度の施政についての見解を述べられる、それはそれでいいと思うんですけども、ある意味、昨年そういうことがあったものですから、所信表明とは言わないんですけども、それに匹敵するようちょっと市長のお考えであるとか、その辺がちょっとお聞きできるのかなというところがあったものですから、いろいろと今回の一般質問でいろいろ、その辺の確認はされていますけれども、改めまして、その新市建設の一丁目一番地であったその事業が中止になって、それを受けて計画を見直さなければならないと、そういうことに至って新たな計画ができた、それに対しての市長の改めて、所信表明までいかないかもしれないんですけども、御見解があればお話しいただきたいなと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 所信表明については、私は以前は自分の基本的な考え方を申し上げていたんですね。で、あるときにそれを、新年度予算の時期ですから、その予算編成に合わせ

る形に組みかえたところ、議会の皆さんから、そのほうが予算との兼ね合いで見やすいという御意見があったものですから、今回はそんなふうに変えさせていただきました。

なお、この伊豆市総合計画、これ1と2ですけれども、こちらの表紙は東名、新東名と伊豆縦貫道が完成したときの絵、その中心である伊豆市というものをイメージしているんですね。開くと、この中に、最初のページに修善寺駅周辺と文教ガーデンシティのスケッチが出てきているんです。これかなり実は工夫をして描いていて、日赤は残しているんですが市役所は描いてないんですけれども、そのころもう耐震が危ないということがわかっていたので、行政課題には載せておりませんでしたけれども、さあ市役所をこれからどうするということもあって、鳩でごまかしたり、実は駅周辺のところは、細かく見ると、かなり変わっているんですね。意図的に変えてあるんです。

ですから、これとこれというのは、実はイメージとしてつくらせていただいているんですね。これを言葉で、所信表明として言葉でどうするかということに、今、御質問からなりますと、平成30年度はもう一度こちらに立ち返り、20年後には伊豆縦貫道ができたときの伊豆半島の中心地として伊豆市は位置するわけですから、それまでに伊豆半島の原動力として伊豆市がどのように活力をこれから維持し、むしろ高めていくかということのために平成30年度は何をするかというようなことで当然考えているわけです。

ただ、その中で、極めて財政負担の大きな病院の問題と、それから中学校を中心とする教育の問題は、まだ検討されているところですので、病院は厚生連において、そして中学校は教育委員会において、今、市長部局から離れたところで検討されておりますので、その動向はかなり大きな財政的な影響力を持ちますので、ひょっとしたら平成30年度に、第2次総合計画の見直しの内容は変えないまでも、予算措置を伴う事業というものは、ひょっとしたら大きな変化があるやもしれぬという心構えでありますので、なかなか平成30年度は必ずこういう方針でやりますとだけを明言する状況ではないという特殊な事情は御理解をいただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

5番（鈴木正人君） そういうふうな儀礼があったとは、私知らなかったものですから、改めてここで聞いてよかったと思いますけれども、先ほど市長は、第1次総合計画の、中身はともかく、中身というかその仕立てはともかく、そこは踏襲しながら第2次計画も引き継いでいるんだという中で、今、所信表明のお話をしましたので、ちょっと確認なんですけれども、市長は就任されて初めての定例会、平成20年の第2回の定例会で所信表明されていますけれども、「私は伊豆市が向かう目標として、日本人の心地よい故郷を挙げたいと思います。これは新たな概念ではなく、合併時に制定した伊豆市のキャッチフレーズである、人あったか、まちいきいき、自然つやつや 伊豆市を自分の言葉で言いかえたものに過ぎません。」以下ずっとありまして、最後に、「市の活性化を阻害している惰性を排し、合併の真の狙い

を着実に具現し、未来に向けて新たな歩を進める勇気が必要です。」と述べられています。そして、3期目の平成28年の定例会におきましても、その就任された平成20年の所信表明を振り返られまして、「平成20年に就任したときに、新たな伊豆のモデルをつくり上げるためには、美しい自然や歴史文化財などの守るべきものをしっかり守りながら、市の活性化を阻害している惰性を排し、合併の真の狙いを着実に具現し、未来に向けて新たな歩を進める勇気が必要。」と述べられております。その方向性は今でも変わらないということで述べられています。

こういった形で見直しが計画になったわけなんですけれども、同じようなお気持ちということでもよろしいですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 全く変わっておりません。今、最近使わなくなったんですが、日本人の心地よいふるさとというのは、何せ4町それぞれ特色があるものですから、それを清流のまち何とかです、なかなか一くりにできないところがあって、非常に苦労をして考えて、その人あったか、まちいきいきだけでは表現し切れないところをどうしようかと。個人的には、私は柿木の生まれ育ちなんです、八岳地区の里山の風情と小土肥の赤い屋根のかわいらしい浜辺のまち、これが非常に私には心地よいふるさとに感じてならないんですね。ですから、しばしばそういう表現をしておりました。気持ちは変わっておりません。

その惰性を排しということなんです、これはまさに150年来の世界構造の大変化で、今イギリスの情報機関も今の世界情勢は第1次世界大戦前夜に似ているというような分析をされておるようです。それくらい大きく変わっている中で、今までよければ、今までのやり方でこれからをとというのはやっぱり適さないというふうに思うんですね。

すみません。私の個人的な体験を踏まえて、なぜかということをお願いしたいんですが、何となく軍隊ってやたら暴力とか体罰のイメージがあるじゃないですか。なぜ軍隊で部下を殴り始めたのか、これ日露戦争の後なんですね。日露戦争で勝った、その将校たちに部下たちが戦争ってどんなだったんですかと聞いたら、思い切り殴って、こんな痛みじゃなかった、こんな苦しさじゃなかった、もっと戦場というのはむちゃくちゃ苦しいんだということを経験して、ある意味、体験を共有させようとしたら、その後が全くそういうこととは無関係に、ただ殴るのが軍隊だのようになってしまったんですね。

ですから、その立法の、あるいは制度をつくったときの背景を知っている人が運用している間は、それが有効に機能することが多々あるんですが、その制度と立法の、法律の文言だけが後で別の方向で動くことがあるんです。この二、三十年は相当社会が変わってるんです。この二、三十年著しく変わった社会に対して、私たちは今の社会に適合していかないと生き残れないという認識が強いものですから、惰性を排し、前例にとらわれずという言い方を今でもその志は持っています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

5番（鈴木正人君） 変わってないということで承知いたしました。

確かに伊豆市というのは、もともと4町が合併して、それぞれに拠点があって、今コンパクトタウン・アンド・ネットワークというまちの形の中で伊豆市を再生しようという動きをしているわけなんですけれども、コンパクトタウン・ネットワークについてはいろんな議員があれして議論を重ねているわけなんですけれども、やはりそれぞれのいわゆるその地域振興拠点を含め、いかにその地域を後世に残していくかというところの知恵を絞らなきゃいけないと思うんですけれども、どうしてもそのコンパクトシティとかコンパクトタウンの概念とかいろんな議論がありましたけれども、やっぱり市民としては、特に、私も天城の人間なんですけれども、修善寺以外の周辺部というのがどうなってしまうんだろうというやっぱりそういう不安というのがどうしても拭い切れないところがあると思うんですね。

で、文教ガーデンのときには、いろいろとあったもんですから、そのところの総合的な判断で私も苦渋の決断をしたわけなんですけど、それはそれとして、やはりその周辺部自体をどのように存続しようかといったところが、うまく行政側としては伝え切れてなかったし、市民のほうとしては受け取れなかった。で、先ほどのその阻害している惰性の話もありましたけれども、やはり市長を初め行政のほうはやっぱりその辺の緊急性とかそういったものというのはやっぱり感じているものの、市民側としてはその辺がまだ切迫感がなかったのかどうかということもあると思うんですね。やっぱり私は、コンパクトタウン・ネットワークがいいかどうかということの外したとしても、できる限りこの残された4地域を後世にいかにして残そうかということをやったり知恵を絞りたいなと思っているんですね。

そこで、ちょっとお伺いしますけれども、天城地域に限っての話になってしまうんですが、これ市長のほうの私案でも構わないので、今、天城は旧湯ヶ島小学校区、あそこを振興拠点の一つとして整備する。で、月ヶ瀬は道の駅、インターがあって、そこを拠点に整備される。あと狩野というところもあるわけなんですけれども、天城地区全体の、この5カ年にかかわらず先行きの10年でもいいですけれども、どのような将来像というのを市長は描いてられるのかなと。

また、狩野地域、今回予算でも計上されていますけれども、狩野幼稚園の跡地にIT企業を誘致するというようなこともありますけれども、その辺のことも絡めまして、市民に向けて、その辺の市長のお考えというものが頭の中にあるのであればお話していただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 伊豆縦貫自動車道はもちろんこれから下田につなげるまで一生懸命、ほかの市長、町長と協力しながら要望を続けてまいりますけれども、しかし、月ヶ瀬インタ

一まで完成すると、ほぼ西海岸へのアクセス、それから湯ヶ島へのアクセスは、完成に近いほど格段に改善されるわけですね。月ヶ瀬から5分も行けば湯ヶ島温泉になるわけですし、この道路の進捗というものを最大限活用したいと、こう思っております。

その先に何があるかと言えば、伊豆半島で最も広い梅林を有する月ヶ瀬の梅林があり、そして、湯ヶ島はもう私が市長になる前から過去いろんなセミナー、フォーラムのシンポジウムの結果が残っているんですが、湯ヶ島地区は必ずやっぱり自然と温泉と文学の三本柱で過去何度も何度も議論されているんですね。中には、かつての文学だけではという方もいらっしゃいますし、文学では人は来ないという御意見の方もいらっしゃいますけれども、しかし現に今、日日新聞でも日経新聞でも、文学の記事は毎日掲載されています。伊豆半島に4,000万人おいでになっている方の200分の1が来ていただければ20万人になるわけですから、湯ヶ島の活力を維持するために、そういった持っている魅力を磨きをかけることは、やはり一番成功する確率の高い方向なんだろうと思います。

ですから、湯ヶ島地区の皆さんと協力をしながら西側の温泉街のあり方、それから、もともと行政の中心地であった地区の将来のあり方、そういったものを方向性をしっかり見据えながら一緒に作業をさせていただければと思っています。ただ、市山については、もともとあそこは昔の天城中学校ですから、あそこは以前は商業拠点ではなかったのですが、これからの道路整備、それから湯ヶ島温泉方向と下田方向への分岐点であることを考えると、新しい方向づけとしては、観光商業施設というのは大きな魅力なんだろうと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木正人議員。

5番（鈴木正人君） それでは、のほうの策定までの経過についての評価の件なんですけれども、先ほど部長もおっしゃってましたけれども、前回つくられたときと大体似通ったところ、前回、子ども会議もやったりしているんですけれども、今回は中学生へのヒアリングであるとか、高校生へのアンケートであるとか、あとは子育てのママの方々の意見を聞いたり、それも前回やっていると思うんですけれども、そういう違いは余りないというところなんですけれども、総合計画審議会の議事録が3回ありまして、まず第1回目の11月24日の議事録があるわけなんですけれども、ここで第1回目ですから市長のほうから委嘱状が交付され、会長、副会長が選任され、で、各委員さんの意見ということであるわけなんですけれども、いろんな意見が出ている中で、ある委員さんが「文教ガーデンシティはよい計画だと思っていたが、何が悪くて頓挫したのか理由が明確にわかっていない。資料に掲載されていたアンケート結果を見ると、市がふだん思っていることと市民の考えにギャップがあったのかなどについて整理する必要があると思う。今後どういった事業を進めたらいいのか、何が必要なかをもう一度考えていきたい。」というふうな御意見がありました。

で、この回の最後に市長が、「大変貴重な御意見ありがとうございました。私が一番恐れていることは、賛成の方はアンケート等においても何も意見を言わずに、さらっと提出して

しまうことである。また、文教ガーデンシティはわかりにくいという発言がたくさんあるが、他のタウンミーティングでもありましたが、一つ一つの事案は賛成なのに、総合的事業としてしまうとわからなくなってしまうということになっている。今後の取り組みについて理解していただくよう皆さんに丁寧に説明をしていきたい。2度目の失敗は許されないので、今後皆さんからも進め方などについて御意見をいただきたい。」というようなやりとりがありました。

これ、以前、9月議会で青木靖議員が民意の捉え方、今後のまちづくりについてという一般質問の中でやられていましたけれども、やはりその、先ほども申し上げましたけれども、市長行政の思いと市民の間の認識のギャップ、そこを埋めるというところをいかにしていくかということが今のやりとりの中でもあったんじゃないかなと思います。

今回、前回つくったときと策定の方法については似通っていると思うんですけども、その取り組む姿勢であるとかそういったものについて、これから今、議会のほうには提案されているわけですが、市民に向けても今後説明していかなければいけないと思うんですが、その辺で今回、前回と変わっているというようなところ、そのあたりの御見解があったらお伺いします。これは市長でお願いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長、どうですか。

市長（菊地 豊君） すみません。最後に御質問、策定の仕方ということでしたので、総合政策部長のほうから答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えいたします。

確かに今回、文教ガーデンシティの計画が断念されたというところの一つの大きな要因として、市民の皆様がそういった情報がちゃんと伝わっているかどうかということも確かにこれは課題であったと思います。と申しますのも、やはりアンケートの中でやはりそういった、もちろん反対の意見もございます。一方で、やっぱり進めたいという御意見もございます。特に特徴的なのは、どうしてもやはり子育てといえますか、将来、今後小さなお子様を持つそういった世代の方々については、やはりそういった今後の伊豆市がどちらに向いていくかというところに非常に不安を持っているというような御意見がございました。

今回そういうものも踏まえて、もう一度さらい直したというところでもありますので、確かにその進め方自体には前回と大きな、変わった要素はないと思っております。ただ、今回そういったさまざまな意見を伺ったり、それから、特に年齢的にも若い人たちの御意見を伺う、これはやはり将来の伊豆市を支えていただくような方々でございますので、そういった意見を踏まえて、そういったものを全体として計画の見直しの作業を進めてまいりました。

今後の進め方とするならば、やはりこういった計画を市民の皆様にも周知することをやっていくということは重要でございますので、これまでの進め方というよりは、今後こういった

ものに対する市民への意識に総合計画、伊豆市はどういう方向を向いているかといったところを見せるようなところが、これが非常に重要になってくるのではないかと考えております。議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） まさに一番そこが肝だと思うんですね。やはりその総合計画の、先ほど戦略的、体系的という話もあったんですけども、やはりつくりは、私はいいいんじゃないかなと思います。内容はいろいろとあると思うんですけども。ですから、そういったところをいかに今度は伝えるかというところが、やはり一番肝になってくると思いますので、私どももそうですけれども、市民に向けてもぜひそのところはしっかりやっていただきたいと思います。

それで、すみません。今回その施政方針については、今年度の予算の大体、説明になっているものですから、予算審議は委員会のほうでもやっているんですけども、ちょっとその施政方針の中で、いろいろ変動要因がある中で迅速に対応したいというそういうお話もあったものですから、1点、すみません。静岡の水わさび栽培が世界農業遺産に認定されたということで、改めまして生産者の皆さんや、そして推進協議会を含め関係される団体の皆様のこれまでの御尽力に改めて敬意を表したいと思います。

その上で、迅速に対応したいという、その辺の市長のお話もございました。具体的にわさびの里構想業務策定というのも今回予算の中に入っているわけなんですけれども、実際にこれで認定されたわけです。早急に取り組まなければいけないところもあるかと思うんですけども、今、市長の頭の中にどのようなことが考えられているかお伺いしたいですけれども。議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 世界農業遺産への認定は、もう本当に生産者の皆さんが伝統的な農業の手法というものを本当に継承され、御存じのとおり、台風や大水で流された後は一つ一つの石を積み上げるような大変手間のかかる、しかも国からの補助金なしに、補助金をいただくと3%の傾斜をつけなければいけないので、垂直にするために一生懸命、一生懸命努力をされてやってきた、本当に生産者の皆様の努力の結果だと思っています。

それを踏まえた上で、承知の上で、生産者の皆様をお願いしているのは、生産を阻害しない範囲内で、その沢を持っていない方とか、沢を持っている方の次男、三男が残れるように、少し観光にも使わせていただきたいということをお願いをしております。

それから、私が市長になる前のことなので私は承知していませんが、やはり萬城の滝は、裏に回れるところはたくさんのお客様がいらっしゃったということで、行政として、裏もどうぞとまではできないまでも、それに近い形の、もう一度観光振興を考えると、萬城の滝の活性化とわさびの里としての事業というのは、うまく連携をしながらやっていきたいと思っております。

幸いなことに八岳地区で地域づくり協議会ができて、そういった方向性についても検討いただけるやに聞いておりますので、ぜひそこは地元の皆さんとしっかり連携をしながら、意見交換しながら進めてまいりたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 本当に、早々にもう4月19日でしたか、認定式があるという話もありますので、早々にやはり今まで来られなかったお客さんがワサビ田を見たいなんていうこともあるかと思います。本来はそのワサビの生産振興というのが主な目的であり、生態系を含め周辺環境の保全とか、その辺が目的なんですけれども、市としても、あと静岡県にしても、それを観光に取り込みたいということもありますので、私、前に観光トイレの話もしましたけれども、お客さんが急に来た場合にその辺の対応というのはやっぱりちょっと危惧される場所なんですけれども、その辺の対応というのは、早急に対応していただくようなことはどうなんでしょうか。いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 御指摘の問題がどうも地元では既に出ていると聞いておりまして、まず観光のお客様用の駐車場をつくっておりませんし、で、中にはバスで伊東方向からでしょうか、県道を通って、わさびの里という看板を見て、湯ヶ島に抜けられるように入ってきて、バスが抜けられずにUターンするバスもあるんだそうです。それから、実際に観光のマイカーのお客様が筏場の奥あたりに入って、生産者がふだんちょっと作業用に置いている駐車場を使われて、少し問題が生じているということも実際に伺っております。

そこで、ひとつ八岳地区のワサビの紹介する拠点をどこに置くかということと、まずはやはりこれは生産者と違って観光のお客様用の駐車場ですということをしかりつくり、それから、もう道路に限定したハイキングコースを設定させていただき、ワサビ沢の心地よい風を感じながら歩いていただく、健康のためのウォーキングをしていただくという駐車場とハイキングコースのセットというのは、施設整備とは別に、なるべく早く着手しないと生産のほうに影響を及ぼすのではないかと認識をしております。そこについては早く地元の皆さんと協議に入りたいと思っています。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） ぜひ八岳からすれば地域づくり協議会もありますけれども、生産者の皆さんも含めうまく調整していただいて、早々の対応をお願いしたいと思います。

それで、最後のその米百俵の話なんですけれども、今も変わらないということですから、私としてはその教育、人材育成というはやっぱり力を入れていかれるんだということで、非常に力強く思うんですが、個別の案件で市長ちょっと御存じか確認したいんですけれども、

実は今年度の予算の中で。子育て支援施策の中で放課後児童クラブの充実というのがあるわけなんですけれども、予算計上は増額されているんですが、中身を聞くと、実は私の知人も来年からちょっと預けたいんだけどということなんだけれども、ちょっと受け入れができないということで、委員会で確認したんですが、天城小学校、天城地区については十数名、申し込んでも入れないという状態が今あるということで非常にびっくりしたんですけれども、これは本当に、先ほどの米百俵の話からすれば、やっぱり真っ先に取り組まなければいけない案件だと思いますので、ぜひ、市長御存じでなければ予算措置も含めて早々に対応していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 放課後児童クラブの件は伊豆市の子育て施策の中で一番問題が顕在化していると承知をしております。

実際に天城小学校の放課後児童クラブの希望者さん、当初はもっとたくさんいて、入れない方も最終的に確認した数より多いと承知をしております。

そこで、今、教育委員会のほうで主管はしているのですが、校長先生の悪口を言うわけではないんですが、学校側はなるべく校舎には入れたくないと、しかし、預ける方はふえている。そうすると、ほかの先進事例もあるやに新聞報道で見たんですが、やっぱり学童保育のための専用の部屋だけではなくて校舎の一部を開放するというのもやっぱりどこかで受け入れていただかないと、新たに施設ばかりをつくるというのは幾ら何でもその負担が大きいなと思います。

エアコンのきいている図書室なり、あるいはトイレに近いどこかの部屋なり、職員室のほうには行かない何らかの工夫をして、施設が足りないから受け入れないという現状は何としても打破をしたい。で、今月中にその点については関係部局を交えてのミーティングをセットしておりますので、まずはその追加の予算措置をせずともできることがありや否やについて検討させていただき、追加の予算措置が真に必要であれば、そこはまた速やかに対応させていただきたいと考えております。

今、子育ての中で大きな課題であるということは認識をしております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 教育長の所管になるのでよろしいですね。ぜひよろしく願います。

それがかなわなければ、委員会の中でもちょっと御提案したんですけれども、教育部のほうでも検討していただくような話もしたんですが、例えば、市長、湯ヶ島も湯ヶ島幼稚園跡地が子育て支援センターできますので、あそこはちょっと所管が違うんですけれども、仮にその湯ヶ島の上地区の子供たちが一時的にあそこのところに小学生も入れるような、そのた

めには職員をつけなければいけないということもあると思うんですけども、その辺も含めて、ぜひ柔軟に検討していただきたいと思います。

次、お願いします。

議長（三田忠男君） 移住の問題ですね。答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 2つ目の御質問ですが、総合政策部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、移住・定住促進の課題整理について回答させていただきます。

まず、最初に、移住相談の件数でございます。

相談件数につきましては、市の総合戦略課の窓口、それから移住ツアー、移住相談会等ございますが、これらを含めまして平成28年度が78件、平成29年度ですが、これはまだ最終ではございませんが、2月末現在で92件ということになっております。

それから、2番の移住・定住者の推移、これらの傾向でございます。

まず、これは単純な比較というものはできるデータはないのですが、転入者につきましては単身の世帯の方が多く、多くはIターンというような傾向にあるようでございます。

市の補助制度を活用しての市外から移住された方というのは、ここ数年30人から40人ぐらいで推移しておりまして、これは若者定住補助金を活用していただいた方のウエートが多いからでございますが、20代、30代の世帯が大部分を占めているというような状況でございます。

また、移住相談等から移住に結びついた方の件数は、これは少ないんですが、30代の家族というのが大半を占めているようでございます。

あと、性別の傾向につきましては、これは全てのデータではございませんが、市民課の窓口のほうに転入された方のアンケートというところでございますが、その中でいきますと、男性が約56%、女性が44%ということのようでございます。

次に、移住希望のアンマッチの要因ということについてでございます。

こちらですけれども、移住相談で問い合わせの多いのが戸建て住宅の賃貸物件という情報のようでございまして、これですけれども、市の空き家バンクだけでなく民間の不動産の物件を見ましても、戸建ての賃貸物件の情報というのは少ないということと、また、それで希望者に沿えるものが少ないというようなところがあるようでございます。

また、これはイメージでございますが、田舎では物価が安いというイメージがあったり、そのせいでしょうか、移住希望者が想定する価格と実際のその不動産の価格、これにもやっぱりギャップがあるというようなことでございます。

それから、4番の地域おこし協力隊の受け入れ実績についてでございますが、こちらにつきましては現在6人の隊員がおります。平成30年3月で退任となります2名の隊員のうち1

名が市内に定住しながら、まだ事業を続けていく予定でございまして、定住者につきましては今年度末で2組の見込みでございます。また、まだ任期の続く4人の隊員につきましても任期満了後、それぞれの事業で生計を立てながら市内に定住してもらえますようサポートを含めて支援していきたいと考えております。

それから、現状の課題でございますが、先ほどのアンマッチの部分も課題とは思いますが、地域や住宅情報の次に多いのが、どのような仕事があるかというようなやはり就職先の情報でございます。このため、伊豆市は観光を初めとする産業、それから豊かな自然環境に恵まれた地域であると、そういったことをどのように紹介していくかということも課題ではないかなと考えております。

また、あわせまして、移住とともに起業を検討されている方、これにつきまして創業支援事業補助金というものを案内しておりますが、この創業支援のためにはやはりそこに働く場所とございますか、やはり物件が必要になるんですが、そういった物件情報を提供するところまで情報を持ち合わせていないというところも、これもちょっと課題の一つではないか考えているところでございます。

最後に、これらを踏まえての課題の解決策はということでございます。

これは、それぞれ個別の課題を解決する、それぞれで対応していく、いろいろ考えていかなければならないんですが、まずは移住者のそのニーズを捉えて、そのターゲットに効果的に届くような情報発信の工夫、それから住宅と仕事の情報、こういったものを市の支援情報と一括して提供するなど、これら総合的な取り組みが必要ではないかと考えております。

また、移住の動機といたしまして、出身地、あるいはその近く、観光で訪れたことがあるなどということで、縁とかゆかり、こういったものもキーワードとなるようでございます。必ずしもその伊豆市に縁がなくてもそういったことで縁をつなぐというようなこともあるようでございますので、そのために、市の魅力を加えました多様な情報発信にも努めてまいります。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 相談件数についてはふえていますよということですよ。総務省も全国でその移住相談窓口で受け付けた相談件数というのを平成28年度まとめているんですけども、全体で、全国で21万3,400件ぐらいなんですけれども、前年比7万1,000件増ということで、やっぱりニーズはあるんですよ。具体的にそのニーズの内容がどうかというところを把握するのが大事だということだと思うんですけども、確実にその田園回帰であるとかいろいろそういう、ブームになってほしくはないんですけども、そういうような時流とのがやっぱりあるんだなというところは見えておられると思います。

それと、あと補足ですけども、きのう下山祥二議員が、移住したいランキングなんてい

うことで、全国で静岡県が3位という話がありましたけれども、静岡県内はどうかという話があったので、ちょっと調べたんですけれども、大和リビングという会社、賃貸物件のD-roomなんてやっているところなんですけれども、そこが調査したところによりますと、2017年9月現在で、県内では1位が浜松市の東区、2位が浜松市の中区、そして3位に伊豆の国市、同じく3位で静岡市葵区、同じく3位で三島市、同じく3位で富士市、で、7位に函南町、8位に浜松市浜北区、8位に御殿場市、8位に袋井市ということで、ベストテンの中に県東部が半分、東部が上位にランクインされているということのようです。

利便性云々ということは、やっぱり静岡市、浜松市というのは交通アクセスがよかったりとかインフラが整っているとかということがあるんですけれども、では、何で伊豆の国市が3番目かという、ここを読みますと、伊豆の国市はのどかな田園地帯でありながら韮山、大仁、畑毛温泉などの温泉がありますと、移住者交流会などの移住希望者のための取り組みも盛んに行っているため、移住のための支援も手厚いですというようなそういう意見があるそうです。三島については、品川駅から最短で37分でアクセスできる三島市も住みたいまちとして人気ですと、都内からは移住というよりも引っ越しの感覚で住むことができるでしょうというようなことがあるわけなんですけれども、どうしても移住、定住というと、その人口減少の対策という観点から見てしまうんですけれども、よく伊豆の国市のほうに移ってしまうなんていうことがあるわけなんですけれども、今のこういうデータを見た中で移住政策についてちょっとお感じになるところがあったらコメントをいただきたいんですけれども。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今の鈴木議員のデータ、参考にさせていただきます。

まず、今の伊豆の国市のその地域の魅力のイメージというのは、実はその、言いかえれば、伊豆市と余り変わりのないところであるというふうに今考えました。その中で上位のランキングにその伊豆の国市、三島市はやはり交通の利便性というのが非常に大きいんですが、それに比べると伊豆の国市はやはり劣っておりますし、地域特性からすると我が伊豆市とも同等の感じを持ちますので、むしろ、なぜ伊豆の国市はそれだけ名前が出ているのか。一つは、これは可能性としてやはり韮山反射炉が世界遺産というようなことで一回名前が出たりしたことで少し、そういったことで少し世間に名前が知れていったという可能性もなきにしもあらずと思いますが、それにしましてもやはり伊豆市においてもそういった地域の特性を、情報を広く知らしめるということが重要ではないかと考えているところでございます。

私のほうでもちょっと、まだこれは正式な数値というのは出てないようでございますが、静岡県の移住相談センターという、これは東京にあるところで相談件数が、移住に関する相談というところで、どういった方面の相談が多いかというところを見ますと、これはどうしても統計上の都合かもしれませんが、地域は限定しませんが、東部とか伊豆地域というのがやはり圧倒的に移住先としてのその相談件数としては多いようでございます。

先ほど、浜松や静岡というのはやはり利便性の高いまちですのでそういったものが多いと思うんですが、やはり東京方面、関東方面から見ますと、東部伊豆というのは広く、非常に移住に対しての魅力のある地域だと思いますので、その中でやはり伊豆市の魅力を高めるためのそういったところが非常に重要であると感じております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） 今、部長おっしゃるように、同じ目線で伊豆の国市と伊豆市を見ているんだというのがよくわかると思うんですね。この間、ちょっと余談ですけども、PPPの話で、たしか静銀さんが横浜銀行さんと提携して神奈川県と静岡県をなくした観光マップをつくったなんていうことがありましたけれども、外から来る人というのは、ここから静岡県とか、ここから神奈川県という感覚ないし、伊豆市だ伊豆の国市という感覚ないと思うんですよね。だから、そういうことからすると、こうやって東部の市町で移住定住のガイドブックをつくられてますよね。当然この中にも東部の市町の相談窓口がいろいろあって、それぞれの定住支援策とかいろいろ書いてあるわけなんですけれども、例えば、先ほどのその就業支援であるとか定住支援とか、その辺のところ弱いということであったとしても、例えば、この東部の市町の中で、こういう移住相談者があるよというそういう情報共有というのはしているんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 共有してございます。実際にそのこういった取り組みとしましては、これも昨日ですか、こういった移住相談というようなところで、例えば、伊豆の国市、伊豆市、函南町、三島という伊豆箱根鉄道沿線の市町と共同でそういった移住相談の、これは相談会というかセミナーというものを開催したりしているところでございますので、そういった、例えば移住に向けた、定住に向けた地域として、全体としての取り組みというのは進めておるところでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） そういった情報共有はされていると思うんですけども、例えば具体的に、では、伊豆の国市がいいとこなかったから、では、伊豆の国市のほうからこういう人がいるんだけど伊豆市どうというそういう話というのはないんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） そういった情報はちょっと私の耳には届いておりません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

鈴木議員。

5番（鈴木正人君） それぞれの市のスタンスというのはあるわけですからいたし方ないんでしょうけれども、ただ、考えてみれば、静岡の東部に来ていただくということであれば、やすやす、では県外のほうに、どっかに行っちゃったなんていうことがないよりはいいんじゃないかなとは思うんですけども、そこら辺は難しいのが簡単なのか、現実からすればやっぱりそういうこともあっていいんじゃないかなというふうには思いますので、ぜひその辺も検討していただくことができればお願いしたいと思います。

それと、あと、いろいろとその支援については、このガイドブックにもありますけれども、そうそうそんなにその市町の中で余り支援で差異はないなと思いますし、伊豆市も別に劣らず支援はしてくれていると思うんですけども、いわゆるその支援の内容云々について、例えばその、ちょっと地域おこし協力隊の話まで行けなかったんですけども、移住者も含め、その辺の実際のニーズとか意見を聞く場とかそういったところというのは実際あると思うんですね。月1回、地域おこし協力隊のほうも会議というか会合をしているということもありますので、その辺の蓄積で制度の見直しであるとか、その辺も検討していただきたいと思えますし、あと、もう一つ、こちらのことなんですけれども、山口議員が以前、一般質問でされましたけれども、例えば、移住したいよ、定住したいよというそういう方がワンストップで対応ができる窓口というのはやっぱり充実しなきゃいけないよと、これ総合計画にも書いているわけなんですけれども、その辺はぜひ整備をしていただきたい。

こちらに移り住むに当たって、いろんな部署を回らなきゃいけないということは、やっぱりそれは煩わしさを感じさせてしまうということですし、いいかどうかかわからないですけども、この中に小山町というのがありますけれども、伊豆市の場合には総合戦略課とか伊豆の国市は何々課とかと堅苦しい名前なんですけれども、小山町はおやまで暮らそう課というような形で、単純明快に、わかりやすいようなそういうような部署名にしているわけなんです。そういったことがいいかどうかは別として、いずれにしてもワンストップで希望者を受け入れ相談できるようなそういう体制もぜひ進めてもらいたいなと思えますけれども、その辺の見解を伺って終わります。

議長（三田忠男君） 多少時間超過をしましたが、答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 先ほど御指摘があった広域連携というのは大変大切だと思っております、一例を申し上げますが、移住ではなくて企業の件なんです、沼津市の栗原前市長がベアードビールが移るときに、よくおっしゃっていたんです、会議で。これ県外に出るんだったら問題だけど、同じ伊豆だからいいじゃないかと。そういう、僕は栗原市長が大好きだったんですけども、そういう志の中で伊豆半島全体がよくなればということは、やはりそれぞれの市町がよくなるのが大きな前提となりますので、ぜひほかの市長、町長とも連携をさせていただきたいと思えます。

それで、実際に地域おこし協力隊を含む、伊豆市に移住してこられた方々のネットワーク、

これ大変貴重な御意見を伺える場なんですね。そこで移住のワンストップ窓口も含めて駅北に設置しております9 i z uをベースに、こちらとしっかり、行政としっかり連携をとりながら、ああいったところでワンストップ窓口の機能を強化していただければと思っています。今、彼らが企画したドットツリーも含めて、実際にここへ移住してきた方々に意見を聞く場、あるいは移住してきた方々同士の交流の場というのは、とても地道にやっただいていいるんですね。その中から浮き上がってくる問題点というのは非常に参考になりますので、そういったところの連携の強化も含めて、しっかりやっていきたいと考えております。

議長（三田忠男君） これで鈴木正人議員の質問を終了いたします。

それでは、50分まで休憩いたします。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時50分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

森 良 雄 君

議長（三田忠男君） 本日最後の一般質問になります。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄議員登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

観光大使。

伊豆市には観光大使という制度、役職があるようですが、どんな制度か伺います。

観光大使はどのように決められていますか。

現在、伊豆市の観光大使は何人いますか。氏名を伺います。

観光大使を委嘱した経過、理由。

観光大使にはどのような仕事をお願いしていますか。有償ですか、無償ですか。観光大使にはどんな特典がありますか。

台湾の台北の方が観光大使とのこと。どんな方が教えてください。

観光大使の仕事はどのようなものですか。何か規則のようなものがありますか。

任命はどのような方法でなされましたか。記録はありますか伺いたい。

支度料。

市長や職員が海外へ出張すると支度金が出るようですが、支度料とはどのようなものですか。条例か何かで決められていますか。規則があるようでしたら、どんな規則があるのでしょうか。

市長は昨年3回海外へ出向いています。3回とも支度料が支給されましたか。それぞれ幾

ら支給されましたか。支給の根拠はありますか。規則で決まっているのですか。内容を伺いたい。もらい過ぎのような気がします。返却する意思はありませんか。

インバウンド、台湾。

昨年7月1日から3日まで、市長は職員を連れて台湾へ出張しています。どのようにして行ったのかよくわかりません。修善寺から羽田まで電車で行ったとのことですが、電車賃の領収書はありません。東横イン羽田へ泊ったということですが、東横イン羽田へ宿泊したという証明はできません。同行した職員は他の同行者の車で羽田まで行っております。間違いありませんね。

このように一般では理解しがたい方法で出かけられています。出張の様子を詳しく説明してください。

台湾へ行った主目的は何ですか。

7月1日から3日の行動はどのようなものですか。時系列で教えてください。

それぞれの同行者を伺います。

行動した交通機関を伺いたい。その費用はどのように支払われたのか伺いたい。

伊豆中央バスの請求ではっきり記載されているのは、空港からホテルまでの送迎は旅費に入っているということです。

空港からホテルまでどのような交通手段ですか。

8人は同じ乗り物に乗りましたか。

それ以外の行動は、同行者や交通費、交通の手段はわかりません。訪問先への同行者、交通費、時間を伺います。

入場料について、その支払いについても伺います。それぞれ領収書はあるのか。証明するものがありますか。

同行した観光課の職員の羽田までの旅費はどのように算出されていますか。それとも支払われなかったのですか。算出の根拠、どのように支払われたか説明してください。

領収書のないものがあるようです。市長はどう思いますか。税金を使って行って領収書がないということに対して市長はどう考えるか、説明してください。

伊豆中央バスへの平成28年度の発注件数、金額を伺いたい。同じく平成29年度の発注件数、金額を伺いたい。いいですか、まだ決算前だなんて言わないでくださいね。だから、わざわざ発注件数と言っているんですからね。

トレイルランニングレース。

12月10日にトレイルランニングレースが行われました。前日には降雪がありました。当日の朝の西伊豆スカイラインは凍結しているところもありました。車両の通行どめはありませんでしたが、通行車両は徐行していました。通行を断念する車両もありました。ハイカーで断念するハイカーもありました。当然中止だと思っておりましたが、レースは実行されました。山稜線歩道に1,500人も走れば、当然道は荒らされます。自然は痛めつけられるでしょう。

オーバーユースとは思いませんか。市長の見解を伺いたい。

市長、オーバーユースという言葉がわかったら説明してくださいね。雪の斜面を駆け抜けるのは非常に危険だと思います。当日、達磨山へ登ろうとしたハイカーは断念した方もおりました。事故はありませんでしたか、伺います。

レース終了後にコースの点検をしたと思いますが、いかがでしたか。報告書はいかがですか。報告書は出されましたか。

自然破壊の痕跡はなかったでしょうか。山稜線歩道の破壊はありませんでしたか。特に二本杉峠から仁科峠の間は脆弱な土壌の歩道です。ブナなどの根が地表をほうように伸びています。自然を大切にしたいものです。点検修復の状況を伺います。

積雪時のレースは今後も続けるつもりですか、伺います。

ジオパーク。

世界遺産に登録されそうですね。おめでとうございます。ちょっと早過ぎるかな。

昨年9月17日から24日まで、中国まで行ってきましたね。ことしも出かけないんですか。ことしはバリのようですね。4月ごろ発表があるようですが、どこで発表がありますか。皆さん知っていますね。

世界ジオパークの見通し、きょう現在いかがでしょう、感触を伺いたい。見通しを伺いたい。

世界ジオパークへ認定されたときは何かセレモニーは考えていますか。

静岡県では世界認定が発表されれば、県庁で記念式典を考えているようです。伊豆市または協議会ではいかがでしょうか、伺いたい。

私の原稿ではね、次、ごみ問題がついているんだけど、これは削除されちゃったね。続いて、東こども園。

東こども園の建設が計画されています。どんなこども園ができますか。発達障害児をここに集めるのでしょうか、それとも発達障害児は希望するこども園に入ることができますか。この辺しっかり答えてくださいね。

このこども園は発達障害児のほかにも入れるのでしょうか。どのような障害児を入れるつもりか伺いたい。

センターをつくるということですが、センターの職員はどのような陣容ですか。資格や人数について伺います。

専門職の採用は難しいと思いますが、人材の育成など、早目の対応が必要ではありませんか。特に、この人材は半端な人材を要求されているものとは思いません。相当高度な対応能力のある方が求められると思いますので、よろしくお願いしますね。

フレイル対策。

介護予防で大切なのはフレイル対策と言われます。介護予防と書いてあるのが重要なんですからね、その辺脱線しないように頼みますよ。

平成30年度予算案ではフレイル対策はされていますか。

現在の伊豆市のフレイル対策はどのような状況ですか。

伊豆市の人口減少下でも高齢者は増加していきます。介護予防の重点対策はフレイル対策と言われます。介護予防のキーワードはフレイルとも言われます。高齢者の健康長寿の鍵はフレイルとも言われます。認知症対策はフレイル対策で予防や改善が見られると言われます。

フレイルの診断など、現状はどのようにしていますか。

高齢者の健康はこれからの伊豆市にとり大きな問題となります。フレイルをどのようにするか考えていますか、市長の考えを伺いたい。

以上。

議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） 産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから観光大使について説明させていただきます。

観光大使という制度につきましては、伊豆市親善大使設置要綱が設置されております。

この要綱の趣旨は、豊かな歴史と自然、芸術・文化等を広く宣伝するとともに、市のすぐれた新たなイメージの高揚と観光振興を図ることというものでございます。

現在、伊豆市親善大使の方は2名お願いしております。1人は伊豆市観光大使として台湾の台北にお住いの林果児さん、もう一人は伊豆市ゲートボール親善大使として三遊亭円楽さんをお願いしているものでございます。

伊豆市観光大使の林果児さんは、台湾在住で平成11年に天城・狩野ドームを視察した際に国際交流が始まり、平成24年に伊豆市インバウンド推進プロジェクトチームの推薦を受けまして市観光大使としての委嘱を受けていただきました。

また、伊豆市ゲートボール親善大使の三遊亭円楽さんにつきましては、伊豆市の豊かな歴史と自然、芸術・文化等を広く宣伝するとともに、観光振興を図っていただくために平成26年にゲートボール親善大使として委嘱を受けていただきました。

要綱にもありますが、大使には報酬は支給いたしません。これといった特典も特にありませんが、観光宣伝を行うための名刺、市の特産品、広報いず、市の発行する資料等を提供することはできることになっております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） そうしますと、あれですね、外国の方の観光大使というのは林さん

お一人ということによろしいですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） はい、そのとおりでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 観光大使の任命は要綱にあるということだけでよろしいですか。要綱ですね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 要綱でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） 次に移ってください。

議長（三田忠男君） 支度料について答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 総合政策部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） では、補足説明。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、支度料についてお答えいたします。

これは西島議員の御質問のお答えと同じになりますが、外国旅行におきまして内国旅行とは異なる準備、携行品等にかかる費用に充てるために定額を支給するものでございまして、伊豆市職員等の旅費に関する条例第6条及び第33条に規定されております。

それから、昨年は伊豆市長としての海外出張は2回です。このうち支度料の支払いは1回であり、3万5,035円となっております。

支度料につきましては、規定に基づき適正に支払っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番（森 良雄君） 最後ちょっと聞こえなかったんでもう一回お願いしますね。条例はあるということですね。

条例には支度料ってどんなものか書いてありますか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 先ほど総合政策部長が申し上げました職員等の旅費に関する条例の33条で支度料の基準があります。

その支度料の、先ほど申しました携行品とか準備に関する費用という、そこまでは細かくは規定はしてございませんが、国のほうの支度料で使える、必要なものの範囲というのを国

の基準を準用しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 国の基準を準用しているということですが、国の基準ってあるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 昨日の西島議員の御質問にもお答えしました、保険料、医薬品、最低限の儀礼品、携行品などが、あと予防注射等、そういうものが国のほうで、法律の中じゃなくて、その運用のマニュアルのほうで定められております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 国のほうの法律はあるんですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 国家公務員の旅費等に関する法律の中で支度料に関する規定がございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 国はそれを運用してないんじゃないですか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 国は運用のほうでは、法律上の規定がございます。で、運用の中で、1カ月以上のものについて適用すると、ただし1カ月未満であっても必要と認められる場合は支給するという運用になっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 伊豆の市長がインバウンドで行くような状況で、ましてや昨年の場合には年3回も行っているんだ。必要と思いますか。私は思いませんが。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。答弁してください。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） これはあくまでも伊豆市の旅費条例に基づいて定額を支給してございます。先ほどの総合政策部長申したとおり、支給は1回となっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) それでは、去年行った3回のうち支給されたのは1回だけということですか、今のは。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長(田村英樹君) 森議員、今3回と申し上げておりますけれども、市長が海外出張で行ったのは2回でございます、そのうち1回だけ支給されているということでございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) そうしますと3万5,000円しか支給されていないと、去年は、そういうふうに理解してよろしいですか。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長(田村英樹君) 御質問にありました台湾の出張におきましては3万5,035円の支払いでございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) 御質問にありましたって、去年はどこどこどこへ行ったんですか。

私は今、支度料を聞いているんだよ。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長(田村英樹君) 去年は、御質問にありました台湾と、それからカナダのネルソン市、ホープ市の訪問でございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) その3カ国へ行っているけれども、支度料が出たのは台湾だけと理解してよろしいですか。

議長(三田忠男君) 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長(田村英樹君) 台湾だけでございます。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) ちょっと産業部長、インバウンドのあれ、ちょっと確認してくれないですかね。金銭出納簿でどうなっているのか。それから、市長公室、本当に1カ国だけか

と、支度料、去年出したのは台湾だけと、そういうふうに確認してもらえませんか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 台湾だけでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） ここまで言うんだから台湾だけだということなんでしょう。昨今は国会あたりだと公的文書の書きかえなんてのもありますけどね。伊豆市ではないと思いますけれども。

市長に伺いますけれども、支度料というのは無駄遣いだと思いませんか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 支度料という制度についてということですので、定められた規定の中で必要な状況においては支払われても差し支えないのではないかと考えております。一般論としての支度料ですよ。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 一般論と言いますけれども、総務部長のほうはこういうものに支度料を出されるというようなことをおっしゃっておったですけれども、市民感覚からいったら支度料というのはちょっと理解しがたいものだと思いますけれども、市長さん、返却するつもりはございませんか。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 返還する場合には、公職選挙法の寄附の禁止に抵触する可能性があるということなんです。したがって、私はその去年の、これ規定に基づいて支払われていますので、去年の支度料を返還しますということは、寄附行為になる可能性がある、抵触する可能性があるということのようなんです。私はこの辺の法律は詳しくは知らないんですが、そうすると、合法的にやろうと思えば、市長の給与を減額する、あれは条例でしょうか、特例というんでしょうか、をつくる以外にはないのですが、そこまでする必要があるのかなということは、必要であれば、議会の皆さんの御判断もと思いますけれども、現時点でそこまでする必要はないのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 公職選挙法で問うなんて、私は問いませんよ。ぜひ返還してくださいよ。市民感覚からいったら支度料は何だと、もう要らないだろうというのが国や県の考え

方なんです。だってスーツケースぐらい持っているでしょう。

次に移ります。

議長（三田忠男君） トレイルランニングでよろしいですか。

〔「インバウンド」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） すみません。ごめんなさい。インバウンドの台湾ですね。

答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） まず、修善寺から東京までは、これは定額ですので領収書はとりません。それから、羽田の東横インは、これ私費ですので。当然、領収書は出しておりません。あとは、領収書がないものがあるようで、市長としてどう思うかということですが、これ一般的に定額支給のものは領収書は必要としないというのが一般的なもの、市長としてどう思いますかということですから、何というんでしょうかね、行政手続に定められた以上のことをする必要はないのではないかと思います。

そのほかの点については総合政策部長から答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） それでは、お答えします。

まず、台湾の出張の主目的はインバウンドの推進でございます。

それから、市長の7月1日から3日の行程につきましては、こちらにつきまして先の西島議員にお答えしたものと一緒でございます。で、3日間の市長の行程につきましては、市の職員が随行しております。

それから、現地での空港とホテルまでは旅行会社が手配しましたバスで移動しております。

それから、現地での視察先への移動はタクシーや公共交通機関を利用し、入場料なども各自で支払っております。領収書はございません。

で、視察につきましては復命書で確認をしております。

それから、随行職員は、羽田空港までは車で移動しておりますので、往路の電車賃は支給しておりません。

それから、その他の方々に関しましては、私費による個人の参加であり、お答えすることはできません。

最後に、伊豆中央バスでございます。株式会社伊豆中央自動車でございますが、こちらに対しまして自動車の借り上げ料として市が支払った件数、金額につきましては、市長部局におきまして平成28年度が19件の128万270円、平成29年度は、これは2月23日現在でございますが、5件で32万8,888円でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 全くね、どう質問していいかわからないぐらい、これ曖昧だね。

まず、西島議員が質問したとき、ホテルから野柳公園まで何で行ったって言いましたっけ。

〔「タクシーではなかったですか」と言う人あり〕

15番（森 良雄君） 今の答えはバスと言ったですね。本当ですか。ちょっと確認します。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 御質問が空港からホテルまでということですが、こちらについてはバスでございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） では、ホテルから自然公園までは何で行ったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） タクシーの移動でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） タクシー代は誰が払ったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。どの部長が答えますか。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） タクシー代につきましては、各自で払っております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 各自で払ったんだったら市長幾ら払ったんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 詳細は記憶にございません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） この問題は何でこんなに質問するかってね、あなた、前回の私の質問に対してだってね、この自然公園に対する感想は述べられなかったんですよ。羽田まで何で行きましたというんだって第1回の回答では述べられなかったんです。そして、また記憶にない。国会と同じじゃないですか、記憶がない、記憶がないって、誰が説明してくれるんですか。産業部長、担当職員はわからないんですか。聞いてくださいよ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

担当職員に聞いてもわからないかということみたいです。

市長。

市長（菊地 豊君） ここは私のことなので。

前も申し上げましたけれども、物すごいスケジュールの中で時々、自費で先行的に基準で休養をとりながら自費で休むことはあります。そういったときには公費を使わないことも多々ある。それは御理解をいただきたい。やっぱり自分も体調を整えながら公務をこなさなければいけませんので。そこで、一体どこで、今、公的なその活動について、公務について何をここで確認されようとしているのかがわからないので、その論点だけちょっと明確に御説明いただきたいと思います。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） これだけ質問していてわからないの。要は、あなた本当に野柳自然公園に行ったのかどうかですよ。それを証明できなきゃだめだ。

それでは、自然公園の入園料は幾らなの。誰が払ったの。領収書はあるかどうか聞きたい。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 先般、御質問のときには、野柳地質公園を視察した成果についてと問われたので、もちろん感想ならありますけれども、成果は随行が整理しておりますので、したがって、それを確認しますということでお答え申し上げたんですが、当然、随行はこういった出張の後には成果をまとめておりますので、それを後ほどごらんいただければと思います。

議長（三田忠男君） 総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 先ほども申し上げましたが、随行した職員が当日の行動記録を復命に残してございます。入場料についても1人80元ということで記載されてございます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） さっき国会の例を出したけれども、後から書きかえたんじゃないの、ここも。僕が要求したあれにはそんなこと何も書いてないじゃないの。

議長、どうします。加計学園と同じじゃない。

議長（三田忠男君） どうしますと問われても、私も見てませんので。

15番（森 良雄君） 今までの資料を集めて質問してるんだよ。だけど、今までの僕が求めた資料にはそんなこと書いてない。書いてないからここで質問しているんです。80円、タクシー代80円、安いね。ちゃんと答えてくださいよ。本当に書いてあるのか。

議長（三田忠男君） 答弁願えますか。

総合政策部長、80円とか書いてあるとかじゃなくて、金額の話でしたね。

15番（森 良雄君） 情報公開請求しているんだからね。

議長（三田忠男君） 復命書に書いてあるんですか。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 復命書に記載がございます。

〔発言する人あり〕

議長（三田忠男君） 再質問をお願いします。

15番（森 良雄君） 時間がないんだよ、もう。

議長（三田忠男君） 森良雄議員。

15番（森 良雄君） それは高田君の復命書に書いてあるの。市長が復命書を出すのかな。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 同行しました職員の復命書でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 何で僕にその復命書をくれないのか。一体幾らかけているのかと。もっともこの間10円しか払わなかったけれどもね。ただでこういう情報が得られるわけじゃないんですよ、僕は。皆さんがちゃんと答えてくれないからこういう質問をするんです。それで、今、国会で問題になっているようにね、復命書に書いてありますと。僕の復命書に本当に書いてあるのかな。産業部長、後でくださいよ、ただで。

あのね、皆さん笑いごとだけど、10円請求されたって困るんだよ。僕のあれにないんだよ、10円玉。

議長（三田忠男君） 一般質問に戻りましょう。

15番（森 良雄君） 車の中に行って100円玉拾ってきて払ったの。小銭入れね、この間、静岡のがんセンターに忘れてきちゃったもんだから。

議長（三田忠男君） 一般質問に戻ってください。

15番（森 良雄君） 誰かがんセンターへ行く人いたら聞いてきてくれる、俺の。

それでは、少なくとも、もっと質問したいこといっぱいあるんだけど先へ進めない、僕はそういう資料ないんだからね。僕がもらっている復命書とは違うような、それに、何でもいいや、ともかく今の、いいですか、伊豆市の情報公開は、窓口ではっきりした書類名を言わないと、くれないんだよね。だから、見逃すと全然情報が得られない。ぜひこういうのもありますというのを教えてくれると助かりますね。

野柳自然公園は8人でいらっしたんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 公職になる者は私と随行の2人でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) 復命書に載っている方は公職じゃないんですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) きのうちも申し上げましたけれども、ここ議場において議論するのに、基本的に公職についている者の公務について答弁するのが基本だと思います。それで、何か疑義があればそれは確認をさせていただきますけれども、今、公務として台湾出張についての質問でございますので、私と随行の2人ということでございます。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) 公職についてのって、だけど復命書に載っている方は公職じゃないんですか。ちょっと確認したいです。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 例えば、いろんな方と一緒に行動しますよね、市長は。例えば生産者の組合だったり、いろんな団体だったり、そういったときに当然、同行して同一行動をとることありますよね。市長以外、もう全部一緒に行ったから全部公務だって普通ないじゃないですか。ですから、確認したいのは、今何を論点として何を確認されようとしているのか。我々が、民間の方が台湾に旅行された。そこに公費が支払われていて違法だということだったら話はわかるんですよ。一体何を論点で、何を確認されようとしているのかわからないので、我々は公務として、公職にある者として公務についたことについてのみ、ここではお答えするしかありませんよね。ですから、しっかり論点を確認させてください。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) 論点確認してって、あなたは野柳自然公園へ行ったのは公職なんですね。そんだったら行ったということをはっきり証明してくださいよ。議員の皆さん、わかりますか、市長行ったですか。何も、領収書もない、それを証明するものは何もない。公務で行ったんだったら、そのぐらいのことをしっかり証明できるようにすべきじゃないんですか。いかがですか、市長。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 御質問が野柳ジオパークに行ったかどうかということですので、参りましたので、後ほど復命書を御確認をお願いしたいと思います。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) あのね、全く国会と同じじゃないですか。わけのわかんないことし

か答えてなかったね、国会も。そして最後に、何というか、今問題になっているのは書きかえだ。

では、あれですかね、台湾へこの林さんの会長就任祝いに行ったということですがけれども、行ったところまでは大分話を進めたんですけれども、日本だったらこういう場合は大概、祝儀を出しますけれども、今回皆さん、祝儀は出さなかったですかね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 現金で祝儀というのは、余り日本以外では多分慣例がないんでしょうと思います。お土産は持ってまいりました。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） お土産は持っていったと、しかし祝儀は出さなかったと。8人も行って祝儀も出さないで行ってきたんですね。本当ですね、もう一度確認します。祝儀は出さなかったんですね。パーティ出席料は出さなかったですか。

議長（三田忠男君） 答弁を願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 私と随行の2人参加しましたけれども、現金として祝儀という、いわゆる日本の慣例にある祝儀という形でお渡ししたことはないと思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） ほかの6名の方はインバウンド関係者だと思いますけれども、そうですね、確認します。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 何度も繰り返しますけれども、公職についている方以外の答弁はここでできないことを御存じですよ。そこでしっかり公務に関する御質問に、ほかのことで何か私の違法な行動とか、あるいは違法な資質に何かあれば別ですけれども、そういうことがないまま民間の方の御質問をされても、ここで答えられないことを何度も何度も確認させていただいているわけですから、そこはしっかり議員としての御質問を繰り返しお願いいたします。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 議長にお願いするけれども。しっかり答えさせてくださいよ。今の答えじゃ市民は納得しないと思いますよ。だって何も証明できないんだもの。それで、台湾には祝儀の慣習はないと、皆さん、納得しますか。私は外国へ行ったらチップあちこちには

らまいてきますよ。だからいろんな情報が入るんです。そうでしょう。

では、祝儀は出さなかったと、では、そのお土産は何を持っていったんですか。幾らですか。どこの会計から出しましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 今手元に資料がございませんので、確認して後ほどお答えさせていただきます。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 後では困るんですよ、こういうの。市長は公明正大で間違いのないって言っている。

I I Pへの補助金が195万円出ているようですけれども、これはここに使っていませんかね、どうか伺いたい。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） I I P関係者ということではなくて、今回のあれにつきましてはI I Pのその補助金からは支出されておりません。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） それでは、支出されていないということを確認して、次をお願いします。

議長（三田忠男君） トレイルランニングですね。

〔「土産代が出てきました」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 土産代がわかったそうですけれども確認しますか。

15番（森 良雄君） それは答えてくださいよ。

議長（三田忠男君） では、お願いします。

総合政策部長。

総合政策部長（田村英樹君） 申しわけございません。資料が今、手元にございました。

その際、持参しましたお土産につきましては、伊豆市の特産品ということで、乾燥のシイタケ、これを持っております。金額については、市長等交際費から2万4,840円の支払いでございませぬ。

議長（三田忠男君） トレイルランニング、答えてください。

市長。

市長（菊地 豊君） トレイルランニングについては産業部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、産業部長。

産業部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、昨年12月10日にトレイルランニングレースが行われました。

まず、オーバーユースについてでございますが、特にオーバーユースについては法的な基準などが定められているものではない上、以前より1,500名が参加された実績もあることから、特にオーバーユースであったとは考えておりません。

次に、事故があったという報告も受けておりません。

山稜線歩道の破壊ということでございますが、トレイルランニング事務局が大会終了後、点検補修を実施しており、報告によりますと、多少の凹凸はあるものの歩道が崩壊した箇所はなかったとの報告でございます。

また、山稜線歩道の点検補修につきましては、通常、伊豆山稜線歩道運営協議会、これは事務局が河津町でございますが、修繕を行っております。現場を確認していただいたところ、今回のレースにより補修した箇所は特にないと伺っております。

また、積雪時のレース開催についてでございますが、今回の開催に支障はないと判断したとのことでございます。なお、積雪等がある場所につきましては、麻袋であるとかすのこであるとか、軟弱対策として行ったということでございます。

今後とも現場の状況やスカイラインの通行規制などを見ながら、中止、コース変更、実施の判断を大会事務局のほうで行っていくとのことでございます。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番（森 良雄君） 環境省とか静岡県に対して報告書は出しましたか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

産業部長（堀江啓一君） 伊豆市のほうに実施報告書が来ておりますので、それぞれにも出していると思います。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） オーバーユースの認識がないという人に幾ら言っても、いわゆるのれんに腕押しということになるでしょうけれども、ここが何でいいかといったら、みんな歩かないからいいんですよ。何でいいかといったら、入りにくいところなの。例えば、伊豆市から二本杉峠に行く道なんてまともな道路ないんです。ぜひ直させてください。一応、営林署には言っておきましたけれども、直してくれと。ちゃんと案内はあるんだから。そこへ行くまでの道がおっかなくて僕ははって歩くぐらいなんです。

例えば富士山、富士宮からの登山口に1日何人にしようかと、おわかりにならないだろうから言っちゃうけど2,000人ですよ。富士山の道路というのはブルドーザーだって入ってい

けるような立派な道路があるんです。それでも1日2,000人で、この山稜線歩道は、それこそこのテーブルの幅ぐらいしかないところがいっぱいあるんだ。片側は崖だ、転落の危険性は幾らでもある。

私もマチュピチュへ行ったんだけど、あそこ場所によっては1日300人しか入れない。みんなそういう自然を保護しようとする。きのうの杉山さんの質問では、あの中にも自然を守るというのがたしかあったはずだ。全く伊豆市ね、僕はね、市長ね、自然を守ろう、守る気がないとね、あれですよ、リゾート地なんてできっこないですよ。ぜひ自然を守っていただきたい。

報告書、後でまたあれだ。情報公開で請求しますからくださいね。

次、ジオパークへ移ります。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） ジオパークについて、まず、ことしもジオパークの会議に参加するかどうかということですが、参加する予定にしております。

世界ジオパークでは毎年、国際会議を開催しております、ユネスコ世界ジオパーク地域やこれらの認定を目指す地域、今の伊豆半島ですね、は、これらの会議に出席し、プレゼンテーションを行ったり、ほかのジオパーク関係者のプレゼンテーションを聴講したり、意見交換をすることが必須となっております。

また、ユネスコ世界ジオパークに認定されますと、この会議に先立ち開催されるアジア太平洋ジオパークネットワークの調整委員会や会期中に開催される世界ジオパークネットワークの総会にも出席する必要があります。

何度も申し上げておりますけれども、ジオパークというのは交流すること、それ自体が大変重視されておりますので、基本的には伊豆半島ジオパークの代表として参加をさせていただくことを予定しております。ことしは2年に1回の世界国際会議の年でございまして、9月にイタリアのアダメロ・ブレンタ世界ジオパークで開催される予定となっております。

それから、認定された場合ですが、何かやはりその記念的なものはやりたいと考えております。ただ、今回のユネスコの執行委員会が4月4日から17日までですので、仮に16、17日の夜、日本時間の、夜となりますと、世界農業遺産と同じように共同通信の情報が一番早くなるのではないかと思うんですね。そうするとマスコミがすぐ公開しますので、そのタイミングがどうなるのか、我々も共同通信の発表で知ったというのが一番早い情報でしたから。それから、川勝知事が4月19日の世界農業遺産の認定式のほうに、現時点では出席される予定と伺っておりますので、仮にユネスコ世界ジオパークに登録となれば、大変喜ばしいことなんですけど、どこでどのようなセレモニーをやるかについては、県とも調整をしながら、これから決めてまいりたいと考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森議員。

15番(森 良雄君) 僕はそこまでは想定していなかったんだけど、ことしはイタリアへいらっしやると。市長が出てこい、トップが出てこいって、そんな決まりがあるんですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) 決まりがあるわけではございませんけれども、一般的にはジオパークの代表は行きますし、特に今回は認定式が想定をされますので、現時点では伊豆半島ジオパーク推進協議会長という立場で出席することを予定しております。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) まあ世界ジオパークに認定されるのはめでたいことだと思いますけれども、ユネスコが期待しているのは、市民が来てくれることを期待していると思うんですよ。はっきり言って、市長が行ったって、それこそ認定式に出るぐらいしか用事ないかと思えます。

市長、白鳥山を見たことありますか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) すみません。聞き取れませんでしたけれども、もう一度質問をお願いします。

15番(森 良雄君) 白鳥山。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) そこですね、視察したことはございます。

議長(三田忠男君) 再質問。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) あれがね、消滅の危機に瀕しているんですよ。立派だと思いませんか。感動するジオポイントだと思うんですけども、いかがですか。

議長(三田忠男君) 答弁願います。

市長。

市長(菊地 豊君) いいジオサイトだと思っております。

議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番(森 良雄君) ぜひ保護してもらいたいと思うんですよ。副市長も総合政策部長もぜひ見に行ってください。感動は絶対しますから。うそつきません。

森良雄いわく、白鳥山を見ずしてジオを語るなど言ってるんですよ。ぜひ見ていただきたい。職員の皆さんも。議員の皆さんは大体見ているんだ。これを聞いている市民の皆さんもぜひ白鳥山を見てください。遠くから見ていると大して感動しませんけれども、そばへ行くと高さ70メートルですからね、それなりの感動をしたいと思います。

次、お願いします。

議長（三田忠男君） 東こども園。答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 東こども園については、もう幾度も答弁をさせていただいておりますけれども、一般質問で出されていますので健康福祉部長から、重複をいとわず答弁をさせていただきます。

議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） このこども園の整備事業は、9月末に議員の皆様へ決議をいただきまして修善寺東こども園を建てかえ整備するものでございます。

どんなこども園ができるかということですが、詳細の施設概要につきましては、これまでの全員協議会等で説明をさせていただいておりますが、公設公営で平成32年4月開園を目指し、定員156名のこども園と定員20名の児童発達支援センターを整備することを目指します。それぞれこども園と児童発達支援センターは、併設はしますが別々の施設でございます。児童発達支援センターは、障害児の福祉サービスを提供する施設でございます。

これによりまして、伊豆市の幼児教育、療育支援の中心となるこども園を整備することで、休日保育などの子育て支援の充実を図りたいと考えております。

それから、2つ目の質問で、発達障害児をここに集めるものでしょうか、それとも発達障害児は希望するこども園に入ることが出来ますかという質問ですが、ここのところは児童発達支援センターということによろしいかと思っておりますけれども、これまでに何度か答えさせていただいておりますが、発達障害児をこの児童発達支援センターに集めるというものではございません。発達障害のある児童でも、こども園の入園の申し込み手続きをさせていただいて利用調整を行った結果、希望するこども園を利用することは可能です。また、希望するこども園、保育園に通いながら児童発達支援センターを利用することも可能です。障害をお持ちの児童の支援を関係者がみなで話し合っ、その児童に合った支援を考えてまいりたいと思っております。

それから、3つ目の、このこども園は発達障害児のほかにも入るのでしょうか、どのような障害児か伺いたいということですが、このこども園というところですが、これはこども園なのか児童発達支援センターなのかというところは、そこをちょっと確認して、教えて……

〔発言する人あり〕

健康福祉部長（村井克代君） 児童発達支援センターということですが、まず、この

児童発達支援センターには発達障害児のほかにも入れることができます。具体的には、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、発達障害児を含む精神に障害のある児童などが対象です。障害の手帳の有無は問わず、児童相談所、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象になります。

それから、4つ目の質問で、センターの職員はどのような陣容ですか、資格や人数について伺いますということですが、児童発達支援センターの職員は、常勤でありますと管理者、看護師、児童指導員及び保育士、児童発達支援管理責任者などです。そして、非常勤で嘱託医、それから機能訓練担当職員、訪問支援員等が必要になると考えております。機能訓練担当職員は、難聴児が通う場合には言語聴覚士、障害に応じては作業療法士や理学療法士等が必要となる場合もございます。

人数は、児童数にも関係するため、現時点では明確にお答えができません。

それから、5つ目の質問で、専門職の採用は難しいと思いますが、人材の育成など早目の対応が必要ではありませんかということですが、おっしゃるとおりで、県が実施する研修を修了しなければならぬ人員配置もあるため、もう今年度からその取り組みを始めてまいっております。関係職員のほうが研修を受講しまして資格取得に努めております。来年度につきましても関係機関の実習や研修参加を計画しているところでございます。

また、嘱託医、訪問支援員、言語聴覚士等、専門職については、関係機関と調整を進めてまいります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） ほぼその発達支援センターの全容が、御説明いただいて、ああこんなのできるのかなというのがわかったんですけども、ここへ専門の先生方を配置すると、例えばほかの、希望すればほかのこども園もいいですよと、土肥の場合はここへ来なくてもいいですよということをお考えですね。それちょっと確認しようかな、土肥はいいんだよね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この児童発達支援センターの利用を希望すれば、伊豆市内どこの場所からも来ていただくということになります。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） ここへ来ると専門の先生方がいらっしゃるけど、ただ希望すればほかのこども園も入れますよということを言った場合、では、ここへ行かなきゃいけないのかなと、父兄にそういう感覚を持たせるようなことはないように注意できますかね。ほかのこ

ども園ではもう放ったらかしで見ると、ちょっと言葉は悪いかもしれないけど、東こども園のそのセンターへ行けば面倒見てもらえるけれども、ほかじゃ面倒見てもらえない、そういうことはありませんか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 先ほど申し上げたように、もし土肥だったら土肥のこども園に行きながら、週に1回はこちらのセンターに来て専門職の方に指導していただくというようなこともできるということですので、そういうその児童の様子によって合った支援をしていくということになります。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） いろいろ考えてくれているということですので、加計学園みたいなことのないように、ひとつ子供本位のセンターをつくっていただきたいと思います。

障害者差別解消法なんて障害者を大切にしろというような法律があるわけですから、よろしくをお願いします。

次、フレイル対策、お願いします。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

市長（菊地 豊君） 健康福祉部長に答弁をさせます。

議長（三田忠男君） それでは、健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） フレイル対策につきましては、高齢化率が約38%という伊豆市にとって重要な課題と考えております。フレイルは、高齢期の衰弱、虚弱、脆弱などにかわる新しい名称ということでございます。

現在の伊豆市のフレイル対策は、平成26年から運動機能及び認知機能低下の予防にロコトレ教室を各地域で開催し、継続的な運動の場として住民主体のロコトレOB会も開催しております。また、地域づくりとして進めている居場所も高齢者の介護予防や生きがいづくりの場となり、生活の質の維持につながっております。

平成30年度予算におきましても、これまで同様、介護保険特別会計の一般介護予防事業費に計上させていただいております。

フレイルの診断は、その現状ですけれども、早期発見のために、高齢者の機能チェックとして基本チェックリストを積極的に活用しております。

また、多職種連携による高齢者の支援等、早期発見、早期対応が進んでいると考えております。

今後も高齢者がいつまでも自分らしく生活していくために、心身の機能の衰えに早目に気づき適切な対応策を実施していき、健康寿命の延伸に取り組んでまいりたいと考えております。

す。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） フレイルという考え方そのものが新しいということは、今の部長の説明でおわかりだと思うんですけども、フレイルの、別に僕はこれ単純なことだと思っているんですよ。いわゆる加齢とともにあらわれる筋力とか認知機能の低下した状況をフレイルといっているんだと思うんですよね、と僕は理解してますけれども、だから、この先はもう要介護状態に進行していくんだと、それを事前にとめるということだと思うんですけども、問題はその事前にとめる、どこでこのフレイル状態だということを認知してくれるのか、それは今のお話だと基本チェックリストというのを主要なツールと考えているようなんですけれども、もっとほかには何かいい方法はないんでしょうかね。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） ほかにいい方法がないかということですがけれども、今現在はこの基本チェックリストでかなり状況的に変化があるのかなというところがわかるということで、これを採用しております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） さっき言ったこども園のセンターもそうですけれども、このフレイルもいかに早期に発見してやるかというのが僕は大事なんじゃないかと思っているんですよね。だから、その基本チェックリストに書いてある、例えば、さっきちょっと言いましたけれども、筋力低下なんかはやっぱり注意事項だと思うんですけども、そのほかにも体重の低下なんかもチェック項目だと思うんですけども、これはどこで基本チェックリストというのはチェックするんですか。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） この基本チェックリストは、二、三年前になりますか、対象となる年齢の方全員にやった経過もございしますが、後のところではいろいろと市民の皆さんからのそういう情報提供をいただきまして、その中でこの基本チェックリストを活用させていただいております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 私は対象に入っていないね。基本チェックリストにね。

私がやっているのは、年に1回のメタボ、体重と身長、これなんかは非常に有効なツ-

ルだと思っんですけれども、そういうのは健康福祉部では収集していないんですかね、そういうデータは。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

健康福祉部長（村井克代君） 森議員の利用されているものは、健康相談等でいろいろと機械も使いまして体重や体脂肪やそういうようなものはかったりすることを定期的にやっておりますので、それに来てくださる方については、そういうところでチェックをすることができると思いますけれども、先ほどのそういう全体的なところというところでは、やはり来てくださる方は問題もなくチェックできると思いますが、来てくださらないそういう高齢者の問題というところの気づきについては、やはり見守りといいますか、地域の皆さん、民生委員さん等、いろんな方たちからの情報提供を得て、そこから早期に対応していくということになっております。

議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） 市長に本当は答えてもらいたいんだよね。こういうのはね、やっぱりどうやって情報を収集するか、金かかるんですよ。例えば、定期健康診断というんですかね、あのメタボをはかるやつね。あれなんか全員がこぞって受診してくればね、伊豆市はフレイル対策はもう高齢者の80%、90%は把握していますよぐらいのことを言えると思うんですよ。いわゆる高齢者を放っばり放しというんじゃないくて、積極的にこういう情報を出してくれと、市民の皆さん、それが介護保険の保険料の低減にもつながるだろうし、伊豆市民の高齢者対策にもつながるだろうし、健康寿命の延伸にもつながると思うんですけれども、市長、最後に、では、フレイル対策もっと活発にしますよぐらいのことを言ってくれないですかね。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

市長（菊地 豊君） 2月の18日にもある方に、ラジオでやっている久間英一郎さんという方をお願いをして健康のセミナーをやったんですが、今までは長生きしましょうだったんですが、今度は90歳、100歳まで生きなければいけない社会になっていく。その中でどうやって健康寿命を長くしていくかということが、今度は国民の責務になってくるわけですね。

御指摘の論点は私も重々理解しますが、他方、行政がどこまでやるかについて、個々人の健康管理まで行政が、第一義的にですよ、第一義的に管理する社会って、本当にそんなに望ましいのかなと思うんです。やっぱり健康管理についてはしっかり、行政というのはサポートさせていただく立場であって、個々の皆さんが自分の健康管理に関心を持っていただき、ある意味で責任も持っていただき、そして、それが実現できるように行政はしっかり環境を整えていくということが、恐らく多くの皆さんにとっては心地よい生き方なんだろうと、こ

のように考えております。

議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

15番（森 良雄君） ちょっとね、市長さんね、もうちょっとフレイル管理、これは子供の発達障害にも該当するんですけども、もう妊娠したときから見てくれるような、いわゆる手厚い支援がこれからは必要なんですよ。ヨーロッパではやってるでしょう、市長。ドイツはやってませんか。それと同じなんです、フレイル対策も。僕は健康診断が一番有効なツールだなと思っているんです。そうでしょう。全部、体重、身長が報告来るわけです。森良雄がある日突然体重が5キロ減ったなんて、めでたいことだけれども、フレイル状況に陥っているかもしれないんですね。そういう、ぜひ、いいツールもあるんだよということを理解してほしいということで終わります。

議長（三田忠男君） これで森良雄議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終了いたします。

散会宣告

議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は3月22日午前9時半から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時57分

平成30年第1回(3月)伊豆市議会定例会

議事日程(第7号)

平成30年3月22日(木曜日)午前9時30分開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第 4号 平成30年度伊豆市一般会計予算
- 日程第 3 議案第 5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第 7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算
- 日程第 8 議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第10 議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算
- 日程第11 議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算
- 日程第12 議案第14号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計予算
- 日程第13 議案第15号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計予算
- 日程第14 議案第16号 平成30年度伊豆市門野原財産区特別会計予算
- 日程第15 議案第17号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算
- 日程第16 議案第18号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算
- 日程第17 議案第19号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計予算
- 日程第18 議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算
- 日程第19 議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第19まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第 4号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第2 報告第 5号 専決処分の報告について(交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第3 報告第 6号 専決処分の報告について(市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)

追加日程第4 報告第 7号 専決処分の報告について(盗難事件に伴う和解)

- 追加日程第5 議案第42号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算(第2回)
- 追加日程第6 議案第43号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算(第3回)
- 追加日程第7 議案第44号 伊豆市教育委員会委員の任命について
- 追加日程第8 議案第45号 工事請負契約の締結について
- 追加日程第9 議案第46号 工事請負契約の変更について

出席議員(16名)

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 波多野 靖明君 | 2番 | 山口 繁君 |
| 3番 | 星谷 和馬君 | 4番 | 間野 みどり君 |
| 5番 | 鈴木 正人君 | 6番 | 下山 祥二君 |
| 7番 | 杉山 武司君 | 8番 | 三田 忠男君 |
| 9番 | 青木 靖君 | 10番 | 永岡 康司君 |
| 11番 | 小長谷 順二君 | 12番 | 小長谷 朗夫君 |
| 13番 | 西島 信也君 | 14番 | 杉山 誠君 |
| 15番 | 森 良雄君 | 16番 | 木村 建一君 |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|--------|--------|---------|
| 市長 | 菊地 豊君 | 副市長 | 本多 伸治君 |
| 教育長 | 西井 伸美君 | 総合政策部長 | 田村 英樹君 |
| 総務部長 | 伊郷 伸之君 | 防災監 | 佐野 松太郎君 |
| 市民部長 | 梅原 敏男君 | 健康福祉部長 | 村井 克代君 |
| 産業部長 | 堀江 啓一君 | 建設部長 | 山田 博治君 |
| 教育部長 | 金刺 重哉君 | 会計管理者 | 長谷川 文子君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-------|----|-------|
| 事務局長 | 植田 博昭 | 次長 | 稲村 栄一 |
| 主査 | 滝川 和代 | | |

開議 午前 9時30分

開議宣告

議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成30年第1回伊豆市議会定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程説明

議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

諸般の報告

議長（三田忠男君） 日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、森良雄議員への警告について、平成30年2月21日付で伊豆市議会倫理審査会から審査会審査結果報告書の提出を受けました。森良雄議員の森よしおYahoo!ブログ及び平成29年第4回定例会一般質問の発言等が、伊豆市議会議員政治倫理条例の政治倫理基準違反に当たるかについて審査会に審査を付託したものです。

審査会は、結論として、伊豆市議会政治倫理条例第3条第7号に違反すると認め、さらに同条例第6条第4項第1号及び第6号の措置を求めました。この件については、去る3月19日の議会運営委員会に諮り、本定例会の議長報告とすることに決定したので以下の措置をとります。

伊豆市議会議員政治倫理条例第11条第1項に基づく警告文。

森良雄議員は、議員が開設する「森よしおYahoo!ブログ」及び平成29年第4回定例会一般質問の発言の中で、旅行業を営む市民に対し、確たる事実に基づかない内容と不正の疑惑を持たれる記述と発言を繰り返したことは、伊豆市議会政治倫理条例第3条第7号の政治倫理基準に反する行為である。

議員は、市民の全体の代表者として誠実かつ公正に職務を遂行し、市民の信頼に値する人格と高い倫理性を保つ責務を負うにもかかわらず、その権限や地位による影響力を不正に行使し、特定の市民に対する不利益とその者への名誉を毀損する行為はまことに遺憾である。

伊豆市議会は、森良雄議員に対し、議長から通知した伊豆市議会政治倫理審査会が決定した森良雄議員のブログに記載のある不適切な文言について削除する措置の求めに応じ、伊豆市議会議員として政令、法令及び条例を遵守するとともに、市民から名誉と品位を損なうような発言または情報発信は厳に慎み、政治倫理基準に抵触しないよう警告する。

平成30年3月22日、伊豆市議会議長、三田忠男。

なお、もう一件の審査付託案件については、違反行為はなかったという結果報告を受けております。

以上であります。

次に、西島信也議員から3月9日の会議における議案第41号に対する議案質疑の中での発言について、会議規則第65条の規定により議長の権限において、お手元に配付したとおり字句を訂正するもので報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第2、議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算を議題といたします。

本案につきましては、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいま議長から報告を求められました議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算、第1委員会所管科目について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

今回、委員会での予算審査については、全議員が参加して連合審査会の形で行われましたので、審査経過については第1委員会所管事業についての主な質疑内容の報告とさせていただきます。

初めに、景観まちづくり重点地区計画等策定業務委託について、委託内容の説明を求めたのに対し、景観といっても例えば基準を定めて誘導するとか、規制するといった部分がある計画になりますので、住民の皆さんに理解を深めていただくためにワークショップなどを開催する予定で、その運営費、資料作成などになります。また、地元の皆さんと協議を進めて、実際のまちづくりの活動支援について、制度設計の中で補助制度なども検討していきたいと考えていますとの答弁がありました。

次に、わさびの郷構想策定業務委託について、事業の内容の説明を求めたのに対して、静岡水わさびの伝統栽培が日本農業遺産に登録され、さらに水わさびの世界農業遺産登録を目指しているところであり、静岡県などが取り組む伊豆わさび応援隊の伊豆半島わさびバレー構想など、さまざまなPRが進められています。伊豆市自体の現状は、生産者と観光のつながりなど課題を整理し支援する必要がある段階で、この機会に生産者や地域、関係団体から意見集約を図り、生産・流通・観光施設などのわさび振興に関する指針を策定しようとするものですとの説明がありました。

次に、交通ネットワーク調査検証業務委託について、伊豆市の生活交通ネットワーク形成

計画に基づくものだが、平成30年度の内容について説明を求めたのに対し、現在行っている天城地区のデマンドタクシーの実証実験、これを支所の移転などを考慮して半年延長します。また、中伊豆地区について実証実験を進めるための計画づくりを行い、秋口から半年間、実証実験運行をする予定ですとの答弁がありました。

そのほか、審査の後、委員間討議はなく、反対討論1件あり、採決の結果、議案第4号平成30年度伊豆市一般会計予算所管科目は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第4号所管科目について委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第4号平成30年度伊豆市一般会計予算、第2委員会所管科目について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほどの第1委員会の委員長報告同様、議案第4号の審査については連合審査会において議員全員で行っておりますので、主要事業についてのみ報告させていただきます。

民生費の修善寺東こども園の建てかえ及び児童発達支援事業の施設を整備する新こども園建設事業について、新こども園の定員が現在の園児数と比べ多い理由及び児童発達支援センターの部屋の数についての質疑に対し、こども園については、1、2歳児の入園希望が非常に多く、ぎりぎりの中で待機児童ゼロとなっておりますが、希望者は増加傾向にあることや、保護者の仕事先の近くの園への入園希望もあるためです。児童発達支援センターの部屋の数については、定員が20名ですので、2部屋あればいいのですが、できれば3部屋確保できればと考えていますとの回答がありました。

次に、衛生費の第2次救急病院設備整備費補助金で、伊豆赤十字病院のMRIを整備する費用を3年間にわたり補助するとのことだが、いつごろ導入されるのか、また病院群輪番制病院設備整備費補助金の内容について質疑したところ、MRIについては平成30年度早々に購入を考えているとのこと。また、病院群輪番制病院設備整備費補助金については、同じく伊豆赤十字病院のエックス線テレビ装置と多目的自動血球分析器の整備に対し、国・県とともに補助をするものとの回答がありました。

教育費では、湯ヶ島地区のまちづくり事業である文学の郷構想策定支援業務委託について内容を確認したところ、文学を切り口にした地域交流の事業として教育委員会が窓口となりますが、観光商工課より引き継いだ森林管理署跡地や地域の方々がまとめていただいた提案を活用して、地域が元気になり、観光にもつながる文学の魅力を情報発信できるよう進めたいと考えていますとの回答がありました。

以上、審査した結果、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、付託されました議案第4号につきましては、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で議案第4号について委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） これより暫時休憩いたします。

本議案については、連合審査会で全議員が審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略します。

よって、討論される方は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時41分

再開 午前 9時45分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、これより議案第4号について討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

まず、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

先ほど何か私に対するあれがありましたけれども、それについてはこの予算書にも同じような事項がありますので、そこでじっくり述べさせてもらいます。ただ、余り時間かけると疲れるから簡潔に。ただ、私の森よしおニュースはうそは書いておりませんので、この席を借りまして議員の皆さん及び全国の皆さんに森よしおニュースをぜひ見てもらいたい。あれは真実だということをおきたいと思えます。

さて、議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について反対討論をさせていただきます。

この予算は、総額168億2,000万円の予算ですが、歳入の危うさ、無法、やりたい放題と思える支出、市民税は減少しているのではないんですか。観光だ観光だと言いながら、ゴルフ場利用交付税も減少しているようですね。伊豆市の観光は一体どうなっているんですか。ふえているのか、減っているのか。歳入では、繰入金だ、繰越金だ、市債だ、要は今まで伊豆市が積み上げてきた財産の取り崩しではないですか。その上で借金をふやしていくと、財務課からの説明などをしておるようですが、人口減少はまだ序盤戦なんですよと、伊豆市の。1年間500人程度の減少が続いている。これは助走なんだ。7年後あたりから本格的な人口減少が始まってくるんですよ。20年後には伊豆市の人口は1万人台に達するでしょう。そういう予測は皆さんしませんか。その上で財産の取り崩しと借金の積み上げ、こんなことをやっていますか。

支出は、箱物、道路だ、箱物だ、そういうものは前年度よりもふえていても、市民に対する予算は、切れるところはどんどん切っているのではないんですか。皆さんはそう思いませんか。私だけですか、そう感じるのは、市民税は確実に減少していきます。伊豆市の人口減

少を市長はどうやって捉えておりますか。私は、伊豆市民が難民となって他市へ流出しているというふうに感じていますよ。もう伊豆市ではやっていけないと、これが伊豆市の年間500人に上るような人口流出の実態だと思います。市民は、もう難民となっているんですよ、伊豆市では食っていけないと。

イハラサイエンスという会社がありましたけれども、確かあの会社、伊豆市に100万円は寄附しているはずですよ。そういう寄附する会社はね、はい、出ていってくださいと、もう恐らくことしは新工場の着工に入るでしょうね。そういう状況です。あそこの会社の山形と岐阜に工場がありますけれども、存在する市町への寄附金は100万円なんていうものではないですよ。何百万円という額の寄附をしておる。そういう会社は、はい、出て行ってくださいと。そして、新しい会社には優遇措置をつけて、来てください来てくださいとやっていますけれども、企業の誘致はどこの町でもやっているんです。まともな企業だったら、恐らく三島、沼津の誘致条件のよりいいところへ来るでしょう。そういうところから落ちこぼれたところがね、伊豆市へ来るんじゃないかと私は見ております。

さて、この予算書の中で電子計算に関する予算がたくさんあります。恐らく1億円超えているでしょう。私は、電子計算、三島、伊豆の国、伊豆市の電算センターの委員ということになっているんでしょうか。余り権限のない委員ですけども、しかし、その中で何十とある項目の中で、伊豆市だけで、電算センターに入らないで伊豆市だけでやっている項目も恐らく20項目ぐらいあるはずですよ。数えるのが面倒くさいから、資料は出ているんですね、もう伊豆市独自にやっているのはどういうものかというような、それで共同でやっている。恐らく共同でやっているのと同じぐらい、伊豆市独自のものがある。三島の市長さんに聞いたら、さじを投げたような返事が来ておりますけれども、ITだ、AIの時代だという時です。一緒にできるんだったら、やるべきじゃありませんか。いつまでも伊豆市、伊豆の国市だ、三島市だと言わないで、協力してできるものから改善していくべきではないかと思えます。それが電子計算事務事業、ここにのっているだけでも1億7,000万円です。ほかにもいろいろ各部課で独自のシステムを運用しているはずですから、相当な金額になると思います。そういうものを改善しようという気はさらさらしない。もうね、今まではいいんです、何度も言いますが、コンピューターそのものを一度導入しちゃったら、それに沿った運用をしていかざるを得ない。しかし、今は違うんです。皆さん、わかると思いますけれども、ただ、計算ソフト、私なんかは1 - 2 - 3でやったと。今は何ですか、横文字の表計算ソフトを使っていると。しかし、互換性あるんですね。メーカーが違ってても互換性があると。そういう時代に入ってきているんです。どこのコンピューターを使っても互換性があると、そういう時代ですので、ぜひ改善して儉約してもらいたい。

次に、民生費の中に新こども園建設事業費があります。私が危惧しているのは、これつくるといいんですよ。ただ、障害者差別解消法というのは今から二十数年前にできたんです。その法律にのっとった施設と、平成28年ごろできた改正障害者差別解消法は、考え方が

全く違う。1カ所へ子供たちを集めて、古い差別解消法ですと、我々が見た富士の施設は、1カ所へ集めて鍵をかけちゃう。それでいいですか、皆さん。少なくとも鍵だけはやめてほしいですね。どこへでも入れるようにしてほしい。

私が言いたいのは、センターをつくってそこへ専門の職員を配置するのは、それはそれでいい。しかし、だからといってそこへ子供たちを集めるというのは、改正障害者差別解消法にはちょっと考え方が違うんじゃないかなと。どこが違うといたら、それは障害者といえども一人の人格であるということなんです。そういう精神にのっとった施設をぜひつくっていただきたい。子供たちは、どんな子供でも自分の希望することも園、幼稚園、保育園に入れるようにしてあげたいと私は思います。1週間に一遍呼ぶんだ。そうじゃないです。呼ぶんじゃないんです。専門家がこっちから出向いてやればいいんです。それが今の福祉ではないのでしょうか。ぜひ新しい施設をつくるなら、そういうふうにしてもらいたいと思います。

さて、皆さん、今、冒頭、議長から森良雄のブログは間違いだという指摘があったですけども、あれは間違いじゃないんですよ。皆さん、調べましたか。市長が知っているはずだ。さて、あの問題と同じ予算が平成30年度にのっています。どこだかわかりましたか、皆さん。私、言葉悪いけれども、やっぱり真剣に、あれだけの結論を出すんだったら、真剣に考えてもらいたいですよ。観光振興費総額だと1億3,000万円ということになっていますけれども、その中に海外プロモーションがありますね。特別旅費38万5,000円、自動車借上料16万円、どこへ行くか皆さんも説明を受けているから承知していますね。どこだっけ。東南アジアでしたね。台湾は6人だったけれども、バス借上料ですよ、何人行くんですか、これ。印刷製本費9万2,000円計上されています。相当のパンフレット、チラシをつくるんでしょう。ページを1ページ戻ると、外国人観光客誘致促進事業補助金というのでも195万円あるんです。1人頭10万円を補助したら、19人も連れていけるんですよ。これが台湾旅行の実態なんです。皆さん、ああいう結論を出して、そこまで調べましたか。調べてないでしょう。まあ、まだいいですよ。私もこれから調べていきますからね。

ねえ、問野さん、1万九千幾らで台湾へ行けるという話ししていませんでしたっけ。それはちょっと極端で、僕もちょっと無理じゃないかなと思いますけれども、3泊4日で台湾へ行くんだったら、4万円か5万円で行けますよね。これ何ですか、台湾代、1人当たり10万円出しているんじゃないですか。これはまだ調査中ですから、これからじっくり調べて皆さんに報告します。ぜひ森よしおのブログをごらんになってください。そういう実態なんですよ。

まず、議員の皆さんに言いたい。冒頭の議長発言は撤回しなさい。私は、今、何をしようか迷っている。監査請求で返せって要求を出すか、それとも直接司法に届けるか、これが伊豆市の海外プロモーション事業の実態ではないですか。皆さん、これ承認しますか。

ことは、インフルエンザ猛威を奮ったということです。ぜひ、お金がないんだったら、こういう少しでも希望者にはインフルエンザの予防注射をさせてあげたいなというようなお

金を出してやりたいと思います。考え、いろいろしゃべると切りがないもので、もう30分ぐ
らい経過したのでこの辺でやめますけれども、ぜひよく読んで、問題がないかどうか、隠れ
た問題を掘り起こしてくださいよ、議員の皆さん。それが議員の仕事でしょう。変なことを
言ったから、潰してしまえ。それは議員ではないですよ。議会ではないです。議論しましょ
う。

ぜひ障害者差別解消法の実施にのっとり改正障害者差別解消法ですね、精神にのりつ
た伊豆市の知的障害者の施設をつくってあげたいと思います。よろしくお願ひします。終わ
ります。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について賛成討論を行います。

平成30年度伊豆市一般会計歳出予算168億2,000万円には、主な事業として東京2020大会会
場へのアクセス道路整備、さらには月ヶ瀬地区の道の整備や長年の地元要望の市道矢熊筏場
線改良工事が盛り込まれております。

また、昨年の9月議会で発議し、全会一致で可決した修善寺東こども園建設の用地購入な
どの予算も組み込まれております。さらに拠点整備の将来投資も盛り込まれ、特に天城湯ヶ
島地区の地域振興に関する要望書に沿った事業も本予算に組み込まれております。

加えて、地域医療の充実を図る予算も組み込まれ、市長が幹部職員を集めた年頭の訓示で
述べた、私たちの判断基準は常に市民の考えが集約されている予算と判断します。

これをもって賛成討論といたします。

議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第4号 伊豆市一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

まず、初めに申し上げたいのは、この予算は伊豆市民にとって得るものが圧倒的に少ない
予算であり、反対に市民を苦しめる予算であるということでもあります。その象徴的な事業が
月ヶ瀬の道の駅整備事業であります。昨年は天城湯ヶ島インターチェンジ周辺構想ワーキン
グ部会などが誕生し、地元の人たちは地場産品の発掘や食文化の発信などと大いに盛り上が
っていたようですが、指定管理候補予定者が外部大手企業に決まった途端、それらの声はあ
っという間に聞こえなくなってしまいました。市長も盛んに道の駅、月ヶ瀬道の駅のことを
言っていたんですけども、市長からも何も聞こえてこなくなりました。

それはそれとして、非常に深刻な事態が生じようとしております。それは月ヶ瀬から8キ

口上流にある天城越え道の駅のお客さんが月ヶ瀬道の駅に大量に流れはしないかということであります。ただでさえ、天城を通るお客さんが少なくなっておりまして、お店の売り上げも減少しているという昨今、ここで月ヶ瀬に道の駅ができれば、天城越え道の駅が大打撃を受けることは火を見るよりも明らかであります。ここには現在3店舗が営業しておりますが、この中には市がやっております昭和の森会館ですか、売店とかレストランも市が経営をしております。ここには人数ははっきりわかりませんが、恐らく数十人の地元の人たちが働いております。皆それぞれ一家を構え、子供を育て、地域で立派に生活をしている人たちであります。また、ここだけに限らず、天城地区全体でも大なり小なり、スーパー、飲食店が客数等の減等の影響を受けることは確実であります。我々は微力ではありますが、これらの人たちの雇用と暮らしを守っていかなければなりません。

市当局は、市長以下、企業誘致だ、やれ企業誘致だと大騒ぎをしておりますが、このような企業誘致は願い下げにさせていただきたいと思っております。この道の駅の建設は、市にとってあるいは市民にとってどんな利益があるのか、どんな意味があるのか、原点に立ちどまって考える必要があると思っております。

そして、この道の駅建設に一体幾ら予算をつぎ込むつもりなのか、全体像が全く明らかになっておりません。平成29年度からの繰越額が約1億6,000万円、平成30年度予算が2億5,000万円、平成31年度が3億8,000万円、合計7億9,000万円、約8億円もの大金がこの事業に投入されようとしております。建設業者と大手販売業者だけが喜び、税金で賄う、その負担とマイナスの影響が伊豆市民に大きいのしかかってきております。道の駅建設事業はここできっぱりとピリオドを打ち、市民本位の政治に立ち返らなければならないと考えております。

平成30年度一般会計予算の中には、このような無駄遣い予算があちこちに見受けられます。これを全部挙げると切りがありませんので、1つだけ指摘をしておきます。それは、内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業というものでありまして、その内容は、伊豆中南部から集積する木材の貯木施設を整備し、豊富な森林資源の効率的活用を図るということだそうであります。県営事業と銘打っておりますので、県が勝手にやってくれればいいと思っておりますが、その大平につくる貯木場の敷地約1.9ヘクタールは2億4,700万円で購入するということなんですけれども、伊豆市がこれを購入すると、伊豆市がお金を出すということだそうであります。伊豆半島中南部から集めた木材の貯木用地をなぜ伊豆市が全額負担して買わなければならないのか、貯木場が伊豆市民のために何の役に立つのか、製材業者や合板会社の利益になることだけではないのでしょうか。非常に疑問とするところであります。こんな計画は一刻も早く中止してもらいたいと思うのは、私だけではないと信じております。

今まで申し上げてきたように、本予算は、福祉の増進に、市民の福祉の増進につながらない、一部の人たちのためだけの典型的な大型無駄遣い予算であります。議員の皆さん、そうはお思いにならないでしょうか。よって、平成30年度一般会計予算の私の反対討論といたし

ます。

以上です。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

4番、間野みどり議員。

〔4番 間野みどり君登壇〕

4番（間野みどり君） 4番、間野みどりです。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について賛成討論を行います。

本案は、平成30年度伊豆市一般会計予算を歳入歳出総額それぞれ168億2,000万円と定めるものです。本予算は、伊豆市の現状、課題に対応し、今やるべきこと、またこれから伊豆市のビジョンに向けて第一歩を踏み出すための予算内容であると思います。この予算の中で私なりの評価、感想を幾つか挙げたいと思います。

文教ガーデン構想が白紙になったその後においても、東こども園の建設を強く望む声を若い世代を初め関係地域の皆様より市の説明会に私が臨席した際にも伺いましたし、議会においても賛同をされたものです。東こども園建設が合併特例債の適用される期限内に完成を見るための第一歩となる設計委託料、土地購入費が予算に計上されたことです。

また、保健衛生費の母子保健事業においては、妊産婦健診のみならず、その後の産後ケアに対する予算の計上がされ、乳幼児の育児現況に本当に必要なものに目を向けられていること、中高生に向けた妊娠時期等の周知を行う不妊・不育事業の予算が引き続き計上されたこと、健康づくり推進事業では、死亡原因の中でもある社会的な問題となっています自殺行為です。自殺は、本人はもとより家族、周囲の皆様も深く心を痛めます。このような悲惨な事態にならないため、一人でも多くの方を救うための自殺行為の対策に向けて地域自殺対策計画策定の業務委託料が計上されていることです。

以上の点を含み、全体として議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について賛成いたします。

議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第4号 平成30年度一般会計予算に対して反対討論を行います。

第2次総合計画が見直されましたが、当初の計画である基本構想の将来像及び重点目標は、基本的には踏襲されております。その上で総合計画を具体化した予算が提案されました。これからのまちづくりの基本姿勢について、人口減少問題とコンパクト&ネットワーク及び公共施設再配置計画についてという角度から意見を述べます。

修善寺駅からおおむね半径1キロ圏内に都市機能を集積する拠点とする。これはずっと変わりません。そして、周辺部にも拠点をつくってネットワークで結ぶというまちづくりを追

及しております。公共施設をどうするのか、この基本的な考えは、公会計で分析をして費用対効果を軸に再配置のルールをつくりたいとしております。私は、これらのことを実施すれば、市民の暮らしを守ることができるのかということで疑問であります。

さらに突っ込んで、まちづくりという視点から意見を述べます。

年齢や職業によって市民の日常的な行動範囲はさまざまありますが、人々が日常生活で使う学校や保育園、幼稚園、子育て支援施設、社会教育施設、さらには医療機関、商業施設などが日常的な生活の範囲を生活圏と言っておりますけれども、全国的にそうなんですけれども、人口減少というのはなかなか日本はとまりません。伊豆市も例外ではありません。今後、子供が減り高齢者がふえ、両者の合計は平成52年、2040年には54.2%になると予想されております。すなわち2人に1人は高齢者か子供だということでありまして。この人口推計もあくまでも合計特殊出生率、今1.29程度なんですけど、これを1.69に引き上げるということを前提にした条件としてそうなるんだよ、なるでしょう、なりたいねということなんです。そうしますと、拠点化とか効率化は2人に1人の高齢者と子供に生活を応援できるのか、生活圏の中に入れば、それはその地域の高齢者は子供たちは生活圏の中で一定程度できるでしょう。このまま進むならば、当然公共施設はどんどんなくなっていきます。なくなった地域はどうするのかと、課題が当然出てきます。基本的にどういう立場に立つか、後ほどお話ししますが、弱者に応援できなくて、市民全体を応援できないことは明らかではないでしょうか。子供が減少する、人口が減るから施設の統合だ。そうすると子育てが不便な地域は子供の減少という悪循環になりはしないか。市民生活に関連した施策は業者委託して本庁で決めるのではなくて、市民と協働で議論し進めるべきであります。公共施設の再編、統廃合を全くよせとは言いません、私も。あくまでも繰り返し言いますが、公共施設を再編するのか統合するのかということは、まちづくりをどうするかということから一体的に捉える、財政の効率化で捉えてはならないと私は思います。そういう立場で、その将来のあり方を全地域に求めて、住民の納得で進めるべきであります。

今議会である議員の一般質問で市長は、生活拠点は政策誘導しなければならないと答えました。どういうことか。不便さを感じれば利便性のいいところに移動しなさいという、住むのはどこでもいいんだけどもということになりはしないか。ここに住みたいという限りは、行政がその暮らしを保障する義務があるではないでしょうか。この立場からもまちづくりは考えるべきであります。市長が気にしております人口の転出先が伊豆の国市だということ、私も気になります。2013年から2015年度データがありましたが、まさに同じように転出先のトップが伊豆の国市であります。全年齢の約15%が伊豆の国市に転出しております。上位5位まで載っていたデータがありましたが、2位の自治体の2倍を占めているんです、この数は。その中で20歳はどうか、同じように伊豆の国市が第1位であります。16%から移動する中の全体を計算したときですけれども、約この2013年から2015年の中で16%から23%という若干の上下はありますけれども、2013年を例にとりますと、20代の方が50人転出しま

した。2位が沼津市、14人であります。この率6.5%、半分以下であります。現実はそのようですが、大切なことはこういう事実を把握して、転出する原因を分析して伊豆の足らざる政策に反映することではないでしょうか。転出するからどうしましょう、困った困ったでは、本当に困ります。

次に、財政という角度から意見を述べます。

市長は、人口減少イコール経済の衰退ではないと述べました。どうするか、どうしたいか、経済活性化のために市外から外貨を稼ぐ、一例でしょうけれども、1泊2日のそういう観光の旅行客じゃなくて、長期滞在にと観光政策を述べられました。以前の議会でもこのことは述べられましたが、2017年9月の関東経済産業局、RESASという分析が全国各地でやられておりますけれども、大事なところはどの自治体も元気かどうかのその指標の一つが地域経済循環率であります。伊豆市直近の2013年度、2017年に発表されておりますけれども、いわゆる地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値がどの程度労働者や企業の所得として分配されたか、そして最終的にその分配がどの程度消費などに支出されたかを示すものですが、伊豆市の地域経済循環率は79.8%です。地域経済の自立度を推しはかる数値になります。外からお金が伊豆市内に入るとは否定はしません。喜ばしいことですけれども、外からもっと稼がなければ大変だという状況でしょうか。ちなみに財政再建に向けて頑張っている夕張市は、この地域経済循環率は63.5%であります。宿泊の長期滞在ができる環境を否定するものではありませんが、所得の向上、雇用の安定や子育て施策を充実させること、地域おこし協力隊の充実で林業、漁業、農業への取り組みを強化すべきであります。地域おこし協力隊ですごいなと思った例を比較検討してみました。大分県に竹田市というのがあります。2万2,000人の人口であります。何と40人が活躍しております。自治体は、私は可能な限り雇用をつくり出すこと、民営化で人件費の削減や外部委託は極力避けるべきであります。

具体的な事業について討論を行います。

1点目、グランドゴルフ場整備構想検討事業委託500万円について、市内のグランドゴルフの愛好者が願っていることでしょうか。観光客を誘致して収益につなげるというのですから、よしたほうがいい。なぜならば、星谷議員の一般質問で市長は、観光は観光行政はやってもうまくいかないと、答えたからであります。

2つ目、文学の郷構想策定支援業務委託料1,000万円、文学を通じて観光客誘致が目的という提案であります。湯ヶ島地区に手をつけるなど言っているではありません。湯ヶ島地区グランドデザイン策定会議の方々は、文学で観光客に来てほしいために提案しているではありません。どこでどう間違えて観光客のために変えてしまったのでしょうか。地域を元気にするのは、地域の方たちの願いをよく聞いて、その実現のために市民とともに汗を流すのが行政の仕事ではないでしょうか。文学はあくまでも地域を元気にする一つであるというのが策定会議の方たちの立ち位置であります。提案の目的、趣旨を変えない限り賛成できません。

3つ目、若者・女性・シングルペアレント移住政策は、私は必要だと思いますが、しかしながら、なぜ観光業が前面に出てくるのか。介護士や保育士も含めて雇用を求めていますか。伊豆市にとって暮らしやすいまちづくりのためには、介護・福祉も大事な分野であります。平成27年度、伊豆市内において宿泊業で働く人は2,400人であります。医療・福祉で働く人は2,000人であります。遜色ありません。3業種、重要な分野なのに観光業等という説明をして表現する程度しか福祉関係の雇用を見ていないのかなと私は思います。

私は、全ての予算を否定するものではありません。新こども園建設事業は、推進する立場を以前述べました。議会でも議決されました。また、救急医療対策事業も評価できるものがあります。評価するが、最後にです、注文をつけます。わさびの郷構想策定業務委託料800万円、JA及び東部農林事務所がワサビ生産者や観光協会などの会議に市当局も参加し、それぞれの担当の声を市当局は聞いたということがこの間の調査で、調査というか、職員のお話でわかりました。今回、市が予算化し提案しているのですから、ワサビ生産者の声を市当局が直接聞いて、ワサビの世界遺産にふさわしくするために何をしなければならぬのかを素案をつくった上で何を委託するのかを明らかにしていく、そしてどうしてもこれは委託するに値するというものを精査していただきたい。修正案がない限り、全ての議案は賛成するのか反対するのかどちらかではありますが、冒頭お話ししたように、それぞれ趣旨を述べたように、市民の願いに沿うものが盛り込まれていても、伊豆市の将来を見据えたときに、この予算は賛成することはできません。

以上で討論を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について賛成の立場で討論させていただきます。

この予算は、喫緊の課題となっている新こども園の整備や平成30年度の天城北道路開通にあわせた道の駅整備事業、また平成32年度開催の東京2020大会自転車競技、伊豆開催に向けた事業など、大型事業の影響で予算額としては過去2番目の規模となる歳入歳出総額それぞれ168億2,000万円となっています。

一つ一つの事業内容については、本会議質疑や委員会連合審査の過程で全議員により詳しく確認がなされてきたと認識をしております。まず、新こども園建設事業については、現状の修善寺東こども園が抱える課題の早期解決、また乳幼児保育需要増加への対応、そして関係する保護者から強い要望が寄せられていた児童発達支援事業を行うための必要な予算であると考えます。また、12月の定例会で承認された設計委託料6,900万円に加え、当初予算では用地購入費など約8,600万円が計上されており、平成32年度の開園に向けて遅滞なく事業

を推進していただきたいと思います。

次に、放課後児童クラブ運営事業では、昨年度より約1,000万円増額の5,759万4,000円を計上し、受け入れ児童数の拡充と指導員の確保をしていきたいとのことで、今年度、天城地区で十数名の待機児童が発生したというような状況もありますので、対応をしっかりとっていただくことを期待したいと思います。

子育て支援については、ほかにこれまで行われてきた産後ケア事業に加え、新たに産婦健康診査が導入されています。これは産後鬱の予防や新生児への虐待予防など、近年、社会問題化していることへの対応策として有効であるとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制がより充実していくものと考えます。また、利用者が順調に伸びている子育てモバイルサービスに、新たに母子手帳機能も追加されたこと、さらに近年相談件数が増加している不妊・不育症治療費助成についても支援の拡充を検討しているとのことです。少子化と人口減少に歯どめをかけることは、伊豆市にとって最大課題であります。県内初導入の不育症治療費助成や、同じく県内で2番目に導入された5歳児健診など、伊豆市では他市に先駆けて行われてきた支援策も多くあります。平成30年度予算における子育て支援策がさらに効果を上げるよう、今後ともしっかり事業運営をしていただきたいと思います。

また、移住定住策として企業誘致や雇用創出は欠かせません。伊豆市の恵まれた自然環境を生かし、ICT企業誘致も3,310万円が予算化され、また伊豆市の主要産業である観光業における求人と求職のアンマッチ対策として1,412万円が組まれた若者・女性・シングルペアレント移住施策も、今後、観光業に限らず広げていく考えもあるとのことで、しっかりとした効果を上げることを期待したいと思います。

人々が住み続けられる持続可能な地域づくりのため、生活の糧を得る産業振興は大切な事業です。最初に述べた天城北道路の開通や、2年後に迎える東京オリンピック・パラリンピック自転車競技開催、そして今月9日に世界農業遺産に認定された静岡県ワサビ栽培地域など、チャンスを最大限に生かす取り組みが求められます。当初予算では、(仮称)天城湯ヶ島インターチェンジ道の駅整備事業として2億5,262万円が計上されています。天城北道路開通にあわせ、地域振興策を初め、広場、水際公園、川テラス整備など、地域の特色を最大限に生かした事業を展開するための予算と理解をしました。今後とも地元の人たちの助言を得ながら、これらの施設が有効に活用されていくような運営を望みたいと思います。

また、東京2020大会に向けては、市道整備や機運醸成、おもてなし事業など、自転車競技開催市として必要な予算が組まれていると思います。そして、わさびの郷構想策定業務委託では、800万円の予算で生産、流通、観光施設などをワサビ振興に関する指針を策定するとしており、今後見込まれるワサビ需要の拡大に備えるとともに、生産に悪影響を与えない観光客対応などを通じて、産業振興が図られることが期待できます。当初予算では、このほかにも健康づくりや市民サービス向上に向けたさまざまな予算が組まれています。

一方で、これらの事業推進のために欠かせないのが財政の健全化であります。生産年齢人

口の減少や高齢化の進行、そして事業所の縮小などで個人、法人とも住民税の減少が見込まれる中、今後の財政運営はますます厳しくなることが予想されます。先日の全員協議会では、今後10年間の財政シミュレーションについて報告がありました。今後予定される大型事業費を見込んで、10年間の財政健全化は維持できるとのことですが、10年後に人口が減少した中で現在規模の施設インフラを維持できるとは考えられません。また、せっかくつくった施設が将来活用されなくなるような事態も避けなければなりません。当初予算では、教育公共施設再配置計画策定や、土肥小学校利活用構想策定などの業務委託費が予算化されていますが、住民の理解と協力なくして整理、統合や有効活用はなし得ません。今後とも、今まで以上に説明を尽くし、コンセンサスを得る努力を重ねてほしいと思います。

以上申し述べましたが、一部運用に当たって再検討が必要なものがあるとはいえ、平成30年度当初予算は、市民の生活の質を向上させ、安心して住み続けられるまちづくりのため、そして今必要な事業が組み込まれた妥当な予算と判断します。多くの議員の賛同をいただきますとともに、予算を最大限に生かした事業が展開されることを願い、賛成討論とさせていただきます。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第4号 平成30年度伊豆市一般会計予算について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。

再開は50分からとしたいと思います。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時50分

議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案第5号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第3、議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算から日程第18、議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの16議案を一括して議題といたします。

本案につきましても、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、議案第5号及び議案第9号から議案第20号までの13議案について、第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第5号及び議案第9号から議案第20号までの13議案について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算については、補足説明はなく、質疑として、財産貸付収入の普通財産貸付料はみゆき橋駐車場分だが、工事で閉鎖となった後、観光バス等の駐車場はどうなるのかとの質疑に対し、みゆき橋駐車場は伊豆市観光協会に貸し付けていますが、平成30年度は2カ月で契約を解除し、その後、みゆき橋かけかえ工事の工事ヤードとして使います。代替の駐車場については、現在、観光商工課、観光協会、温泉場区長と協議中ですとの答弁がありました。

討議、討論ともになく、採決の結果、議案第5号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について、補足説明はなく、主な質疑として、公営企業会計移行支援業務について、システム構築による移行業務なのか、また移行によるメリットについてとの質疑に対し、平成29、30の2年間で事業を実施し、平成30年度は固定資産調査の会計システム開発となります。簡易水道事業についても公営企業会計に移行することは総務省の要請であり、今後、減価償却費等の算出により利用料金の算定や水道施設の更新費用などの財務計画が明確になりますとの答弁がありました。

また、簡易水道事業の漏水調査委託料の減額計上と簡易水道漏水管理事務手数料との関係があるのかとの質疑に対し、道路上に漏水している場合は、その箇所がわかるので漏水相談センターで対応しますが、地下にしみ込むような漏水の場合、配水池の水位が低下することなどで漏水していること自体はわかりませんが、その漏水箇所の特定については専門業者に調査させないとわかりませんので、そのための委託料です。また、減額計上は本年度の実績から計上したものですとの答弁がありました。

質疑の後、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、議案第9号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算について、質疑答弁での訂正事項があり、その後、主な質疑として、流域下水道建設負担金について、構成市町での負担率は伊豆市が22.6%となっているが、その根拠についてとの質疑に対し、流域下水道は函南町、伊豆の国市、伊豆市で構成し、当初の下水道全体計画の面積から各市町の下水道計画面積の割合による排水量により定められていますとの答弁がありました。

下水道料金の値上げに係る市民への周知方法はとの質疑に対し、市のホームページ掲載、FMIS 3月末までスポット放送、広報紙は2、3月号に掲載し、下水道使用者に対しては直接チラシを配付していますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第10号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について、補足説明はなく、主な質疑として、農業集落排水施設は更新が難しいようだが、将来的な方向性があるのかとの質疑に対し、地区の将来人口予測と排水量から継続か統合か流域下水道への接続かの選択となります。加殿と佐野・雲金の施設は流域下水道に接続、冷川の施設は現状維持、門野原の施設は湯ヶ島クリーンセンターへの統合、吉奈の施設は現状維持かまたは合併浄化槽といった方向性を現在検討しているところです。まだ結論は出ていませんとの答弁がありました。

質疑の後、討議はなく、賛成討論が1件あり、採決の結果、議案第11号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算について、補足説明はなく、主な質疑として、委託料の伊豆市水道事業経営戦略策定業務委託について詳しく説明を求めたのに対し、平成29、30年度の2カ年で水道事業の経営戦略を立てます。下水道で進めているリスクマネジメント計画と同様、古くなった水道管などの資産を洗い出して管理するというところにプラスして、財政的な管理、執行全体の管理を含めた計画を立てることで、人口減少により収入の減少が見込まれる中で効率的な経営を目指すものです。具体的には、施設管理、施設の増設、地震対策などを定めるとともに、施設管理を今後どうしていくのか、使用料や減価償却費、起債などについて総合的、中長期的な見通しを立てた上で、組織体制、維持管理の広域化、民間委託の活用など、トータルに考えて計画策定をする業務ですとの答弁がありました。

また、平成28年度決算の有収率64.2%だったが、平成30年度の有収率の見込みはいかがかとの質疑に対し、管路更新の延長が全体に対して大きくないため、有収率がすぐ改善することはありません。水道の経営に直接かかわってくるのは人口減少です。平成28年度の1人1日当たりの使用量は、大口を含めてですが450リットル、1年間では約165立方メートルです。平成30年度では400人の人口減少を見込んで収入を計上しましたとの答弁がありました。

質疑の後、討議はなく、賛成討論が1件あり、採決の結果、議案第12号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算について、補足説明はなく、質疑が1件あり、討議はなく、賛成討論1件の後、採決の結果、議案第13号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第14号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計予算について、補足説明はなく、質疑として、前年度までと変わった予算内容があるかとの質疑に対し、借地料収入の対象となる鎌倉女学院の周辺の森林整備を行うための山林等管理業務委託料を計上していますとの答弁がありました。

質疑の後、討議はなく、賛成討論 1 件の後、採決の結果、議案第14号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第15号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計予算から議案第17号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計予算までの3議案については、補足説明、質疑、討議、討論なく、採決の結果、3議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第18号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計予算については、主な質疑として、一般管理事業の消耗品で管理作業用ヘルメットがあるが、財産区管理会からの要求なのかとの質疑に対し、月ヶ瀬財産区管理会からの要望によるものです。他の財産区からヘルメットの要望はありませんとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第18号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第19号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計予算及び議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算の2議案については、補足説明、質疑、討議、討論ともなく、採決の結果、2議案とも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第5号及び議案第9号から第20号までの13議案について委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 次に、議案第6号から議案第8号までの3議案について、第2委員会委員長、木村建一議員。

〔第2委員会委員長 木村建一君登壇〕

第2委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第6号から議案第8号までの3議案について審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑は、平成30年度から財政運営主体が変わるが、財政運営は健全に保てるのか。国民健康保険税の収納率の見込みについての質疑に対し、県から示された医療費に対する納付金は国保税からの収入で賄えると見込んでいますが、国保税は被保険者数と所得の減少により減少傾向にあります。ただし、保険給付の大部分を占める医療給付分が全額交付金として県から交付されますので、市としての財政は安定してきます。国保税の収納率については、91.59%と見込みましたとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、付託された議案第6号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算については、補足説明はなく、人間ドック助成金の成果についての質疑に対し、対象者を100人と想定しましたが、利用者は半数以下です。市ではこの制度を今年度から始めましたが、静岡県後期高齢者広域連合から助成される特別対策補助金が、今後3年間かけて段階的に減額され、平成33年度に

はこの制度を廃止するという急な方針転換をしました。市としては、ここで廃止することは考えていませんが、広域連合からの助成金は減ってきますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、付託された議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、在宅介護を進める中、その受け皿はどうするのか、それが予算に反映しているかとの質疑に対し、訪問診療・訪問看護を進めるシステムづくりを伊豆赤十字病院に委託するなど、在宅医療の充実を図ることを盛り込んだ予算となっていますとの答弁がありました。

また、認知症初期集中支援チームの業務委託の内容についての質疑に対し、この事業は、包括支援センターにいる地域支援推進員と一緒に初期の認知症を対象として訪問し、専門家で構成するチームで6カ月間集中的に支援していくものです。市では、初期の段階の人を早目に見つけ支援していくことに力を入れていますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、付託された議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして議案第6号から議案第8号までの3議案について委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第5号から議案第20号までの16議案について一括して質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第5号から議案第20号までの16議案についてそれぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第5号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第5号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第6号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第7号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第8号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第9号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第10号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第11号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号について討論を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第12号 平成30年度伊豆市水道事業会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

賛成討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 賛成ですよ。15番、森良雄です。

議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算について賛成討論をさせていただきます。

私は、これと財産区について今までは反対していましたが、反対のための反対ではないんですよ、私は今まで。特にこの温泉事業、土肥の人に言いたいですけれども、何でこれ自分らでやらないのかと。これ絶対もうかるんです。ニュータウンの温泉会計をごらんください。皆さん豊かに楽しくやっていますよ、温泉事業は。土肥はそうなんですよ、これ。恐らく1人か2人が、これを自分らでやれば1人か2人の雇用が生まれるでしょう。それで黒字経営ができるんですよ。非常に有望な事業なんです。なぜ自分らでやらないのかという疑問をずっと今まで持っていたんですけども、反対ではないんです。ぜひこういう伊豆市にとってこんな有望な事業はないんですから、それに反対する理由はありません。

ただ、せっかく有望な事業なんだから、しっかり僕は土肥の方たちは自分らで運営すべきだと思ってエールを送りたいと思います。

以上、賛成討論を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計予算について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第20号までの平成30年度伊豆市各財産区特別会計予算7議案について一括して討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

それでは、賛成討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

先ほどどおり、持越から矢熊までの7財産区について、私は今までは反対討論をしておりました。これは反対のための反対ではないんです。ぜひ財産区の皆さん、もっともっと事業を運営していただきたいと。こんな財産を持っていて、事業活動をしないなんてもったいない。市長に任せていたら、財産区の森林は丸裸にされちゃいますよ。ね、市長。あなたの話を聞いていると皆伐でしょう。皆伐というのは真っ平にしちゃうということですから。だけれども、やっぱり賢明なるこの財産区の皆さんは、皆伐はよくないというような御意見の方が多いようです。ぜひそういうために、財産区の皆さんにエールを送りたいと思います。

それと、でき得れば、この7事業ですから、決算予算1財産区で5ページ紙を消費したとしても、予算書、決算書では何十ページかの紙を消費するだけです。でき得れば、何らかの

統合なり自分らで独立した運営ができるような組織にするのが僕は本当の姿だと思いますので、一応これもメールを送って賛成討論とさせていただきます。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計予算から議案第20号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計予算までの7議案について一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第14号から議案第20号までの7議案は原案のとおり可決されました。

議案第38号の委員長報告、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 日程第19、議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更についてを議題といたします。

本案につきましては、第1委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

第1委員会委員長、青木靖議員。

〔第1委員会委員長 青木 靖君登壇〕

第1委員会委員長（青木 靖君） ただいま議長から報告を求められました議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、改定箇所の内容について説明を求めたのに対し、第3章の地域生活交流エリアの改定箇所「市街地中心部」は「中心市街地」に用語を統一させるための字句の修正です。都市生活交流エリアの改定箇所は、土地利用の記載の中で文教ガーデン事業の記載がありましたので、これを削除し、骨格は変わりませんので、中心部のまちづくりに取り組んでいくという方向性の文章に改めているものですとの答弁がありました。

以上審議の後、討議はなく、反対討論が3件あり、採決の結果、議案第38号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について委員長報告を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの委員長の報告に対し質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時20分

再開 午前 11時21分

議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより議案第38号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第38号について討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

まず、反対討論、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について、反対討論をさせていただきます。

議員の皆さん、立派な総合計画を立てまして、伊豆市の人口減少がとまって発展すると思いますか。人口減少はとまりません。ますます拡大していきます。先ほども言いましたから、同じようなことは言いませんけれども、どうやったらとまるか、箱物をつくったり道路をつくったりではないんです。私は常々言うけれども、発展させたかったら住みよいまちをつくらなきゃだめだ。住みよいまち、道路をつくったりなんかもそうなんだろうけれども、そうではないですよ。水道料金をお隣大仁よりも安くしてあげるとか、全ての福祉についてやっぱり大仁の同等ないしは大仁以上に、やっぱり住むなら伊豆市だと言えるような福祉の充実を図るべきです。現状ではいろいろやっておりますけれども、いわゆる北の市町よりも越えた福祉や教育は無理でしょう。やっぱりそこへ財政を投入しなきゃできないんです。住宅用地を開発するなどと言っていますけれども、これは乱開発されるだけです。伊豆市に必要なのは豊かな自然を守ることです。そういう政策はない。市長の話聞いていたら皆伐だと、はげ山つくられちゃう。10年ぐらいははげのまま。これは禁止用語かな。

そういう今この時代、やるのは自然保護。そういうときに開発一辺倒の計画は伊豆市のためになりませんよ。住宅はこれからどんどん余ってくるんです。今でも余っているはず。そういうときに住宅用地を確保したら、どういうことになると思いますか。周辺に住んでいる人が新しいところに移ってくる、いわゆる中心部に移るだけなんです。中には多少は、1割ぐらいは外から来る方もいらっしゃるでしょう。

乱開発を防ぐためにも、乱開発するとどういうことになるかという、周りがぐるっと住宅ができちゃって、中に田んぼができている。瓜生野、熊坂みたいところがどんどんできてくる。今、田んぼがいっぱいの、いわゆる南側の田園地帯に田んぼの中に家が建つというような結果になってくる。誰が住むかといったら、周辺部の方がそこへ移ってくると。ますます伊豆市は衰退していく。やはりやるのは、福祉や教育の充実したまちづくり、自然豊か

な伊豆市を守る、そういうまちづくりをやってもらいたい。そういう観点から反対させていただきます。

議長（三田忠男君） 次に、賛成討論、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

11番（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について討論をいたします。

総合計画基本構想とは、市のまちづくりの基本的な理念であり、将来像及び基本目標を示すものです。基本構想策定及び変更するときには議会の議決を経なければなりません。今回の第2次伊豆市総合計画基本構想の修正としては、「東京五輪」を「東京2020大会」、「市街地中心部」を「中心市街地」との名称変更と日向・加殿地区における記載を削除し、修善寺駅周辺における取り組み内容を記載したものです。

第2次伊豆市総合計画の改定は、主要施策であった文教ガーデンシティ事業の中止を初めとする変動要因を整理した上で、市民アンケート調査、地区懇談会、子育て世代、中学生及び高校生の皆さんとの意見交換やワークショップなどを行い、まちづくりへのニーズを改めて把握し、修善寺駅周辺のまちづくりの推進、質の高い住環境づくり、観光産業における雇用環境の充実、子育て・教育環境の充実、この4点を重点項目として設置し、さらなる魅力の向上に向けたまちづくりを推進するための計画となっております。

伊豆縦貫自動車道の南進、東京2020大会自転車競技の開催、静岡水わさび伝統栽培世界農業遺産認定、伊豆半島ジオパークの世界ジオパーク認定を推薦するとコネスコ執行委員会に勧告されるなど、私たちの周りに今追い風が吹いてきております。第2次伊豆市総合計画基本構想の中の伊豆市の将来像、まちの重点目標、土地利用構想の体系を維持しながら、自然・歴史・文化が薫る 誇りと活力に満ちた「伊豆半島の新基軸（クロスロード）」・伊豆市、このテーマの具現化のために、伊豆市最上位計画に即した市政運営を着実に進めていきたいと願い、賛成討論といたします。

議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第38号 第2次伊豆市総合計画基本構想の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程の追加

議長（三田忠男君） お諮りいたします。

お配りしました追加日程表のとおり、追加日程第1、報告第4号 専決処分の報告につい

て（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）から追加日程第9、議案第46号 工事請負契約の変更についてまでの9件を日程に追加し、追加日程として議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

報告第4号及び報告第5号の上程、説明、質疑

議長（三田忠男君） それでは、追加日程第1、報告第4号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）及び追加日程第2、報告第5号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定）の2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第4号及び報告第5号について提案理由を申し上げます。

本件は、公用車の車両事故に伴う和解及び損害賠償の額について、平成30年2月5日に専決処分したものでございます。

詳細について総務部長から説明をさせます。

議長（三田忠男君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第4号及び報告第5号につきまして補足説明をさせていただきます。

お配りした追加議案書のまず4ページ、5ページをお願いいたします。

本報告の第4号、第5号につきましては、1件の交通事故に伴いまして相手方がお二人いらっしゃいました。それによって専決も2件、報告も2件ということでございます。

まず、事故の概要でございます。

場所につきましては、中伊豆地区の八幡の新しくできました認定こども園の近くになるんですが、杉山石油さんの県道になります。5ページを見ていただきますと、修善寺方面から中伊豆支所方面に走行中、職員の脇見運転による反対車線へ飛び出して、ブロック塀に追突したものでございます。1件の方は、このブロック塀の所有者の方で、ブロック塀の補修、もう一件の方は、壊したブロック塀によって雨どいを壊しました。その修繕となっております。

戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

まず、雨どいの方になります。損害賠償の額が9万797円、相手方は、そちら記載の方になります。事故の発生ですが、この交通事故につきましては、平成29年10月23日、午後3時38分ごろ、場所につきましては、先ほどの八幡273番地の1付近でございます。概要につきましては、先ほど申したとおりでございます。こちらの方につきましては、雨どいの修繕ということとなっております。

続きまして、報告第5号でございます。8ページをお願いいたします。

こちらの損賠賠償の額でございますが、14万4,093円。相手方は、八幡のそちら記載の方になります。事故につきましては、先ほど申しました事故で、こちらのお宅につきましては、ブロック塀を破損したということでそちらの修理費となっております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

確認事項、なかなか難しい制限だと思えますけれども、当然これ運転者は市の職員だと思えますけれども、確認ということなもので、その辺を確認したい。

ということは、市の職員の運転がちょっと乱暴なんではないかなと、この事故にかかわらず。私が目撃した範囲では乱暴、例えば大仁橋のところを瓜生野に入る右折するのに、私の直前で突っ込んでいった車、明らかに伊豆市と書いてあった。ああいう、普通、職員でもそんな乱暴な運転するのかなという、それから、これは伊豆市の車かどうかわからないけれども、日赤の名前を書いた車が、トレイルランニングレースのとき達磨山の付近にとまっていたんだ。あんた伊豆市の職員かと聞いたら、違うという返事だったので、では、部外者に貸すようなこともあるのかどうなのか、この2点確認したいと思えます。

以上。

議長（三田忠男君） 森議員、2点目の日赤関係はこの案件とは関係ないと思えますので、省略いたします。

答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 本件関係者は伊豆市の職員でございますが、私としても大変大きな教訓でございます。10月22日は衆議院選挙の開票日でございます。職員は、深夜近くまで開票作業をしており、そして台風通過の日でございますので、そのまま消防の待機として朝まで起きていた職員でございます。これは当然、だからといってこういった事故が許され

るわけではないのですが、管理者として、そのような状況において職員の管理をどのようにするか教訓とさせていただきたいと思います。

以上のような状況でございました。

議長（三田忠男君） 森議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、この事故について少しだけお伺いしたいと思うんですけれども、これを見ますと、脇見運転と書いてありますけれども、脇見運転でこんなところにぶつかりますか。これ居眠り運転でないかと思う。今、市長からもお話しあったけれども、これは完全に居眠り運転ですよ。書き方が悪い。脇見運転ではないと思います。脇見運転でこの絵ですよ、ここからここまで来て、ぶつかるまでわからないなんて、そんなことあるわけではないではないですか。これは訂正していただきたいと思います。

それで、今その職員が非常に徹夜勤務か何かしたというようなことで、そういう職員を次の日もこうやって車の運転をさせる、働かせるということは、これは労働管理上、大変問題だと思うんです。今、市長が教訓とするとおっしゃっていましたが、教訓だけではだめです。こういう連続十何時間かに20時間かわかりません、働かせているではないですか。そういうことはもう二度としませんとか、そういうことはないんですか。教訓だけではだめなんです。こういう労働管理が、職員をこうやって無理やり長時間にわたって働かせるということは、これはどういうふうに考えていますか。市長、お答えください。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） こちら事故の概要に専決処分書、脇見運転をしという記載をさせていただいております。これにつきましては、運転手本人から警察等の現場検証の結果、本人から脇見運転という報告を受けております。また、今回のような防災の関係での避難所へ詰めている、また対応している職員につきましては、今後、いろいろ防災、また総務のほうの担当と協議いたしました。このときは前日選挙ですので、職員のほぼ大多数が選挙をやり、広域避難所を開設していますので、広域避難所も市内の全箇所開設しておりました。今後、仮にこのような夜通し広域避難所等に派遣された職員、極力、次の日の業務に影響がない範囲で、半日または1日有休休暇をとって休んでいただくよう指導するという対応をとっていきたいと思います。

以上です。

議長（三田忠男君） 再度ありますか。

13番（西島信也君） いいです。

議長（三田忠男君） よろしいですか。

ほかにはございませんか。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

7番（杉山武司君） 杉山武司です。

5ページの図を見ますと、センターラインを割って非常に危険な要するに運転をしていることは確かであります。そして、先ほど市長が、要するに選挙の開票であるとか台風の対応に追われていて、長時間勤務になったということなんですけれども、本人がこれ脇見運転ということを行っていますけれども、実際は過労ですよ、過労運転。過労運転というのは、飲酒運転であるとか薬物運転、薬物を処置した運転と同等の要するに道路交通法の中では処分がなされるわけですし、一発取り消しになってしまうんです。このときに運転手は、要するにそれを知っていたかどうかわかりませんが、脇見運転という証言をして、それで通ったんですけれども、実際の中身については私は違うと思っています。こういった、要するに場合にするかというのと、やっぱり市としてその職員の健康管理も気をつけながら、仮眠施設等々の場も設けるなどの適切な措置をしておくことが必要かと思っておりますけれども、その辺のところはどうでしょうか。よろしくお祈いします。

それと、毎年毎年この専決処分の中で交通事故の専決処分がなされますけれども、直接これとは関係ないですけれども、今まだ未決であって、この損害額を精査中等々の案件というのはどのくらいありますでしょうか。よろしくお祈いします。

議長（三田忠男君） 後半の質問については、本件とは今回は関係ないと判断いたしますので、別件で調査ください。

答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 御指摘の点、重々、重要な課題だと思います。それで、こういった場合、極めてレアケースで、まさに選挙と台風が重なってしまったわけですが、責任感ある職員ほど自分の職責を果たそうとするんです。したがって、それを管理する側、人事管理する側が適切に休ませるなり、ほかの手段をとるなりということで、こういったことが繰り返されないようにしっかり対応策をとってまいります。

議長（三田忠男君） 再確認ありますか。ほかにはないでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 以上で報告第4号及び報告第5号を終わります。

報告第6号の上程、説明、質疑

議長（三田忠男君） 追加日程第3、報告第6号 専決処分の報告について（市有財産の管

理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定)を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長(菊地 豊君) 報告第6号は、市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額について、平成30年2月28日に専決処分したものでございます。

詳細について建設部長から説明をさせます。

議長(三田忠男君) 本件について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長(山田博治君) それでは、私から、報告第6号についての補足説明をさせていただきます。

追加議案書の10ページをお願いします。

この事故は、議会の初日に報告第1号で報告いたしました場所と同じ場所と時間の事故でありまして、報告第1号の1台と今回の2台が関係する事故でありました。

平成29年11月24日、金曜日に午前10時59分ごろ、場所は、初日申しましたように、市道熊坂ニュータウン線の幸泉荘より熊坂方面に下った堀切93番地の北東180メートル地点を走行していきまして、そこに市有地に生えています気が強風により落下し、車両にぶつかり、専決処分の記載の方のフロントガラスの破損、上部屋根のへこみ、左サイドミラーが破損したため、その修理代金66万6,408円を支払うという内容でございます。

この事故に伴う和解につきましては、平成30年3月2日に示談が成立しました。また、報告第1号でも話ししましたけれども、この事故となりました落木は、市道ののり面に生えていた雑木が風の影響により折れ、市道に落木したと見られ、現在はその周辺の市道のり面の雑木を伐採し、落木がないように対応しております。

以上、報告終わります。

議長(三田忠男君) 以上で説明が終わりました。

ただいまの説明に対し確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(三田忠男君) 発言なしと認めます。

以上で報告第6号は終わります。

報告第7号の上程、説明、質疑

議長(三田忠男君) 追加日程第4、報告第7号 専決処分の報告について(盗難事故に伴う和解)を議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 報告第7号は、消防団の備品等の盗難事件に伴う和解について、平成30年3月12日に専決処分したものでございます。

詳細について総務部長から説明をさせます。

議長（三田忠男君） 本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第7号の補足説明をさせていただきます。

議案書の16ページをお願いいたします。

報告第7号につきましては、こちらにつきましては、まず概要ですが、消防団の詰所等から盗難事故がありました。それについての専決となります。

まず、平成29年12月1日ころから市内の消防団詰所において盗難が相次いで発生いたしました。12月16日に容疑者が逮捕され、今回被害額が明らかになり、これにつきまして3月13日に示談が成立したもので報告させていただくものでございます。

相手方は、本件示談におきまして、まず逮捕容疑となりました第7分団城支部からから窃取した被害品、発電機になるんですが、こちらにつきまして、まず市に返すようにということと、余罪について62万3,400円の支払い義務があるということを確認、この3月末までに市の指定口座に振り込むこと、これらが主な和解の内容となっております。

以上でございます。

議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し確認事項等がございましたら発言を許します。

発言はありませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は2点お伺いしたいと思うんですけども、1点目は、要するに消防団詰所から備品等が盗難に遭ったわけですね。全部で10カ所ぐらいやられたということなんですけれども、消防団詰所はポンプ車なんかは鍵をかけておかないということがあるわけなんですけれども、倉庫のですね。今後、こういうこともまた出てくる可能性があると思うんです、そういう不心得者が、鍵がかかっていないから取っちゃえという。こういう再発防止、こういうのはどういうふうに考えているかということをお伺いしたい。

それから、もう一点ですけども、この相手方は住所不定ということですね。どこに住ん

でいるかわからないという、こういう方ですね。それで、発電機を返すとか、被害品の購入価格の62万幾らを3月末までに返すというお話ですけれども、本当に返してくれるんですか、この人。この人は、伊豆市だけでないと思います。もう本当に静岡県中かどうかわかりませんけれども、非常にたくさんやっていると思います。こんな住所もわからないような人に、そんな3月末までに郵便で、郵便ではない、銀行振込をすとか、そんなことは確かなんですか。もしも、これ返さなかったらどういうふうになるんですか。そこら辺はどういうふうにお考えかお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、再発防止ということでございます。

この昨年12月1日ころから何日かにわたって発生しておりましたので、そのときに各消防団、区のほうとしっかり話をして鍵をするようにと、その鍵の管理とかあり方につきまして、それぞれの団のほうに一任をしているということでございます。

あと、この示談の内容につきまして、まず和解内容、16ページの和解内容の2の回収できる盗難品については転売先に対し買い取り額を払い、市長に被害品を返却すると、これにつきましては返ってきております。また、3の62万3,400円につきましても、3月14日に入金を確認しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再確認ありますか。

よろしいですか。

13番（西島信也君） いいです。

議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

この事件はあれですか。犯人がつかまるまでわからなかったんですか。伊豆市の防犯体制は非常に脆弱だと僕は思っていますけれども、いつもよく言うのは、防犯カメラ、今まで5台あったんです。今度5台ふやすといっても、いや、これ防犯のためのカメラではないですよ。追加される5台はごみ捨て場、これは防犯になるかもしれないですけれども、これ物品事故だったからいいようなものの、不審者がうろろしている。城あたりは当然不審者がうろろしている。私のいる瓜生野あたりでも不審者がうろろしていると、全く防犯体制の脆弱性が指摘できると思うんですけれども、まず1つ、これは事前に盗難があったということがわかったのかどうなのか、犯人がつかまってやっとわかったのかどうなのか、その辺の管理状況を伺いたいです。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） 何回かにわたってやはり盗難がありまして、その都度確認をさせております。都度都度、警察のほうにも被害届を出しております。ただ、その時点ですぐに鍵をかけると言いましても、先ほど西島議員もおっしゃったように、緊急時に出勤しなきゃならないと、常時鍵をかけておけないものですから、まずは警察の方にも見守っていただき、分団としても鍵をかけるような方策を対応してくださいということで、若干時間はかかったんですが、現在はしっかり鍵をかけて、そのあけ方ですね、それもしっかり誰が行ってもあけられるように情報を持つように言ってございます。その都度都度、犯人が逮捕されてからではなく、その前から被害届を出しておりました。

以上です。

議長（三田忠男君） 確認ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） 今もちょっと言いましたけれども、伊豆市の防犯体制の脆弱さというのは、もう極端なんです。例えば私が瓜生野にも不審者がいるよと、そう言えば、やっぱりそういう、はっきり言って警官から聞くんです。だから、予防措置が全くされていないんですけれども、ここでどういう言ってもしょうがないから、もうちょっと、今もう犯人を捕まえるのも防犯カメラが常識なんですから、各地区に数台ぐらい設置するように進めてもらいたいと思います。

以上、終わります。

議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第7号を終わります。

ここで議事の都合によりまして、昼の休憩にしたいと思います。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第5、議案第42号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第42号 公共用地取得事業特別会計補正予算（第2回）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、公共事業の代替用地取得事業について、年度内執行が困難と見込まれるために繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

詳細について総務部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） ここで補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、議案第42号の補足説明をさせていただきます。

議案書の18ページをお願いいたします。

この経費につきましては、6月補正でお願いしました、当時の新中学校用地の契約済みの土地と県道熱海大仁線の県の買収による余剰地の先行取得に伴う経費として4,030万円を補正させていただきました。そのうち新中学校用地の契約分につきましては、既に執行済みとなっております。1,427万4,000円余りです。

あと、今回、明許でお願いいたしますのは、県道熱海大仁線の県による買収の余剰地の取得でございます。こちらの用地の取得につきましては、昨年末、本年に入ってから地権者の方と用地の取得について交渉を行ってきました。この対象地の一部が、市が実施します駅前柏久保線改良工事に伴い移転をお願いしている方がいます。その方から駐車場用地として、その余剰地の一部を取得したいというような申し出がございました。結果、この一部、駐車場用地としての申し出への対応、またそうなった場合、分筆等が必要となってきますので、それなどの対応を考慮しますと、年度内での売買契約、所有権移転登記等が見込めないことから、今回、2,602万7,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上です。

議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第42号 平成29年度伊豆市公共用地取得事業特別会計補正予算（第2回）を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第6、議案第43号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第43号 下水道事業特別会計補正予算（第3回）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事業務委託など2件について、年度内執行が困難と見込まれるために繰越明許費の設定をお願いするものです。

詳細について建設部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから、議案第43号の補足説明をいたします。

本補正予算は、次年度への繰り越しをお願いするものですが、本来、今議会当初議案にして審議をいただくということでした。事務処理の失念により追加議案となっしまい、まことに申しわけございません。

それでは、追加議案の説明をいたします。

議案書の20ページをお願いします。

まず、湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事委託料と柏久保の県道熱海大仁線交差点部の下水道管渠工事の2件の繰り越しをお願いするものでございます。

まず、繰り越しの理由としましては、湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事の委託料ですが、入札の不調が続いたことにより工期の延長が必要になったこと、それと施設改修の全体計画の中で工事執行手順、年度間の調整が必要になり、その作業に時間を要したためであります。また、下水道管渠工事につきましては、県道熱海大仁線交差点部の土地協議の影響に

よるものでございます。

まず、内容でございますが、湯ヶ島クリーンセンター改築更新工事委託料でございますが、1つ目は、電気設備工事でございます。劣化の進行している計装機類を今回工事に追加するため繰り越しをお願いするものでございます。繰越事業費としましては1,800万円、完成は5月末を予定しております。

2つ目は、建築工事でございます。沈砂池ポンプ等の躯体を保護するための外壁塗装、屋根防水等の改修を追加することにより、繰り越しをお願いするものでございます。繰越事業費としましては3,140万円、完成は9月末を予定しております。

電気と建築を合わせまして、繰越事業費は4,940万円でございます。

次に、柏久保の県道熱海大仁線交差点部の下水道管渠工事でございますが、県道改良工事により現道の処理等の協議、現道と今、改築はクランクを直すということで、その用地を取得して県は工事を進めるんですけれども、今ある現道につきまして、県の考えは払い下げ等の考えもあるということで、その協議が、相手方もいますけれども、その協議がまだ協議中でありまして、それによりまして下水道管がそこに今入っております。もし払い下げとする場合になりますと、管を移設しなければいけないものですから、その辺の再検討が生じるおそれがあるものですから、年度内完了が見込めなくなったため繰り越しをお願いするものでございます。事業費としましては160万円、完成は5月中旬を予定しております。

以上で補正予算、繰越明許につきまして補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひします。

議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 森良雄です。

議案第42号 公共用地取得事業特別会計補正予算について質問させていただきます。

まず、150万円の工事のボリュームはどのぐらいなのか伺いたい。

議長（三田忠男君） 下水道、議案第43号です。

15番（森 良雄君） 今、何やっているのか。

議長（三田忠男君） 議案第43号。

15番（森 良雄君） 43ね、ごめんなさい。

すみません、議案第43号について質問させていただきます。

150万円のほうの工事のボリュームを伺いたい。

次に、4,940万円のほうの、これ入札やったというようなお話なので、入札の内容、参加業者、それから予定価格、落札価格が幾らなのか伺いたい。

以上です。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

建設部長（山田博治君） まず、160万円のボリュームですけれども、契約額は226万8,000円になります。工事内容は、管渠工、塩化ビニール管の径200が17メートル、あと1号マンホール1カ所、あとますと取り付け管が1カ所になります。この160万円というのは入札しまして前払い金を払った残、前払い金を90万円払ったものですから、160万円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、4,940万円のほうでございますけれども、この事業は上下水道課のほうから日本下水道事業団のほうへ委託しておりますので、予定価格とかその辺の入札参加とかというのは、今資料を持っていないものですから、ただ、契約は、建築につきましては加和太建設に発注をしております。今、きょう話しました追加工事、外壁とか屋根防水につきましては、今議会承認得た後、別発注を考えております。

あとは電気工事のほうは、今、発注している工事の歩金を払っておりまして、歩金だと9割払うものですから、1割を繰り越し、そして先ほど申しましたように、追加工事、計装機類の発注を400万円考えております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第43号 平成29年度伊豆市下水道事業特別会計補正予算（第3回）を採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第7、議案第44号 伊豆市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第44号 伊豆市教育委員会委員の任命について提案理由を申し上げます。

本議案は、現在1名が欠員となっております委員の補充として野田美保子氏を、また現在委員であります植松真由美氏が本年5月11日をもって任期満了となりますことから、その後任として上田祥史氏を新たに教育委員としてお願いするもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

野田美保子氏は、ピアノの先生をされていて、教室を主宰される傍ら、長年、伊豆市文化協会での活動や教育学習の音楽系の講座への御協力をいただき、伊豆市の文化振興、社会教育に御尽力をいただいております。特にボランティア活動として、市内こども園での読み聞かせと演奏会、子育て中の保護者の方々との音楽活動など、子供たちの健全育成にも積極的に活動していただいております。平成23年度には修善寺小学校のPTA副会長としても御尽力いただきました。地域住民の皆さんからの信頼も厚く、適任者であると判断をいたしております。

なお、任期は議会の同意をいただいた日から平成33年、2021年5月11日まででございます。

次に、上田祥史氏でございますが、長年、地域の子供会活動に積極的にかかわり、青少年の健全育成に取り組まれ、月ヶ瀬小学校のPTA会長を務め、PTA会長就任時は積極的に教育、スポーツ、地域活動などに関し児童や保護者との連携に努められ、子供たちの健全育成に尽力いただきました。また、地域の役員や生涯学習推進委員、地区体育委員なども歴任していただくなど、地域住民の方々からの信頼も厚く、適任者であると判断いたしました。

任期は、本年5月12日から2022年5月11日までの4年間となります。

御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

1点だけお伺いいたしますけれども、この履歴のところを変な、変じゃないかと思うところがありまして、野田美保子さんの上から1、2、3、4、5、最終学歴が武蔵野音楽大学音楽学部楽器科と書いてありますけれども、楽器科というのは、これ変じゃないかなと。私の知り合いの子供さん、武蔵野音楽大学音楽学部に行った人がいるんです。その人は器楽科というところへ入ったんです。だから、声楽科とか器楽科とか、そういうことではないですか。楽器科というのは、何だか楽器を売っているような感じでおかしいと思うんですけれどもどうでしょうか、お伺いします。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

教育部長。

教育部長（金刺重哉君） 大変失礼をいたしました。本人からいただいております学歴も音楽部器楽科が正式名称でございます。訂正しておわび申し上げます。器楽科が正しい卒歴でございました。失礼いたしました。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。よろしいですか。

13番（西島信也君） いいですよ。

議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案については委員会付託を省略することに決定いたしました。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、運営規程に従い省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第44号 伊豆市教育委員会委員の任命については、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第44号、野田美保子さん及び上田祥史さんの伊豆市教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第8、議案第45号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第45号 工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

旧湯ヶ島小学校耐震改修事業に係る工事請負契約について、本年3月15日、小野建設株式会社伊豆営業所と消費税込み2億3,652万円で仮契約を締結いたしました。本契約を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について総務部長に説明させます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第45号の補足説明をさせていただきます。

まず、この工事の予算についてですが、これは平成29年12月議会で継続費の補正をさせていただきました。そのときに総事業費として5,900万円の増額をお願いし、平成29年度の予算額を1億7,080万円、平成30年度を1億6,620万円の補正をお願いいたしました。

この補正をする前に、全員協議会におきまして湯ヶ島小学校の改修の概要について説明をさせていただきました。その折、今回増額になる理由としまして、エレベーター棟の増築や耐震工事の必要性などを説明させていただき、事業費を増額したものでございます。

今回のこの請負契約の締結につきまして、まず契約の方法でございますが、これは制限付き一般競争入札による入札を行っております。制限付きの制限の部分でございますが、まずこの工事につきましては単体の企業もしくは共同企業体での参加2通りを示しました。

まず、単体の場合の資格要件としまして、伊豆市内に主たる営業所または入札及び契約等の権限の委任を受けた支店、営業所を有する事業者であると、かつその事業者につきましては伊豆市が格付しておりますA等級である者、これがまず単体での参加の要件。

もう一点、共同企業体の資格要件としましては、まず代表構成員につきましては、先ほどの単体の場合と同じ要件、また構成員以外の者が要件としまして、伊豆市内に主たる営業所を有する者、そして格付等級がA、B、C等級の者という制限を付して入札に付しました。

その結果、3月12日の入札の結果でございますが、全社、全部で8社の参加がございました。予定価格につきましては、税抜きで2億3,726万2,000円、落札金額が2億1,900万円、小野建設株式会社伊豆営業所でございます。この請負比率が0.92303でございます。

よって、契約金額につきましては、税込みで2億3,652万円となるものでございます。

以上で補足説明を終わります。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第45号 工事請負契約の締結について質問させていただきます。

落札率0.92、92%、非常に高額の落札率だと思います。工事内容、これ、エレベーターなんか入るんですか。そこをまず確認したいです。

それと、この旧湯ヶ島小学校の工事というのは、これで終わりなのかどうなのか、今後どういうのが考えられているのか。

それと、主たる工事がどうも耐震ということなんで、どんな耐震工事をするのか伺いたいと思います。

以上。

議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、工事の概要でございますが、現在の小学校の西側の校舎をまず解体いたします。東側の校舎について耐震補強と各教室、廊下、トイレ等の改修を行います。また、先ほど議員おっしゃられました増築部分につきましては、エレベーター棟を増築すると、体育館と玄関を結ぶ通路、屋根がついた通路を増築するというようなことでございます。

また、外構としまして東側校舎解体した後は、アスファルト舗装により駐車場に使えるようにするものでございます。

今回の改修で終わりかということですが、建物自体についての改修は終わりますが、まだ将来的にグラウンドを含めた外トイレ等の計画がまだ地元と最終的に調整されておりません。今後、地元の方とこの旧小学校の使い方、最終的にどのような外を整備したいかということとを協議しながら考えていきたいと思いますが、基本的にはこの建物周りにつきましては終わりでございます。

耐震でございますが、1階、2階の教室全部ではないんですが、補強の仕方としましては、窓に鉄骨でブレースを組むところですね。鉄骨でブレースを組んで耐震をしていくと、そういう工法になります。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番、森良雄議員。

15番（森 良雄君） エレベーターもこの契約の中に入っているというふうに理解してよ
ろしいですね。エレベーターはなぜ小野建設にやらせるのか、その辺の考え方を伺いたい。
専門業者があるはずだということ。

議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この工事の中でエレベーター棟も増築してエレベーターを設置
するものでございます。このエレベーターにつきましては、この改修工事一体の工事の中の
一部と捉えておりますので、建築工事として発注しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

ほかに。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、森議員からの質疑があったわけですがけれども、まず、この契約の目的が、旧湯ヶ島小
学校の平成29年度旧湯ヶ島小学校耐震改修工事と言っているわけですがけれども、去年12月に
提出された要するに継続費の補正ですね、そのときには説明では、私の聞いた限りでは、
エレベーターをつけるよと、それから外構工事をやるよということが聞いているんですけれ
ども、耐震改修というのは、私聞かなかったような気がするんですけれども、それで、耐震
改修が必要になったからということだと思っただけなんですけれども、それ1点。必要だといふこと
なんですね、それ1点お伺いします。

それから、この契約金額が2億3,600万円余りなんですけれども、これの予算というのは
どこにあるんでしょうか、予算。平成29年度にその予算があるんですか。平成29年12月20日
提出された継続費の中では、平成29年度は年割額1億7,080万円となっていますね。2億
3,600万円のほうがずっと多いわけですがけれども、これはどういうことでこういうことにな
る。今、平成29年度も3月ですすぐ終わりですから、これ幾ら工事契約をやってしたといた
って、そんな1週間かけてこれができるわけないと思うんですけれども、繰り越しにはなる
と思うんですけれども、少なくとも平成29年度と銘打ってある限りは、平成29年度に予算が
なければおかしいと思うわけですがけれども、この予算はどこから持ってきた予算なんしょ
うか、その2点お伺いします。

それから、もう一点、3点目ですがけれども、平成29年12月に提出した継続費では、平成29
年度と平成30年度、平成29年度が1億7,080万円、年割額が。平成30年度が1億6,620万円に
なっていますけれども、ここら辺がよくわからないんです。平成30年度からこれを持ってき
ているのか、平成30年度の予算から持ってきているんでしょうかということなんです。何だかよ

くわからない。何が何だかわからないから、これを説明してください。とりあえず、平成29年度にこの2億3,652万円というお金があるのかなのかお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） まず、今回のこの改修工事と同時に、耐震補強工事を実施するんですが、耐震の必要性があるかということですが、実施設計の段階で耐震診断をやっておりまして、耐震の必要があるということで、今回工事のほうをやるものでございます。

また、予算についてですが、先ほど議員もおっしゃられましたように、12月の議会での補正額、合計3億3,700万円の平成29年度、平成30年度の継続費を設定させていただいております。そのうち、既に幼稚園改修とプールの駐車場の整備が終わっております。こちらは6,560万円程度の既に実施済み、そうしますと3億3,700万円から残額として2億7,100万円程度がまだ予算上残っていると。今回の契約の2億3,652万円につきましては、平成29年、平成30年の継続費を設定してございますので、その継続費の範囲で契約が当然できるというものでございます。

そのうち、平成29年度の執行額としましては、40%の前払い金、この相当額として9,460万円の執行を予定しております。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 私もよく詳しくないからあれなんですけれども、要するに継続費を設定していれば、平成29年度の契約ということで、両方合算してやっていいということですね、そういうことなんですか。平成29年度に年割額は、平成29年度に1億7,080万円、年割額というのは平成29年度に使うのは1億7,080万円、平成30年度が1億6,620万円と、こうなっているわけですね。平成30年度に使うのは1億6,000万円、合算して平成29年度と言ったらこれおかしいんじゃないですか。平成29年、平成30年度とすればわかるけれども、何で平成29年度とここで銘打ったんですか、ここで。それは、私はおかしいと思います。おかしくないですか、それをお伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） これまでも工事について継続費を設定させていただいた場合、これは複数年度にわたる工事の場合は、各2年なり3年なりの年割の年度額を設定し、総額は総額と設定し、工事の契約はその総額で締結しています。それぞれの年割額というのは、各年度に予算執行する額ですので、今回2億3,652万円で契約したうちの平成29年度、先ほど申しました平成29年度の執行額、これがもう終わっている幼稚園プール合わせて1億6,000

万円程度が平成29年度の執行額となります。年割額が1億7,080万円ですので、その差額約1,000万円につきましては、平成30年度へ逐次に繰り越されるということで、通常業務委託なんかの場合も、債務負担を組ませていただいて、3年分を契約するために債務負担を2年なり3年なり設定させていただいています。今回のように、工事なんかの場合は2年間にまたがるということで継続費を設定させていただいて、その継続費の総額で入札なり契約を行うということで、今回のこの湯ヶ島小学校の改修工事が特別な予算の執行というわけではございません。

以上です。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

13番（西島信也君） 私はおかしいのではないかなと思うんですけども、そうしますと、これを使うと、あと幾ら残っているわけですか。もう既にこの平成29年度分は6,500万円は使っちゃっていると今お話がありましたね、さっき。そうすると、残っているお金は四、五千万円、全部の平成29年度、平成30年度を足した3億3,700万円からすると、もう残り余らないんですけども、また追加なんていうことはないんでしょうね。どうですか、これで終わりですか、このあれにつきましては、湯ヶ島小学校・幼稚園の整備については、これで後からふえるなんていうことはないんでしょうね。それはどうですか、お伺いします。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（伊郷伸之君） この校舎とその校舎周辺の外構につきましては、この継続費の予算の範囲で当然執行する予定で、新たに、先ほども答弁したとおり、予定はございません。

ただ、グラウンドとか外全体を含めてまだ未確定の部分がありますので、それらにつきましては、今後地元との協議の中で、また予算等のお願いをするかもしれませんが、事この校舎とその周りにつきましては、継続費の中で執行する予定でございます。

先ほど申したとおり、平成29年度の年割額1億7,080万円に対して、今回前払い金と既に執行済みの額合わせても1,000万円程度がまだ平成29年度額予算に対して残りますので、それは平成30年度へ逐次に繰り越させていただくということで、総事業費3億3,700万円の中で執行していく予定でございます。

以上です。

議長（三田忠男君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御

異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

すみません、反対か賛成か、反対討論ですね。

ほかにご覧いませんか。よろしいですか。

それでは、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第45号 工事請負契約の締結について反対させていただきます。

落札率92%、非常に高い落札率ということと、それとエレベーターをなぜ、小野建設だったね、小野建設にやらせるのか。一般に一般建設工事と、こういう特殊なものは専門業者に頼んだほうが安く上がるというのが通例だと思います。残念ながら全て小野建設に工事させているということで、少しでも安くしようという努力が全然見えない。

よって、反対させていただきます。

議長（三田忠男君） ほかに討論ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、以上で討論を終結いたします。

これより議案第45号 工事請負契約の締結についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（三田忠男君） 追加日程第9、議案第46号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

市長（菊地 豊君） 議案第46号 工事請負契約の変更について提案理由を申し上げます。

この契約は、平成29年9月12日に議決いただきました管渠布設工事（大平地区第1工区）請負契約であります。

推進工事の工法を見直し、また工事の延長をすることにより工事費がふえ、2億2,600万800円となり、1,810万800円の増額をするために、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

変更の内容について建設部長に説明をさせます。

議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

提案理由の説明に関して補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

建設部長（山田博治君） それでは、議案第46号の補足説明をさせていただきます。

追加議案書の27ページをお願いします。

本工事は、今、市長述べましたように、昨年9月12日に議決いただきまして請負業者は土屋建設株式会社伊豆営業所で、当初の請負額は2億790万円でございます。

主な変更内容でございますが、議案書の28ページをお願いします。

28ページの北側、修善寺方面に黒く塗ったところがありまして、推進工法変更とありますけれども、ここは12月議会で説明しました推進工法の推進機種を見直す箇所であります。当初は、250ミリの推進機械を使う予定でしたけれども、転石等の80センチとか大きい転石が出たものですから、300に変更し、施工延長は60.3メートルとなります。

次に、南側のラフォーレ入り口のところになります。ここは開削工事の追加になります。ここは、国道の下水道整備の推進を図るため開削工を延長し、88.5メートルの追加になります。これによりまして、国道136号のラフォーレ入り口の交差点先まで下水道管が布設されることになります。

以上の変更により1,810万800円の増額となり、総額で変更請負額は2億2,600万800円となります。

また、工期につきましては、平成30年7月20日まで延ばすこととなります。

以上、変更につきましの補足説明とさせていただきます。よろしくをお願いします。

議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森良雄君登壇〕

15番（森良雄君） 15番、森良雄です。

議案第46号、質問をさせていただきます。

転石が出てきたと、キリハのこれ径だと思いうけれども280ミリを300にしたということです。300にした理由、だから工事費が上ったのか、280では推進できなかったのかどうなのか。

それと、これの当初予算は幾らだったのか教えてください。

以上です。

議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（山田博治君） 今、300と250、300という話ですけれども、12月のときに説明しましたけれども、当初は200ミリの推進の工法で穴をあけていく予定でしたけれども、それでマンホールを掘るときに、掘ったときに800の転石、大きい石が出ました。250の推進工だと、200ミリの石までは削れますけれども、それ以上は進まないという状況なものですから、300の口径の推進工に変更して掘っていくということで、その分の増額になります。

当初予算は幾らだったのか、今、資料を持ち合わせていないものですから、後ほど当初予算のほうは調べて報告します。

議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

15番（森 良雄君） ない。

議長（三田忠男君） ほかに質疑ございませんか。

〔発言する人なし〕

議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第46号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

議長（三田忠男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思いま

す。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（三田忠男君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

これをもちまして、平成30年第1回伊豆市議会定例会を閉会いたします。

皆様方には、長い期間、慎重に御審議いただきましてまことにありがとうございました。

お疲れさまでした。

閉会 午後 1時48分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 小 長 谷 順 二

署 名 議 員 小 長 谷 朗 夫